

大野町都市計画マスタープラン

大野町の都市計画に関する基本的な方針



平成29年9月
大 野 町

大野町民憲章

わたしたちは大野町民として
自然にめぐまれた郷土を愛し、
ゆたかな住みよい町づくりのために
憲章とともに進みましょう。

1. わたしたちは、健康で楽しい家庭をつくりましょう。
1. わたしたちは、教養を高め郷土の文化を育てましょう。
1. わたしたちは、仕事に誇りと責任をもってはげみましょう。
1. わたしたちは、ともにしあわせになるよう助けあいましょう。
1. わたしたちは、きまりを守り明るい町を築きましょう。

町長あいさつ



大野町では、平成9年度に都市計画に関する基本的な方針として「揖斐3町都市計画マスタープランー大野町ー」を策定し、今日のまちの姿を形成してきました。

しかし、策定から約20年が経過し、人口減少社会の到来、少子高齢化の急速な進展、厳しい財政運営など、まちを取り巻く環境が大きく変化し、そうした時代の変化に的確に対応することが求められています。また、平成31年度に予定されている東海環状自動車道（仮称）大野・神戸インターチェンジの開設を見据えた中で、この大きなチャンスを活かし、まちの活性化を図るためには計画的なまちづくりがこれまで以上に必要となっています。

これらの課題に対応するため、町では、平成26年度に大野町第六次総合計画を策定し、将来を担う次世代の人材を育み、持続可能なまちづくりを推進しています。

本都市計画マスタープランでは、これまでのまちづくりに関する基本姿勢を継承しながら、町の成長、発展に向けた東海環状自動車道（仮称）大野・神戸インターチェンジ周辺の土地利用や地域別のまちづくりの基本目標などを定めました。そして、町民、事業者、行政等がまちの将来都市像を共有し、連携しながら活力ある地域社会の実現ができるように、基本理念である「自然の中に 都市機能が調和した 住みやすいまち おおの」の推進に取り組んでまいりたいと考えておりますので、皆様のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、本計画策定にあたりまして、貴重なご提言をいただきました皆様並びに関係各位に対しまして心より感謝申し上げます。

平成29年9月

大野町長 宇佐美 晃三

目 次

序章 はじめに

1. 策定の背景と目的	3
2. 都市計画マスタープランの計画期間	3
3. 都市計画マスタープランの位置づけ	3
4. 都市計画マスタープランの役割と構成	4

第1章 大野町の現況

1. 広域的条件	7
(1) 社会情勢の変化	7
(2) 広域的な位置づけ	8
2. 上位・関連計画	9
(1) 大野町第六次総合計画	9
(2) 大野町グランドデザイン	11
(3) 揖斐都市計画区域マスタープラン	16
(4) 大野町人口ビジョン	20
(5) おおの創生総合戦略	22
(6) 都市再生整備計画	24
(7) 大野町道の駅基本計画	26
3. 大野町の現況	28
(1) 自然条件	28
(2) 歴史的条件	28
(3) 人口・世帯	29
(4) 産業	32
(5) 土地・建物利用	36
(6) 都市施設の状況	48
(7) 市街化動向	52
(8) 交通体系	54
(9) 災害の危険性	57
(10) 土地利用規制	59
(11) 財政力指数	59
(12) 住民意向調査	61

4. まちの特性とまちづくりの方針	65
(1) 人口・世帯数	65
(2) 産業	65
(3) 土地利用	66
(4) 都市施設等	66
(5) 都市環境	67

第2章 全体構想

1. まちづくりの基本理念と基本目標	71
(1) 基本理念	71
(2) 将来都市像	72
(3) 基本目標	73
(4) 将来都市構造	75
2. 将来像実現のための主要課題	78
3. 都市整備の方針	79
(1) 土地利用の方針	79
(2) 都市施設等の整備方針	82
(3) 都市防災の方針	88
(4) 都市環境形成の方針	88
(5) コンパクトで機能的なまちづくりの方針	88
(6) 主要なプロジェクト等の整備方針	89

第3章 地域別構想

1. 地域区分	95
2. 大野町第1区	96
(1) 地域の概況	96
(2) 地域の特性等	97
(3) まちづくりの課題	99
(4) まちづくりの方針	100
3. 大野町第2区	104
(1) 地域の概況	104
(2) 地域の特性等	105
(3) まちづくりの課題	107
(4) まちづくりの方針	108

4. 大野町第3区	112
(1) 地域の概況	112
(2) 地域の特性等	113
(3) まちづくりの課題	115
(4) まちづくりの方針	116
5. 大野町第4区	120
(1) 地域の概況	120
(2) 地域の特性等	121
(3) まちづくりの課題	123
(4) まちづくりの方針	124
6. 大野町第5区	128
(1) 地域の概況	128
(2) 地域の特性等	129
(3) まちづくりの課題	131
(4) まちづくりの方針	132
7. 大野町第6区	136
(1) 地域の概況	136
(2) 地域の特性等	137
(3) まちづくりの課題	139
(4) まちづくりの方針	140

第4章 実現化方策

1. 実現化に向けた取組・体制	147
(1) 基本的考え方	147
(2) 都市づくりの推進体制	148
(3) 各種事業制度および規制・誘導手法等の活用	150
2. 地域別実現化の方策	152
(1) 大野町第1区	152
(2) 大野町第2区	152
(3) 大野町第3区	153
(4) 大野町第4区	153
(5) 大野町第5区	153
(6) 大野町第6区	154
3. 都市計画マスタープランの進行・管理	155
(1) 各事業等の進行管理と評価	155
(2) 都市計画マスタープランの見直し	155

参考 地域別構想の現況整理

1. 大野町第1区	参考- 3
2. 大野町第2区	参考-11
3. 大野町第3区	参考-18
4. 大野町第4区	参考-25
5. 大野町第5区	参考-32
6. 大野町第6区	参考-39

巻末資料

1. 用語の解説	巻末資料- 3
2. 策定経過	巻末資料- 8
3. 大野町都市計画審議会	巻末資料- 9
4. 諮問書・答申書	巻末資料-11

序章 はじめに

序章 はじめに

1. 策定の背景と目的

都市計画マスタープランは、都市計画法第 18 条の 2 に基づき、本町の都市計画に関する基本的な方針を定めるものです。

本町では、大野町都市計画マスタープラン（平成 9 年度（1997 年度））策定から約 20 年近くが経過し、その後、少子高齢化の進展、環境問題の顕在化、財政危機などの社会経済状況の変化や総合計画をはじめとする上位関連計画等の改定、東海環状自動車道の整備など、計画を取り巻く状況が大きく変化しています。

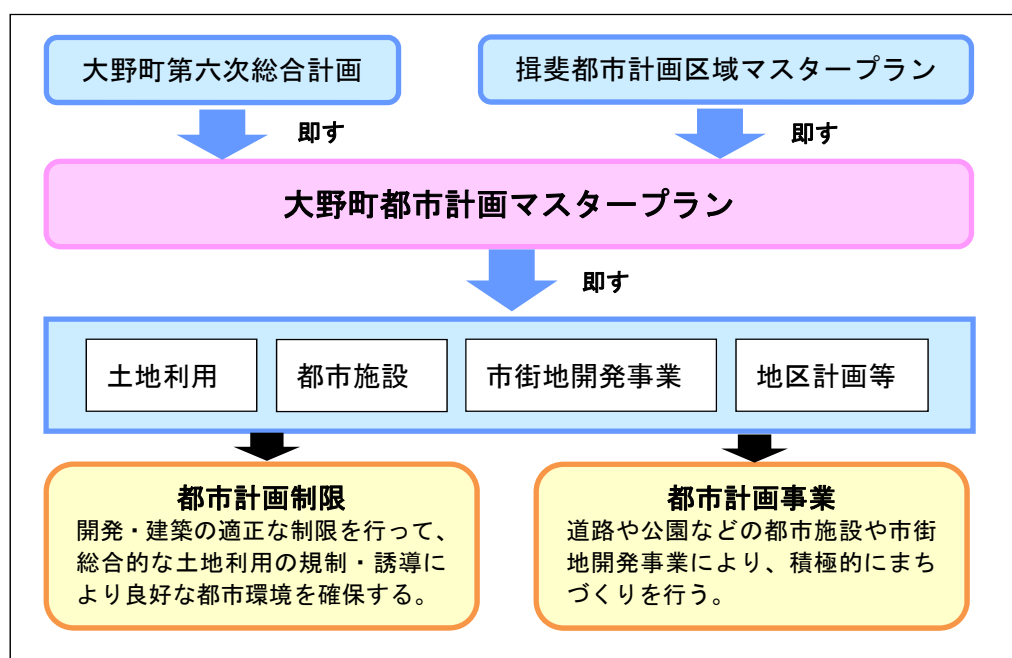
そのため、社会環境の変化や総合計画などの上位計画および関連計画の内容を踏まえ、本計画では、まちの将来像やまちづくりの方針およびその実現のための方策を示し、今後の都市計画の指針となることを目的として作成します。

2. 都市計画マスタープランの計画期間

計画期間は、今後 20 年間を見据えるなかで、平成 29 年度（2017 年度）を基準として平成 46 年度（2034 年度）までの 18 年間とします。ただし、今後の社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

3. 都市計画マスタープランの位置づけ

都市計画マスタープランは、「大野町第六次総合計画」や「揖斐都市計画区域マスタープラン」に即して定めた本町の都市計画に関する基本的な方針です。本町が定める都市計画または各種都市施設の整備などは、このマスタープランに即して行われます。



図序-1 都市計画マスタープランの位置付け

4. 都市計画マスタープランの役割と構成

(1) 都市計画マスタープランの役割

① まちづくりの方針の明確化

岐阜県の都市計画に関する方針や大野町第六次総合計画で示された将来像の実現に向けて、本町の都市計画に関する基本的な方針を明らかにします。

② 町が定める都市計画決定の根拠

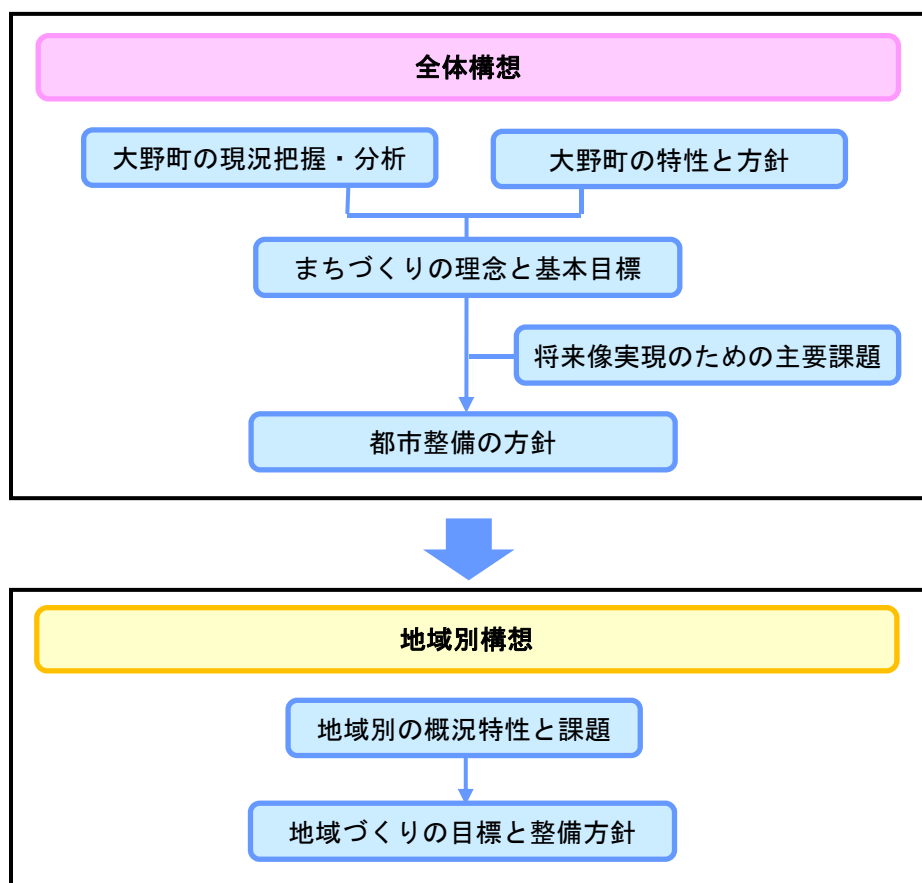
町が定める都市計画は、都市計画マスタープランに即した計画である必要があります。そのため、本計画は、本町における土地利用および都市施設などの個別の都市計画を決定・変更をする際の根拠となります。

③ まちづくりに対する住民の理解の促進とまちづくりを進めるための指針

様々な社会構造変化、自然災害リスクのなか、持続可能で活力ある地域づくりを進めるため、まちづくりに対する住民の理解の促進とまちづくりを進めるための指針となります。

(2) マスタープランの構成

都市計画マスタープランの基本的な構成は、都市全体の将来ビジョンや土地利用、都市施設などのあり方を示す「全体構想」と、地域ごとの市街地像やまちづくりの考え方、整備の内容・方策など示す「地域別構想」の2つの構成からなります。



図序-2 都市計画マスタープランの構成

第1章 大野町の現況

第1章 大野町の現況

1. 広域的条件

(1) 社会情勢の変化

都市計画を取り巻く環境は、日本の総人口が減少に転じたことをはじめ、高齢社会の到来や地方分権の進展などの社会情勢が、大きく変化しています。

1. 人口減少・少子高齢化の進展

県内では人口が平成52年（2040年）までに1,576,183人（平成12年（2000年）比マイナス53万人）へ減少すると推計されています。この数値は1955年（昭和30年）とほぼ同じ数値となっていますが、当時、総人口の33%を占めていた年少人口（0～14歳）が11%に減る一方、10%に満たなかった老年人口（65歳以上）の割合が36%に上昇するとされており、総数は同じでも年齢構造は「超少子高齢化」となると予測されています。（岐阜県人口ビジョン：平成27年（2015年）10月より）

2. 地球規模の環境問題への対応

地球温暖化やオゾン層の破壊など地球規模の環境問題がますます深刻化する中、環境問題に対する人々の意識・関心も急速に高まっています。環境問題への取り組みは喫緊の課題であり、省エネ・省資源対策や都市における緑の保全・緑化の促進、住民・企業・行政が一体となった環境問題への取り組みの実践、さらには低炭素社会の形成など、自然を生かしながら自然と共生した持続可能な循環型のまちづくりへの転換が求められています。

3. 集約型都市構造の形成

都市機能の郊外へのスプロール化が進み、新たな社会基盤の整備や維持管理など、都市運営にかかるコストの増大を招くだけでなく、自動車交通への依存を加速させ、高齢者などの日常生活に支障を及ぼすとともに環境負荷の増大を招くことが懸念されます。

そのため今後は、中心市街地や工業集積地などの各種拠点に必要な諸機能を集約し、公共交通軸を中心にこれら拠点を連携する集約型都市構造の形成が求められています。

4. 安全・安心意識の高まり

近年、大規模地震や記録的な集中豪雨などにより、深刻な被害が多発しており、また、地域の防犯対策や施設のバリアフリー化等への関心が高まる中で、安全で安心して暮らせるまちづくりの推進が求められています。

5. 厳しい財政状況

多くの都市で、今後の人口減少、少子高齢社会の到来に伴い、年少人口および生産年齢人口の減少が見込まれ、現在の財政状況が一層厳しい状況に陥ることが予想されます。

6. 地域経済を取り巻く環境の変化

人口減少に伴い、国内需要の減少が予想されるとともに、経済のグローバル化が進み、新興国との競争が激化する中で、特に国際競争力を有する我が国の製造業は、海外生産比率を高めており、地域経済を取り巻く環境は地方ほど厳しい状況になっています。

(2) 広域的な位置づけ

大野町は、岐阜県の南西部、濃尾平野のほぼ西北端に位置する東西 5.8km、南北 11.7km、総面積 34.20 k m²からなっています。揖斐郡に属し北は揖斐川町に、東は本巣市と瑞穂市、西は神戸町と池田町に接しています。

広域的な立地条件からみますと、岐阜県の中核的な都市である大垣市（人口約 16 万人）を 10km 圏に有し、県都である岐阜市（人口約 41 万人）も 15km 圏にあります。また、名古屋市には約 40km の距離にあり、東海環状自動車道（仮称）大野・神戸インターチェンジの開通により、各市町間の所要時間が大幅に短縮し、地域の活性化や連携強化、企業進出の促進などが期待されています。

なお、本区域は、隣接する揖斐川町、池田町から構成する揖斐都市計画区域に属しています。

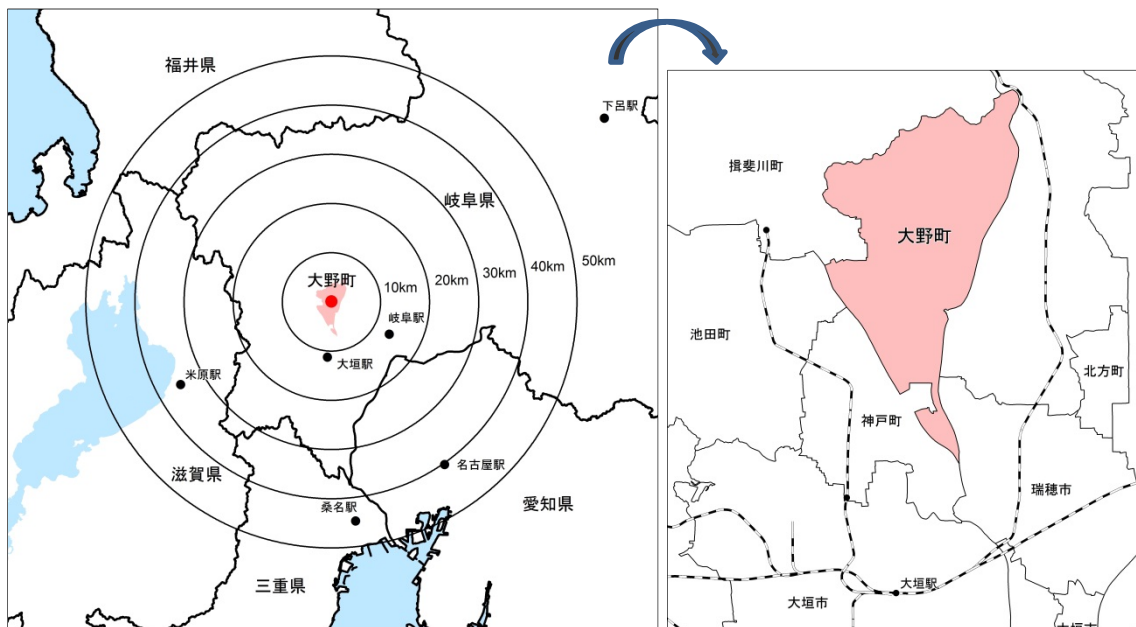


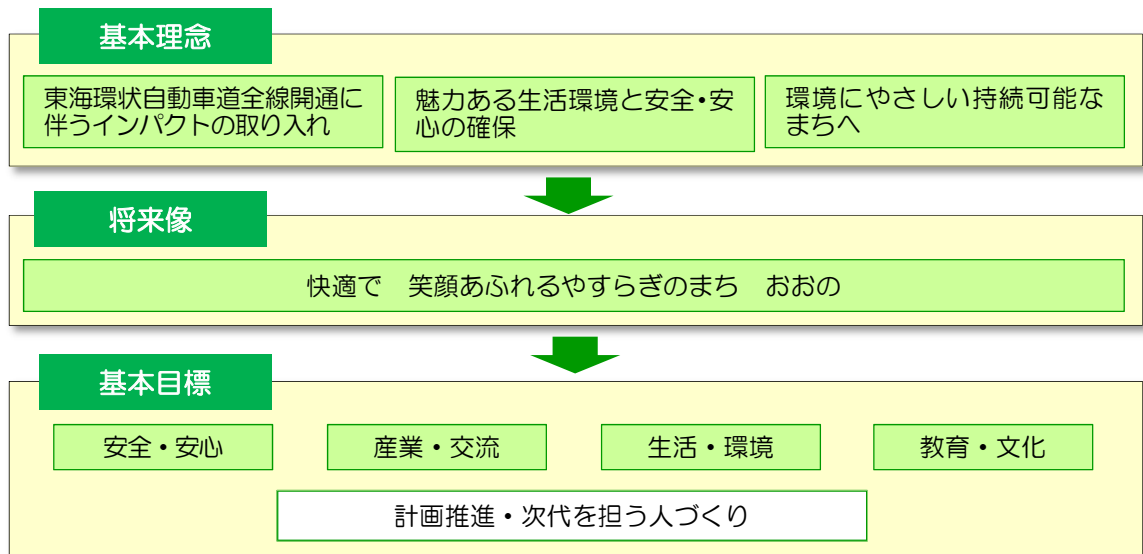
図 1-1 位置図

2. 上位・関連計画

(1) 大野町第六次総合計画

町が策定する最上位の計画であり、総合的かつ計画的なまちづくりを進めるための指針として、町の将来のあるべき姿とそれを実現するための各分野における施策の方向性を示したものです。

- ① 策定年：平成 27 年（2015 年） 3 月
- ② 計画期間：平成 27 年度（2015 年度）～平成 36 年度（2024 年度）
- ③ 基本構想



〇まちづくりの目標

(1) 安全・安心分野

- ・基本目標 1：「助けあい」と「支えあい」で育む安全・安心のまち
 - (1) 災害に強く安全なまち
 - (2) いきいきと健やかに暮らせるまち
 - (3) 支えあい安心して暮らせるまち

(2) 産業・交流分野

- ・基本目標 2：郷土の恵みを活かした「にぎわい」と「憩い」を感じられるまち
 - (1) 産業が元気で活力あるまち
 - (2) 多様な交流が活発なまち

(3) 生活・環境分野

- ・基本目標 3：快適な暮らしを支える自然と共生した持続可能なまち
 - (1) 生活基盤が整い快適に住み続けられるまち
 - (2) 生活や産業を支える交通が整ったまち
 - (3) 環境と共生した持続可能なまち

(4) 教育・文化分野

- ・基本目標 4：「古」と「新」が共存し、地域を愛し、みんなで学びあえるまち
 - (1) 次代を担う子どもたちをみんなで育むまち
 - (2) みんなで学びあい誰もが活躍できるまち
 - (3) 歴史や文化を大切に守り継承するまち

■ 計画推進・次代を担う人づくり

- ・ 推進目標 : (1)様々な人との連携と協働 (2)計画的で効率的な行財政運営

④ 基本計画

○計画フレーム

- ・ 総人口 : 平成 26 年 (2014 年) 24,096 人 ⇒ 平成 36 年 (2024 年) 22,977 人
- ・ 世帯数 : " 7,597 世帯 ⇒ " 7,996 世帯

○リーディングプロジェクト

・ プロジェクト 1 : だれもが集える「道の駅」プロジェクト

道の駅は地域産業の創出の場としてはもちろん、福祉・防災・公共交通など本町が抱える課題を踏まえ、今後の対策を見据えながら必要な機能を備えると共に、観光客や地域住民の交流の場を創出し、活力に満ちた魅力あるまちづくりを目指します。

・ プロジェクト 2 : おおの特産市場プロジェクト

特産品や農産物等を P R するため、特産品の販売施設を整備するとともに、新たな特産品の開発や特産品販売ルートの確立等を目指します。

・ プロジェクト 3 : 名鉄廃線敷再生プロジェクト

名鉄廃線敷に自転車道・歩道や災害時の避難路の整備を行い、課題となっている通学路の確保や観光への活用など、既存ストックの有効活用を図ります。

・ プロジェクト 4 : おおの観光 P R プロジェクト

観光客の増加と観光消費額の向上を図るため、観光ルートのネットワーク化や施設整備、推進体制の整備を図ります。

・ プロジェクト 5 : おおのを元気に～企業誘致～プロジェクト

インターチェンジの開通に伴って向上する大野町の優位性を生かし、多くの企業に立地してもらえるよう、適正な土地利用の誘導を図ります。



・ プロジェクト 6 : 文化財保存・活用プロジェクト

大野町が持つ文化財を生かしたまちづくりの基本構想の策定や、既存の文化財の保全・整備を行うことで歴史文化を尊重したまちづくりを目指します。

・ プロジェクト 7 : エコタウンおおの推進プロジェクト

東日本大震災を契機としたエネルギー政策の見直しが進められる中、再生可能エネルギーや省エネ対策に取り組み、町全体がクリーンで環境に優しいまちとなるようなまちづくりを進めます。

・ プロジェクト 8 : 安全・安心・快適なまちづくりプロジェクト

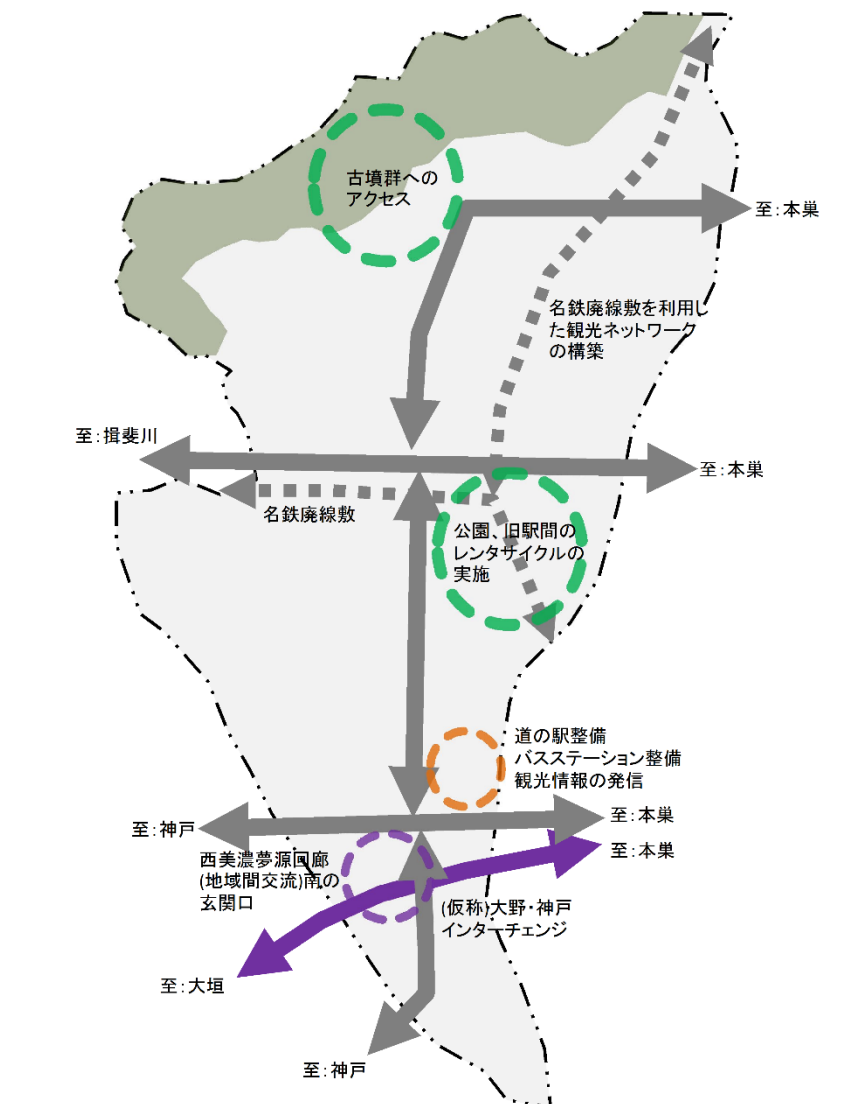
自転車道・歩道の整備、公園・スポーツ施設等の整備、通勤通学手段の構築を行い、子どもからお年寄りまですべての町民が安全・安心・快適なまちづくりを目指します。

インターチェンジ開通を見据えたまちづくりの基本計画を示したものであり、当計画に描かれた、夢と希望に満ちた町の将来像を実現すべく、町民との協働のもと、着実かつ計画的な事業展開を図り、良好なまちづくりを推進するとされています。

- ① 策定年：平成 25 年（2013 年） 3 月
- ② 基本目標：「人と企業が集い 活力あふれる エコタウン おおの」
- ③ 取り組む施策の方向性

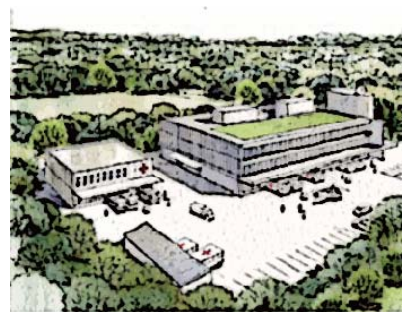
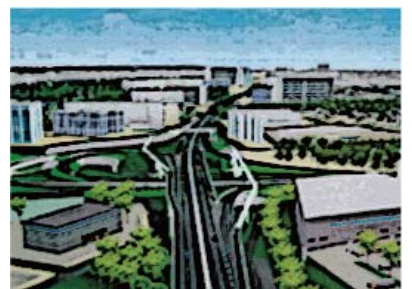
○ **観光** ～ふるさと大野町の資源を生かした活力づくり～

田、畑、山林に代表される豊かな自然資源、国指定の文化財をはじめ観光資源としてのポテンシャルを有する歴史資源、全国有数の果樹（柿）やバラの生産地である農業資源等、本町ならではの資源を生かしながら、観光交流を拡大することで、活力を高める（人が集まり、経済が循環する）地域づくりを進めていきます。



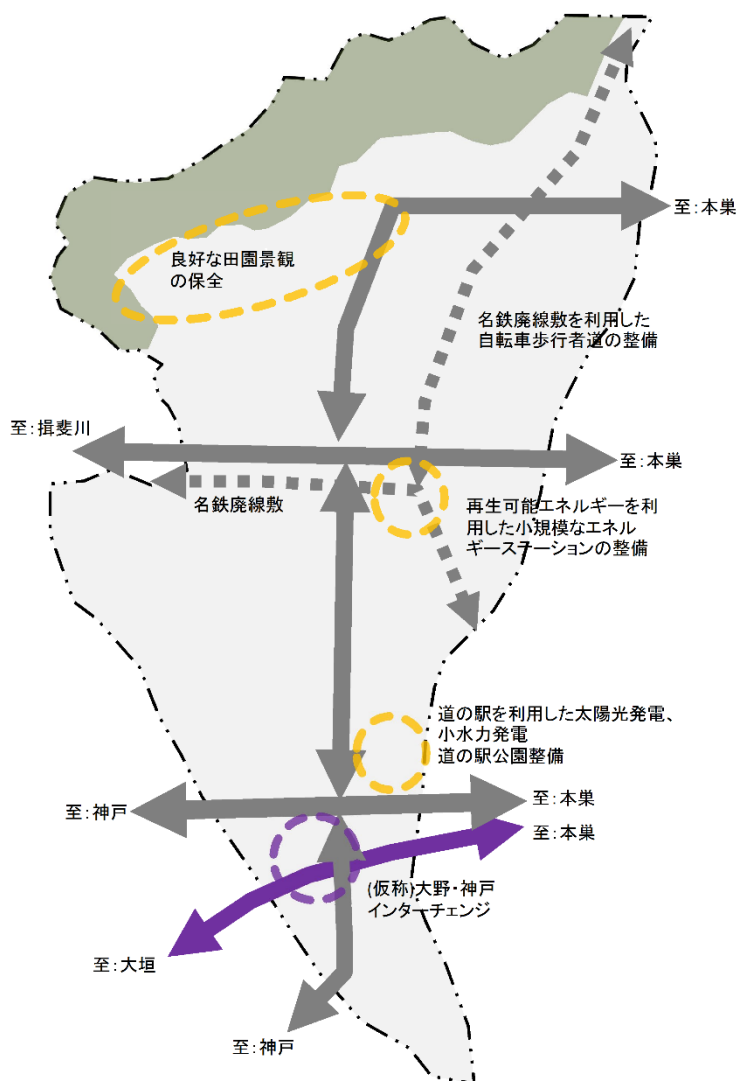
■ 観光関連施策イメージ





○ 環境 ～自然エネルギーを活用したエコタウンづくり～

大野町は揖斐川、根尾川に挟まれ、また町内を^{みみずがわ}三水川が流れるなど豊富な水に恵まれており、こうした地域の水や、太陽光等を活用した地域エネルギーシステムを構築することで、持続可能な低炭素・循環型地域の形成を進めていきます。



■ 環境関連施策イメージ



④ 8つの主要プロジェクトの体系

厳しい財政状況下においては、効率的・効果的なまちづくりを進めるとともに、複数の施策の一体的・総合的展開により、相乗効果を高めるような取り組みが求められます。

具体的には、各施策の展開イメージを踏まえながら、3つの政策を横断する主要プロジェクトを立案し、個別事業の実施を図ります。ここでは、以下のような8つの主要プロジェクトを掲げるものとします。

表 1-1 8つの主要プロジェクト一覧

主要プロジェクト名	内 容
1 だれもが集える「道の駅」プロジェクト	観光客及び地域住民の交流の場を創出し、かつ、南部の防災拠点として活用することにより、活力に満ちた魅力あるまちづくりを行い、大野町の知名度アップを図ります。
2 「おおの特産市場」プロジェクト	特産品及び農産物等をPRするため、特産品の販売施設の整備はもちろん、新たな特産品の開発や特産品販売ルートの確立等を目指します。
3 名鉄廃線敷再生プロジェクト	名鉄廃線敷に自転車歩行者道や災害時の避難路の整備を行い、課題となっている通学路の確保や観光への活用など、既存ストックの有効活用を図ります。
4 おおの観光PRプロジェクト	観光客の増加と観光消費額の向上を図るため、観光ルートのネットワーク化や施設整備、推進体制の整備を図ります。
5 おおのを元気に～企業誘致～プロジェクト	ICの開通に伴って向上する大野町の優位性を生かし、多くの企業に立地してもらえるよう、適正な土地利用の誘導を図ります。
6 文化財保存・活用プロジェクト	大野町が持つ文化財を生かしたまちづくりの基本構想の策定や、既存の文化財の保全・整備を行うことで歴史文化を尊重したまちづくりを目指します。
7 エコタウンおおの推進プロジェクト	東日本大震災を契機としたエネルギー政策の見直しが進められる中、再生可能エネルギーや省エネ対策に取り組み、町全体がクリーンで環境に優しいまちとなるようなまちづくりを進めます。
8 安全・安心・快適なまちづくりプロジェクト	自転車歩行者道の整備、公園・スポーツ施設等の整備、通勤通学手段の構築を行い、子どもからお年寄りまですべての町民が安全・安心・快適なまちづくりを目指します。

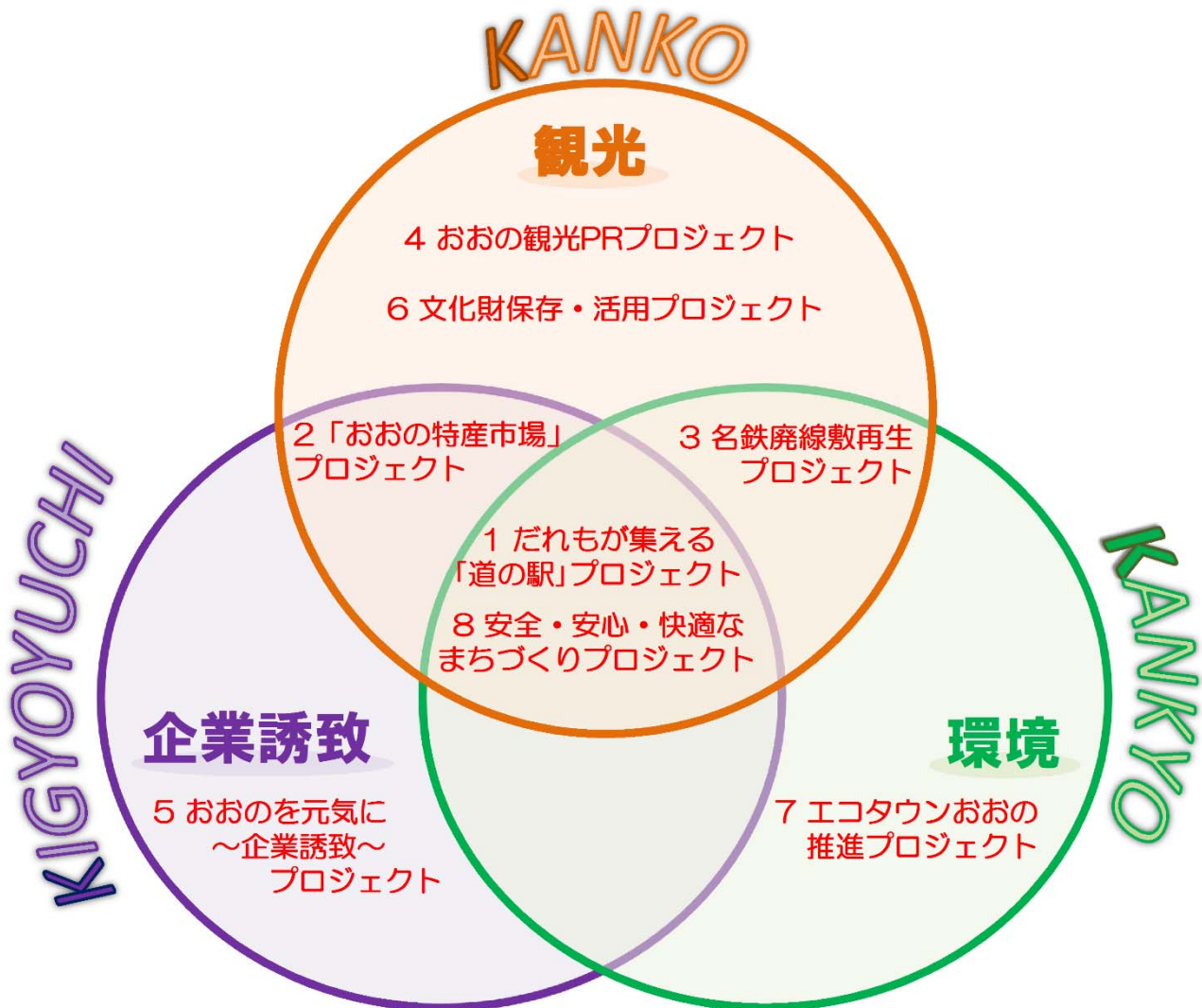
⑤ 政策の3つの柱が融合する施策展開

3つの政策の実施にあたっては、政策ごとに個別に施策展開を図るのではなく、可能な限り政策の総合化、複合化を目指した「政策の融合」に努めるものとします。

主要プロジェクトは、3つの政策を横断し、一体的・総合的な施策展開をねらいとしたものです。ここでは、政策の3つの柱が融合する8つの主要プロジェクトの位置づけを示します。

政策の3つの柱が融合する施策展開

～8つの主要プロジェクトの位置づけ～



(3) 揖斐都市計画区域マスタープラン

都市計画法第6条の2に基づき、県が広域的な見地から概ね20年後の将来を見据えながら、道路、公園や市街地の整備等の概ね10年後の大きな方向性を示すものであり、本町では、揖斐川町、池田町の区域と一体となった整備、開発および保全の方針を示しています。

- ① 策定年：平成15年（2003年）1月（平成23年変更）
- ② 計画の対象範囲：揖斐都市計画区域（揖斐川町、大野町、池田町）
- ③ 都市計画の目標

【基本理念】【音色豊かなトライアングル（健康・ロマン・つながり）都市の建設】

テーマ1：水と緑という地域の自然資源を活かしたまちづくり

- ・ 緑豊かな自然と美しい水の活用
- ・ 水と緑を媒介に人間をも含む動植物が共生

テーマ2：健康で安全・安心に暮らせるまちづくり

- ・ 保健医療体制や都市防災等に配慮した建築物、交通施設、公園等の施設整備

テーマ3：快適・便利・機能的等の豊かな生活空間のあるまちづくり

- ・ 都市施設等の整備の推進、新たな施設の都市計画決定
- ・ 混在用途の解消による、土地の合理的利用

テーマ4：活力と豊かな暮らしのあるまちづくり

- ・ (都) 東海環状自動車道を骨格に活力ある地域産業の創造
- ・ 岐阜、福井、滋賀の都市間交流都市として揖斐川文化圏の形成

テーマ5：住民参加・協働によるまちづくり

- ・ 自治組織やボランティア団体、NPOなどの自主的な市民団体への支援、組織の充実

④ 地域毎の市街地像（まちづくりのイメージ）

(1) 商業地域…「活力ある商業の振興を図る地域」

養老鉄道の主要駅の周辺や幹線道路沿いで、商業施設が立地する地域であり、商業・業務施設を中心に誘導します。

(2) 住居地域…「良好な居住環境の形成をめざす地域」

人口集中地区や都市計画法施行規則第8条第2項（50ha以下の整形の区域ごとの建築物等の敷地面積が当該区域面積の1/3以上のもの）地区を中心とした商業地の周辺地域であり、将来市街化を誘導する範囲の位置をある程度想定し、農業地帯への無秩序な市街化を抑制します。このため、当該地域内では、用途地域等を活用して良好な居住環境の維持・形成を図ります。

(3) 工業地域…「工業施設や流通業務施設を中心に誘導する地域」

既存の工場集積地以外に、インターチェンジ周辺、テクノパーク大野、(都) 池田揖斐川線、(都) 大野揖斐川線の周辺地域および適地において、インターチェンジを中心とした都市計画区域内交通のネットワークを確立し、ソフトピアジャパンを核とした情報関連産業との連携強化を図り、先端産業の誘致を中心に活力ある地域産業の創造を目指します。

(4) 農業集落地域…「緑豊かなゆとりある住環境を目指す地域」

本区域の大部分を占める農地を含む農村集落が形成されている地域であり、優良な田園環境を保全し、農地と住宅地との調和を図ります。

(5) 森林他…「観光レクリエーションによる地域交流を図る地域」

森林等を活用した自然との交流地域として、公園・緑地等のレクリエーション施設の整備を推進し、自然環境との調和を図ります。

⑤ 土地利用に関する方針**(1) 住居系**

- ・住宅地については、既存の住居の集積が高い各町の中心部とその周辺に一体的になるように配置し住環境の整備を図ります。

(2) 商業系

- ・商業地については各町それぞれに地域商業核を形成する方針とし、既存商業地の活性化に努めます。一方、養老鉄道駅周辺は公共交通機関活性化にも重要な位置であり、養老鉄道養老線の揖斐駅、池野駅周辺を核とし、大野町地内の（国）303号沿いを含め、商業地の形成を図ります。
- ・（都）池田岐阜線および（都）池田揖斐川線の池田町地内では、現在大型商業施設が立地しており、この地区を拠点に沿道商業地の形成を図ります。
- ・将来的には大野町地内の（都）池田岐阜線および（都）大野揖斐川線沿道にも沿道商業地の形成を目指します。
- ・幹線道路沿道の商業地は、無秩序な商業施設の立地の抑制に努め、一定の範囲での商業地の形成を目指します。

(3) 工業系

- ・工業地については、インターチェンジ開設により、工場等の新たな立地の可能性が高まると予想されることから、計画的な立地を図るため、既存工業地に加えて、テクノパーク大野およびインターチェンジ周辺並びにその立地が望ましい地区に配置します。
- ・インターチェンジ周辺は、無秩序な開発を抑制するとともに、今後想定される物流系の工業施設等の立地を考慮し、地区計画などにより計画的な土地利用誘導を行います。

⑥ 都市施設の整備に関する方針**(1) 交通施設**

- ・都市計画道路が決定され、整備が進められていますが、より充実した道路体系の整備を図るため、新たな道路の計画を検討します。また既に都市計画決定された道路の内、未完成道路については、社会経済環境の変化を考慮しつつ必要性を検証し、その結果を踏まえ、廃止を含めた計画変更を検討し、真に必要な路線を優先した効率的な整備を図ります。
- ・道路は単に自動車交通の円滑な処理機能のみでなく、都市の景観やアメニティに大きな影響を及ぼす空間であることに充分配慮して、整備を図ります。
- ・公共交通機関としての鉄道は、高齢社会において交通弱者に対して重要な施設であることからその維持に努めます。

(2) 下水道・河川

- ・下水道：3町では、土地利用計画との整合等を図りながらそれぞれにおいて単独公共下水道事業や特定環境保全公共下水道事業の整備を推進します。
- ・河川：桂川、杭瀬川等では、「洪水等の水害防止」「農業用水等河川の利活用」「周辺住民の生活に潤いをもたらす空間」「自然との共生」のための整備を行います。

⑦ 市街地開発事業に関する方針

- ・将来発生する新たな市街地需要に対しては、土地区画整理事業等計画的な開発により、良好な市街地環境の形成を目指します。

⑧ 自然的環境の整備又は保全に関する方針

- ・現在の豊かな自然環境を保全することと身近な公園・広場を整備するという2つの視点より公園、緑地等の整備に努めます。



図 1-2 揖斐都市計画区域 総括図

(4) 大野町人口ビジョン

将来人口の減少が予想される中、人口減少を克服し、「ひと」と「しごと」の好循環をつくりだすため、町の人口に関する現状分析を行ったうえで、町が目指すべき将来の方向性と人口の展望を示したものです。

本町では、平成 72 年（2060 年）に 2.2 万人程度の人口を維持することを目標に、以下の視点と方向性が示されています。

基本的視点

子育てしやすい環境づくり

働く場づくり

移動しやすい環境づくり

目指すべき将来の方向性

方向性 1：だれもが子育てしやすい、自然のなかで健やかに子育てできる地域

方向性 2：多様な働き場を確保した、職住近接の暮らし

方向性 3：だれもが移動しやすい、住み慣れた地域で、便利な暮らし

① 策定年：平成 27 年（2015 年）10 月

② 計画期間：平成 72 年（2060 年）まで

③ 大野町の人口動態

○人口減少と少子高齢化

- ・住民基本台帳では平成19年（2007年）の24,557人をピークに以降減少が続き、平成27年（2015年）現在で23,942人（対平成19年・△615人・△2.5%）
- ・年少人口（15歳未満）と生産年齢人口（15歳以上65歳未満）が減少する一方で、老年人口（65歳以上）が増加
- ・核家族世帯が増加し、親からの子育て支援を受けやすい3世代同居世帯が減少

○自然動態

- ・出生数が横ばい傾向となるなか死亡数が増加傾向
- ・合計特殊出生率は若干増加したが、県平均を下回っている。
- ・子どもの親となる若い女性の数が平成26年より減少している。
- ・未婚率は県平均を下回っているが、増加傾向

○社会動態

- ・平成21年（2009年）以降、町外への転出超過が続いている。
- ・転出理由は、「職業上」や「結婚等」が多い。転入理由は、「住宅事情」が多い。
- ・転出は、15歳～34歳の期間に多く、進学・就職・結婚等をきっかけに転出している。
- ・転入は、0歳～14歳と35歳～44歳で多く、子育て世帯が住宅取得をきっかけに流入。
- ・転出超過は、池田町と瑞穂市、愛知県など県外、国外で多く、転入超過は揖斐川町や本巣市で多くなっている。
- ・働く場が減少傾向にある一方、女性の就業率は高くなっている。

④ 目指す人口の展望（将来人口の設定）

○大野町の将来人口

- ・「現状推移」では、平成46年で2.1万人弱にまで減少
- ・「第六次総合計画の推計値」（基本推計）では、平成46年で2.2万人弱にまで減少、このまま減少すると平成72年には2.0万人以下に減少



- ①合計特殊出生率を2030年までに1.8、2040年までに2.07まで上昇させる。
②若年層（20歳～34歳）の転出超過を解消する。



平成72年（2060年）に2.2万人程度の人口を維持する。

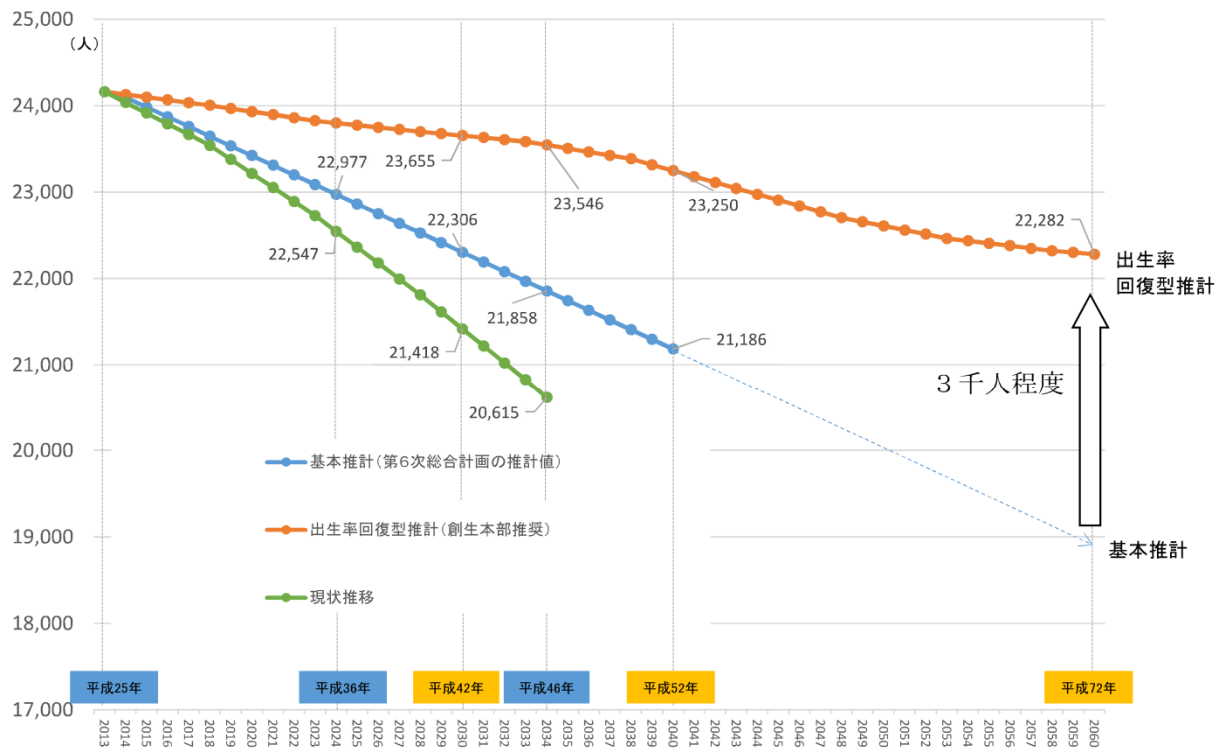


図 1-3 まちの将来人口推計図

(5) おおの創生総合戦略

大野町人口ビジョンで示された「2060年に人口2.2万人程度を維持する」ことを目指し、出生率の向上や社会移動の改善を図るために今後5年間で重点的に取り組むべき施策・事業を示したものです。

① 策定年：平成27年（2015年）10月

② 計画期間：平成27年度（2015年度）から平成31年度（2019年度）までの5年間

③ 基本的視点

○ 視点1：自然減少へのチャレンジ

- ・結婚・出産・子育ての希望をかなえる（出生数を増やす）
- ・いつまでも健康の希望をかなえる（健康寿命をのばす）

○ 視点2：社会減少へのチャレンジ

- ・住んでよかった・住みつづけたいの実現（定住）
- ・住んでみたいの実現（移住）

○ 視点3：自然減少・社会減少を補う視点

- ・雇用増（地域産業の活性化）
- ・交流人口の増

④ 基本目標と主要な施策

○ 基本目標1：結婚・出産・子育ての希望をかなえる（出生数を増やす）

- ・目標指標：年間出生数【基準値：189人、数値目標：194人】

合計特殊出生率【基準値：1.4、数値目標：1.53】



○ 主要な施策

- ・子育て支援の充実⇒延長保育事業等の拡充・放課後クラブ
- ・地域で子どもを守り・育む環境づくり⇒子育て・働きざかり世代の健康づくり（ノルディックウォーキング）、木育による子育て支援、待機児童ゼロ継続のための保育環境改善事業
- ・結婚・出産の支援⇒不妊治療対策
- ・教育力の強化、教育レベルの向上⇒少人数指導・TT（ティームティーチング）推進

○ 基本目標2：いつまでも健康の希望をかなえる（健康寿命をのばす）

- ・目標指標：健康に暮らす人の割合【基準値：85.1%、数値目標：86%】



○ 主要な施策

- ・健康寿命の延伸と体力増進
⇒健康づくり（健康講座、イベント等開催・ノルディックウォーキング大会の開催）
⇒保健サービスの充実（検診等の充実）、高齢者の生きがいづくり

○ 基本目標 3：住み続けたい・住んでみたいという希望をかなえる（移住定住の促進）

- ・ 目標指標：若年層（20～34歳）転出入者数【基準値：32人の転出超過、数値目標：転出超過 0 人】



○ 主要な施策

- ・ 地域資源を活かした交流・集客の創出・拡大⇒道の駅を活かしたにぎわいづくり、名鉄廃線敷再生
- ・ タウンプロモーションの展開⇒おおの観光PRプロジェクト、広域観光（西美濃広域観光、西美濃夢源回廊など）
- ・ 定住環境としての魅力向上⇒空家の有効活用、防災（外灯LED化）、環境保全（エコ実践日本一）、インターチェンジ周辺土地利用計画推進
- ・ 郷土愛の醸成・特色あるふるさとづくり⇒北岡田家住宅・野古墳群の保存・活用
- ・ 地域活動の活性化、公民館を中心とする世代間交流事業の支援
- ・ 公共交通の充実⇒デマンドタクシー、通学定期補助、アユカ助成、高速バス路線の運行、総合交通体系充実
- ・ 地域福祉の充実⇒地域交流サロン事業
- ・ 移住・UJIターンの促進⇒民間住宅の取得支援

○ 基本目標 4：働きたいという希望をかなえる（地域産業の活性化）

- ・ 目標指標：町内事業所における従業者数【基準値：6,678人 数値目標：6,800人】



○ 主要な施策

- ・ 地域資源を活かした交流・集客の創出・拡大⇒道の駅を活かしたにぎわいづくり、おおの特産市場
- ・ 地域ブランドの創造・魅力の向上⇒新たな特産品・ブランドづくり（大野の太鼓判）
- ・ 新産業の創出・育成⇒工業地区等確保（テクノパーク大野の整備、インターチェンジ周辺の土地利用計画）
- ・ 農業の活性化・担い手育成⇒就農補助拡充、道の駅における農産物直売施設整備、ぎふクリーン農業推進に向けた支援、6次産業化
- ・ 商工業の振興⇒物産販売施設整備
- ・ 働きやすい就労環境⇒働きやすい環境の整備

○ 基本目標 5：訪れてみたい・もてなしたいという希望をかなえる（交流人口の拡大）

- ・ 目標指標：観光入込客数【基準値：30万人、数値目標：70万人】



○ 主要な施策

- ・ タウンプロモーションの展開⇒観光PRプロジェクト（観光ルート）、広域観光（西美濃夢源回廊）
- ・ 地域資源を活かした交流・集客の創出・拡大⇒道の駅を活かしたにぎわいづくり（観光拠点化）、おおの特産市場（物産販売施設整備）

(6) 都市再生整備計画

地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図るため、国土交通省が支援している事業であり、本町ではこれまで「大野町南東部地区」、「大野町条里地区」、「大野町南部地区」で本事業を活用しています。

【大野町南東部地区】

① 面積：約 715ha

② 計画期間および交付期間：平成 17 年度（2005 年度）～平成 20 年度（2008 年度） 4 か年

③ まちづくりの大目標：「バラ（苗生産日本一）を活かしたまちづくり」

○ 道路、公園等の整備を行い、バラを活かした地域イベントを開催し、交流人口の増加を図る。それにより、町の知名度を向上させ、バラ苗木の出荷量の増加を図り、地域経済の活性化を図る。

○ 安全、安心で快適な住環境を整備することにより、定住人口の増加を図る。

④ 計画区域の整備方針

- ・ 町道五之里本庄幹線について、バラ公園へと誘致するアクセス道路として位置づけ、道路内にバラが植栽された植樹帯を整備する。また、路線の各区画に特色のある歩道を設け、通る人がゾーン毎に違いを感じ、その違いを楽しむことの出来る歩道整備を行う。
- ・ 主要幹線沿いにバラ公園へ誘致を促すサインを設置し、来訪者の引き込みを図る。
- ・ 花田川両岸の道路においては、桜とのふれあいの場、憩いの場とするために、道路の幅員を広くとり、観光客が散策できるように整備を図る。また、近接する道路を整備し、バラ公園から亀山・北山古墳への「史跡散策道」と位置づけ、季節の変化を肌で感じる事の出来る憩いの場を目指し整備を行う。
- ・ バラ公園周辺にある駐車場および施設については、大野町を代表するイベントのバラまつりの期間中に、多くの観光客が訪れ賑わいを見せる場所であり、年間約 3 万人を超える観光客が訪れる場所として、質の高い整備を行うものとする。
- ・ 中心市街地に近い根尾川右岸と交通結接点となるバスターミナル周辺において、多くの人が集まる場として自然とのふれあいの場、憩いの場として、住民や観光客が散策できるよう歩道、駐車場、広場等の整備を図り、まちの入り口としての環境整備を行う。
- ・ 地区内の町営住宅跡地に公営住宅 8 戸と特定公共賃貸住宅 24 戸の住宅を建設し、まちのシンボリックな建築物として整備し、定住人口を増加させる。

【大野町条里地区】

- ① 面積：約 670ha
- ② 計画期間および交付期間：平成 21 年度（2009 年度）～平成 25 年度（2013 年度） 5 か年
- ③ まちづくりの大目標：「大野町ならではの地域文化を活かしたまちづくり」

目標 1：地域間交流の場やスポーツ振興の場を整備し、あらゆる生活の場で自然とのふれあいや、人、文化、情報が交流しあうゆとりあるまちづくり

目標 2：歴史的遺産や伝統を保全し、後世や来訪者などの町内外に文化を伝えていくまちづくり

目標 3：観光資源となる魅力の活用や関連道路や歩道などを整備し、人が訪れやすくする快適な環境づくり

④ 計画区域の整備方針

- ・整備方針 1：地域交流の場やスポーツ振興の場を確保し、人・文化・情報が交流しあうまちづくり
- ・整備方針 2：伝統を保全し、文化を伝えていくまちづくり
- ・整備方針 3：観光資源を活用した、人が訪れやすくする環境づくり

【大野町南部地区】

- ① 面積：約 490ha
- ② 計画期間および交付期間：1 期 平成 25 年度（2013 年度）～平成 27 年度（2015 年度）
3 か年
2 期 平成 28 年度（2016 年度）～平成 31 年度（2019 年度）
4 か年
- ③ まちづくりの大目標：「大野町の観光拠点やアクセス条件を生かした交流の活性化による、活気と魅力にあふれたまちづくり」

目標 1：地域の交流拠点となる道の駅の整備を行い、観光客および地域住民の交流の場の創出による活力あるまちづくり

目標 2：防災設備の整備を行い、町南部地域の防災機能を強化した安全安心なまちづくり

目標 3：観光拠点整備に伴う周辺の一体整備による、連続性のある効率的なまちづくり

④ 計画区域の整備方針

- ・整備方針 1：観光客および地域住民の交流の場の創出による活力あるまちづくり
- ・整備方針 2：防災機能の強化による安全・安心なまちづくり
- ・整備方針 3：周遊・散策路の整備による周遊性のある一体的なまちづくり

(7) 大野町道の駅基本計画

グランドデザインに掲げる重点テーマ“3つのK「観光」「企業誘致」「環境」”を具現化し、子どもからお年寄りまで町民だれもが日常的なやすらぎの場として利用できるとともに、町外からの来訪者をあたたかく迎え入れ、もてなすことができる魅力ある道の駅を整備するための基本的な考え方を示したものです。

① 策定年：平成27年（2015年）3月

② 全体テーマ

周辺で競合する他の道の駅との差別化を図り、大野町の魅力である「バラ」と「柿」を更に磨き上げ个性的で魅力ある施設を創出することにより、大野町全体の観光振興および地域振興の中心拠点となる道の駅としていく。道の駅は地域ビジネスの場としてだけではなく、福祉・防災・環境・公共交通など大野町が抱える課題を踏まえ今後の対策を見据えながら、必要な機能を備える。道の駅を大野町へのエントランス拠点として町全体のランドマークと位置づけ、田園地帯に浮かぶ憩いのオアシス、“やすらぎの杜”とし、常緑樹を主体とした緑の「ガーデンオアシス」を創出していく。

③ 実現のための5つのテーマ（大野町らしい道の駅とするための魅力）

テーマ1. 地域をつなげる活性のオアシス

～大野町の歴史・文化・観光の情報発信基地、地域活性化拠点としての“杜”～

田園地帯に浮かぶ憩いのオアシスとして、将来的な森を形成する常緑樹を主体とした緑のガーデンオアシスを創出していく。

道の駅のガーデンオアシスをランドマークとして、町全域に緑のネットワークを創出し増殖させて、“エコタウンおおの”の「環境」づくりを推進させる活性化拠点として位置づける。段階的に町道の並木や廃線跡地の緑化等、町全体の緑のネットワーク化につなげる。

テーマ2. 地域を元気にする経済のオアシス

～地域の産業、地域内経済を活性化する収益施設～

地域資源である柿、バラの産業に活力を与え、生産者の減少を抑えつつ、地域内で循環できる仕組みとする。

テーマ3. 活気があふれる交流のオアシス ～地域の活力を生む交流拠点～

地域住民を中心に町外からも集まり、オアシス（心の休まる場、遊べる場）として、子供から高齢者までがイベント企画や施設利用を通して交流できる、地域活性化拠点とする。

テーマ4. 癒しを与える健康のオアシス

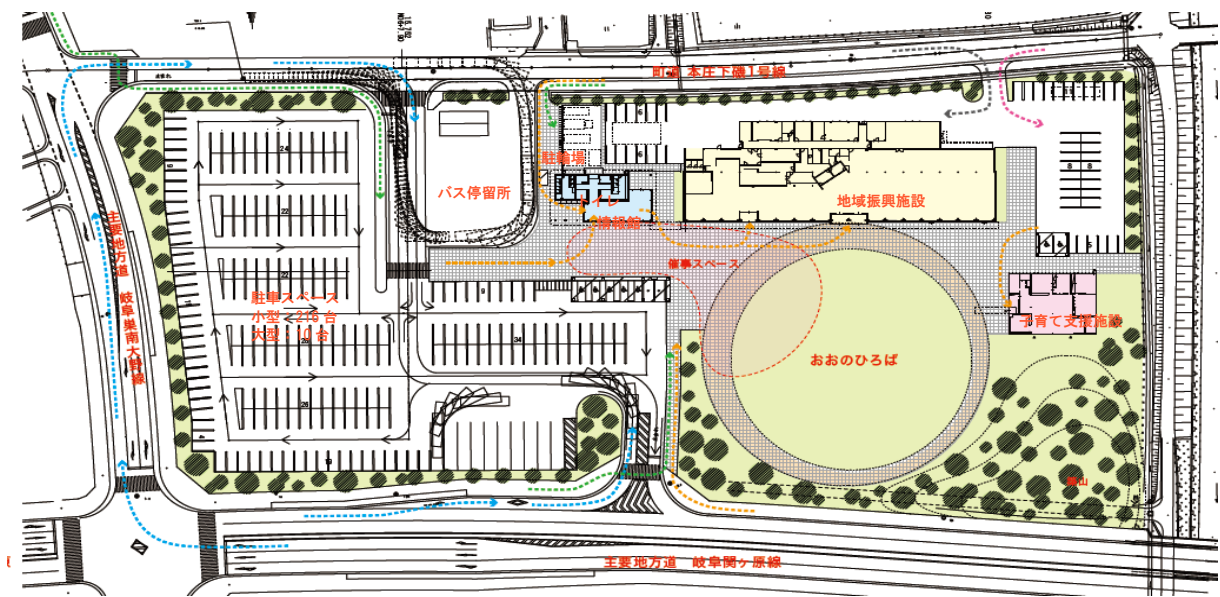
～やすらぎの杜をはじめとした癒し・健康づくりの空間～

田園地帯の単調な平場であるからこそ、豊かな樹々でつくられる“森”がオアシスとなり、森を満喫できる散策路や遊びの立寄り休憩空間を提供し、利用者の心と体に癒しを与える。

テーマ5. 安全・安心の防災・暮らしのオアシス

～大野町の地域を守る多機能な防災・暮らしの拠点～

2～5mの洪水浸水想定区域である計画地について緩やかな起伏を形成する造成を行ない、修景を展望できる防災と癒しの広場を形成する。また、駐車場を兼ねた調整池の設置によって地域の防災に寄与し、地域に安心を与えるセーフティーステーションとなる。



■ 施設概要

地域振興施設
(飲食・物販棟)

階数：一階建て
床面積：約 1,290 m²

道の駅のメインの施設で、地域の野菜や特産の柿を売る物販エリアやビューカフェ形式でそれらの野菜を使った料理を楽しむレストラン、焼きたてのパンを味わえるベーカリーなどが入ります。

【主要なエリア】

- 物販エリア
- ベーカリー
- レストラン
- 木育コーナー など

子育て支援施設棟

階数：一階建て
床面積：約 350 m²

乳幼児と母親が気軽に利用できる施設で、親子で遊んだり、子育ての情報交換できる場です。調理室は大型のキッチンが設置され、離乳食講座やレンタルキッチンなど地域の人々が利用可能です。

【主要なエリア】

- プレイルーム
- 乳児室
- 調理室
- 図書コーナー など

トイレ・情報館

階数：一階建て
床面積：約 180 m²

ゆとりをもった大きさのトイレと周辺の交通情報や地域の観光スポットを伝える情報館からなる施設です。

【トイレの規模】

- 女子トイレ 8基 +パウダーコーナー
- 男子トイレ 大3基 小6基
- 幼児用トイレ 男女各1基
- 多目的トイレ

図 1-4 道の駅全体配置計画



■ 鳥瞰イメージ

3. 大野町の現況

(1) 自然条件

大野町の地形は、北部に大谷山（356m）、滝谷山（398m）、雁又山（430m）などが連なっていますが、西に揖斐川、東に根尾川が流れ、町域の大半は2つの河川の合流地域に開けた平坦地で、水と緑に囲まれた自然豊かな町です。

気候は表日本式気候※で、1年を通じて温暖な日が多く、雨量もまた多くなっています。平成27年の気象の概要は、表1-2、図1-5のとおりです。

※表日本式気候：夏には太平洋の高温多湿な空気が吹き込むため雨が多く、冬には北西の季節風が高い山々を越えて吹き降ろすため空気は乾燥し、雨が少ない。夏から秋にかけては、台風におそわれることが多い。

表1-2 気象の概要（平成27年（2015年））

区分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
平均気温（℃）	4.2	4.6	8.6	14.6	20.6	22.0	26.1	27.5	22.4	17.3	13.5	8.5
日照時間（h）	118.3	132.1	179.3	157.8	244.9	129.8	130.9	194.1	164.6	233.8	112.8	134.9
降水量（mm）	154.0	78.5	189.5	254.0	217.5	388.5	425.5	238.5	363.0	93.0	188.5	203.0

出典：気象庁（平成27年（2015年））

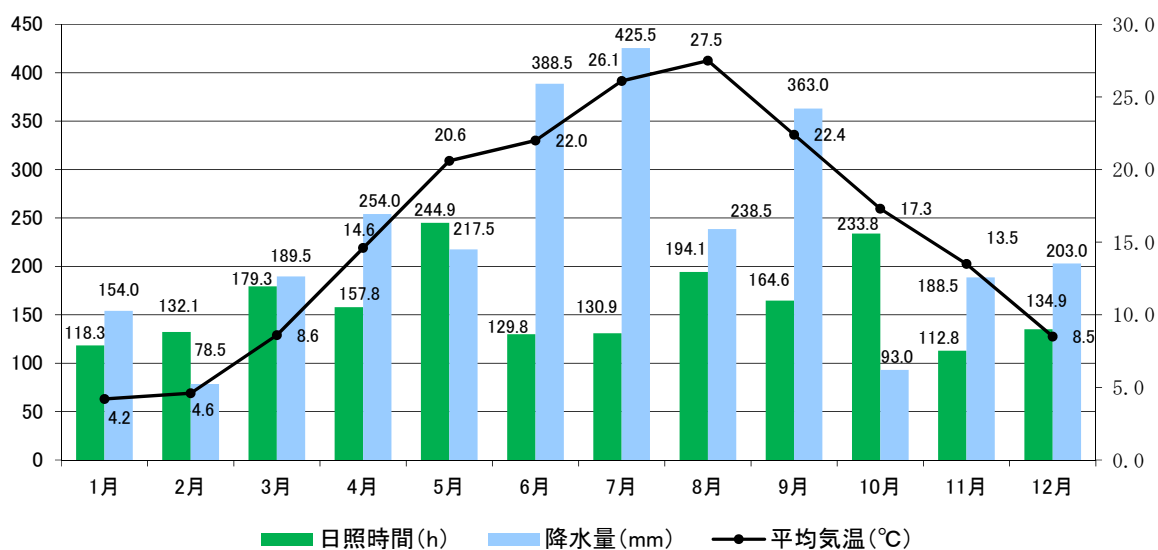


図1-5 気象の概要（平成27年（2015年））

(2) 歴史的条件

歴史的な文化遺産や天然記念物も豊富で、二段咲きの花が見られる「揖斐二度ザクラ」（大正12年国天然記念物指定）や、前方後円墳や円墳等10基以上が密集する「野古墳群」（昭和32年国史跡指定）など、歴史のロマンを感じる多くの遺産があります。

(3) 人口・世帯

① 総人口・世帯数

平成18年(2006年)から平成27年(2015年)までの10年間の人口の推移を見ると、表1-3、図1-6のとおり平成27年(2015年)が23,464人、平成18年(2006年)が23,967人と503人減少していますが、ほぼ横ばいで推移しています。

一方、世帯数については、平成27年(2015年)が7,369世帯、平成18年(2006年)が6,997世帯と372世帯と増加しており、そのため、1世帯あたり人員は、3.43人/世帯から3.18人/世帯へと減少しています。

表1-3 人口・世帯の推移

年次	人口 (人)	世帯数 (世帯)	世帯人員 (人/世帯)
平成18年	23,967	6,997	3.43
平成19年	23,876	6,991	3.42
平成20年	23,868	6,957	3.43
平成21年	23,833	6,995	3.41
平成22年	23,867	7,219	3.31
平成23年	23,787	7,307	3.26
平成24年	23,730	7,359	3.22
平成25年	23,633	7,431	3.18
平成26年	23,463	7,514	3.12
平成27年	23,464	7,369	3.18

出典：岐阜県人口動態統計調査（毎年10月1日）

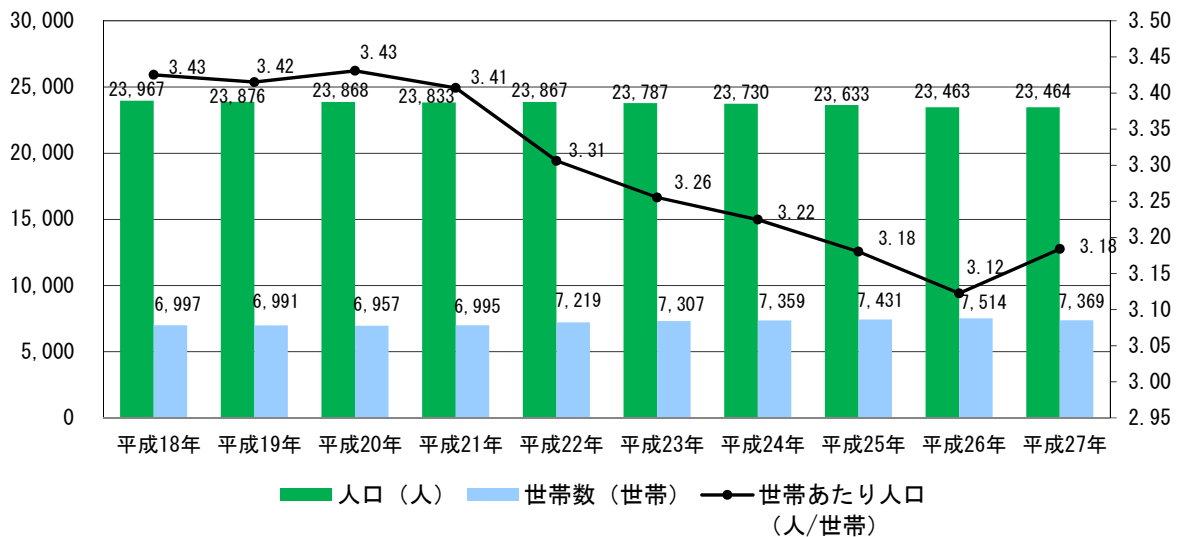


図1-6 人口・世帯の推移

② 3階級別人口

平成元年(1989年)から平成26年(2014年)までの3階級別人口の推移を見ると、表1-4、図1-7のとおり15歳未満の年少人口が減少し、65歳以上の高齢人口が増加していることが分かります。

表1-4 3階級別人口の推移

年次	15歳未満		15歳～64歳		65歳以上		総計	
	人口(人)	比率(%)	人口(人)	比率(%)	人口(人)	比率(%)	人口(人)	比率(%)
平成 元年	4,377	20.8	14,250	67.6	2,446	11.6	21,073	100.0
平成 5年	4,103	18.8	14,882	68.3	2,811	12.9	21,796	100.0
平成10年	3,921	17.3	15,382	67.7	3,410	15.0	22,713	100.0
平成15年	4,059	17.3	15,458	65.7	4,005	17.0	23,522	100.0
平成20年	3,888	16.3	15,206	63.7	4,774	20.0	23,868	100.0
平成26年	3,530	15.0	14,077	60.0	5,834	24.9	23,463	100.0

※平成26年の人口の内、22名は年齢不詳

出典：岐阜県人口動態統計調査（毎年10月1日）

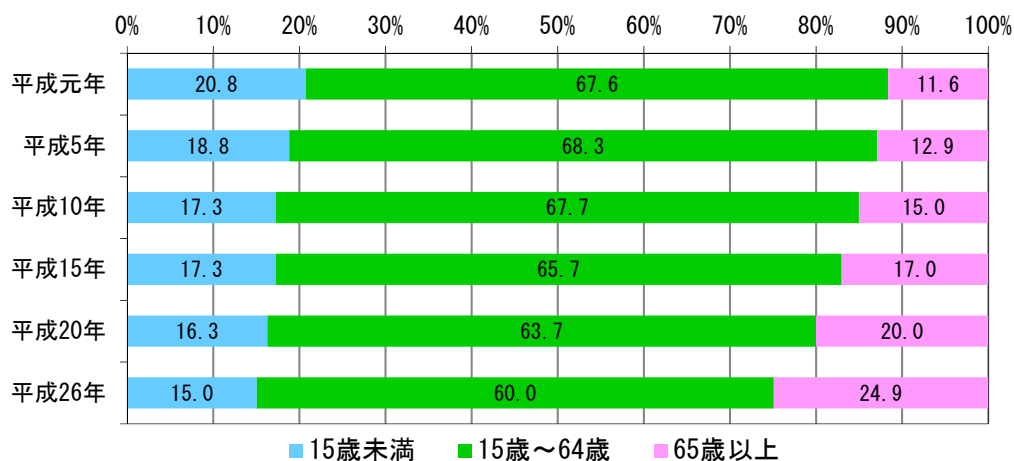


図 1-7 3階級別人口の推移

③ 人口動態

平成 17 年（2005 年）から平成 27 年（2015 年）までの人口動態の推移を見ると、表 1-5、図 1-8 のとおり、平成 17 年（2005 年）、平成 18 年（2006 年）、平成 21 年（2009 年）を除いて各年とも死亡が出生を上回っています。社会動態についても、平成 17 年（2005 年）、平成 19 年（2007 年）を除いて転出が転入を上回っており、人口は微減で推移しています。

表 1-5 人口動態の推移

年次	自 然 動 態			社 会 動 態			増減計
	出生	死亡	差引	転入	転出	差引	
平成 17 年	194	172	22	994	826	168	190
平成 18 年	197	186	11	825	920	△ 95	△ 84
平成 19 年	189	212	△ 23	855	841	14	△ 9
平成 20 年	160	184	△ 24	826	837	△ 11	△ 35
平成 21 年	203	199	4	684	727	△ 43	△ 39
平成 22 年	156	212	△ 56	772	791	△ 19	△ 75
平成 23 年	166	216	△ 50	718	728	△ 10	△ 60
平成 24 年	183	247	△ 64	690	709	△ 19	△ 83
平成 25 年	182	245	△ 63	643	726	△ 83	△ 146
平成 26 年	156	252	△ 96	630	713	△ 83	△ 179
平成 27 年	155	215	△ 60	583	755	△ 172	△ 232

出典：岐阜県人口動態統計調査（毎年 10 月 1 日）

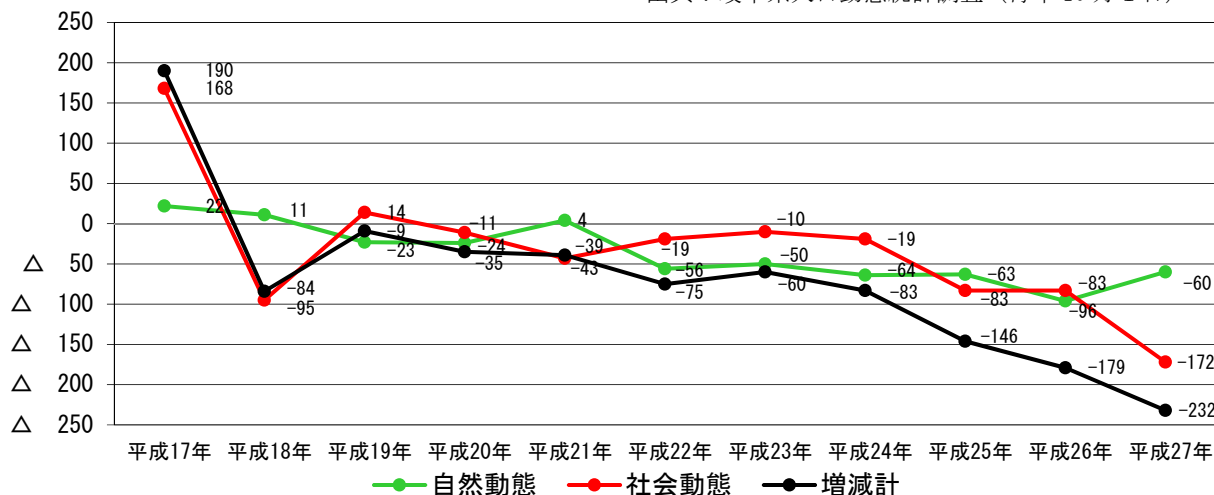


図 1-8 人口動態の推移

④ 人口集中地区（D I D）の変遷

人口集中地区（D I D）の変遷を見ると、表1-6、図1-9、1-10 のとおり人口は平成12年（2000年）6,418人、面積は平成7年（1995年）の160haをピークに減少しており、平成22年（2010年）には人口5,231人、面積121haまで減少しています。平成22年（2010年）の総人口は平成12年（2000年）に比べ増加していることから、人口は拡散していると言えます。

表1-6 人口集中地区（D I D）の変遷

年次	人口集中地区（D I D）			全町			全町に対する割合	
	人口 (人)	面積 (ha)	人口密度 (人/ha)	人口 (人)	面積 (ha)	人口密度 (人/ha)	人口 (%)	面積 (%)
昭和55年	5,621	140	40.2	19,127	3,418	5.6	29.4	4.1
昭和60年	5,785	140	41.3	20,342	3,418	6.0	28.4	4.1
平成2年	5,631	140	40.2	21,044	3,418	6.2	26.8	4.1
平成7年	6,414	160	40.1	22,079	3,418	6.5	29.1	4.7
平成12年	6,418	158	40.6	23,071	3,418	6.7	27.8	4.6
平成17年	6,142	157	39.1	23,788	3,418	7.0	25.8	4.6
平成22年	5,231	121	43.2	23,859	3,418	7.0	21.9	3.5

出典：国勢調査

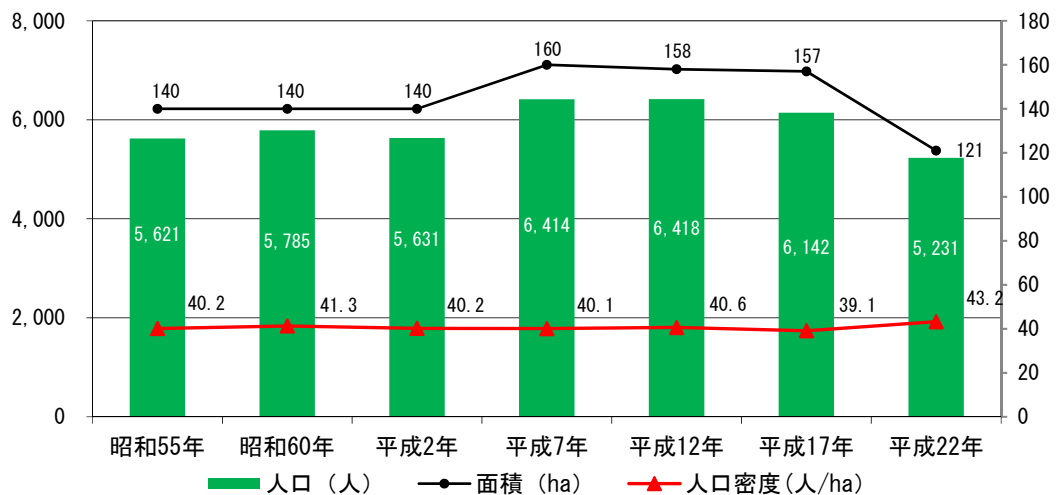


図1-9 人口集中地区（D I D）の変遷

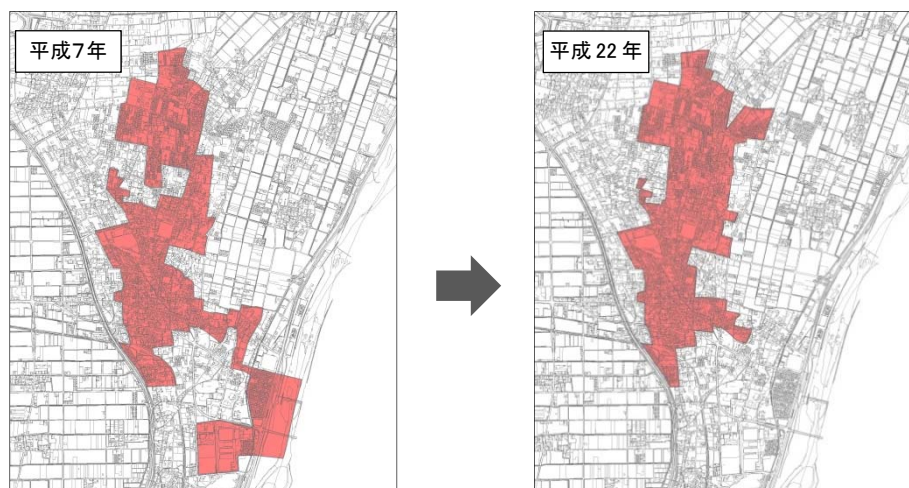


図1-10 人口集中地区（D I D）位置図

(4) 産業

① 製造業の事業所数、従業者数および製造品出荷額等の推移

平成 10 年（1998 年）から平成 25 年（2013 年）までの工業の推移を見ると、表 1-7、図 1-11 のとおり製造品出荷額等は平成 12 年（2000 年）から平成 20 年（2008 年）までは 600 億円を超える出荷額で推移していましたが、平成 21 年（2009 年）に 338 億円と半減し、その後は横ばいで推移し平成 25 年（2013 年）は 326 億円となっています。

従業者数についても、製造品出荷額等と同様に平成 20 年（2008 年）までは 2,500 人前後で推移していましたが、平成 21 年（2009 年）に 1,518 人と平成 20 年（2008 年）の 2,362 人と比べ 844 人と大幅に減少し、その後は横ばいで推移し平成 25 年（2013 年）は 1,612 人となっています。これは、平成 21 年（2009 年）のパナソニックエレクトロニクスデバイス岐阜工場の撤退が大きく影響しています。

また、製造業事業所数は、平成 10 年（1998 年）の 116 件から平成 25 年（2013 年）には 69 件まで減少しています。

表 1-7 製造業の事業所数、従業者数および製造品出荷額等の推移

	平成 10 年	平成 11 年	平成 12 年	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年
製造品出荷額等(億円)	592	517	609	684	619	670	713	715
製造業従業者数(人)	2,650	2,470	2,544	3,321	2,765	2,672	2,555	2,515
製造業事業所数(件)	116	109	106	100	92	89	77	80
	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
製造品出荷額等(億円)	714	705	655	338	326	297	328	326
製造業従業者数(人)	2,513	2,470	2,362	1,518	1,587	1,460	1,561	1,612
製造業事業所数(件)	76	73	74	69	71	65	69	69

出典：経済産業省「工業統計」H2～H25、H23 年のみ総務省「H24-経済センサス活動調査」

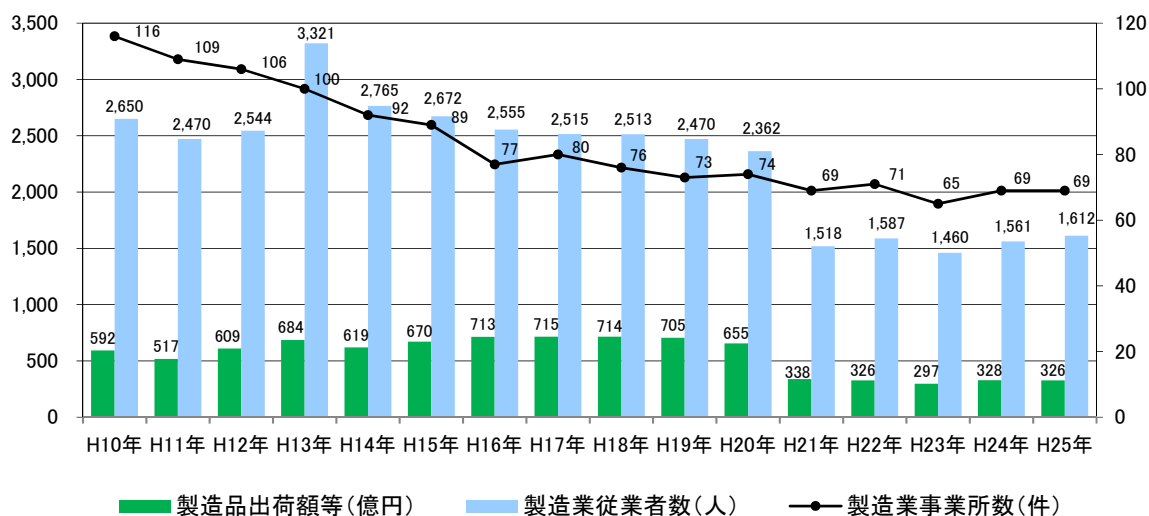


図 1-11 製造業の事業所数、従業者数および製造品出荷額等の推移

② 商品販売額の推移

平成3年（1991年）から平成24年（2012年）までの商品販売額の推移を見ると、表1-8、図1-12のとおり平成9年（1997年）の219.3億円をピークに減少傾向にあり、平成24年（2012年）には179.4億円となっています。

表1-8 商品販売額の推移

	平成3年	平成6年	平成9年	平成10年	平成14年	平成19年	平成24年
小 売 業	128.6	183.0	199.0	193.2	184.8	153.7	159.1
一般卸売業	40.4	33.9	20.3	25.0	23.1	56.1	20.3
合計（億円）	169.0	216.9	219.3	218.2	207.9	209.8	179.4

出典：商業統計調査

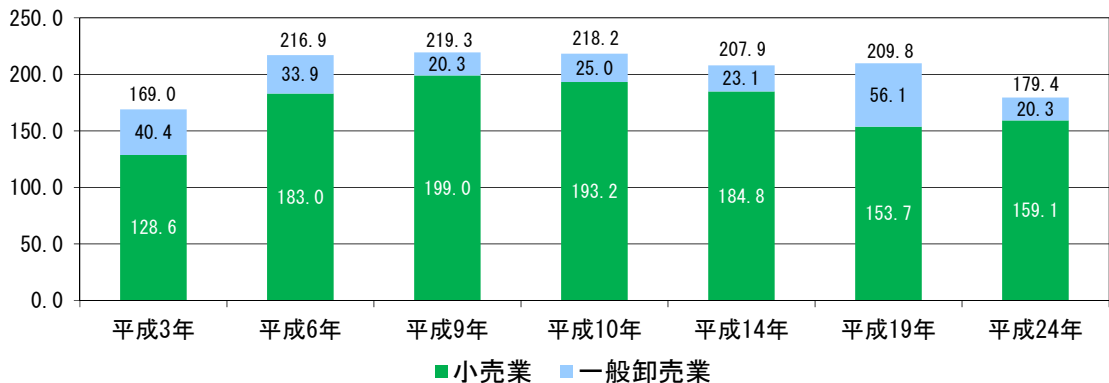


図1-12 商品販売額の推移

本町の主な商業施設の立地状況を見ると、表1-9、図1-13のとおり1,000㎡以上の商業施設7店舗が開設され、国道303号と県道深坂大野線の交差点西側付近に5店舗、黒野地区の県道岐阜大野線沿道に2店舗が立地しています。2箇所に集中して立地していることから、徒歩圏800m※でカバーできる範囲は限られています。

また、コンビニエンスストアは、7店舗が幹線道路沿道に立地しています。

※徒歩圏800m：「都市構造の評価に関するハンドブック」（平成26年（2014年）8月国土交通省都市局都市計画課）の「生活サービス施設」に採用された一般的な徒歩圏である半径800m

表1-9 主な商業施設

区分	施設名	開設年	店舗面積（㎡）
主 要 な 商 業 施 設	大野ショッピングセンター	1992年	1,400
	平和堂大野店	1992年	8,391
	マツオカ大野店	1993年	1,240
	カネスエ大野店	1993年	6,219
	ビバホーム大野店	1993年	3,399
	三洋堂書店大野店	1999年	2,406
	ゲンキー大野町店	2005年	2,996
コンビニエンスストア	ミニストップ大野町稲富店	—	—
	サークルK五之里店	—	—
	セブンイレブン岐阜大野町五之里店	—	—
	ローソン揖斐大野店	—	—
	ミニストップ岐阜下磯店	—	—
	サークルK揖斐黒野店	—	—
	サークルK大野黒野店	—	—

出典：全国大型小売店総覧2015年版、事業者HP

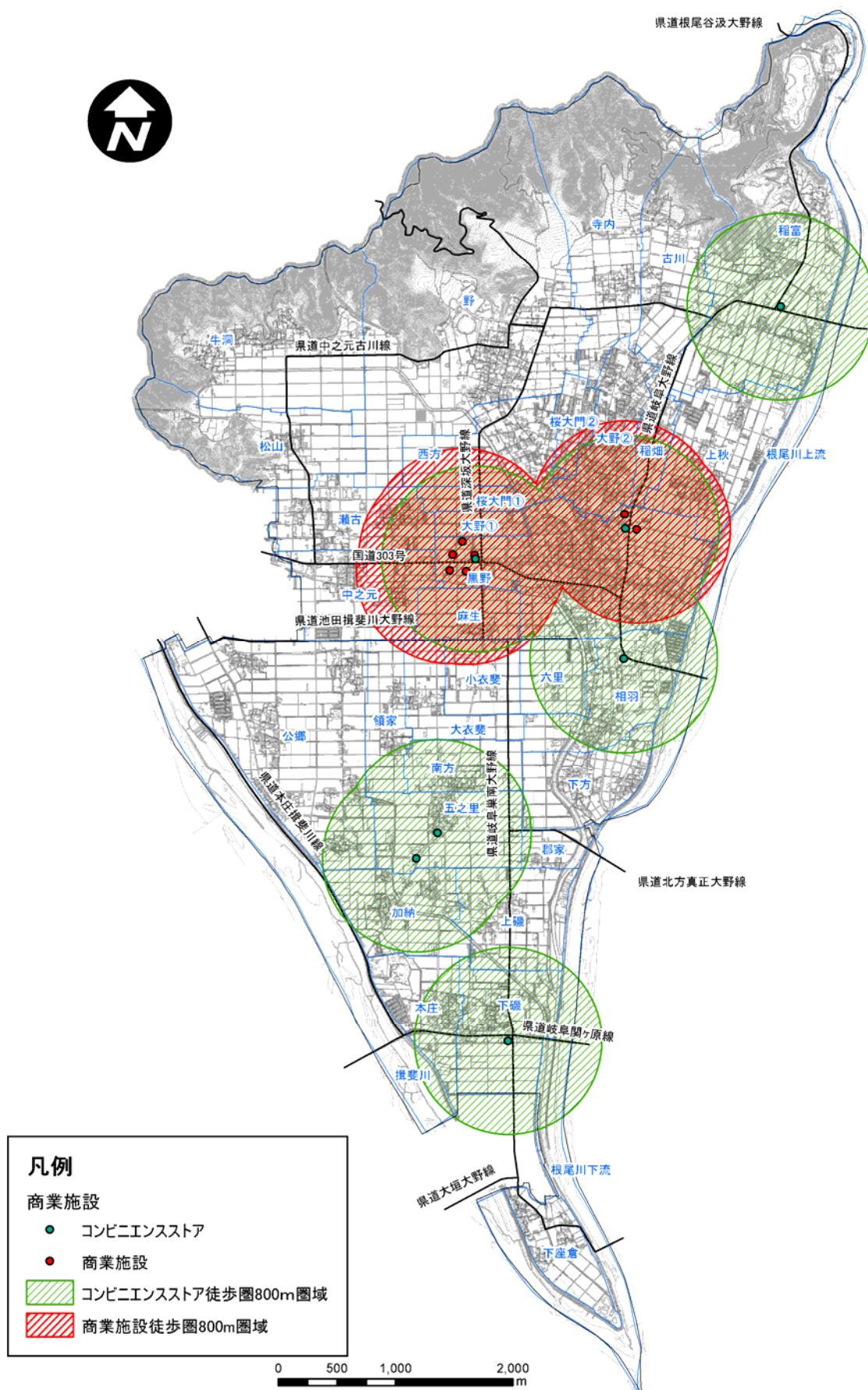


図 1-13 主な商業施設の位置と徒歩圏域図

出典：平成 27 年度（2015 年度）都市計画基礎調査

③ 農業の推移

平成2年（1990年）から平成22年（2010年）までの農業の推移を見ると、表1-10、図1-14のとおり農家数、農業就業人口および経営耕地面積とも減少傾向で推移しています。

表1-10 農業の推移

年次	農家数					農業就業人口（人）	経営耕地面積（ha）
	総数	専業農家数	第1種兼業農家数	第2種兼業農家数	自給的農家		
平成2年	1,684	117	68	1,499	197	2,190	1,400
平成7年	1,558	124	111	1,323	201	1,939	1,330
平成12年	1,487	103	131	963	290	1,724	1,280
平成17年	1,326	126	117	776	307	1,667	1,230
平成22年	1,161	107	75	615	364	1,059	1,040

出典：農林業センサス

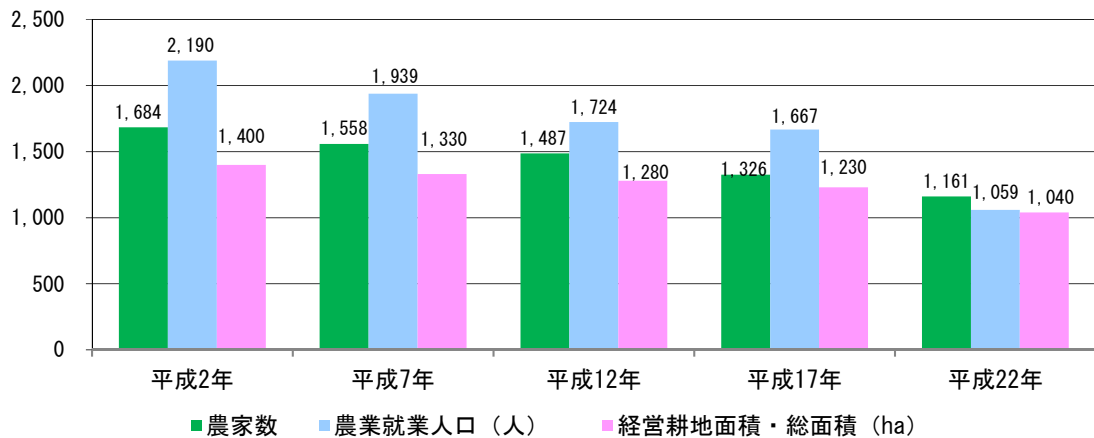


図1-14 農家数の推移

④ 観光

本町の観光は、豊富な文化財が存在するほか、森林散策空間や揖斐二度ザクラ、おおの温泉、バラ公園および平成25年（2013年）に完成した黒野駅レールパークなどがあります。

一方、観光入込客延べ人数の推移を見ると、表1-11、図1-15のとおり年間約15万人前後で推移していますが、周辺市町と比較して少ない状況となっています。



表1-11 観光地点別入込客延べ人数の推移

市町名	平成23年	平成24年	平成25年
大野町	148,289	162,131	152,663
揖斐川町	2,041,298	1,872,461	1,792,394
池田町	1,024,814	1,061,639	1,020,246
本巣市	800,717	763,073	765,510

出典：岐阜県統計書

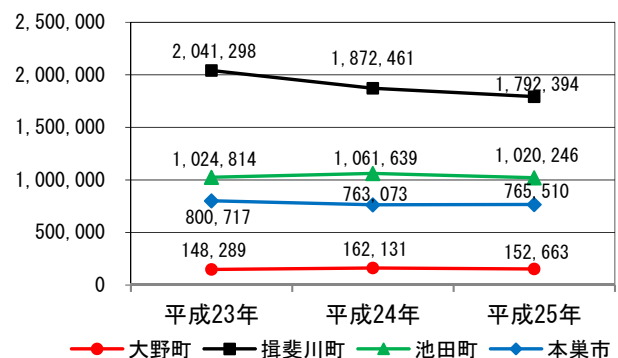


図1-15 観光地点別入込客延べ人数の推移

(5) 土地・建物利用

① 土地利用現況

本町の土地利用現況の状況を見ると、表1-12、図1-16、図1-17 のとおり農地や山林などの自然的土地利用が約70%を占めています。宅地では、住宅用地が9.5%、次いで工業用地4.2%、商業用地1.0%となっています。

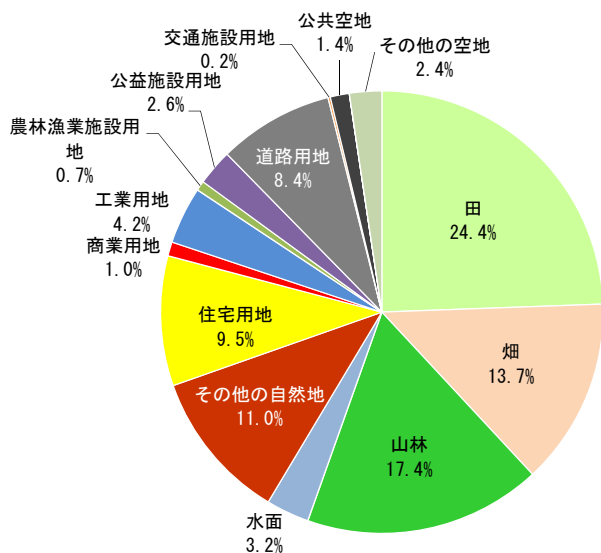


図1-16 土地利用現況

表1-12 土地利用現況

区分	種別	面積 (ha)	比率 (%)
自然的地利用	田	834.69	24.4
	畑	467.03	13.7
	山林	593.13	17.4
	水面	107.68	3.2
	その他の自然地	376.90	11.0
	小計	2,379.43	69.6
都市的地利用	住宅用地	324.28	9.5
	商業用地	35.07	1.0
	工業用地	143.17	4.2
	農林漁業施設用地	24.33	0.7
	公益施設用地	90.03	2.6
	道路用地	287.84	8.4
	交通施設用地	5.76	0.2
	公共空地	47.50	1.4
	その他の空地	80.59	2.4
	小計	1,038.57	30.4
総計		3,418.00	100.00

出典：平成27年度（2015年度）都市計画基礎調査
 ※総計面積：現在、町の総面積は3,420haとなっているが、都市計画区域の決定面積はまだ変更されていないため3,418haのままとした。

② 未利用地現況

名鉄廃線敷や資材置き場、改変中の土地などの未利用地の状況を見ると、表1-13、図1-18 のとおり面積は80.59haとなっています。そのうち、前回調査（平成21年度）で見られなかった太陽光パネル用地が2.58haとなっており、町内に点在しています。太陽光パネル用地について転用前の土地利用を見ると、表1-14 のとおり、その多くが農地や住宅用地などを転用して配置されています。

表1-13 未利用地

未利用地	うち太陽光パネル用地	
80.59ha	2.58ha	3.2%

※未利用地：都市計画基礎調査（平成27年度）のその他の空地
 （平面駐車場、資材置き場、改変中の土地など）

※調整池や工場敷地内に設置されているところは除く

表1-14 転用前の土地利用現況

		農地	住宅用地	遊休地、資材置き場等	合計
太陽光パネル用地	面積 (ha)	1.30	0.36	0.92	2.58
	比率 (%)	50.4	14.0	35.7	100.0

出典：平成21年度（2009年度）都市計画基礎調査

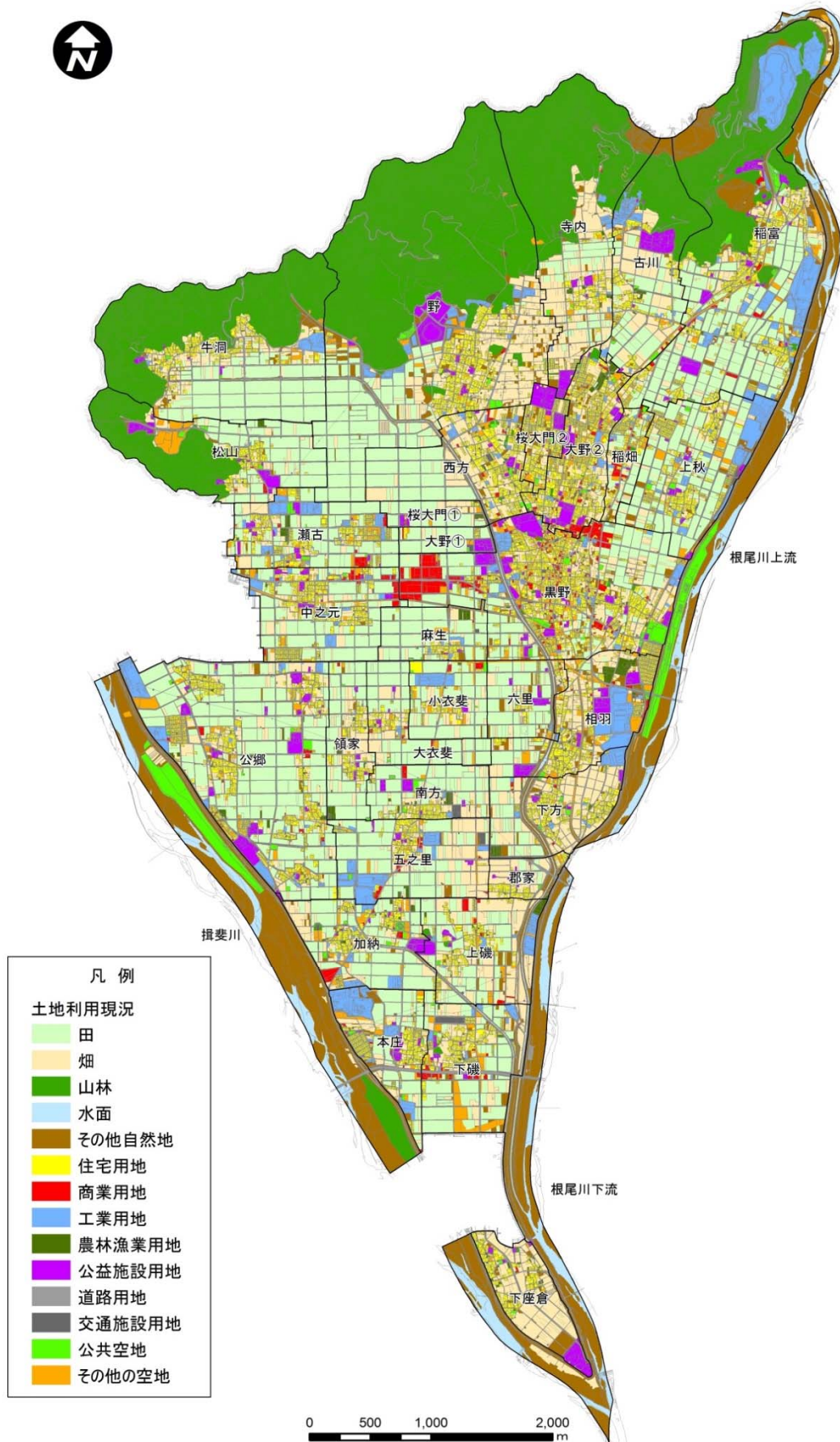


図 1-17 土地利用現況図

出典：平成 27 年度（2015 年度）都市計画基礎調査

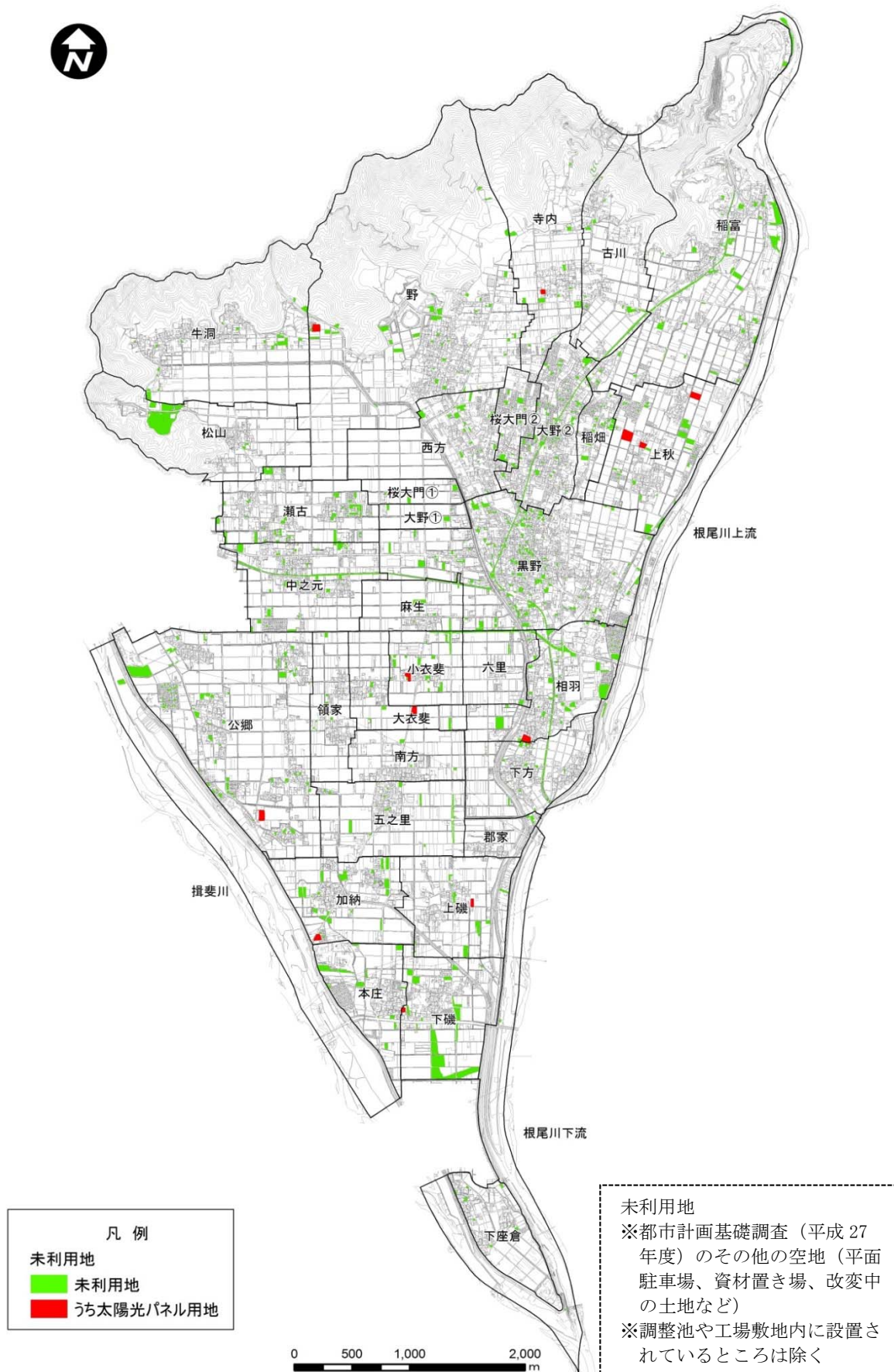


図 1-18 未利用地分布図

出典：平成 27 年度（2015 年度）都市計画基礎調査

③ 建物用途別現況

建物用途別現況の状況を見ると、表1-15、図1-19および図1-20のとおり町全体では住居系建物が77.3%立地し、次いで工業系が9.2%となっています。地区別に見ると、表1-16のとおり町の中心である黒野地区では商業系建物が8.6%と他の地区と比べ高くなっています。工業系建物については、比較的分散して見られます。

表1-15 建物用途別現況

区 名	住居系		商業系		工業系		公共系		その他		合計	
	棟数	比率 (%)	棟数	比率 (%)	棟数	比率 (%)	棟数	比率 (%)	棟数	比率 (%)	棟数	比率 (%)
大野町第1区	4,777	76.4	374	6.0	486	7.8	286	4.6	330	5.3	6,253	100.0
大野町第2区	5,056	83.5	125	2.1	384	6.3	239	3.9	253	4.2	6,057	100.0
大野町第3区	3,565	74.3	87	1.8	600	12.5	294	6.1	251	5.2	4,797	100.0
大野町第4区	2,323	78.1	71	2.4	282	9.5	173	5.8	124	4.2	2,973	100.0
大野町第5区	2,197	77.9	60	2.1	192	6.8	159	5.6	211	7.5	2,819	100.0
大野町第6区	3,175	72.6	118	2.7	574	13.1	172	3.9	332	7.6	4,371	100.0
町全体	21,093	77.3	835	3.1	2,518	9.2	1,323	4.9	1,501	5.5	27,270	100.0

出典：平成27年度（2015年度）都市計画基礎調査

※建物用途区分 住居系：住宅、共同住宅、店舗等併用住宅、店舗等併用共同住宅
 商業系：業務施設、商業施設、宿泊施設、商業系用途複合施設
 工業系：工場、運輸倉庫施設、供給処理施設
 その他：官公庁施設、文教厚生施設、農林漁業用施設、その他

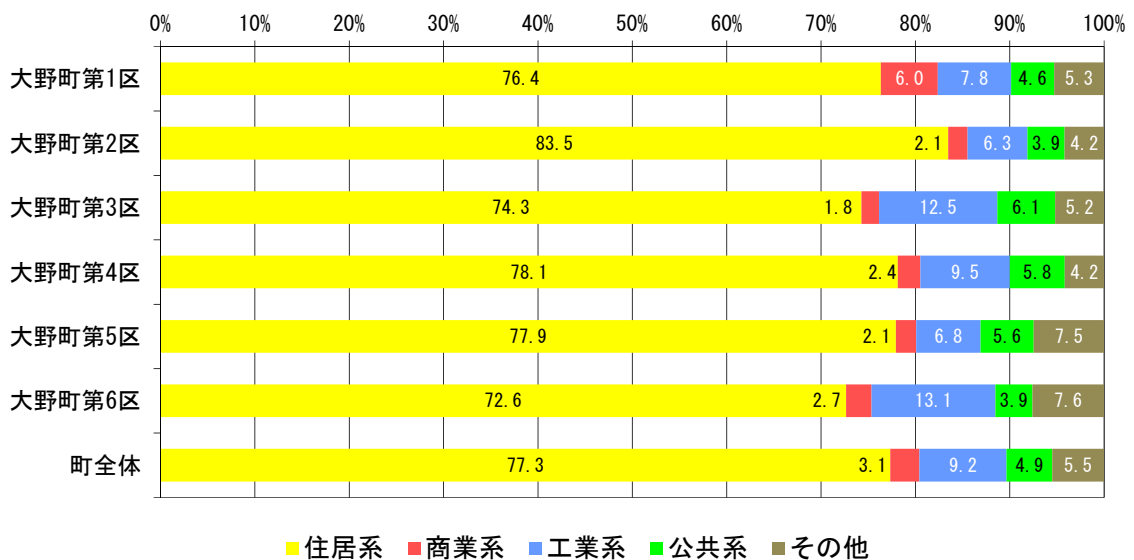


図1-19 建物用途別現況

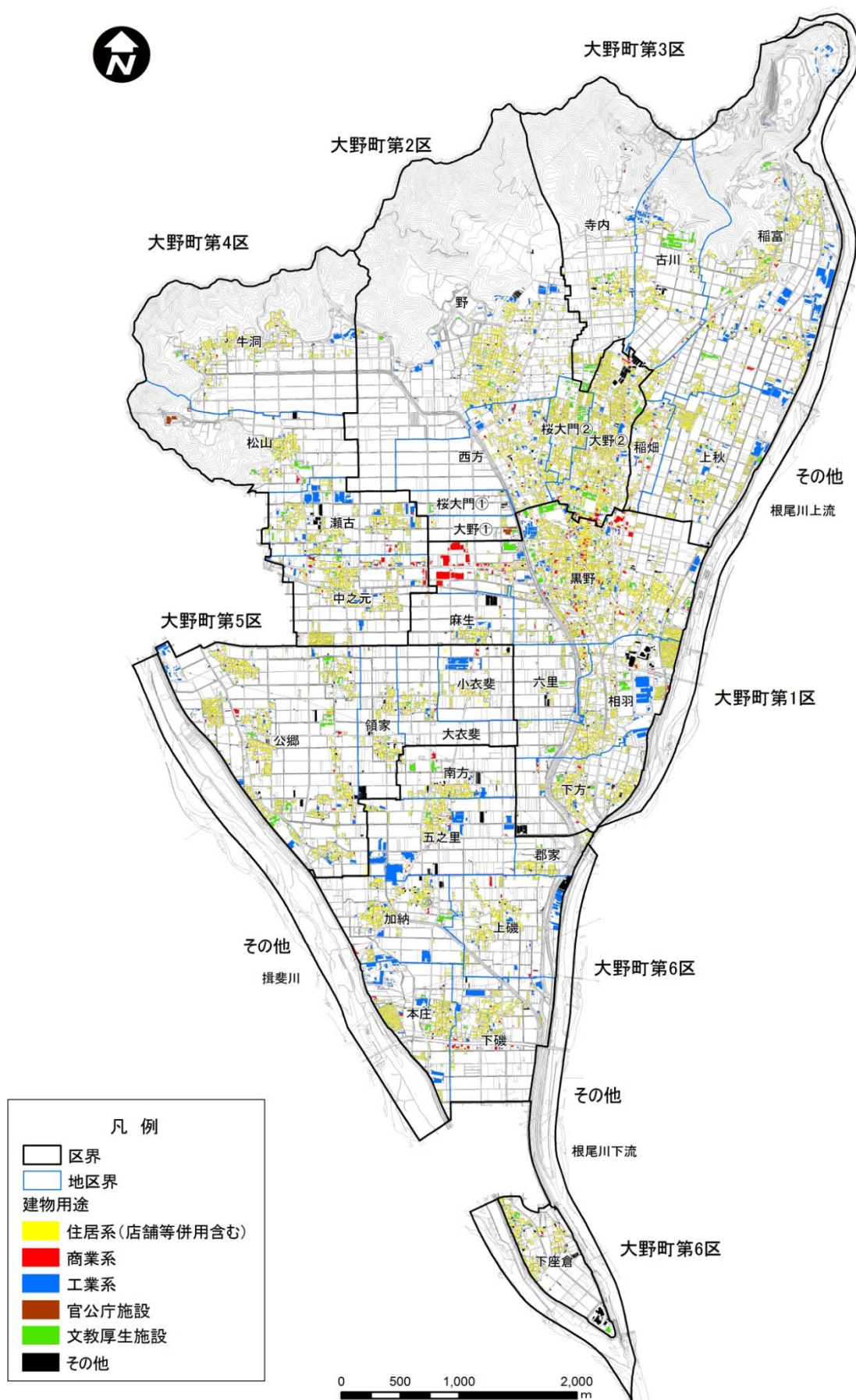


図 1-20 建物用途別現況図

出典：平成 27 年度（2015 年度）都市計画基礎調査

表 1-16 地区別建物用途別現況

区名	地区名	住居系		商業系		工業系		公共系		その他		合計	
		棟数	比率 (%)	棟数	比率 (%)	棟数	比率 (%)	棟数	比率 (%)	棟数	比率 (%)	棟数	比率 (%)
大野町 第 1 区	下 方	543	78.6	10	1.4	48	6.9	19	2.7	71	10.3	691	100.0
	黒 野	2,972	74.4	342	8.6	335	8.4	202	5.1	146	3.7	3,997	100.0
	相 羽	958	82.8	15	1.3	61	5.3	47	4.1	76	6.6	1,157	100.0
	麻 生	153	78.1	2	1.0	21	10.7	3	1.5	17	8.7	196	100.0
	六 里	151	71.2	5	2.4	21	9.9	15	7.1	20	9.4	212	100.0
	小 計	4,777	76.4	374	6.0	486	7.8	286	4.6	330	5.3	6,253	100.0
大野町 第 2 区	桜大 門 ①	7	26.9	1	3.8	0	0.0	4	15.4	14	53.8	26	100.0
	桜大 門 ②	760	90.3	6	0.7	9	1.1	54	6.4	13	1.5	842	100.0
	西 方	958	83.3	27	2.3	99	8.6	15	1.3	51	4.4	1,150	100.0
	大 野 ①	29	55.8	1	1.9	5	9.6	16	30.8	1	1.9	52	100.0
	大 野 ②	2,086	85.7	81	3.3	115	4.7	82	3.4	69	2.8	2,433	100.0
	野	1,216	78.2	9	0.6	156	10.0	68	4.4	105	6.8	1,554	100.0
	小 計	5,056	83.5	125	2.1	384	6.3	239	3.9	253	4.2	6,057	100.0
大野町 第 3 区	稲 富	1,204	69.8	29	1.7	263	15.3	130	7.5	98	5.7	1,724	100.0
	古 川	439	66.4	19	2.9	108	16.3	54	8.2	41	6.2	661	100.0
	寺 内	422	72.6	3	0.5	40	7.0	54	9.3	62	10.7	581	100.0
	上 秋	1,082	80.7	13	1.0	162	12.1	49	3.7	35	2.6	1,341	100.0
	稲 畑	418	85.3	23	4.7	27	5.5	7	1.4	15	3.1	490	100.0
	小 計	3,565	74.3	87	1.8	600	12.5	294	6.1	251	5.2	4,797	100.0
大野町 第 4 区	牛 洞	525	79.8	2	0.3	63	9.6	24	3.6	44	6.7	658	100.0
	松 山	285	74.2	8	2.1	12	3.1	57	14.8	22	5.7	384	100.0
	瀬 古	660	75.6	14	1.6	124	14.2	42	4.8	33	3.8	873	100.0
	中 之 元	853	80.6	47	4.4	83	7.8	50	4.7	25	2.4	1,058	100.0
	小 計	2,323	78.1	71	2.4	282	9.5	173	5.8	124	4.2	2,973	100.0
	公 郷	1,641	79.5	32	1.5	142	6.9	120	5.8	130	6.3	2,065	100.0
大野町 第 5 区	小 衣 斐	169	69.8	15	6.2	34	14.0	9	3.7	15	6.2	242	100.0
	大 衣 斐	148	76.3	8	4.1	15	7.7	11	5.7	12	6.2	194	100.0
	領 家	239	75.2	5	1.6	1	0.3	19	6.0	54	17.0	318	100.0
	小 計	2,197	77.9	60	2.1	192	6.8	159	5.6	211	7.5	2,819	100.0
	公 郷	1,641	79.5	32	1.5	142	6.9	120	5.8	130	6.3	2,065	100.0
大野町 第 6 区	下 磯	481	75.5	31	4.9	63	9.9	23	3.6	39	6.1	637	100.0
	下 座 倉	339	71.5	2	0.4	27	5.7	18	3.8	88	18.6	474	100.0
	加 納	507	72.2	16	2.3	96	13.7	40	5.7	43	6.1	702	100.0
	郡 家	140	87.0	0	0.0	1	0.6	8	5.0	12	7.5	161	100.0
	五 之 里	302	59.0	23	4.5	145	28.3	17	3.3	25	4.9	512	100.0
	上 磯	453	74.5	16	2.6	74	12.2	17	2.8	48	7.9	608	100.0
	南 方	201	71.0	9	3.2	19	6.7	12	4.2	42	14.8	283	100.0
	本 庄	752	75.7	21	2.1	149	15.0	37	3.6	35	3.5	994	100.0
	小 計	3,175	72.6	118	2.7	574	13.1	172	3.9	332	7.6	4,371	100.0
その他	根尾川下流	0	0.0	0	0.0	4	80.0	0	0.0	1	20.0	5	100.0
	根尾川上流	0	0.0	0	0.0	8	100.0	0	0.0	0	0.0	8	100.0
	揖 斐 川	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	100.0
	小 計	0	0.0	0	0.0	12	92.3	0	0.0	1	7.7	13	100.0
町全体		21,093	77.3	835	3.1	2,530	9.3	1,323	4.8	1,502	5.5	27,283	100.0

出典：平成 27 年度（2015 年度）都市計画基礎調査

※建物用途区分 住居系：住宅、共同住宅、店舗等併用住宅、店舗等併用共同住宅
 商業系：業務施設、商業施設、宿泊施設、商業系用途複合施設
 工業系：工場、運輸倉庫施設、供給処理施設
 その他：官公庁施設、文教厚生施設、農林漁業用施設、その他

④ 建物構造

建物構造別現況の状況を見ると、表 1-17、図 1-21 のとおり町全体では木造建物が 71.5%、非木造建物が 28.5%となっています。地区別に木造建物の棟数比率を見ると、表 1-18、図 1-22 のとおり町中心である大野②地区や桜大門②地区および稲畑地区では木造棟数比率が 80%以上と高くなっています。

表 1-17 建物構造

区名	木造		非木造		合計	
	棟数	比率 (%)	棟数	比率 (%)	棟数	比率 (%)
大野町第 1 区	3,162	70.6	1,316	29.4	4,478	100.0
大野町第 2 区	3,358	76.4	1,039	23.6	4,397	100.0
大野町第 3 区	2,451	74.3	849	25.7	3,300	100.0
大野町第 4 区	1,476	65.7	771	34.3	2,247	100.0
大野町第 5 区	1,537	72.0	598	28.0	2,135	100.0
大野町第 6 区	2,102	66.7	1,051	33.3	3,153	100.0
町 全 体	14,086	71.5	5,624	28.5	19,710	100.0

※不明の建物は除く

出典：平成 27 年度（2015 年度）都市計画基礎調査

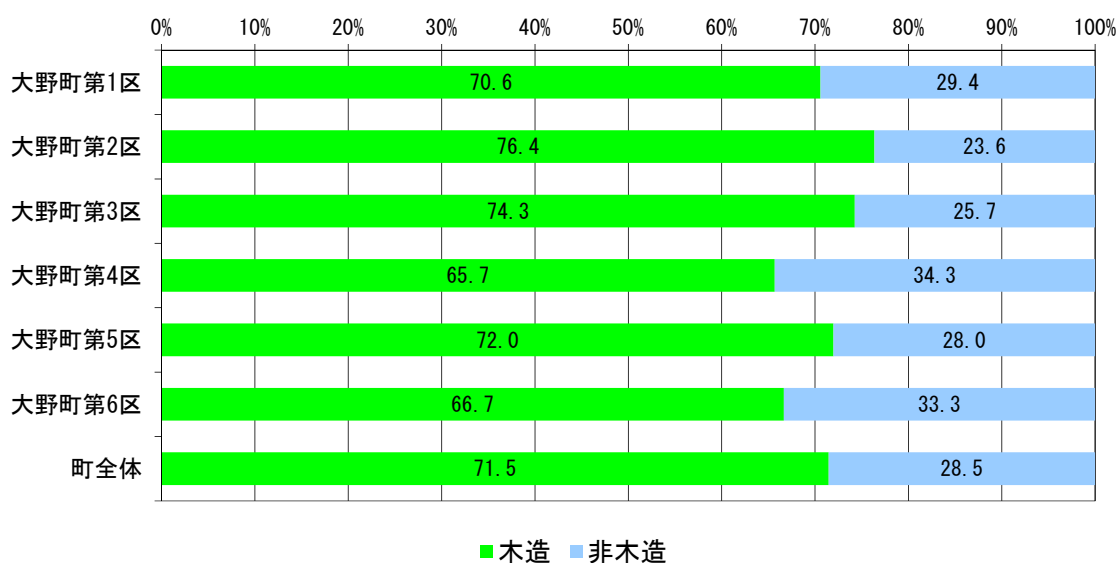


図 1-21 建物構造

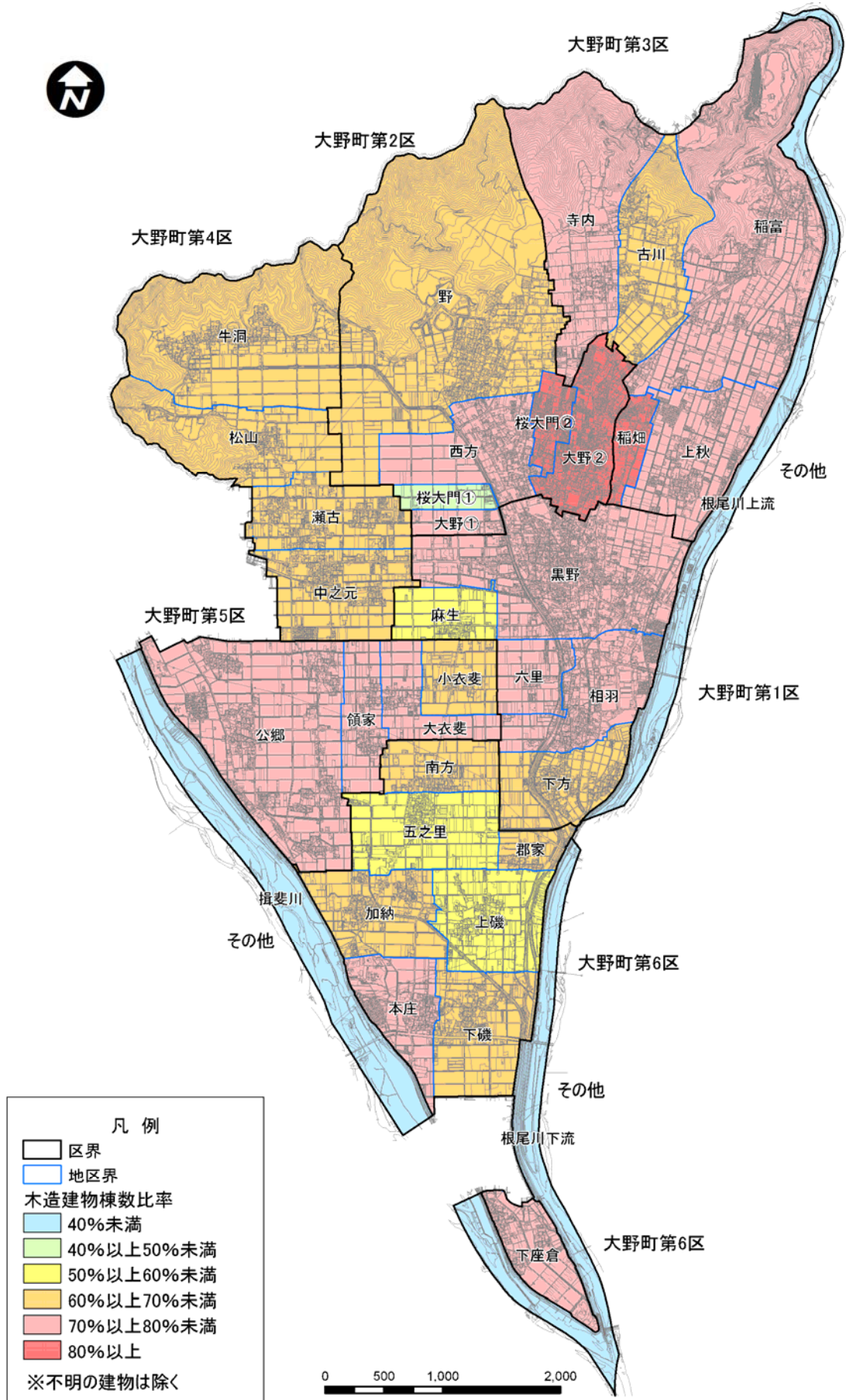


図 1-22 地区別木造建物棟数比率図

出典：平成 27 年度（2015 年度）都市計画基礎調査

表 1-18 地区別建物構造

区名	地区名	木造		非木造		合計	
		棟数	比率 (%)	棟数	比率 (%)	棟数	比率 (%)
大野町第 1 区	下 方	297	60.2	196	39.8	493	100.0
	黒 野	2,058	71.6	815	28.4	2,873	100.0
	相 羽	616	75.1	204	24.9	820	100.0
	麻 生	78	56.9	59	43.1	137	100.0
	六 里	113	72.9	42	27.1	155	100.0
	小 計	3,162	70.6	1,316	29.4	4,478	100.0
大野町第 2 区	桜 大 門 ①	4	40.0	6	60.0	10	100.0
	桜 大 門 ②	536	84.0	102	16.0	638	100.0
	西 方	637	72.2	245	27.8	882	100.0
	大 野 ①	18	75.0	6	25.0	24	100.0
	大 野 ②	1,424	80.2	352	19.8	1,776	100.0
	野	739	69.3	328	30.7	1,067	100.0
	小 計	3,358	76.4	1,039	23.6	4,397	100.0
大野町第 3 区	稲 富	949	73.9	335	26.1	1,284	100.0
	古 川	270	68.9	122	31.1	392	100.0
	寺 内	302	79.5	78	20.5	379	100.0
	上 秋	659	72.7	248	27.3	907	100.0
	稲 畑	271	80.4	66	19.6	337	100.0
	小 計	2,451	74.3	849	25.7	3,299	100.0
大野町第 4 区	牛 洞	336	65.2	179	34.8	515	100.0
	松 山	195	68.4	90	31.6	285	100.0
	瀬 古	440	64.7	240	35.3	680	100.0
	中 之 元	505	65.8	262	34.2	767	100.0
	小 計	1,476	65.7	771	34.3	2,247	100.0
大野町第 5 区	公 郷	1,126	71.9	441	28.1	1,567	100.0
	小 衣 斐	121	69.5	53	30.5	174	100.0
	大 衣 斐	106	71.6	42	28.4	148	100.0
	領 家	184	74.8	62	25.2	246	100.0
	小 計	1,537	72.0	598	28.0	2,135	100.0
大野町第 6 区	下 磯	330	69.9	142	30.1	472	100.0
	下 座 倉	248	70.9	102	29.1	350	100.0
	加 納	354	67.3	172	32.7	526	100.0
	郡 家	84	68.9	38	31.1	122	100.0
	五 之 里	202	56.4	156	43.6	358	100.0
	上 磯	263	56.6	202	43.4	465	100.0
	南 方	140	68.0	66	32.0	206	100.0
	本 庄	481	73.5	173	26.5	654	100.0
	小 計	2,102	66.7	1,051	33.3	3,153	100.0
そ の 他	根尾川下流	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	根尾川上流	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	揖 斐 川	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	小 計	0	0.0	0	0.0	0	0.0
町全体		14,086	71.5	5,624	28.5	19,710	100.0

※不明な建物を除く

出典：平成 27 年度（2015 年度）都市計画基礎調査

⑤ 建築年代別現況

建築年代別現況の状況を見ると、表 1-19、図 1-23 のとおり町全体では新耐震基準である昭和 57 年（1982 年）以降の建物が 46.3%、新耐震基準以前である昭和 56 年（1981 年）以前の建物が 53.7%となっています。地区別に新耐震基準以前の棟数比率を見ると、表 1-20、図 1-24 のとおり町の中心である松山地区では 70%以上と高く、野地区や稲富地区および相羽地区などでも 60%以上となっています。木造棟数比率が高かった中心部の稲畑地区や大野②地区および桜大門地区では、50%未満と町の中でも比較的低い比率となっています。

表 1-19 建築年代別現況

区名	昭和 45 年以前		昭和 46 年～昭和 56 年		昭和 57 年以降		総計	
	棟数	比率 (%)	棟数	比率 (%)	棟数	比率 (%)	棟数	比率 (%)
大野町第 1 区	1,070	29.5	1,026	28.2	1,536	42.3	3,632	100.0
大野町第 2 区	895	25.7	926	26.6	1,656	47.6	3,477	100.0
大野町第 3 区	766	29.6	619	24.0	1,199	46.4	2,584	100.0
大野町第 4 区	533	28.6	540	29.0	789	42.4	1,862	100.0
大野町第 5 区	602	33.5	370	20.6	825	45.9	1,797	100.0
大野町第 6 区	675	26.6	511	20.1	1,354	53.3	2,540	100.0
町 全 体	4,541	28.6	3,992	25.1	7,359	46.3	15,892	100.0

※不明の建物は除く

出典：平成 27 年度（2015 年度）都市計画基礎調査

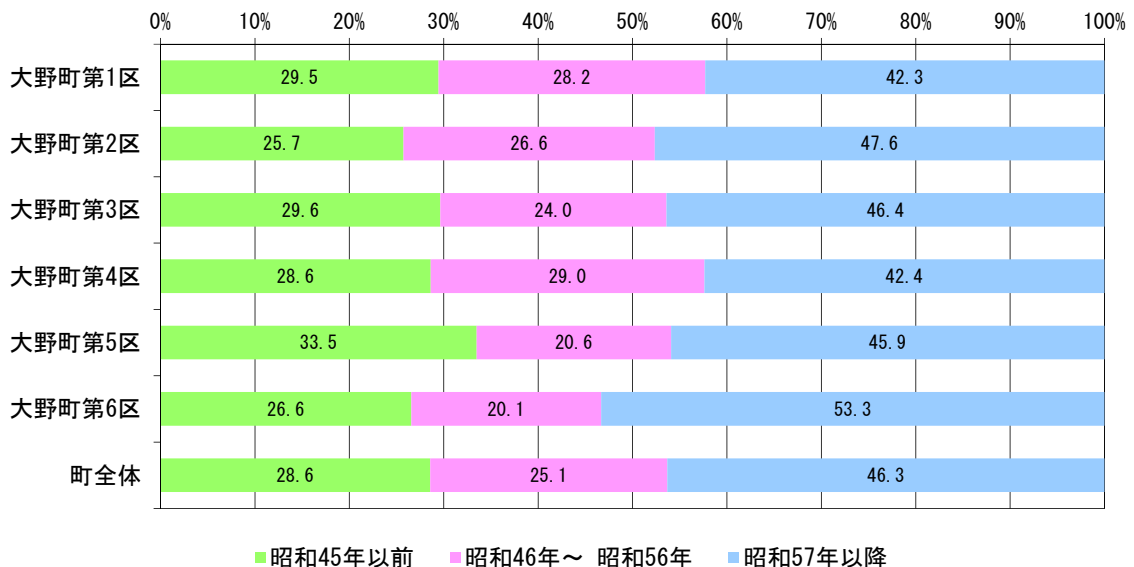
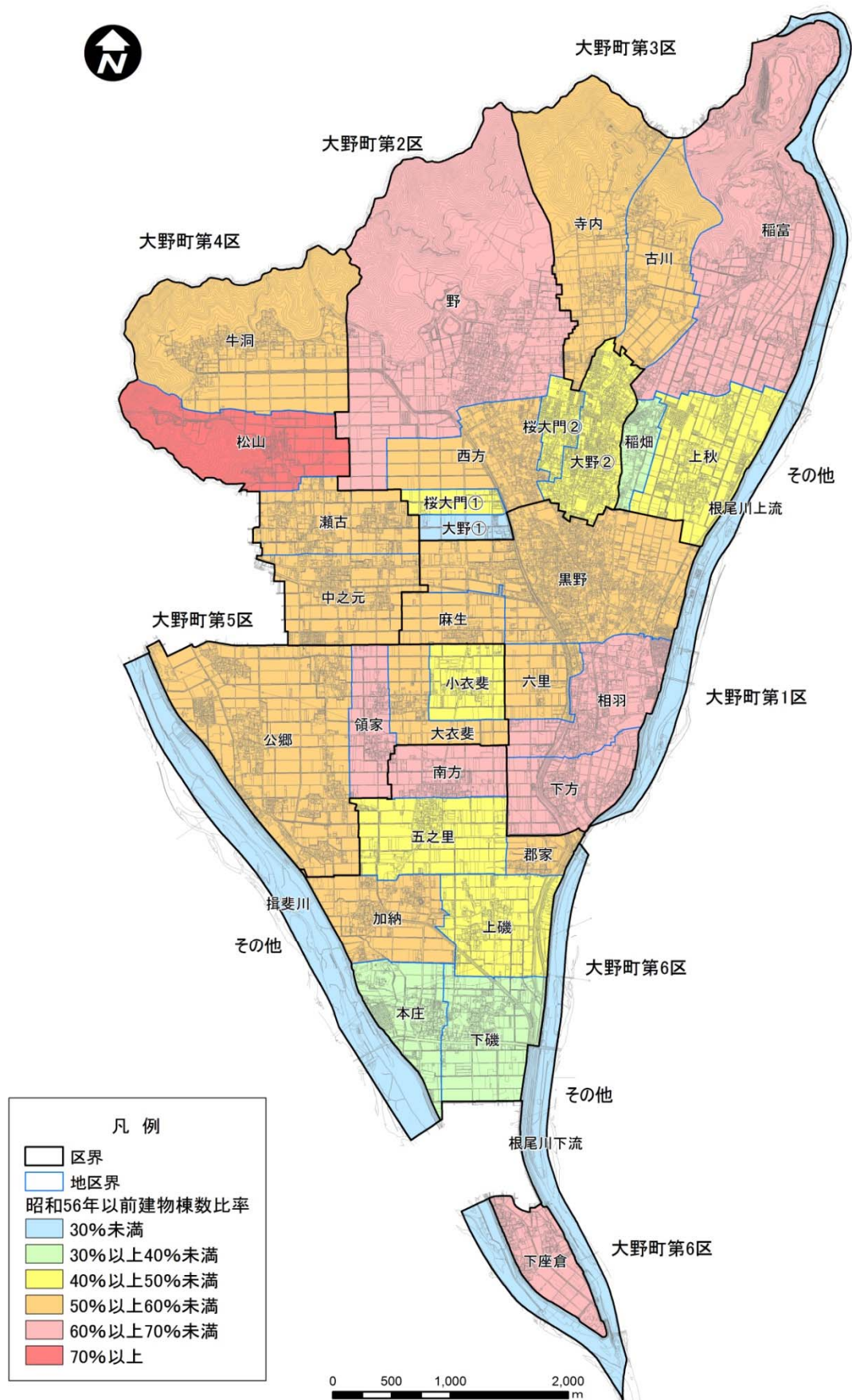


図 1-23 建築年代別現況



※不明の建物は除く

図 1-24 昭和 56 年（1981 年）以前建物棟数比率図

出典：平成 27 年度（2015 年度）都市計画基礎調査

表 1-20 地区別建築年代別現況

区名	地区名	S45 年以前		S46 年～ S56 年		S57 年 以降		総計	
		棟数	比率 (%)	棟数	比率 (%)	棟数	比率 (%)	棟数	比率 (%)
大野町第 1 区	下 方	150	36.4	98	23.8	164	39.8	412	100.0
	黒 野	715	31.2	596	26.0	979	42.8	2,290	100.0
	相 羽	124	18.6	279	41.8	265	39.7	668	100.0
	麻 生	43	33.9	21	16.5	63	49.6	127	100.0
	六 里	38	28.1	32	23.7	65	48.1	135	100.0
	小 計	1,070	29.5	1,026	28.2	1,536	42.3	3,632	100.0
大野町第 2 区	桜 大 門 ①	0	0.0	2	20.0	8	80.0	10	100.0
	桜 大 門 ②	78	16.4	153	32.1	245	51.5	476	100.0
	西 方	186	25.8	207	28.8	327	45.4	720	100.0
	大 野 ①	0	0.0	0	0.0	19	100.0	19	100.0
	大 野 ②	268	19.8	384	28.4	699	51.7	1,351	100.0
	野	363	40.3	180	20.0	358	39.7	901	100.0
	小 計	895	25.7	926	26.6	1,656	47.6	3,477	100.0
大野町第 3 区	稲 富	395	39.0	229	22.6	390	38.5	1,014	100.0
	古 川	89	30.1	84	28.4	123	41.6	296	100.0
	寺 内	102	38.1	54	20.1	112	41.8	268	100.0
	上 秋	150	20.4	192	26.1	394	53.5	736	100.0
	稲 畑	30	11.1	60	22.2	180	66.7	270	100.0
	小 計	766	29.6	619	24.0	1,199	46.4	2,584	100.0
大野町第 4 区	牛 洞	152	34.9	105	24.1	179	41.1	436	100.0
	松 山	115	48.7	55	23.3	66	28.0	236	100.0
	瀬 古	117	20.4	178	31.1	278	48.5	573	100.0
	中 之 元	149	24.1	202	32.7	266	43.1	617	100.0
	小 計	533	28.6	540	29.0	789	42.4	1,862	100.0
大野町第 5 区	公 郷	432	32.4	290	21.8	610	45.8	1,332	100.0
	小 衣 斐	43	30.1	21	14.7	79	55.2	143	100.0
	大 衣 斐	38	32.5	22	18.8	57	48.7	117	100.0
	領 家	89	43.4	37	18.0	79	38.5	205	100.0
	小 計	602	33.5	370	20.6	825	45.9	1,797	100.0
大野町第 6 区	下 磯	77	20.4	58	15.4	242	64.2	377	100.0
	下 座 倉	87	32.3	79	29.4	103	38.3	269	100.0
	加 納	146	35.4	80	19.4	186	45.1	412	100.0
	郡 家	46	43.0	15	14.0	46	43.0	107	100.0
	五 之 里	67	22.7	57	19.3	171	58.0	295	100.0
	上 磯	78	20.2	106	27.5	202	52.3	386	100.0
	南 方	74	44.8	30	18.2	61	37.0	165	100.0
	本 庄	100	18.9	86	16.3	343	64.8	529	100.0
	小 計	675	26.6	511	20.1	1,354	53.3	2,540	100.0
そ の 他	根尾川上流	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	根尾川下流	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	揖 斐 川	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	小 計	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
町全体		4,541	28.6	3,992	25.1	7,359	46.3	15,892	100.0

※不明な建物を除く

出典：平成 27 年度（2015 年度）都市計画基礎調査

⑥ 住宅の所有関係別住宅

住宅の所有関係別状況について見ると、表 1-21 のとおり持ち家が 6,710 戸(82.6%)、借家は 1,340 戸(16.5%)となっています。

表 1-21 住宅の所有関係別住宅

	総数	持ち家	借家					不詳
			総数	公営の借家	都市再生 機構・公 社の借家	民営借家	給与住宅	
戸数(戸)	8,120	6,710	1,340	170	-	1,120	50	70
割合(%)	100.0	82.6	16.5	2.1	0.0	13.8	0.6	0.9

出典：平成 25 年(2013 年)住宅・土地統計調査

(6) 都市施設の状況

① 都市計画道路

都市計画道路の指定状況を見ると、表 1-22、図 1-25 のとおり東西方向に北から(都)大野揖斐川線、(都)大野池田線および(都)池田岐阜線(主要地方道岐阜関ヶ原線)、南北方向に(都)大垣神戸大野線が計画されています。(都)池田岐阜線を除いて、未整備の状況となっています。

また、町の南部に東海環状自動車道および(仮称)大野・神戸インターチェンジが計画されています。

表 1-22 都市計画道路の状況

名称	計画	事業中	整備・概成済
1・3・1 東海環状自動車	500m	500m	-
3・3・1 池田岐阜線	1,720m	-	1,720m
3・4・3 大野揖斐川線	4,140m	1,060m	-
3・5・7 大野池田線	4,490m	-	-
3・4・8 大垣神戸大野線	4,980m	-	-

出典：平成 27 年度(2015 年度)都市計画基礎調査

② 公園・緑地

本町には都市計画公園は指定されていませんが、表 1-23、図 1-26 のとおり運動公園のほか、河川敷の広場、観光としての機能を持つ黒野駅レールパークやバラ公園、また、市街地や集落地には、ふれあい広場や農村公園が配置されています。

表 1-23 公園・緑地

	名称	面積(㎡)		名称	面積(㎡)
1	稲富農村公園	980	15	根尾川リバーサイドパーク	41,500
2	木振ふれあい公園	12,500	16	藪川橋西詰公園	480
3	松山水辺公園	34,700	17	相羽ふれあい広場	2,200
4	松山ふれあい広場	2,180	18	下方住吉灯明台公園	1,130
5	瀬古ふれあい広場	1,700	19	大野揖斐川パーク	20,300
6	野ふれあい広場	1,130	20	バラ公園	9,610
7	桜台団地公園	220	21	運動公園	113,000
8	桜大門ふれあい広場	2,780	22	黒野西親水広場	2,500
9	西方農村公園	500	23	揖斐二度ザクラ公園	5,300
10	大野バスセンターふれあい広場	2,060	24	黒野駅レールパーク	7,700
11	上秋ふれあい広場	2,000	25	条里公園	3,250
12	大野ふれあい広場	900	26	うぐいす公園	4,995
13	黒野ふれあい広場	850	27	やまびこ公園	800
14	黒野広場	260	合 計		275,525

出典：大野町ホームページ〔平成 28 年(2016 年)現在〕

③ 生活排水処理

本町の汚水処理人口普及率を見ると、表 1-24 のとおり、平成 27 年度（2015 年度）現在、汚水処理人口普及率 60.0%、公共下水道普及率 0.0%と、県平均や周辺市町村と比べ大きく下回っています。

表 1-24 汚水処理人口普及率（平成 27 年度末）

市町名	汚水処理人口普及率	公共下水道普及率
大 野 町	60.0%	0.0%
揖 斐 川 町	87.8%	8.2%
池 田 町	79.0%	48.8%
神 戸 町	82.9%	66.8%
大 垣 市	93.5%	87.7%
県 平 均	91.0%	74.8%

出典：岐阜県における平成 27 年度末の汚水処理人口普及状況について

④ その他の都市施設

その他の都市施設としては、表 1-25、図 1-25 のとおり町南部にゴミ処理施設 4.4ha、町北西部に火葬場 1.9ha が供用開始されています。

表 1-25 都市施設の状況

区 分	名称	計画	供用開始
その他の処理施設（ゴミ処理施設）	西濃環境保全センター	4.4ha	4.4ha
火葬場	揖斐広域斎場	1.9ha	1.9ha

出典：平成 27 年度（2015 年度）都市計画基礎調査

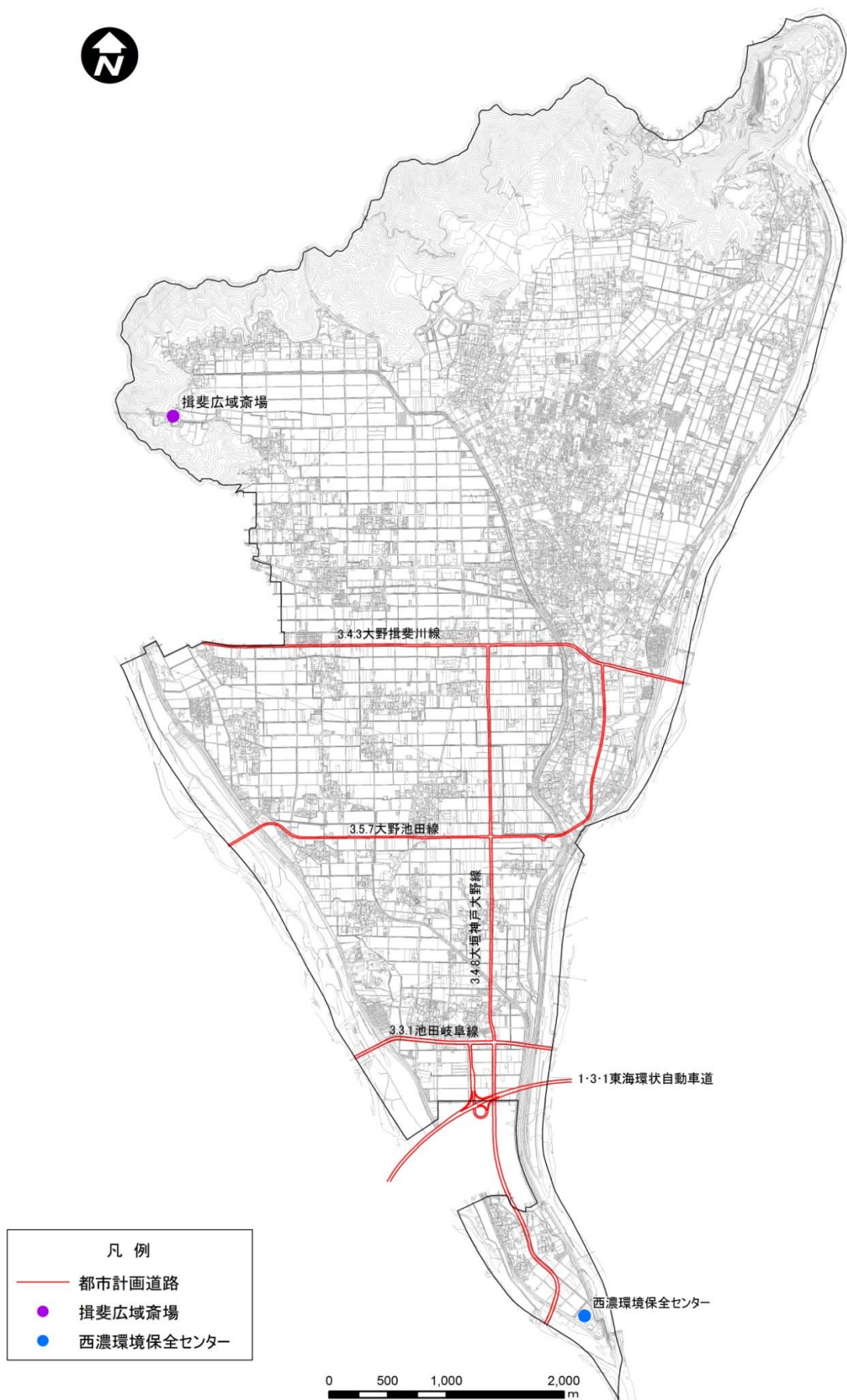


図 1-25 都市施設位置図

出典：平成 27 年度（2015 年度）都市計画基礎調査

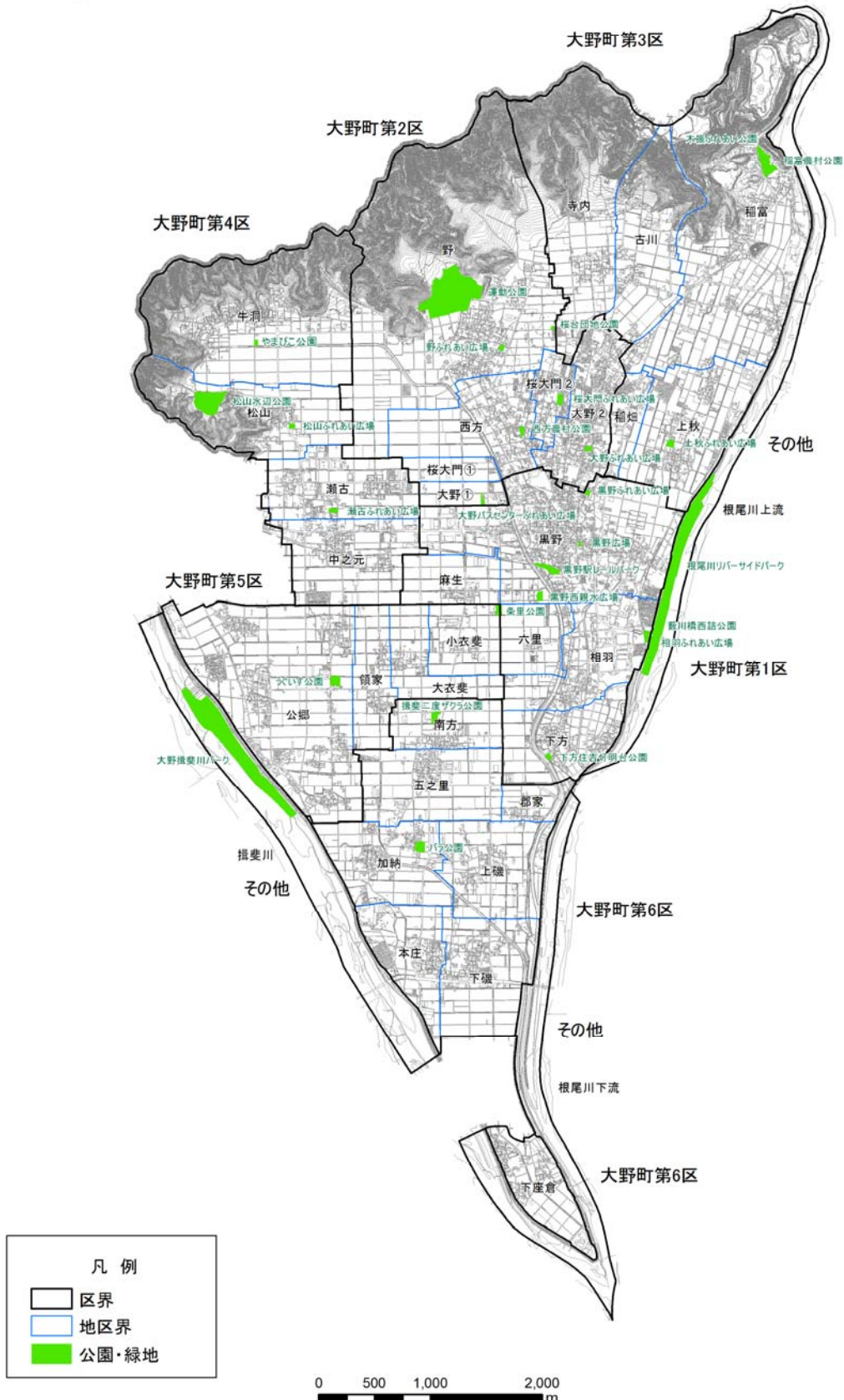


図 1-26 公園・緑地位置図

出典：平成 27 年度（2015 年度）都市計画基礎調査

(7) 市街化動向

開発許可の状況を見ると、表 1-26、図 1-27 および図 1-28 のとおり平成 21 年度(2009 年度) から平成 26 年度(2014 年度) までの 6 年間で 55 件、120,357 m²が許可されています。そのうち、住宅用地が 30 件、64,610 m²と最も多くなっています。

また、市街地開発事業については、表 1-27、図 1-28 のとおり町北部の寺内・野地区に工業団地 7.53ha が計画されています。

表 1-26 開発許可の状況

年度	住宅用地		商業用地		工業用地		その他		合計	
	件数 (件)	面積 (m ²)	件数 (件)	面積 (m ²)	件数 (件)	面積 (m ²)	件数 (件)	面積 (m ²)	件数 (件)	面積 (m ²)
平成 21 年度	8	18,800	0	0	6	12,632	5	9,772	19	41,204
平成 22 年度	3	7,382	0	0	1	1,831	0	0	4	9,213
平成 23 年度	4	8,772	2	6,766	0	0	1	2,189	7	17,727
平成 24 年度	7	14,248	2	3,970	1	4,052	2	5,082	12	27,352
平成 25 年度	3	6,317	0	0	2	2,881	1	2,371	6	11,569
平成 26 年度	5	9,092	0	0	2	4,201	0	0	7	13,293
合計	30	64,610	4	10,736	12	25,596	9	19,414	55	120,357

出典：平成 27 年度(2015 年度) 都市計画基礎調査

表 1-27 市街地開発事業

区分	名 称	地区	計画面積	総事業費	事業期間
工業団地 造成事業	テクノパーク大野	寺内・野	7.53 ha	1,200 百万円	H26～30 年度

出典：平成 27 年度(2015 年度) 都市計画基礎調査

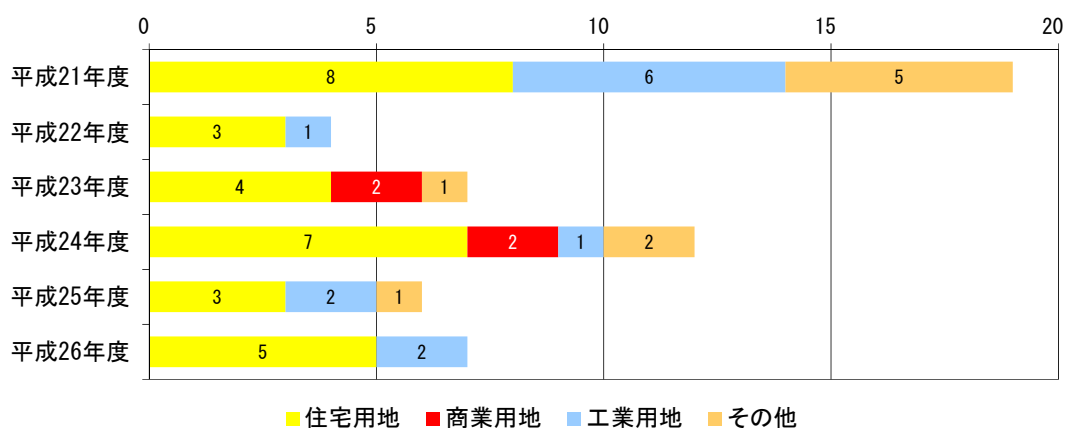


図 1-27 開発許可件数

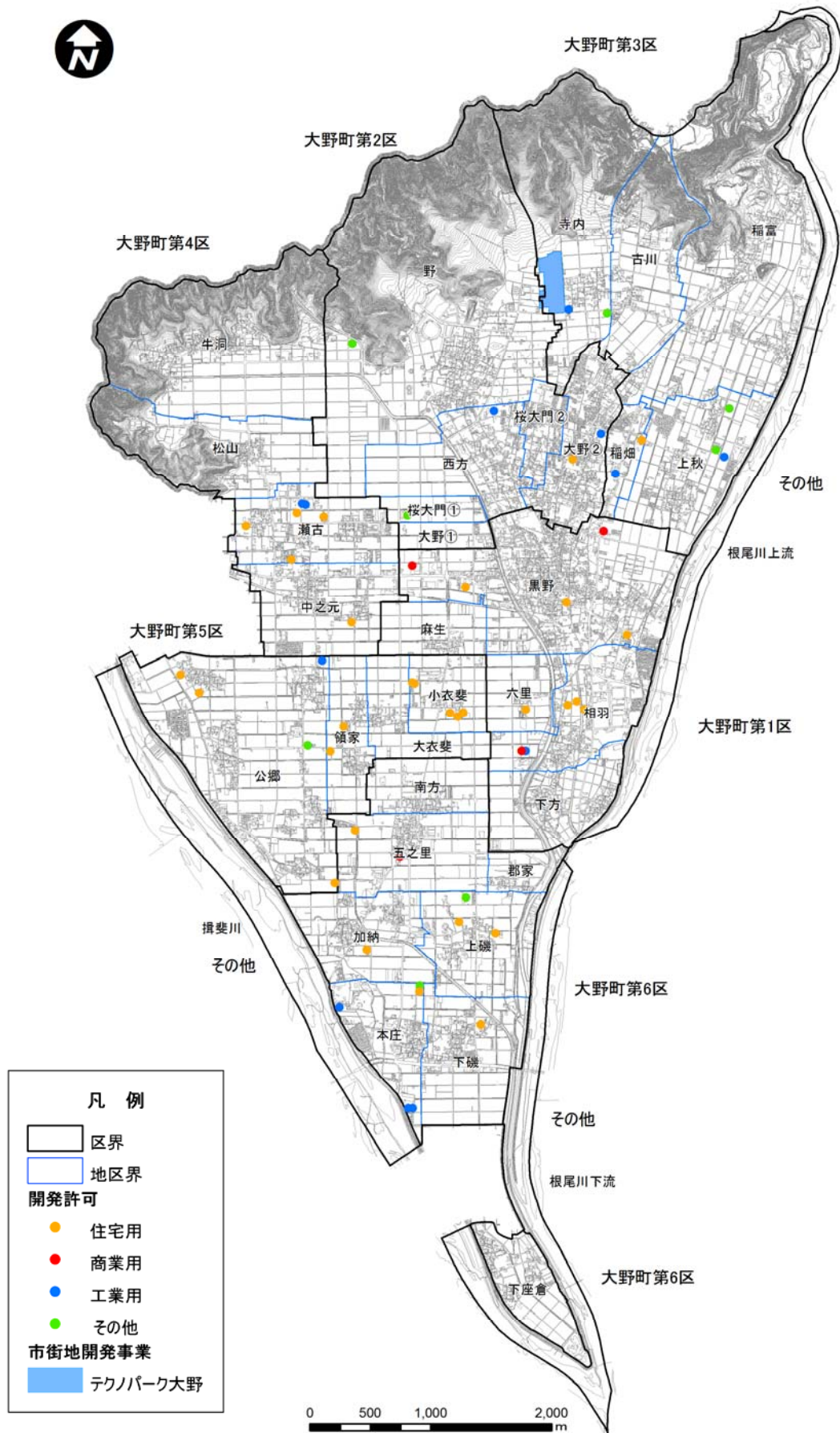


図 1-28 開発許可等位置図

出典：平成 27 年度（2015 年度）都市計画基礎調査

(8) 交通体系

① 道路

大野町の幹線道路は、表 1-28、図 1-29 のとおり町のほぼ中央部を国道 303 号、町南部に県道岐阜関ヶ原線が東西に通ち、いずれも交通量 1 万台以上となっています。県道岐阜関ヶ原線は、整備が進められている東海環状自動車道および(仮称)大野・神戸インターチェンジの接続道路として位置づけられています。

そのほか県道が東西、南北方向に通ち隣接する都市を結んでいます。

表 1-28 大野町の主要道路

区分	道路名	起点	終点
国道	国道 303 号	岐阜市	福井県若狭町
県道	県道 53 号岐阜関ヶ原線	岐阜市	関ヶ原町
	県道 78 号岐阜大野線	岐阜市	大野町
	県道 92 号岐阜巣南大野線	岐阜市	大野町
	県道 159 号北方真正大野線	北方町	大野町
	県道 212 号大垣大野線	大垣市	大野町
	県道 255 号根尾谷汲大野線	本巣市	大野町
	県道 263 号本庄揖斐川線	大野町	揖斐川町
	県道 265 号中之元古川線	大野町	大野町
	県道 266 号深坂大野線	揖斐川町	大野町
	県道 273 号池田揖斐川大野線	池田町	大野町

出典：大野町ホームページ〔平成 28 年（2016 年）現在〕

② 公共交通

公共交通の状況を見ると、表 1-29、図 1-30 のとおり、大野バスセンターを起終点として 5 路線のバス（民営路線バス 4 路線、揖斐川町コミュニティバス 1 路線）が運行され、岐阜市や大垣市、瑞穂市および揖斐川町を結んでいます。また、町内には、デマンドタクシーが運行しています。

バス停からの徒歩圏域 800 m の状況を見ると、大野バスセンターから南部の県道岐阜巣南大野線および県道北方真正大野線、国道 303 号沿道がカバーされています。

表 1-29 バス路線一覧表

運行事業者	路線名	行先	便数 (平日)
岐阜バス	大野穂積線	穂積駅前	9 便
		大野 B C	10 便
	大野忠節線・モレラ忠節線	J R 岐阜	18 便
		大野 B C	13 便
	真正大縄場線	J R 岐阜	7 便
		大野 B C	10 便
名阪近鉄バス	大垣大野線	西濃総合庁舎	11 便
		大野 B C	10 便
揖斐川町コミュニティバス	揖斐大野線	揖斐駅	6 便
		大野 B C	7 便

出典：各事業者時刻表

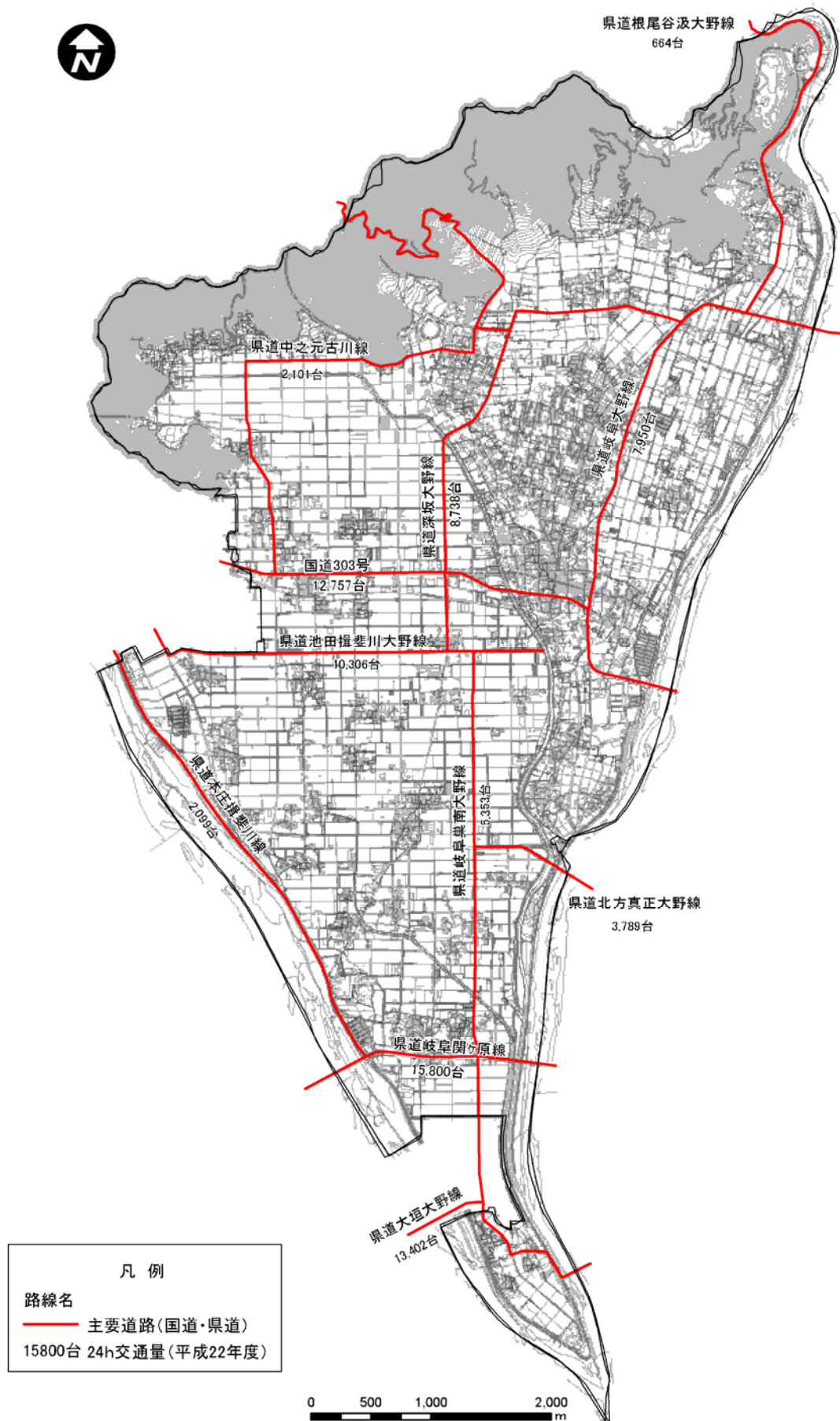


図 1-29 主要道路位置図

出典：平成 27 年度（2015 年度）都市計画基礎調査

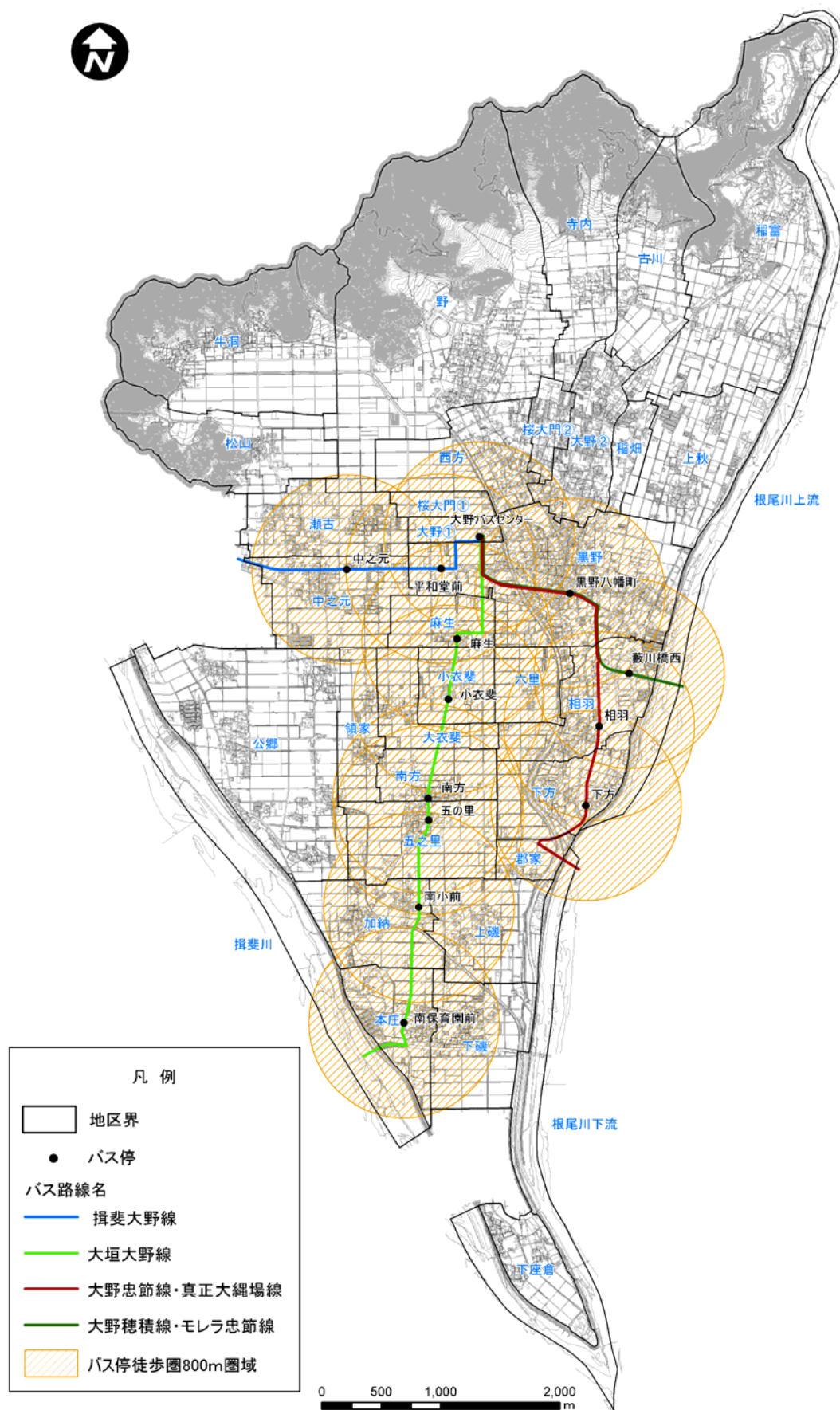


図 1-30 公共交通（バス路線）網図

出典：平成 27 年度（2015 年度）都市計画基礎調査

(9) 災害の危険性

① 洪水浸水想定区域

揖斐川及び根尾川が氾濫した場合の洪水浸水想定区域が示されており、町南部において2.0m以上の洪水浸水想定区域が多く見られます。

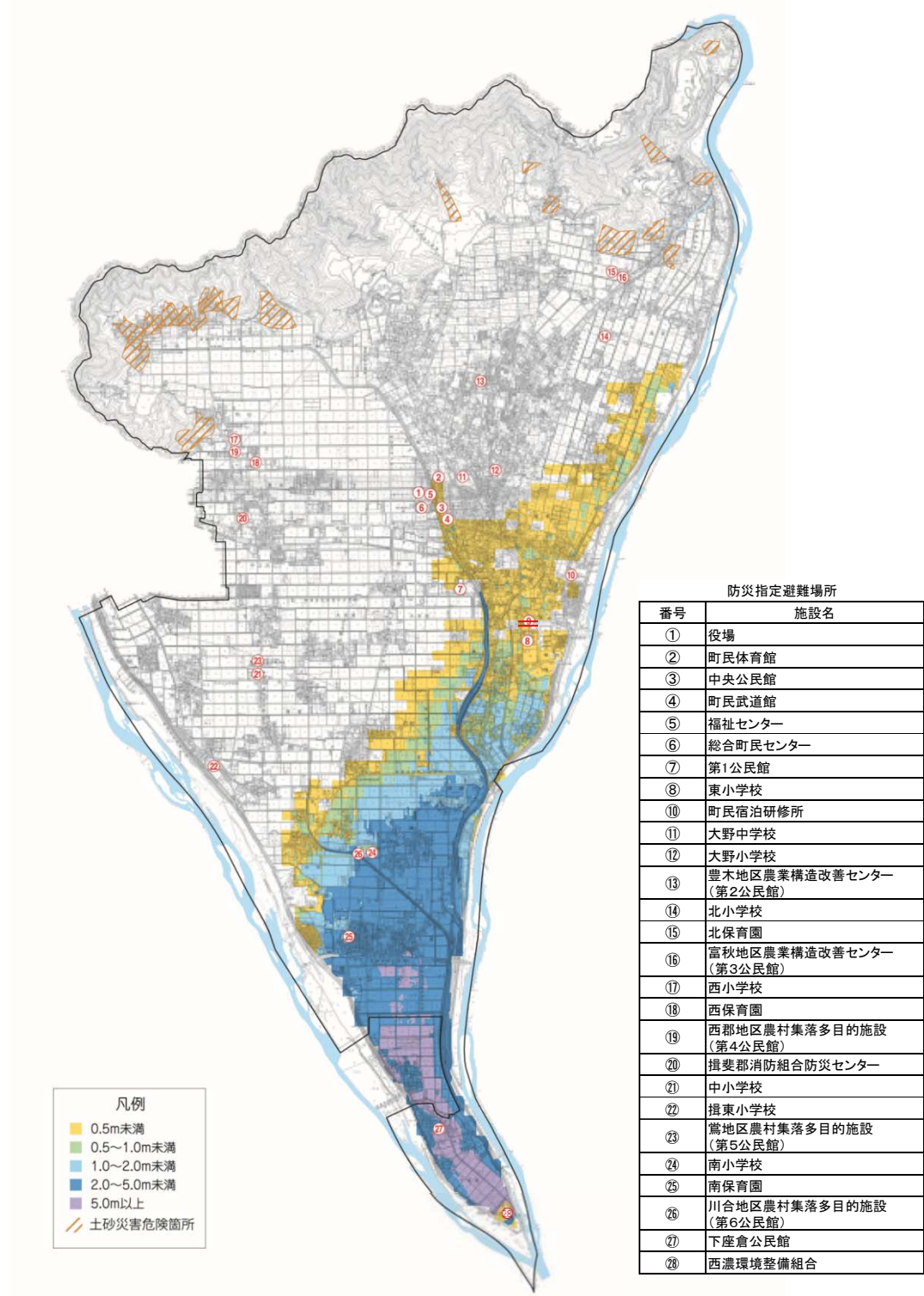


図 1-31 大野町洪水ハザードマップ

出典：平成 27 年大野町洪水ハザードマップ（一部加筆作成）

② 土砂災害警戒区域

北部山沿いには土砂災害警戒区域（土石流）が広く指定されており、一部、土砂災害特別警戒区域（土石流）も指定されています。

また、集落に近い箇所では、土砂災害特別警戒区域（急傾斜）や土砂災害警戒区域（急傾斜）も指定されています。

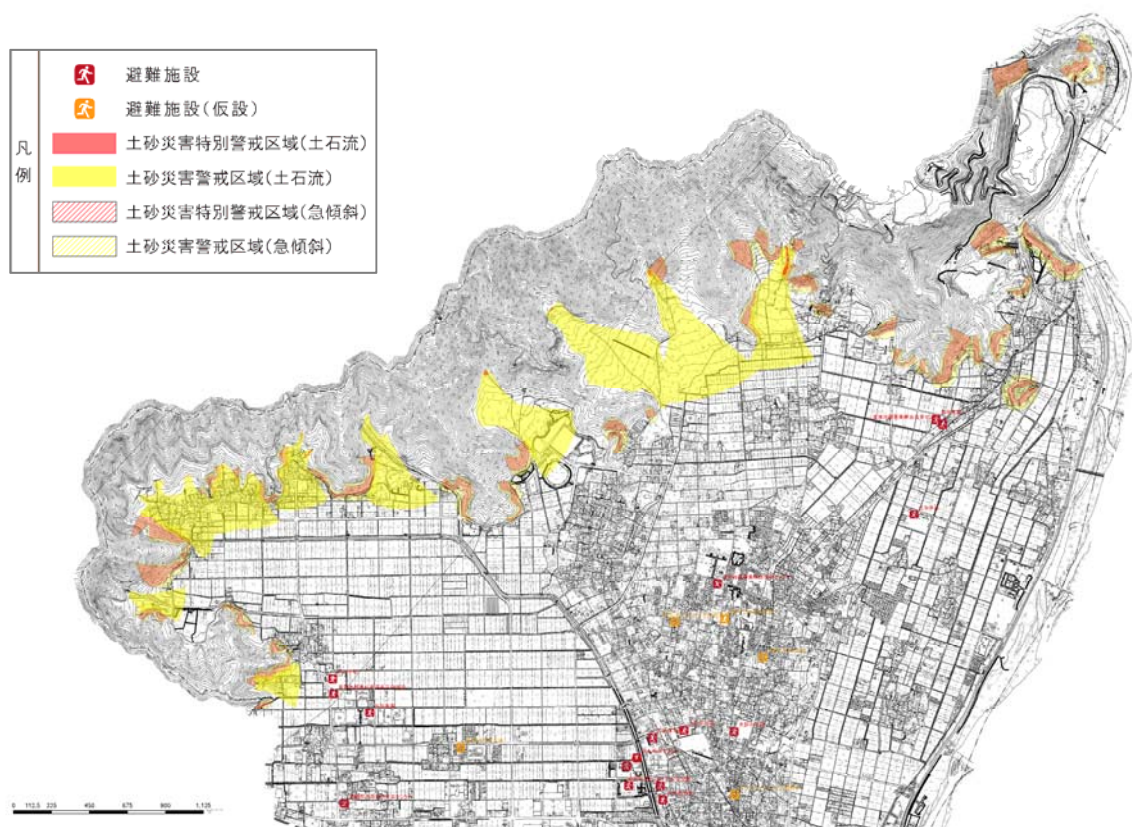


図 1-32 大野町土砂災害ハザードマップ（平成 24 年度時点）

出典：大野町地域防災計画

(10) 土地利用規制

本町に指定されている土地利用規制の状況を見ると、図 1-34 のとおりとなっています。

平成 7 年（1995 年）4 月に、大野町全域に都市計画区域が指定されていますが、市街化区域と市街化調整区域の線引き、用途地域は指定されていません。平成 16 年（2004 年）1 月には、白地地域（用途地域が指定されていない地域）の形態規制が指定されています。

また、町南部においては、東海環状自動車道（仮称）大野・神戸インターチェンジの整備が計画されており、新たに立地が懸念される建築物の規制と誘導をすることで、良好な住環境を維持・形成するために、平成 25 年（2013 年）9 月 1 日に特定用途制限地域が指定されています。

そのほか、揖斐川・根尾川の河川敷および北部山地を除いた町全域に農業振興地域（2,819ha）が指定されており、農地のほとんどの部分が建築行為等を行う場合に農地転用許可が必要な農用地区域（1,098ha）に指定されています。

(11) 財政力指数

本町の財政力指数の推移を見ると、表 1-30、図 1-33 のとおり平成 21 年度（2009 年度）の 0.69 をピークに緩やかに下降しています。また、県平均や周辺市町と比べると、県平均や揖斐川町、池田町を上回っていますが、大垣市よりも大きく下回っています。

表 1-30 財政力指数の推移

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
大 野 町	0.62	0.65	0.67	0.69	0.69	0.67	0.64	0.62	0.61	0.62	0.63
大 垣 市	0.86	0.89	0.94	1.00	1.00	0.95	0.90	0.89	0.90	0.91	0.89
揖 斐 川 町	0.38	0.41	0.44	0.45	0.45	0.43	0.41	0.40	0.39	0.39	0.40
池 田 町	0.58	0.61	0.63	0.64	0.64	0.62	0.60	0.59	0.59	0.61	0.63
県 平 均	0.60	0.62	0.64	0.65	0.65	0.62	0.60	0.58	0.58	0.58	0.52

出典：総務省地方公共団体の主要財政指標一覧

※財政力指数：地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去 3 年間の平均値。財政力指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえます。

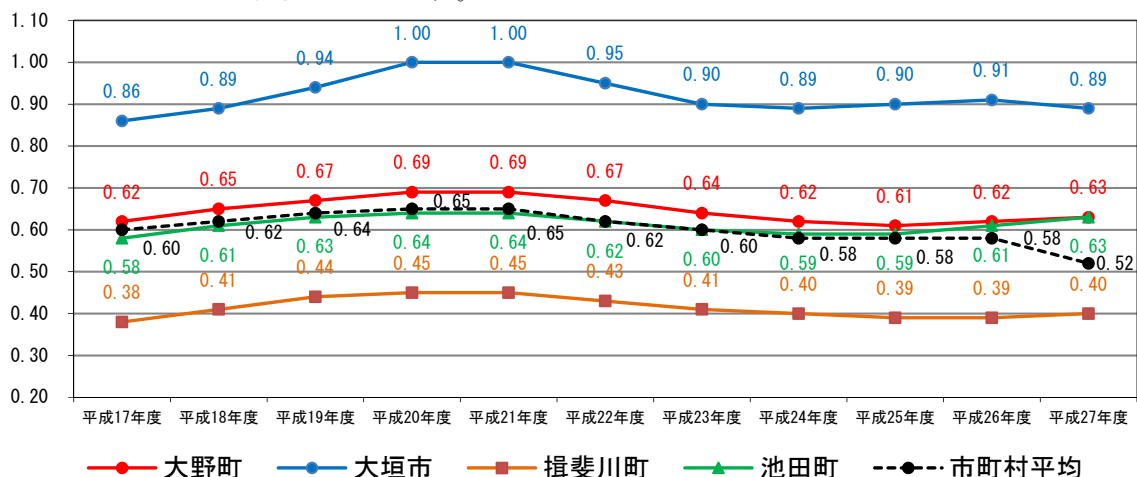


図 1-33 財政力指数の推移

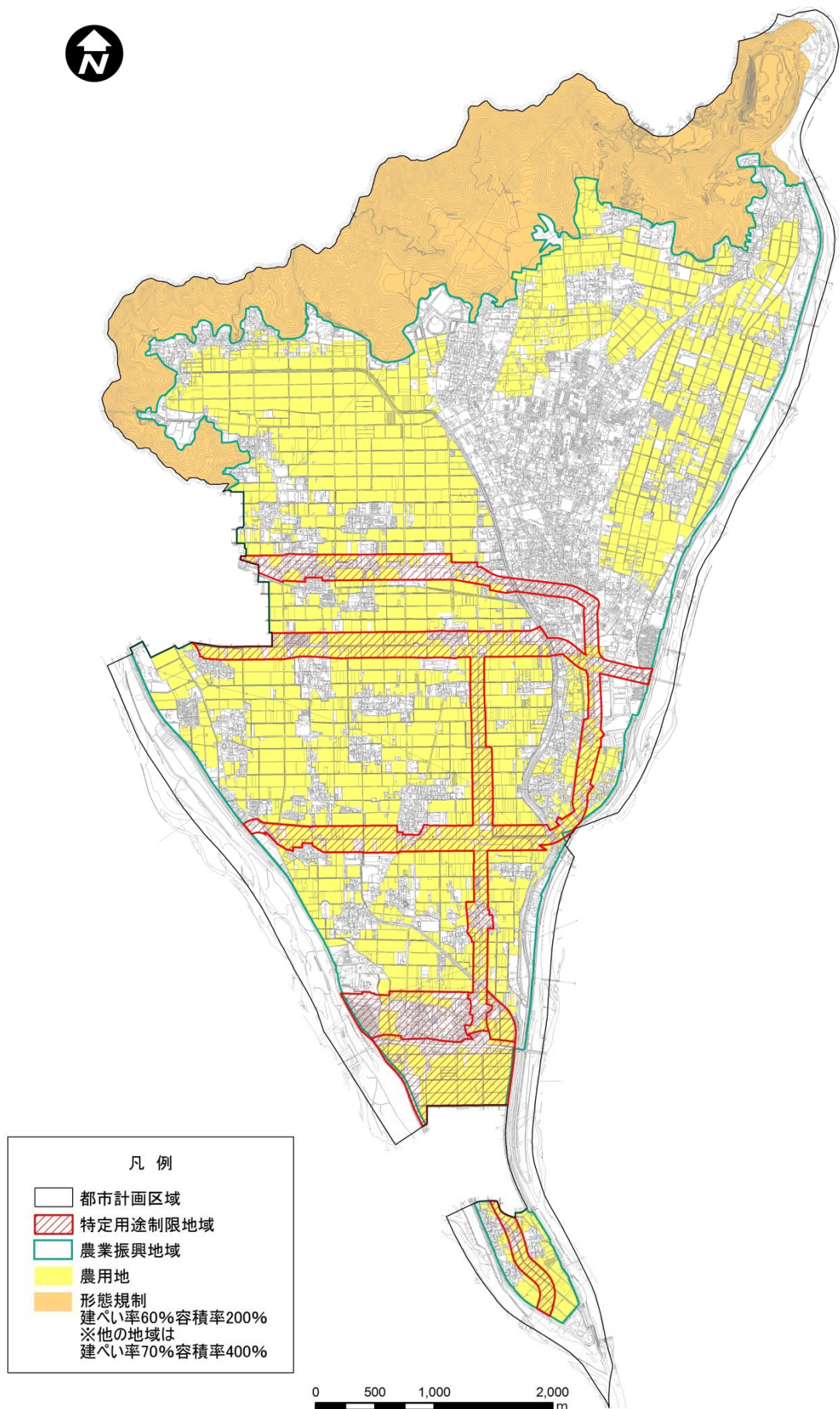


図 1-34 土地利用規制図

出典：平成 27 年度（2015 年度）都市計画基礎調査

(12) 住民意向調査

「大野町第六次総合計画」を策定するにあたり、平成 25 年（2013 年）7 月に実施された町民アンケート調査から、まちづくりに関する項目について調査結果の概要をまとめたものです。

この調査の対象者は、大野町在住の 18 歳以上の町民から 2,000 人を対象に無作為で抽出し、有効回収率 45.2%となっています。

① 総合的にみた大野町の住みやすさ

『総合的にみて、大野町は住みよいところだと思いますか』とたずねたところ、「住みやすい」が 18.6%、「どちらかといえば住みやすい」が 42.0%、あわせて約 60%が大野町は住みよいところだと回答しています。

『ここ数年の間に、お住まいの周辺の生活環境は、全般的にどのようなになったと感じますか』とたずねたところ、「以前より住みやすくなった」が 9.7%となっています。一方、「以前より住みにくくなった」が 15.4%となっており、住みやすくなったとする回答の割合を上回っています。以前より住みやすくなった理由では、買物利便性の向上や道路の整備が多く、住みにくくなった理由では、公共交通機関の不便さが多くあげられています。

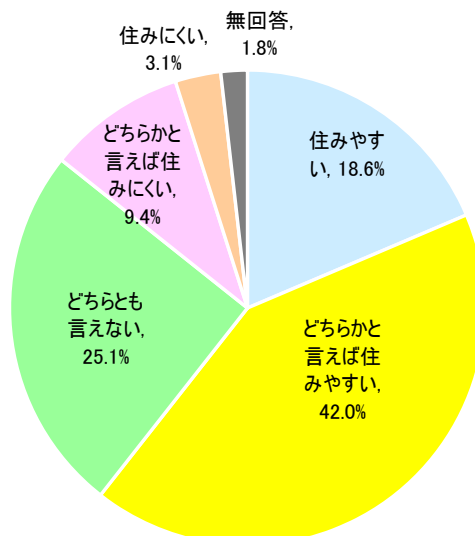


図 1-35 大野町の住みやすさ

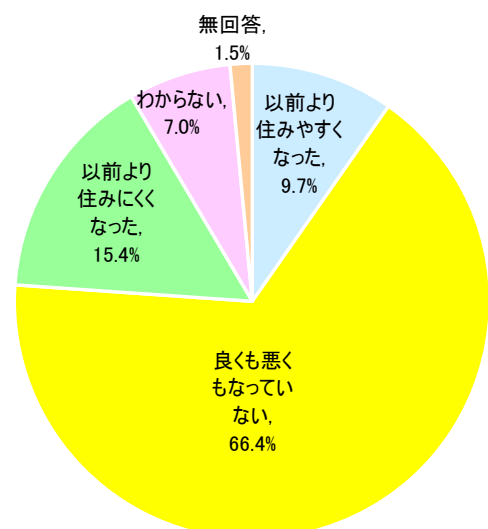


図 1-36 周辺の生活環境の評価

以前より住みやすくなった理由	以前より住みにくくなった理由
○ 店舗の増加、買物利便性の向上(29) ○ 道路の整備(18) ○ 病院の開業(5) ○ 住民の増加(4) ○ 公園の新設(3) ○ 子育て支援政策(2)	○ 名鉄廃線等、公共交通機関が不便(79) ○ 住宅増加によるトラブル、無関心(12) ○ 住民のモラル、マナーの低下(7) ○ 開発、自然環境の悪化(7) ○ 店舗の減少(4) ○ 税金、保険料が高い(4) ○ 産廃による環境破壊(4) ○ 交通量の増加(3)

② 今後の大野町への居留意向

『今後も大野町に住み続けたいと思いますか』とたずねたところ、半数超の 58.2%が「住み続けたい」としています。一方、「町外に移りたい」は 17.5%となっています。なお、21.8%が「わからない」と回答しています。

「町外に移りたい」と回答した方に『町外に移りたい理由は何ですか』とたずねたところ、「交通の便が良くない」が 73.4%で最も多く、次いで「まちに魅力や活気がない」が 38.6%、「買物や外食が不便」が 29.1%となっており、生活の利便性に関する回答が多くなっています。

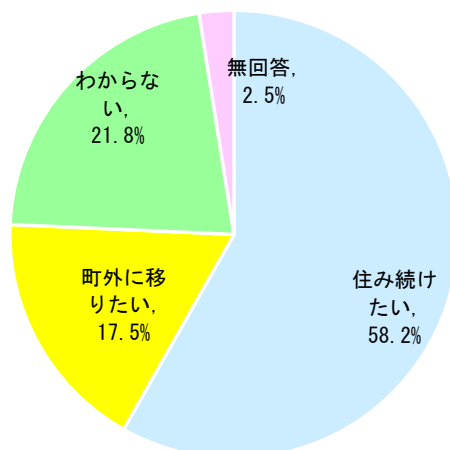


図 1-37 大野町への定住意向

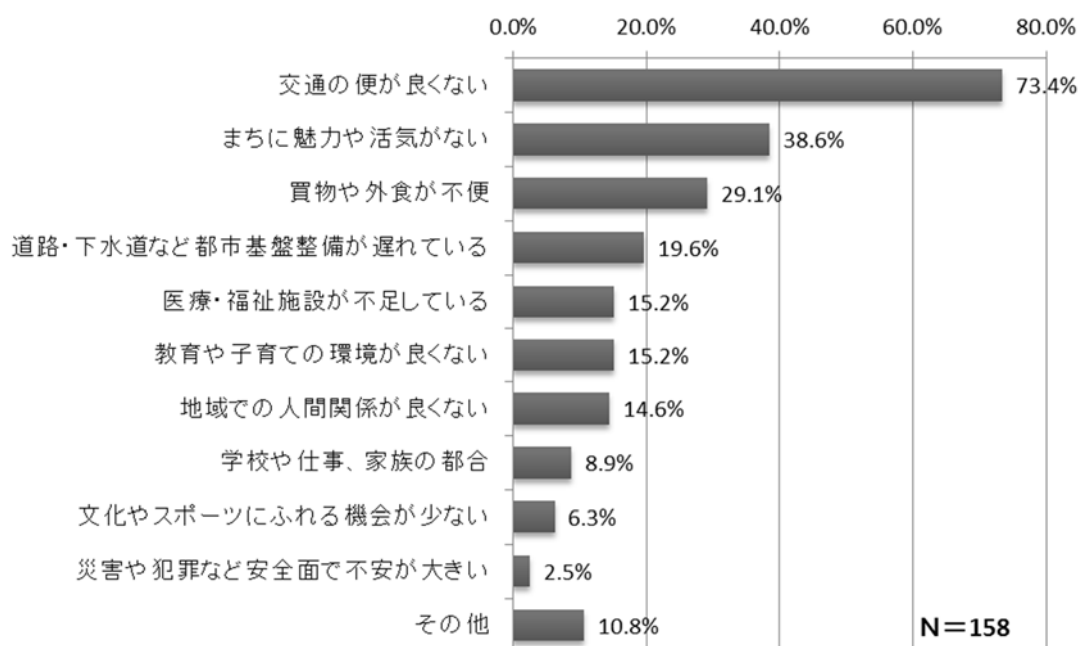


図 1-38 町外に移りたい理由

③ 主な施策の評価について

現在の評価（満足度）と今後への期待（重要度）を以下のとおり点数化し、「A：満足度が低く、重要度が高いもの」、「B：満足度が高く、重要度が高いもの」、「C：満足度が低く、重要度が低いもの」、「D：満足度が高く、重要度が低いもの」の4つの領域に分類しました。

満足度が高い項目としては、「健康づくりと保健医療」が3.17、「安全なまちづくり」が3.15となっており、逆に、満足度が低い項目としては、「交通ネットワーク」が2.25、「産業の振興」が2.52となっています。

重要度が高い項目としては、「健康づくりと保健医療」が3.69、「安全なまちづくり」が3.65、「社会福祉」が3.53、「交通ネットワーク」が3.51となっています。

満足度と重要度を合わせてみると、満足度が低く、重要度が高い項目（散布図の分類Aに該当するもの）としては、「交通ネットワーク」「産業の振興」「居住環境（住宅や公園・緑地の整備）」の3項目が該当しており、今後、特に取り組むべき必要のある課題と言えます。

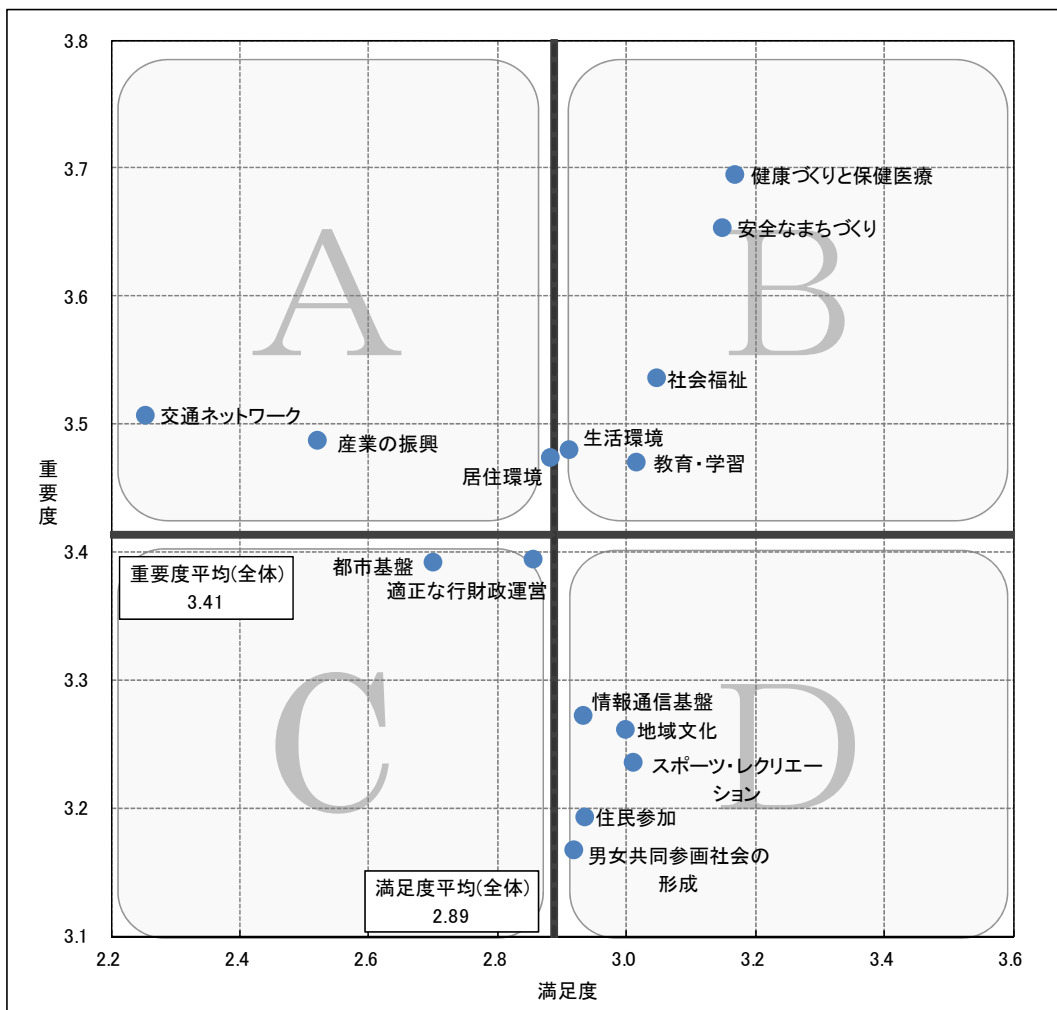


図 1-39 満足度・重要度の平均ポイントによる散布図（全体）

④ まちの将来イメージ

これからの大野町が目指すべきと思うまちのイメージや、大野町にふさわしいと思う町のキャッチフレーズを自由に記入していただきました。

「自然・緑が豊かなまち」、「安全・安心なまち」などが多くあげられたほか、「柿」「バラ」など大野町の特性を活かしたキャッチフレーズの提案をいただきました。

【大野町の将来像（キャッチフレーズ）】

- 自然・緑が豊かなまち（62）
- 安全・安心なまち（35）
- 子育てしやすいまち（27）
- 住みやすい、暮らしやすいまち（23）
- 高齢者にやさしい、長生きできるまち（22）
- 笑顔の多いまち（19）
- 柿を活かしたまち（16）
- バラ、バラ公園を活かしたまち（15）
- 活力、活気、パワーのあるまち（14）
- 豊か、豊かさを感じるまち（10）
- 企業誘致を進めるまち（8）
- きれいな川、清流があるまち（7）
- 文化のあふれるまち（6）
- 地震・災害に強い、防災のまち（6）
- 元気なまち（5）

※（ ）は意見数

4. まちの特性とまちづくりの方針

社会情勢の変化や上位・関連計画および大野町の現況特性を踏まえて、まちづくりの方針を整理します。

(1) 人口・世帯数

区分	まちの特性	まちづくりの方針
人口	・人口は平成 25 年から減少に転じています。 ・高齢人口が増加し、年少人口が減少しています。	・人口増加につながるまちづくり ・高齢化社会に対応したまちづくり ・子育て支援のまちづくり
世帯数	・世帯数は増加していますが、人口減少に伴い、今後減少することが考えられます。	・人口増加、世帯数の増加につながる住宅地整備、居住環境の整備による住みたくなる、住み続けたいまちづくり

(2) 産業

区分	まちの特性	まちづくりの方針
工業	・大規模工場の撤退により、製造品出荷額、従業者数が大きく減少しています。	・企業誘致、既存企業育成につながるまちづくり
商業	・町の中央部には大型店舗が集中して立地していますが、近隣市への大型店舗進出などにより、商品販売額が減少傾向にあります。	・町内の商業振興による、全ての町民が利用しやすい商業環境の整ったまちづくり
農業	・農家数、農業従事者数、経営耕地面積とも、減少傾向にあります。	・農業振興による、特産品を活かし、良好な田園風景を活かしたまちづくり
観光	・バラ公園等の観光資源はありますが、観光入込客数は周辺町に比べて少ない状況です。	・インターチェンジの開設を活かし、新たな施設の整備等、観光によるにぎわいのあるまちづくり

(3) 土地利用

区分	まちの特性	まちづくりの方針
規制・誘導	・一部の地域に特定用途制限地域が指定されていますが、用途地域等の土地利用の規制・誘導のための制度は指定されていません。	・都市計画の規制・誘導策による計画的なまちづくり
住宅地	・既成市街地、集落に住宅地が形成されています。また、農地転用による新たな住宅が立地しています。	・住宅が計画的に配置された、だれもが住みやすい住環境のまちづくり
商業地	・商業施設が町の中央部に集中して立地しています。	・インターチェンジを活かした、商業施設が適正に配置されたまちづくり
工業地	・(仮称) 大野・神戸インターチェンジが開設され、工業施設の立地が期待されます。	・インターチェンジを活かした、工業用地が計画的に配置されたまちづくり
農地	・整形に整備された農地が広がっています。	・健全に耕作された優良農地を保全するまちづくり
山林	・本町の北部に緑豊かな山林があります。	・豊かな山林の保全による、緑豊かなまちづくり

(4) 都市施設等

区分	まちの特性	まちづくりの方針
道路	・都市計画道路は、多くの部分で共用されていますが、まだ未整備の区間があります。 ・(仮称) 大野・神戸インターチェンジが開設され広域的なアクセスが向上します。	・都市計画道路が整備されたまちづくり ・インターチェンジへのアクセス道路が整備されたまちづくり
公共交通	・バス交通は、民営路線バス5路線、揖斐川町コミュニティバス1路線が運行され、町の多くの部分を徒歩圏でカバーしていますが、北部に運行されていないところがあります。	・自動車に頼らず公共交通機関で移動できるまちづくり
公園・緑地	・水辺の環境や水に親しむ公園をはじめ、身近な公園である「地域公園」が27箇所あります。	・町民と協働で管理し、町民のニーズにあった、町民に愛される公園が整備されたまちづくり

区分	まちの特性	まちづくりの方針
下水道	・汚水処理人口普及率や公共下水道普及率は、周辺市町村と比較し大きく下回っており、生活排水の処理環境が劣っています。	・社会情勢等に適した処理方法により、生活排水が処理されたまちづくり
河川	・集中豪雨時における河川の氾濫により生命、財産への潜在的な危険性があります。	・河川の危険個所の改修、親水環境整備により、安全で親しみのある河川を活かしたまちづくり
住宅	・人口減少対策として、移住・定住促進のための、新築住宅支援や住宅ストックの有効活用を図る必要があります。	・空家が有効に活用されたまちづくり ・住宅が耐震化された地震に対して安全なまちづくり

(5) 都市環境

区分	まちの特性	まちづくりの方針
都市防災	・北部山沿いに土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所が点在しています。 ・根尾川の氾濫による洪水浸水想定区域が町の南部、東部にあり、南部においては2 m以上の洪水浸水想定区域があります。 ・建築物の50%以上が昭和56年以前の建物で、耐震性がない可能性があります。	・自然災害に強いまちづくり ・建築物が地震対策されたまちづくり
環境	・緑豊かな山林や農地が広がり、大小様々な河川や水路が流れており、自然豊かなまちが形成されています。	・豊かな自然環境が維持、保全された自然と共生したまちづくり ・豊かな自然資源や農業という地域資源を活用したエネルギーの自給自足型、環境型のまちづくり
コンパクトで機能的なまちづくり	・コンパクトな町域に既存の都市機能が集積されています。 ・日常生活の移動手段が自家用車に過度に依存した状況です。	・自動車交通に過度に依存しない、地球環境にやさしいコンパクトで機能的な都市構造のまちづくり

第2章 全体構想

第2章 全体構想

1. まちづくりの基本理念と基本目標

(1) 基本理念

大野町第六次総合計画の基本理念として

- ・ 東海環状自動車道全線開通に伴うインパクトの取り入れ
- ・ 魅力ある生活環境と安全・安心の確保
- ・ 環境にやさしい持続可能なまちへ

を掲げています。

大野町第六次総合計画では、この基本理念をふまえて、将来あるべき大野町の姿（将来像）を、水と緑に囲まれた自然豊かで住みよいコンパクトな町の特性を生かした、一人ひとりの顔が見えるまちづくりを通して、誰もが快適に笑顔で安心して住み続けられる田園都市を目指し、『快適で 笑顔あふれるやすらぎのまち おおの』としています。

これを受けて、本マスタープランの基本理念を

『自然の中に 都市機能が調和した 住みやすいまち おおの』
とします。

【基本理念】

自然の中に 都市機能が調和した
住みやすいまち おおの

（２）将来都市像

本町の特性として、

- ・ 東海環状自動車道西回りルートおよび（仮称）大野・神戸インターチェンジの開設
- ・ 岐阜市に 30 分程度の距離に位置
- ・ 条里制により整えられた農地
- ・ 山林、河川による豊かな自然
- ・ まとまりのある既成市街地および集落
- ・ 町中心部に商業施設が立地

などがあげられます。

また、都市計画は、「農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活および機能的な都市活動を確保すべきこと、並びにこのためには適正な制限のもとに土地の合理的な利用が図られるべきことを基本理念として定めるもの」（都市計画法第 2 条）です。

人口減少が避けられないなか、インターチェンジの開設などの本町の特性を活かし、調和がとれ、活気のあるまちづくりを目指し、将来都市像を「コンパクトな中に、住・商・工・農・自然が調和し、活力ある、住みたくなる、住み続けたくなるまち」とします。

【将来都市像】

コンパクトな中に、
住・商・工・農・自然
が調和し、活力ある、
住みたくなる、住み続けたくなるまち

(3) 基本目標

① 目標年次

都市計画の実現には長い年月が必要であり、都市計画マスタープランは概ね20年後の都市像やまちづくりの方針を明らかにするものです。

本マスタープランでは、総合計画の基本構想の目標年度に合わせて、目標年次を平成46年度（2034年度）とし、計画期間を平成29年度（2017年度）から平成46年度（2034年度）の18年間とします。

しかし、社会情勢の変化や上位計画に変更が生じた場合は、必要に応じて見直しを行います。

【目標年次】

平成 46 年度（2034 年度）

② 将来フレーム

・人口フレーム

平成27年（2015年）3月に策定された総合計画における平成46年（2034年）の将来人口は、トレンドのまま推移した場合の21,858人となっています。

また、平成27年（2015年）10月に策定された「大野町人口ビジョン」においては、深刻な人口減少を抑制するため、「おおの創生総合戦略」における施策等を推進し、平成72年（2060年）の人口を22,000人程度に維持することを目標としています。その途中段階の平成46年（2034年）の人口を23,546人としています。

本マスタープランにおいても、「住みたくなる、住み続けたくなるまち」づくりを目指し、人口減少を抑制するまちづくりを推進することから、大野町人口ビジョンの将来人口を踏襲し、平成46年（2034年）の人口を23,546人とします。

【平成 46 年（2034 年）人口】

23,546 人

なお、人口フレームについては、「揖斐都市計画区域 都市計画区域の開発および保全の方針」（都市計画区域マスタープラン）の見直しと合わせ、適宜調整を図ります。

・土地利用フレーム

現在の人口の推移は、ほぼ横ばいの状況ですが、今後は減少することが想定されています。商業は横ばいまたは減少、工業についても大きな減少からほぼ横ばいの状態です。また、土地利用フレームが関係する市街化区域と市街化調整区域の線引きがされておらず、用途地域の指定もないことから、土地利用フレームは設定しないこととします。

③ まちづくりの基本目標

将来都市像を実現するための基本目標を、実現のために必要な以下の5つの要素に関して、以下のように定めます。

◆ 快適な居住環境のまちづくり

今後人口減少が予測されている中、人口減少の抑制が必要であり、だれもが住みたくなるまちづくりが必要なことから、良好な居住環境の形成を図ります。

◆ 産業振興で活力あるまちづくり

活力あるまちづくりを図るために、東海環状自動車道西回りルートおよび（仮称）大野・神戸インターチェンジの開設によるインパクトを活かし、商工業や農業の振興を図り、また、観光・交流を推進します。

◆ 安全・安心なまちづくり

安全・安心なまちづくりを図るため、自然災害に備えた災害対策、町民のだれもが快適に利用できる公共交通の整備、犯罪の起きにくい環境づくりなどを推進します。

◆ コンパクトで機能的なまちづくり

コンパクトで機能的なまちづくりを図るために、コンパクトな町域の中に住・商・工の都市機能を計画的に集約配置し、公共交通機関の整備等により機能的なまちづくりを推進します。

◆ 自然と人が調和したまちづくり

自然と人が調和したまちづくりを図るため、山林、農地などの優れた自然を保全し、都市機能を計画的に配置します。

（４）将来都市構造

土地利用の現況や将来の土地利用構想などをふまえ、将来都市構造を以下のように設定します。

① 軸

◆ 広域連携軸

東海環状自動車道西回りルートおよび（仮称）大野・神戸インターチェンジの開設が予定されており、これを本町と他地域を高速で結ぶ「広域連携軸」と位置づけます。

◆ 都市連携軸

（都）池田岐阜線〔（県）岐阜関ヶ原線〕、（都）大野揖斐川線〔（国）303号、（県）池田揖斐川大野線の一部〕および（都）大垣神戸大野線〔（県）岐阜巣南大野線の一部〕を、本町と周辺都市および町内各地域を結ぶ「都市連携軸」に位置づけます。

◆ 地域連携軸

（国）303号、（都）大野池田線、（県）岐阜大野線、（県）岐阜巣南大野線の一部、（県）深坂大野線の一部、および（県）中之元古川線を、町内各地域を結ぶ「地域連携軸」に位置づけます。

◆ 自然環境軸

本町を南北に流れる揖斐川、根尾川、三水川および花田川を「自然環境軸」に位置づけます。

② エリア

◆ 住宅エリア

本町北東部の既成市街地を、居住環境の整備を図る「住宅エリア」に位置づけます。

◆ 田園環境保全エリア

本町の多くの部分を占める農地と集落などが立地する区域を、農地の保全を図り、その中に住宅などが共存する「田園環境保全エリア」に位置づけます。

◆ 自然環境保全エリア

本町の北部に位置する山林を、自然環境を保全する「自然環境保全エリア」に位置づけます。

◆ 商業・工業複合エリア

開設が予定されている（仮称）大野・神戸インターチェンジの周辺区域を、開設により飛躍的に高まる広域的な交通条件を活かし、商業施設および工業施設が計画的に立地する区域として整備を図る「商業・工業複合エリア」に位置づけます。

◆ 沿道サービスエリア

(都) 大野揖斐川線の既成市街地に隣接した沿道を、沿道サービス施設の立地を図る「沿道サービスエリア」に位置づけます。

③ 拠点

◆ 町中心拠点

本町のほぼ中央部に位置し、町役場、総合町民センター、図書館、保健センター、町民体育館およびバスセンターが立地する地区を「町中心拠点」に位置づけます。

◆ 商業拠点

本町のほぼ中央部に位置し、商業施設が立地する地区を、本町の中心となる商業地として「商業拠点」に位置づけます。

◆ 商業サブ拠点

住宅エリアに位置し、商業施設や金融施設が立地する地区を「商業サブ拠点」に位置づけます。

◆ 工業拠点

テクノパーク大野および工場立地地区を「工業拠点」に位置づけます。

◆ 企業誘致拠点

現在ある工場跡地に対する企業誘致を図る地区を「企業誘致拠点」に位置づけます。

◆ 交流・情報発信拠点

(仮称) 大野・神戸インターチェンジに近接し、都市連携軸の沿道の地区を、広域的な交流を図り、本町の情報を発信する場として整備を図る「交流・情報発信拠点」に位置づけます。

◆ 観光・レクリエーション拠点

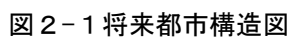
運動公園、野古墳群、黒野駅レールパーク、揖斐二度ザクラ公園、バラ公園、根尾川リバーサイドパークおよび大野揖斐川パークを「観光・レクリエーション拠点」に位置づけます。

◆ 商業・工業複合拠点

(仮称) 大野・神戸インターチェンジ周辺地区の、広域交通のポテンシャルを活かし、商業施設や工業施設の集積を図る地区を「商業・工業複合拠点」に位置づけます。

◆ 歴史・文化拠点

北岡田家住宅を「歴史・文化拠点」に位置づけます。



2. 将来像実現のための主要課題

将来都市像を実現するための主な課題として、以下のことがあげられます。

◆ 快適な居住環境のまちづくりの課題

本町の中心的な住宅地である既成市街地、および農地の中に点在する集落は、商業・工業が混在する住宅地であることから、用途純化または共存の土地利用の計画的な誘導が必要です。また、生活道路は狭あい道路が多くあることから、生活道路の整備が必要です。計画的に開発された住宅団地は、良好な居住環境を維持する必要があります。

また、今後、空家が増えることが予想されることから、早期に方針を定める必要があります。

◆ 産業振興で活力あるまちづくりの課題

商業拠点は、本町の中心商業地として商業の利便増進を図る必要があります。また、商業サブ拠点は、周辺の居住環境と調和した土地利用が必要です。

商業施設は、幹線道路の沿道に立地しており、また、今後においても幹線道路の整備にともない新たな商業施設の立地が予想されることから、無秩序な商業施設の立地を抑制し、計画的な土地利用の規制・誘導の必要があります。

新たな企業誘致を促進するために、工業用地の整備が必要です。また、工場跡地への企業誘致を図る必要があります。

東海環状自動車道西回りルートおよび（仮称）大野・神戸インターチェンジの開設にともなうインパクトを活かした、商業、工業、観光等の整備が必要です。

◆ 安全・安心なまちづくりの課題

本町の北部山沿いに、土砂災害警戒区域が点在していることから、土砂災害への対策が必要です。また、南部には、根尾川が氾濫した場合の洪水浸水想定区域があることから、浸水対策が必要です。

南海トラフや内陸直下による巨大地震の発生が予想され、被害軽減のため耐震性が低いと考えられる古い木造住宅の耐震性の確保が必要です。また、避難路や避難場所の確保も必要です。

◆ コンパクトで機能的なまちづくりの課題

町中心拠点周辺やインターチェンジ周辺の商業・工業複合拠点を中心に、高度な都市機能の集積を図るとともに、その他の住・商・工エリアについては、都市機能の計画的な集約化を図る必要があります。また、拠点性を高めるために、これら都市機能をネットワークする公共交通機関の整備が必要です。

◆ 自然と人が調和したまちづくりの課題

自然豊かな森林や優良な農地が多くある本町の特徴を活かし、自然と都市機能が調和したまちづくりを図るため、森林や農地などの優れた自然の保全と都市機能の計画的な配置の必要があります。

3. 都市整備の方針

(1) 土地利用の方針

① 土地利用の規制・誘導の方針

本町の既成市街地の一部では、土地利用の混在や道路等の都市基盤が未整備な状況がみられます。そのため、地区計画等のまちづくり手法の導入を検討して住居系土地利用を誘導し、良好な居住環境の形成を図ります。

特に、交通利便性が向上し、開発需要の増加が予測される（仮称）大野・神戸インターチェンジ周辺や、（都）大野揖斐川線沿道等においては、特定用途制限地域の拡充や用途地域指定の可能性の検討を行い、計画的に適正な土地利用を図ります。

農業振興地域における農用地区域が指定されている地区においては、原則として営農環境の維持・保全を図ります。ただし、周辺の営農環境に悪影響を及ぼさないような計画的な開発については、農林漁業等の関係部局との調整が整ったものに限り、許容します。

② 用途別土地利用の方針

◆専用住宅地

中心部以外の既成市街地は、工業施設との混在はあるものの住宅の占める割合が多いことから、専用住宅地として土地利用を図ります。

良好な居住環境の形成のため、住宅以外の用途の建築物の立地の抑制を検討します。また、狭あい道路の解消が必要な地区は、幅員の拡幅事業や地区計画等の規制・誘導手法の導入による整備を検討します。計画的に整備された住宅団地は、良好な居住環境を維持するための方策を検討します。

◆一般住宅地

既成市街地の中心部は、住宅の中に商業施設、工業施設等が混在していることから、既存の商業施設、工業施設等と住宅の共存による良好な居住環境を形成する、一般住宅地として土地利用を図ります。

なお、町中心拠点には、町役場、総合町民センター、図書館、保健センター、町民体育館およびバスセンター等の中心施設の誘導・充実を図ります。

居住環境に悪影響を及ぼす恐れのある用途の建築物の立地の抑制を検討します。

また、狭あい道路の解消が必要な地区は地区計画等の指定による整備を検討します。

◆商業地

本町のほぼ中央部に位置し、商業施設が立地する商業拠点は、商業施設の誘導を図り、本町の中心商業地としての土地利用を図ります。

商業施設や金融施設が立地する商業サブ拠点は、日常生活に必要なサービスを提供する、周辺の居住環境に調和した、住宅地内の近隣商業地として土地利用を図ります。

◆沿道商業地

(都) 大野揖斐川線の既成市街地に隣接した沿道を、沿道サービス施設が立地する沿道商業地としての土地利用を図ります。

沿道商業地以外での沿道サービス施設の無秩序な立地を抑制し、この地区への立地を促進し、計画的な沿道商業地の形成を図ります。

◆工業地

既存工場立地地区を工業地として土地利用を図ります。

テクノパーク大野を整備し、新たな工業地の形成を図ります。

企業誘致拠点の工場跡地への企業誘致を推進し、工業地の形成を図ります。

◆新産業地（商業・工業複合地）

(仮称) 大野・神戸インターチェンジの周辺地区は、インターチェンジの開設にともない広域交通のポテンシャルが高くなり、町の玄関口となることが位置づけられることから、新産業地（商業・工業複合地）として、計画的な土地利用誘導を図ります。

◆交流・情報発信地

(仮称) 大野・神戸インターチェンジに隣接した幹線道路の沿道は、広域交通の玄関口となることから、「道の駅」を整備し、交流や情報発信機能を高め、本町の玄関口としての土地利用を図ります。

◆集落地

農地の中に立地する集落は本町における重要な住宅地であることから、良好な居住環境の形成のため居住環境に悪影響を及ぼすおそれのある用途の建築物の立地の抑制を検討します。

また、農地内にある計画的に整備された住宅団地は、良好な居住環境を維持するための方策を検討します。

◆農地

本町の多くの部分を占める優良な農地は、営農、自然および景観環境保護のため、無計画な都市的土地利用を抑制し保全を図ります。

◆山林

本町の北部に位置する山林は、優れた自然環境を保全し、緑地の機能を活用した町民の健康と保養、自然に触れ合う場としての土地利用を図ります。

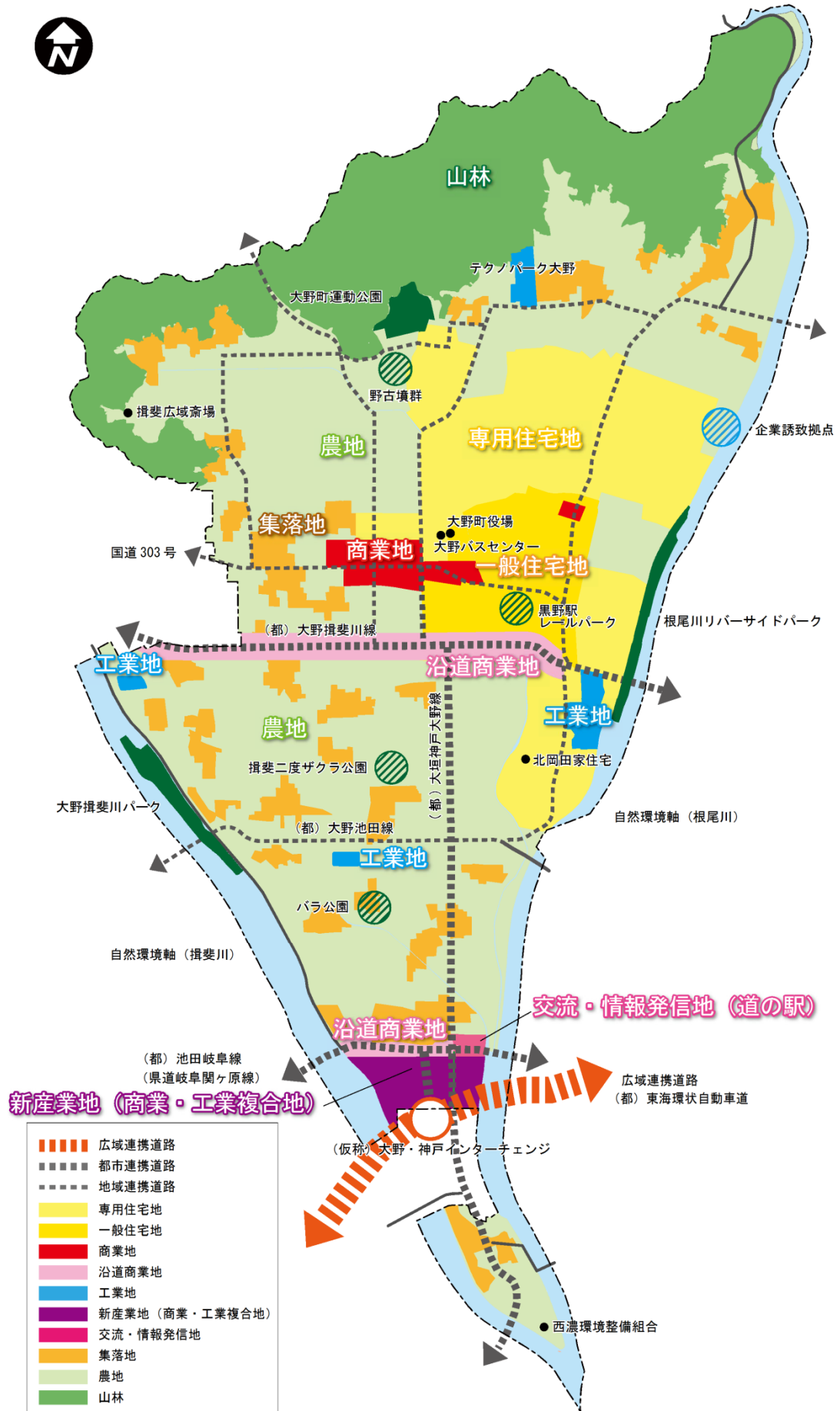


図 2-2 土地利用方針図

（２）都市施設等の整備方針

① 道路

- ◇ （仮称）大野・神戸インターチェンジから、町内外の拠点を結ぶ道路の整備を図ります。また、テクノパーク大野へのアクセス道路の整備を促進します。
- ◇ 都市計画道路について、（都）池田岐阜線、（都）大野揖斐川線、（都）大垣神戸大野線は、将来都市構造において都市連携軸（道路）と位置づけられ、重要な道路であることから、関係機関と協議し、早期整備を推進します。また、（都）大野池田線は地域連携軸（道路）に位置づけられていることから、関係機関と協議し、早期整備を推進します。
- ◇ 既成市街地における狭あい道路について、拡幅による整備や、すれ違い場所の確保などの実現性の高い手法を検討し、生活道路として利便性の高い整備を図ります。
- ◇ 地域住民の利便性、利用者の安全性を高めるための対策や防犯に配慮した道路整備を図ります。また、歩道や自転車道の整備、それらのネットワーク化を図ります。
- ◇ 道路の利便性、安全性を確保するため、計画的な整備、適切な維持管理を図ります。
橋梁については、橋梁長寿命化計画に基づき、点検、整備を行い、適切な維持管理を図ります。

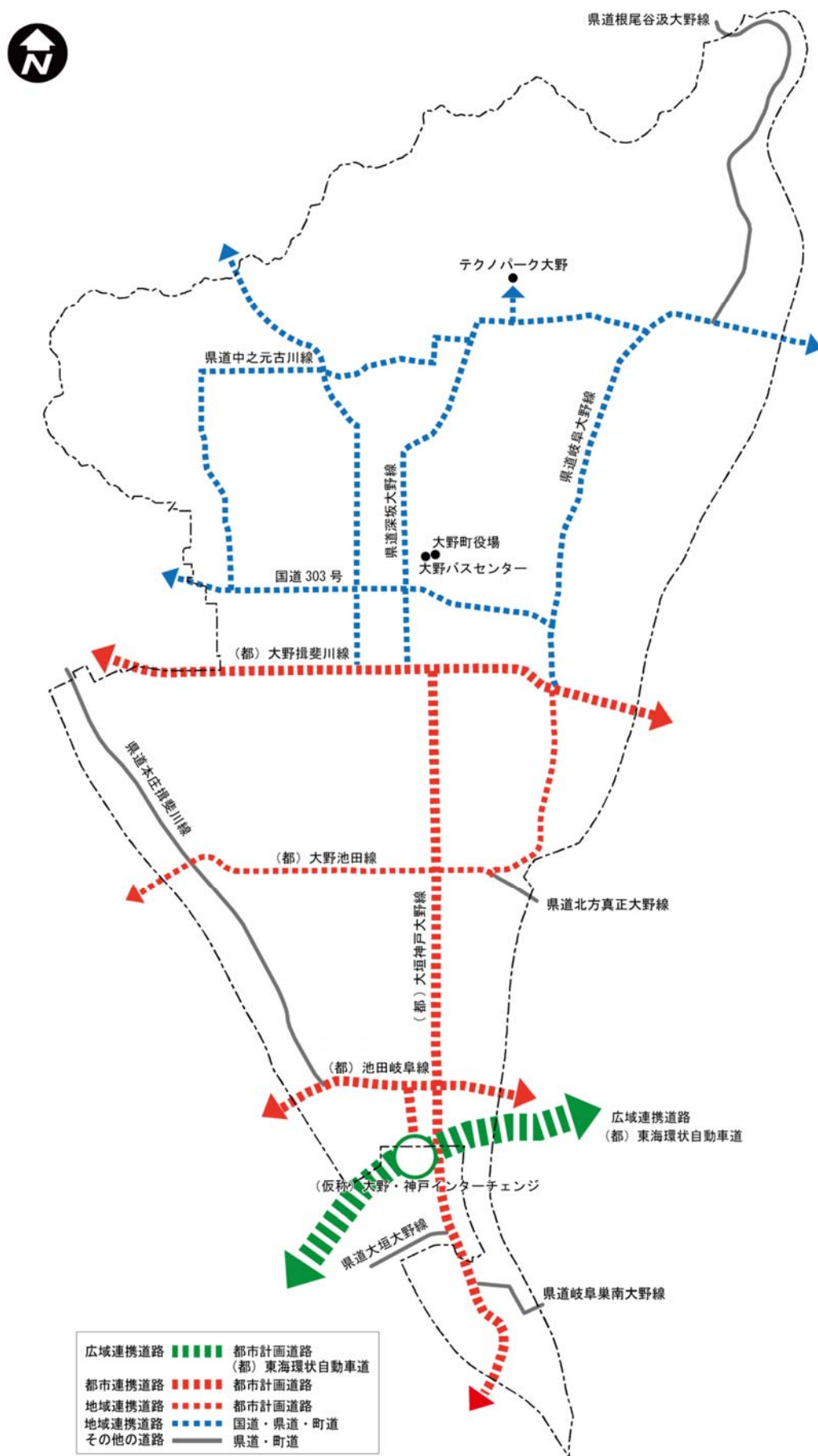


図 2-3 道路整備方針図

② 公共交通

- ◇ 公共交通は、自動車を運転できない交通弱者に対する重要な移動手段であり、今後、高齢者が増えることが予想されることから、より一層の整備を促進します。
- ◇ 町民の広域生活圏である名古屋市、岐阜市、大垣市などへのアクセスを考慮し、大野バスセンターを中心として、生活に密着した交通ネットワークの整備を推進し、主要鉄道駅への直行便運行について検討します。
- ◇ バス交通については、鉄道駅までの移動手段であり、通学における交通手段であることから、バス事業者と連携し路線や運行の充実を図ります。また、バス利用を促進するため、バス停留所の整備、バス利用者のための駐輪場の整備等、利用環境の向上を図ります。
- ◇ 町デマンドタクシーについては、運営、運行方法に対する町民の要望を的確に把握し、より一層の利便性の向上を図ります。
- ◇ 路線バスや高速バス等の道の駅への乗り入れによる路線の拡充を推進します。



■ 町デマンドタクシー「あいのりくん」

③ 公園・緑地

- ◇ 公園は、それぞれの機能に配慮し、既存の公園の見直しや再生・集約、新たな公園整備の検討など公園整備計画を策定し、それぞれの公園の役割を明確にした整備を図ります。また、整備にあたっては、利用者の安全性を高めるための対策や防犯に配慮した施設整備を図ります。
- ◇ 揖斐川、根尾川、三水川および花田川は、骨格を形成している緑地と位置づけ、緑地の保全を図るとともに、既存の公園を活かしたスポーツ、レクリエーション等の交流公園としての整備、活用を図ります。
- ◇ 大野町運動公園、松山水辺公園、野古墳群、黒野駅レールパーク、揖斐二度ザクラ公園およびバラ公園を骨格となる公園・緑地と位置づけ、これらの公園などをネットワークする散策路の整備、また、モデルコースを設定するなどにより、公園の利用促進を図ります。また、名鉄廃線敷を利用した避難路としての機能を持つ遊歩道の整備を図ります。
- ◇ 整備が進められている道の駅における公園の整備や、空きスペースを活用した地域住民が気楽に利用できるポケットパークの整備などを検討します。
- ◇ 既成市街地内の公園の整備の検討や既存の公園の適切な維持管理を行うとともに、地域の身近な公園については、アダプトシステム※などの適用を検討し、町民との協働による維持管理を図ります。

※アダプトシステム：自治体と住民がお互いの役割分担について協定を結び、公園の管理など継続的に活動を進める制度
- ◇ 緑地については、山林、主要な河川、農地などを保全すべき緑地と位置づけ、保全を図ります。また、既成市街地や集落の社寺境内などの樹林や公共施設の緑地は、町民の身近な緑地として保全を図ります。



■ レインボースタジアム



■ 黒野駅レールパーク



■ バラ公園



図 2-4 公園整備方針図

④ 下水道

- ◇ 公共下水道整備については、公共下水道に代わる、個人による高度処理型合併浄化槽や集合処理型合併処理浄化槽の設置を推進します。また、対応が不可能な区域は、極小規模処理施設による整備など公共下水道計画の見直しを検討します。
- ◇ 水環境の保全のため、巡回指導などによる浄化槽の管理強化を推進します。

⑤ 河川

- ◇ 水害防止のため、一級河川の堤防護岸などの危険箇所の改修について、国、県に対し強く要望します。また、その他の普通河川については、危険箇所の改修および適正な維持管理を図ります。

⑥ 住宅

- ◇ 耐用年数を超過した町営住宅については、老朽化対策を図るとともに、統廃合を含めた再生、整備計画を検討します。
- ◇ 良質な民間住宅の立地支援策や移住、定住施策と連携した新築住宅の取得支援を推進します。また、本町の住みやすさをアピールして、本町への移住定住を促進します。
- ◇ 発生が予測される巨大地震による被害軽減のため、耐震性が低いと考えられる古い木造住宅の耐震化の支援を図ります。
- ◇ 今後増加が予測される空家について、周辺居住環境、防犯の観点から地域との協働により対策を検討します。



⑦ その他の都市施設

- ◇ 人口減少、少子化社会を迎える中で、小中学校の統廃合や配置については、児童・生徒が安全で、不便をきたさないように配慮し、必要に応じて検討します。

（３）都市防災の方針

- ◇ 北部山沿いには土砂災害警戒区域が点在しており、特に牛洞地区に集中していることから、これらの区域での開発の抑制を図ります。
- ◇ 災害防止の観点から、保水機能を有する山林や農地等を、防災系緑地として保全を図ります。
- ◇ 整備が進められている道の駅や名鉄廃線敷を活用して、防災拠点、防災公園の整備を図ります。
- ◇ 既成市街地や集落において、狭あい道路の解消等による避難路の安全性の確保や、耐震性のない建築物の耐震化を促進します。
- ◇ 災害時の町民の安全確保のため、避難路や避難所の充実を図ります。また、高齢者などの単独では避難が困難な町民に対して、集団避難のための集合場所の一時避難所として、ふれあい公園の活用や新たな公園の確保を検討します。

（４）都市環境形成の方針

- ◇ 豊かな山林や農地の自然環境を保全し、都市機能との計画的な調和を図り、景観的にも優れた都市環境の形成を図ります。
- ◇ エコタウンおおの基本計画に掲げる主な取組を推進することにより、自然環境にやさしいまちづくりを推進します。

（５）コンパクトで機能的なまちづくりの方針

- ◇ コンパクトな町域の中で、さまざまな機能が計画的に集約配置され、それらがネットワークされたまちづくりを推進します。
- ◇ 住、商、工の都市機能が適切な位置に集約配置された土地利用の規制・誘導を図ります。また、山林、農地はそれぞれにある、生産的機能、景観形成機能、自然環境機能などの多様な機能が活かされるよう保全に努めます。
- ◇ 集約配置された都市機能を公共交通などでつなぐことにより、町民にとっては快適な生活を、また、商業、工業、観光などの産業振興を実現することに努めます。

（６）主要なプロジェクト等の整備方針

① （仮称）大野・神戸インターチェンジ周辺土地利用

（仮称）大野・神戸インターチェンジ周辺の地区は、広域的な交通条件が高まることから、その好条件を活かした土地利用を積極的に推進します。

工業を中心とした土地利用を図るとともに、商業施設、交流・観光施設の立地も図り、それぞれの機能が調和した計画的な土地利用を図ります。また、住宅用地の計画的な配置を検討します。

基盤整備においては、土地区画整理事業などの適切な整備手法の検討を行います。また、各機能が調和して配置されるよう、用途地域や特定用途制限地域、地区計画などの規制・誘導方策の指定を検討します。

整備においては、町民の意向調査等を行い、良好な土地利用を図ります。



■ （仮称）大野・神戸インターチェンジ周辺整備イメージ

② 「道の駅」

観光客および地域住民の交流の場を創出し、かつ、本町南部の防災拠点として活用することにより、活力のあるまちづくりを行い、本町の知名度アップのための「道の駅」の整備を図ります。

道の駅が備える機能として以下の整備を行います。

◆防災拠点の整備

防災備蓄倉庫、非常用電源装置、飲料水兼用型耐震性貯水槽、防災対応型トイレ等を整備し、防災機能を強化することにより、南部地域の防災拠点として、災害時における活用を図り、将来的には広域防災拠点としての活用を検討します。

◆公園の整備

魅力ある公園を整備し、来訪者や地域住民の憩いの場、コミュニティの場を創出し、集客力の高い、にぎわいのある空間の整備を図ります。

◆地域振興施設の整備

特産品販売施設、飲食施設等が充実した施設整備を行い、観光客および地域住民の交流の場を創出する整備を図ります。

◆情報発信施設整備

さまざまな要望に対応した道路情報、観光情報のほか、特産品、料理、土産品、体験等のきめ細やかな案内サービスを情報発信する施設を整備し、町外に本町の魅力を発信する機能の充実を図ります。

◆子育て支援施設整備

町民が利用しやすいよう子育て支援施設を整備し、子育て世代と高齢者が、集い・ふれ合える場を創出します。



■ 鳥瞰イメージ

③ 名鉄廃線敷の活用

名鉄廃線敷に自転車歩行者道や災害時の避難路の整備を行い、通学路の確保や観光への活用など、既存ストックの有効活用、整備を図ります。

名鉄廃線敷再生として以下の整備を行います。

◆防災公園の整備

備蓄倉庫や耐震性貯水槽の設置、災害時の避難路、一時避難場所として整備を図ります。

◆自転車歩行者道（散策道）の整備

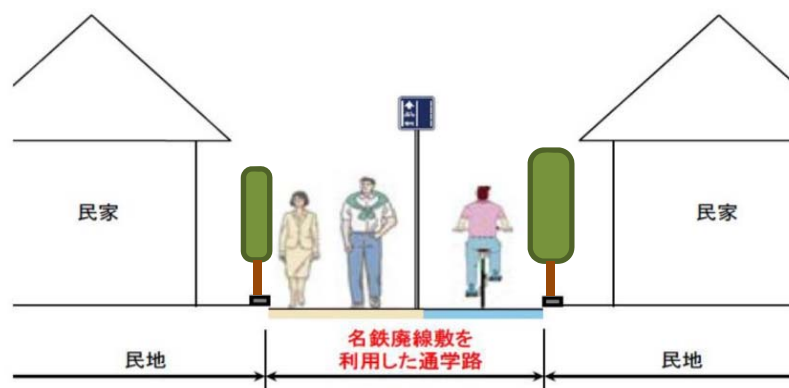
通学路や日常の散歩道として、安全で安心な自転車歩行者道の整備を図ります。

◆旧駅跡地の整備

旧駅跡地を住民の憩いの場、コミュニティの場、簡易な休憩所としての整備を図ります。

◆植栽帯の整備

隣接住宅地の目隠しとして、植栽帯の整備を図ります。



■ 名鉄廃線敷整備イメージ

第3章 地域別構想

第3章 地域別構想

1. 地域区分

都市計画マスタープラン地域別構想の地域区分は、地域としての一体性やまとまりが備わり、住民等にも理解されやすい区分として概ね小学校区を基本構成単位として設定します。

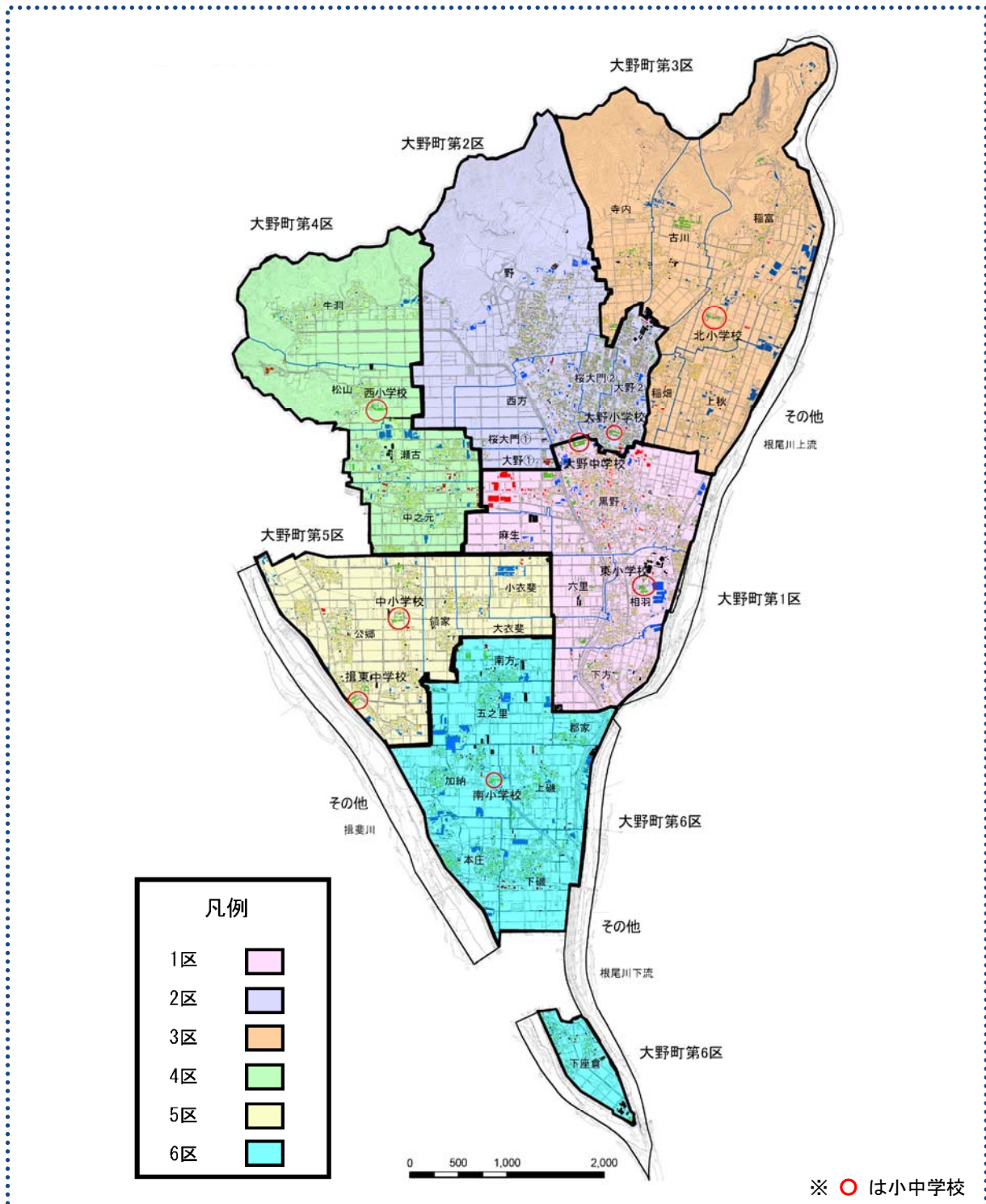


図3-1 地域区分図

2. 大野町第1区

(1) 地域の概況

第1区は、東端を根尾川に接し、区のほぼ中央を根尾川支流の三水川が南北に縦断しており、平坦な地形を形成しています。

市街地は、三水川東側の国道303号沿道等に形成されており、第2区の市街地と合わせて商業・行政機能が集積する本町の中心市街地となっています。

道路は、国道303号をはじめ、県道が東西、南北に縦横断しており、これらの幹線道路は、本町の主要公共交通手段であるバス路線となっています。

第1区東部を流れる根尾川河川敷は、町民のレクリエーションの場として活用されていますが、洪水により河川堤防が破堤した場合に市街地の大部分が浸水するなど、防災面での課題が懸念されています。

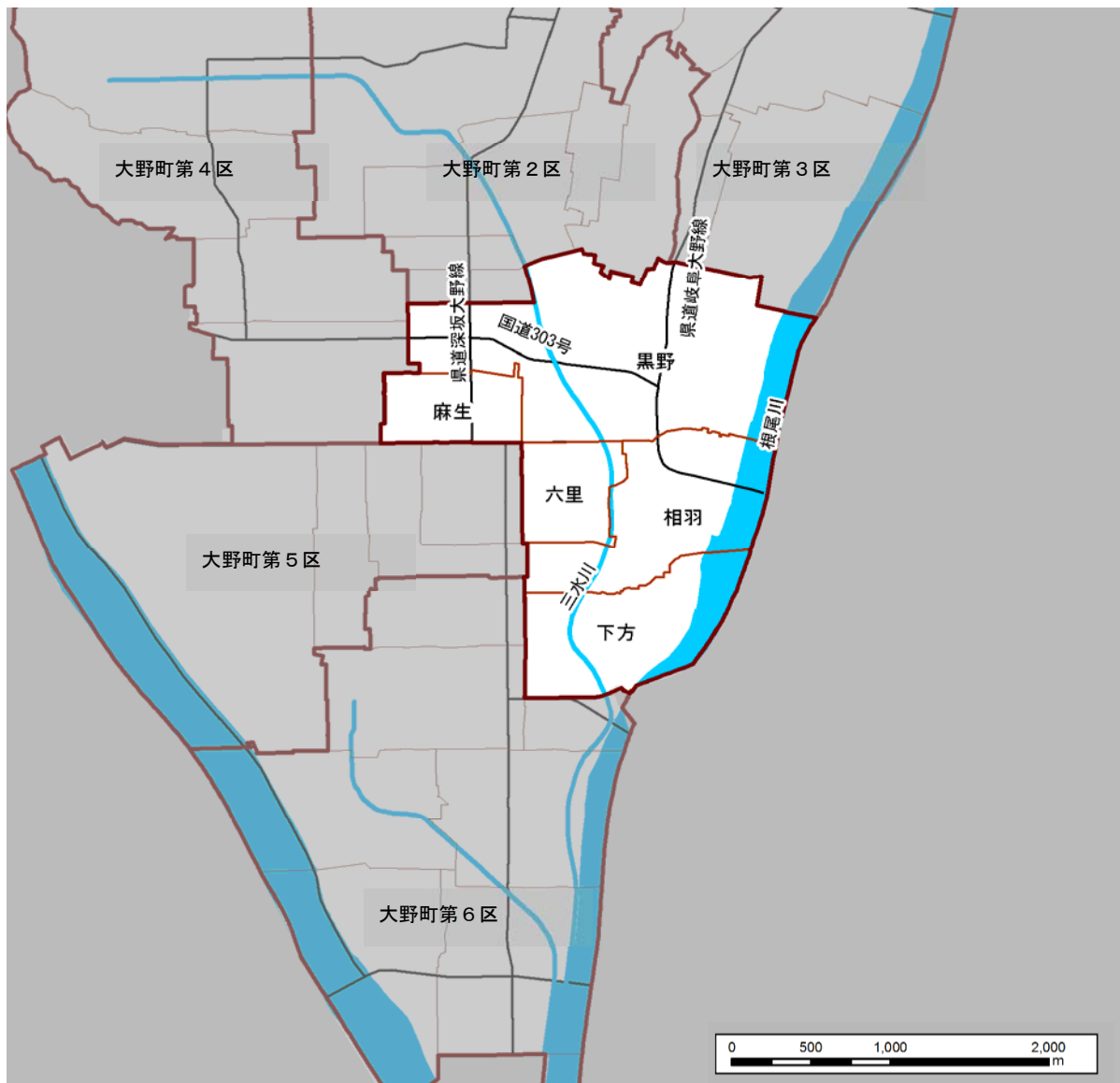


図3-2 大野町 第1区

(2) 地域の特性等

人口・世帯

- 人口は、過去一貫して減少している一方、世帯数は増加傾向となっています。これは、世帯構成人員が減少してきているため、将来的にもこうした傾向が続くものと予想されています。

土地利用・建物利用状況

<土地利用現況>

- 根尾川および三水川沿岸に広がる平坦地に市街地および農業地が形成されており、自然的土地利用と都市的土地利用がほぼ半分ずつで構成されています。
- 第1区のほぼ中央部を南北に三水川が流れており、三水川の西側は水田、東側は住宅地および商業・工業地等と畑地が入り混じった土地利用となっています。
- 国道303号および県道岐阜大野線沿道に住宅地や商業地等からなる市街地が形成されています。
- 第1区の商業用地面積は、町の商業用地面積の約46%を占めており、これらの商業用地は、主に区北部および西北部（黒野地区）に分布しています。

<土地利用規制>

- 三水川西側の水田および東側の畑地は、農用地区域に指定されています。
- 都市計画道路沿道は、特定用途制限地域が指定されています。
- 三水川東側の（都）大野池田線沿道の農用地区域に指定されている畑地は、道路の整備に伴い、将来、都市的土地利用との調整が懸念されます。

<用途別建物現況>

- 第1区では住居系建物が約76%、工業系が約8%、商業系が約6%立地しています。
- 本町の総棟数に占める第1区の総棟数比は約23%であり、建物用途別では住居系比が約23%、工業系比が約19%、商業系比が約45%であり、商業系建物の棟数比が大きく、第1区が本町の商業中心であることを表しています。
- 地区別では、黒野地区に第1区全体の約64%の建物が立地しており、商業系建物が第1区全体の約94%、さらに町全体に対しても約41%を占めており、町の商業中心地となっています。
- 工業系建物も黒野地区に集中しており、第1区全体の約69%の建物が立地していますが、規模は比較的小さく、大規模工業系建物は相羽地区に集積しています。

<公共公益施設>

- 公共公益施設の多くは、隣接する第2区との境界部に分布しています。

<建築年別建物現況>

- 第1区では新耐震基準以前である昭和56年(1981年)以前に建てられた建物が約58%となっており、町全体の割合(約54%)を上回る水準となっています。
- 地区別では、相羽・下方地区で60%を超えており、第1区内で高い水準となっています。

<商業施設>

- 第1区には、主な商業施設(1,000㎡以上)が7店舗開設されており、黒野地区の国道303号と県道深坂大野線が交わる交差点西側付近と、県道岐阜大野線沿道の2箇所に集中しています。
- コンビニエンスストアは3店舗が幹線道路沿道に立地しており、各店舗が分散立地していることから、第1区内では徒歩でいずれかの店舗を利用することが可能な状況です。

交通状況

<道路>

- 第1区内の幹線道路は、国道1路線(国道303号)および県道3路線で構成されており、国道303号、県道池田揖斐川大野線が東西に、県道岐阜大野線、県道深坂大野線が南北に通っています。なお、24時間交通量^{*}は、国道303号が12,757台、県道池田揖斐川大野線が10,306台と比較的多くなっており、次いで、県道岐阜大野線が7,950台、県道深坂大野線が8,738台となっています。(※H22年度道路交通センサス)
- 第1区内の都市計画道路は、(都)大野揖斐川線、(都)大野池田線がありますが、いずれも未整備となっています。
- 第1区内の市街地や集落内の生活道路は線形が悪く、かつ狭い道路が多くなっています。

<公共交通>

- 第1区には、大野バスセンターを起終点とする5路線のバスが通過し、岐阜市、大垣市、瑞穂市および揖斐川町を結んでいます。
- 第1区の市街地や集落は、ほとんどがバス停からの徒歩圏域800m内となっています。

都市施設の状況

<公園・緑地等>

- 第1区の公園・緑地、広場は合計8箇所あり、合計面積は38,545㎡(黒野駅レールパークを除く)となっています。これは、町全体の公園・緑地、広場面積の約19%を占めていますが、人口1人あたりの面積は6.7㎡/人で、町全体の8.5㎡/人、都市公園法による公園整備基準の10㎡/人と比べても低い水準となっています。
- 第1区内の公園は、比較的大きな公園が区内中央部に立地していますが、南部、北部、西部地区では、不足している状況です。

防災

- 根尾川が氾濫した場合、西部地区の水田地帯を除き、ほぼ区内全域が浸水し、特に、南部では1～2m未満の浸水被害となることが想定されています。
- 第1区南部の相羽地区や下方地区の60%以上の建物が新耐震基準以前である昭和56年（1981年）以前に建てられた建物となっています。
- 市街地や集落内の生活道路は線形が悪く、かつ狭い道路が多くなっています。（再掲）

住民アンケート調査結果

- 生活環境や住みやすさについては、「就業の場、就業機会」の充実、「街並みの美しさや雰囲気」などの景観性の向上に関するニーズが高くなっています。
- 地域の安全性について不満を感じている方の割合は20%前後となっています。
- 公共施設については、「スポーツ施設」や「公園・緑地など憩いの場」の整備、「歴史や伝統、観光資源」の保全・発掘に関するニーズが高くなっています。
- 交通状況については、「通勤・通学の利便性」、「公共交通機関の利便性」の向上に関するニーズが高くなっています。

（3）まちづくりの課題

第1区の地域特性や全体構想を踏まえ、第1区の課題を以下のとおり整理します。

区 分	まちづくりの課題
人口	○ 人口が減少する中、コミュニティの維持・強化や就労の場の確保等が必要
土地利用	○ 居住環境に悪影響を及ぼす用途の建築物の立地の抑制が必要 ○ 町中心地として、商業の活性化と町中心拠点の充実が必要 ○ 既存工業立地地帯を活かした地域産業の創造と就労の場の確保等が必要 ○ 良好な田園環境と郷土景観の保全が必要
交通	○ 都市および地域連携道路の整備促進と適正な維持管理に基づく利便性の向上が必要 ○ 生活道路の狭い部の線形改良等による通勤・通学等の利便性の向上が必要
都市施設	○ 公園・緑地の1人あたりの整備水準の向上が必要 ○ 汚水処理人口普及率の向上が必要
防災	○ 地震・浸水対策の強化等、防災まちづくりの推進が必要
その他	○ 空家の適切な管理・対策による良好な居住空間と防犯対策の強化が必要 ○ 「黒野駅レールパーク」、「北岡田家住宅」を活用した観光振興が必要

(4) まちづくりの方針

まちづくりの目標

第1区の地域特性および課題を踏まえ、まちづくりの目標を以下のとおりとします。

将来まちづくり像

「町の核となる公共・商業機能が融合した、安全・安心・快適な暮らしができる地域の創造」



基本目標

1. 町の中心地として、魅力ある機能の充実した地域づくり
2. 安全で快適な居住環境の充実した地域づくり
3. 憩いとやすらぎをもたらす水と緑あふれる地域づくり

まちづくりの方針

土地利用の方針

i) 専用住宅地

相羽・下方地区および黒野東部地区の市街地は、工業施設の混在があるものの、必要に応じて、住宅以外の用途の建築物の立地の抑制や地区計画等による計画的な開発誘導について検討するなど、専用住宅地としての土地利用の誘導と狭あい道路の整備推進による良好な居住環境の形成を目指します。

また、農用地区域に指定されている農地は基本的に保全を図るとともに、空家の適切な管理・対策を推進します。

ii) 一般住宅地

黒野地区（東部を除く）・麻生地区は、既存の商業・工業施設と住宅が共存する住宅地として、必要に応じて、良好な居住環境の形成に悪影響を及ぼす恐れがある建築物等の立地の抑制を検討するとともに、狭あい道路の整備促進による居住環境の維持・改善を図ります。

黒野地区中央部は、町役場が立地する第2区と連携し、『町中心拠点』としての土地利用を誘導します。

なお、北岡田家住宅は、歴史・文化の拠点に位置づけ保全を図ります。

また、空家の適切な管理・対策による良好な居住空間の形成を図ります。

iii) 商業地

黒野地区西部の大規模店舗等が立地する一帯は、本町の『商業拠点』として商業施設の誘導を図り、町の中心商業地の形成と商業の活性化を図ります。

商業・金融施設等が立地する一帯は、日常生活に必要なサービスを提供する『商業サブ拠点』としての土地利用を図ります。

iv) 沿道商業地

(都) 大野揖斐川線の既成市街地に隣接した沿道は、沿道商業地以外での沿道サービス施設の無秩序な立地を抑制するとともに、用途地域の指定等を検討し、沿道商業地としての土地利用を図ります。

v) 工業地

相羽地区の既存工業地については、工業地としての土地利用を図り、地域産業の創造と就労の場の確保を促進します。

vi) 農地

三水川西側および黒野地区東部の水田については、無秩序な都市的土地利用を抑制し、農用地として保全を図ります。また、黒野・相羽・下方の各地区に分散的に分布している畑地についても、無計画な都市的土地利用を抑制し、農用地として保全を図ります。

都市施設等の整備方針

i) 道路網

本町と周辺都市および町内各地域を結ぶ機能を有する都市連携軸である(都) 大野揖斐川線について、関係機関と協議し、早期整備を推進します。また、地域連携軸である国道303号、(都) 大野池田線、県道深坂大野線および県道岐阜大野線についても、関係機関と協議し、早期整備を推進します。

ii) 公園・緑地

自然環境軸として位置付けられている根尾川について、既存の公園等を活かしたスポーツ、レクリエーション等の交流公園としての整備・活用を図ります。

また、根尾川リバーサイドパークおよび黒野駅レールパークをはじめ、市街地内の既存公園等については、アダプトシステムなどの適用を検討し、町民との協働による適正な維持管理を図るとともに、公園整備計画を策定したうえで、空きスペース等を活用した新たな公園整備を推進します。さらに、名鉄廃線敷を利用した遊歩道の整備や各公園をネットワークする散策路の整備を図るとともに、既成市街地や集落の社寺境内の樹林および公共施設緑地については、保全すべき緑地と位置付け保全を図ります。なお、「黒野駅レールパーク」および「北岡田家住宅」は文化的遺産施設として、公園・緑地等の充実のみならず、観光振興に資する施設としての活用を図ります。

iii) 下水道

汚水処理人口普及率を増加させるため、公共下水道にかわる高度処理型合併処理浄化槽や集合処理型合併処理浄化槽の設置を推進します。

iv) 河川

第1区東部を流れる根尾川および水田と市街地を画する三水川は、自然環境軸として保全・活用を図ります。

v) 住宅

地震災害に備え、住宅の耐震化を促進するとともに、区内の狭あい道路や行き止まり道路の解消による安全性の向上と、緑化の推進により潤いのある居住環境の形成を図ります。

また、今後増加が予想される空家について、周辺居住環境、防犯の観点から地域との協働により対策を検討します。

■ 都市防災の方針

洪水などの災害時の町民の安全確保のため、根尾川危険箇所の改修について、国、県に対し強く要望するとともに、既存公園等の活用による避難所等の整備・充実を図ります。

また、名鉄廃線敷を利用した避難路の整備や、避難に際して手助けが必要となる高齢者等の避難行動要支援者に対して、集団避難のための集合場所の一時避難場所として、ふれあい広場の活用等を検討します。

既成市街地や集落においては、狭あい道路の解消等による生活道路の安全性と避難路の確保等を図るとともに、空家等の適切な管理による防犯対策を推進します。

その他、保水機能を有する農地等を防災系緑地として保全を図ります。

■ 都市景観形成の方針

区内水田地帯および根尾川は、貴重な郷土景観として保全を図ります。

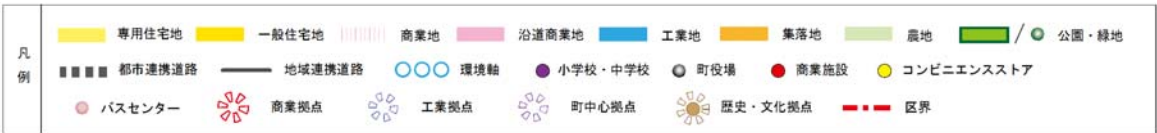


図3-3 第1区地域づくり方針図

その他地域全体での取組・整備方針

区 分	取組・整備方針
専用住宅地	○ 空家の適切な管理・対策による良好な居住空間の形成
一般住宅地	○ 狭あい道路の解消による良好な居住環境の形成と防災力の向上
道路網	○ 地域連携軸の整備促進と適正な維持管理の推進
公園・緑地	○ アダプトシステムの適用と町民との協働による適正な維持管理の推進 ○ 公園整備計画の策定と空きスペース等を活用した新たな公園整備の推進 ○ 保全すべき緑地の保全
下水道	○ 公共下水道にかわる高度処理型合併処理浄化槽等の設置推進
住宅	○ 住宅耐震化の促進と緑化の推進による潤いのある居住環境の形成
防災	○ 既存公園等の活用による避難所等の整備・充実、防災系緑地の保全
景観	○ 郷土景観の保全（水田地帯・根尾川）

3. 大野町第2区

(1) 地域の概況

第2区は、北部に山林、南西部に水田、東部に住宅地等と畑地が入り混じった市街地が形成されており、南西部の水田と東部市街地の境を根尾川支流の三水川が南北に縦断しています。

第2区の70%以上が山林・農地等の自然的土地利用となっており、緑豊かな田園地域を形成している一方、南部には町役場や大野バスセンターがあり、第1区の市街地と一体となった町の中心市街地が形成されています。

第2区内には商業施設やコンビニエンスストアなどの商業サービス施設はなく、第1区と隣接する南部を除き、概ね商業サービス施設の徒歩圏域外となっています。

また、第2区内に大野バスセンターがあり、バス路線は国道303号以南に向かうため、第2区の大部分はバス路線がありませんが、デマンドタクシーの停留所が配置されています。

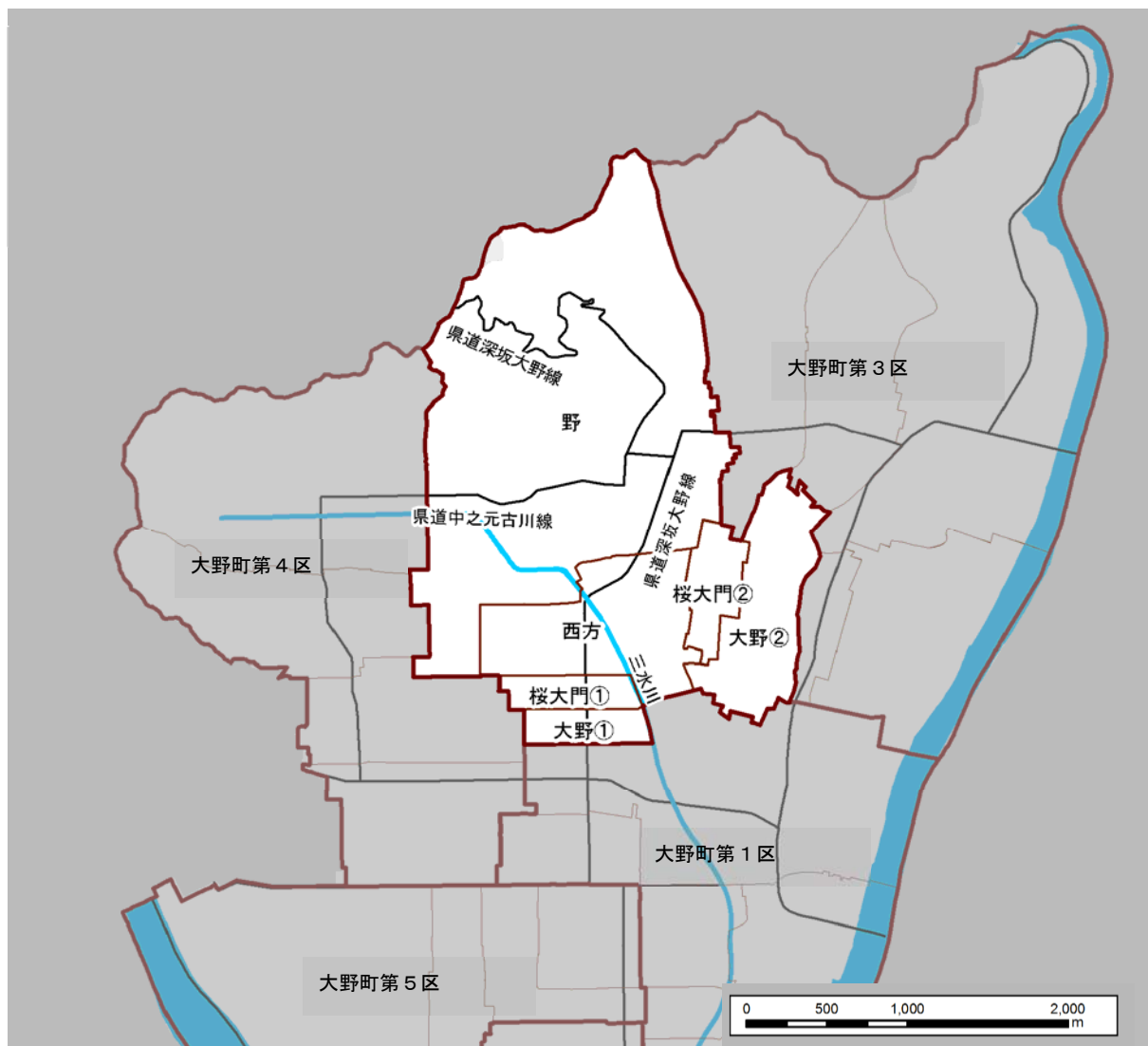


図3-4 大野町 第2区

(2) 地域の特性等

人口・世帯

- 人口は、過去一貫して減少している一方、世帯数は増加傾向となっています。これは、世帯構成人員が減少してきているためで、将来的にもこうした傾向が続くものと予想されています。

土地利用・建物利用状況

<土地利用現況>

- 第2区は、自然的土地利用比率の高い地域となっており、山林は町の山林面積全体の約36%を占めています。
- また、第2区は、土地利用上、大きく3つの地域に分けられ、北部に山林、その南西に水田、東部に住宅地等と畑地が入り混じった市街地が形成されています。
- 都市的土地利用は町の都市的土地利用面積全体の約16%となっており、住宅用地が約11%と最も多く、次いで工業用地が1.6%、商業用地が0.5%となっています。

<土地利用規制>

- 北部山林を除き、農業振興地域が指定されており、北部山林の裾野、西部の水田および東部の畑地が農用地区域に指定されています。
- 北部山林は、都市計画法に基づく白地地域(用途地域が指定されていない地域)の形態規制により、建ぺい率60%・容積率200%^{*}の規制が定められています。
(※その他の地域は、建ぺい率70%・容積率400%の規制となっています。)

<用途別建物現況>

- 第2区では住居系建物が約84%、工業系が約6%、商業系が約2%立地しています。
- 本町の総棟数に占める第2区の総棟数比は約22%であり、最も棟数が多いのは大野②地区で、第2区の約40%が立地しています。
- 大野町役場が立地する大野①地区では公共系建物が約31%、隣接する桜大門①地区ではその他建物が約54%、公共系建物が約15%と高い比率となっています。

<公共公益施設>

- 公共公益施設の多くは、隣接する第1区との境界部に分布しています。

＜建築年別建物現況＞

- 第2区では新耐震基準以前である昭和56年（1981年）以前に建てられた建物が約52%と、町全体の割合とほぼ同水準となっています。
- 地区別では、野地区で60%を超えており、第2区内で最も高い水準となっています。

＜商業施設＞

- 第2区には、主な商業施設（1,000㎡以上）が開設されておらず、コンビニエンスストアも立地しておりません。しかしながら、南部に位置する大野①・大野②・桜大門①・桜大門②・西方地区では、概ね第1区に立地する商業施設やコンビニエンスストアの徒歩圏域でカバーされている状況です。

交通状況

＜道路＞

- 第2区のほぼ中央を県道深坂大野線が南北に通っているほか、市街地の北側を県道中之元古川線が東西に通り、国道303号および本巣市方面と連絡しています。24時間交通量※は、県道深坂大野線が8,738台、県道中之元古川線が2,101台となっています。（※H22年度道路交通センサス）
- 第2区内の市街地や集落内の生活道路は線形が悪く、かつ狭い道路が多くなっています。

＜公共交通＞

- バス路線のすべてが第2区内の大野バスセンターを起終点として、岐阜市、大垣市、瑞穂市および揖斐川町を結んでいます。
- バス路線のすべては、国道303号以南に向かうため、北部地域はバス路線はありませんが、デマンドタクシーの停留所が配置されています。

都市施設の状況

＜公園・緑地等＞

- 第2区には、約11haの敷地規模を有する運動公園が立地しているほか、野・桜大門②・大野①・大野②地区にふれあい広場、西方地区に農村公園、野地区に桜台団地公園が整備されており、総面積は120,590㎡となっています。
- 第2区の公園・緑地、広場面積は、本町の46.6%を占めており、人口1人あたりの面積は20.9㎡/人で、町全体の8.5㎡/人、都市公園法による公園整備基準の10㎡/人と比べて2倍以上の水準となっています。
- 公園の立地は、北部・南東部に集中しており、野地区南西部および西方地区西部では、不足している状況です。

防災

- 第2区内に洪水浸水想定区域は含まれていませんが、北部地域で土砂災害警戒区域が指定されています。
- 野地区の60%以上の建物が新耐震基準以前である昭和56年（1981年）以前に建てられた建物となっています。
- 市街地や集落内の生活道路は線形が悪く、かつ狭い道路が多くなっています。（再掲）

住民アンケート調査結果

- 生活環境や住みやすさについては、「就業の場、就業機会」の充実、「買物の利便性」の向上、「街並みの美しさや雰囲気」などの景観性の向上に関するニーズが高くなっています。
- 地域の安全性については、「火災・延焼からの安全性」の向上に関するニーズが高くなっています。
- 公共施設については、「公園や緑地など憩いの場」の整備、「歴史や伝統、観光資源」の保全・発掘、「ごみ・し尿施設」対策の充実に関するニーズが高くなっています。
- 交通状況については、「通勤・通学の利便性」、「公共交通機関の利便性」の向上に関するニーズが高くなっています。

（3）まちづくりの課題

第2区の地域特性や全体構想を踏まえ、第2区の課題を以下のとおり整理します。

区 分	まちづくりの課題
人口	○ 人口が減少する中、コミュニティの維持・強化や就労の場の確保等が必要
土地利用	○ 居住環境に悪影響を及ぼす用途の建築物の立地の抑制が必要 ○ 良好な田園環境と郷土景観の保全が必要 ○ 優れた自然環境の保全が必要
交通	○ 地域連携道路の整備促進と適正な維持管理に基づく利便性の向上が必要 ○ 公共交通ネットワークの整備推進によるコンパクトなまちづくりの推進が必要 ○ 生活道路の狭い部の線形改良等による通勤・通学等の利便性の向上が必要
都市施設	○ 利用者ニーズに応じた公園・緑地の適正な配置と拡充が必要 ○ 汚水処理人口普及率の向上が必要
防災	○ 地震・土砂災害対策の強化等、防災まちづくりの推進が必要
その他	○ 空家の適切な管理・対策による良好な居住空間と防犯対策の強化が必要 ○ 周辺景観と一体となった野古墳群の保全と緑・観光ネットワークの構築が必要

(4) まちづくりの方針

まちづくりの目標

第2区の地域特性および課題を踏まえ、まちづくりの目標を以下のとおりとします。

将来まちづくり像

「歴史・文化と緑・農・住が共存した安全・安心・快適な地域の創造」



基本目標

1. 良好な田園環境と豊かな自然環境に恵まれた地域づくり
2. 安全で快適な居住環境の充実した地域づくり
3. 「歴史・文化」と「水・緑」があふれる地域づくり

まちづくりの方針

■ 土地利用の方針

i) 専用住宅地

桜大門②地区、大野②地区の市街地は、必要に応じて、住宅以外の用途の建築物の立地の抑制や地区計画等による計画的な開発誘導について検討するなど、専用住宅地としての土地利用の誘導と狭あい道路の整備推進による良好な居住環境の形成を目指します。

また、農用地区域に指定されている農地は基本的に保全を図るとともに、空家の適切な管理・対策を推進します。

町役場周辺地域は、隣接する第1区の黒野地区と一体となった『町中心拠点』の形成を目指すとともに、必要に応じて、良好な居住環境の形成に悪影響を及ぼす恐れがある建築物等の立地の抑制について検討します。

ii) 一般住宅地

大野②地区の南部は、既存の商業施設と住宅が共存する住宅地として、必要に応じて、良好な居住環境の形成に悪影響を及ぼす恐れがある建築物等の立地の抑制や地区計画等による計画的な開発誘導について検討するとともに、狭あい道路の整備推進による居住環境の維持・改善を図ります。

その他、空家の適切な管理・対策による良好な居住空間の形成を図ります。

iii) 農地

三水川西側の水田は、無秩序な都市的土地利用を抑制し、農用地として保全を図ります。
また、野地区東部に分布している畑地についても、無秩序な都市的土地利用を抑制し、農用地として保全を図ります。

iv) 山林

北部山林は、優れた自然環境を保全し、緑地の機能を活用した町民の健康と保養、自然に触れ合う場としての土地利用を図ります。

都市施設等の整備方針

i) 道路網

地域連携軸である県道深坂大野線および県道中之元古川線について、関係機関と協議し、適宜、整備の促進と適正な維持管理を推進します。

その他、テクノパーク大野へのアクセス道路の整備を促進します。

ii) 公共交通

大野バスセンターを中心として、地域住民の生活に密着した公共交通網の整備推進と、コンパクトなまちづくりを推進します。

iii) 公園・緑地

大野町運動公園・野古墳群は、第2区の骨格となる観光・レクリエーション拠点としての充実を図るとともに、区内既存公園について、アダプトシステムなどの適用を検討し、町民との協働による適正な維持管理を図ります。

さらに、空きスペース等を活用した新たな公園整備と、名鉄廃線敷を利用した遊歩道の整備や各公園をネットワークする散策路の整備を推進するとともに、既成市街地や集落の社寺境内などの樹林および町役場などの公共施設緑地については、保全すべき緑地と位置付け、保全を図ります。

iv) 下水道

汚水処理人口普及率を増加させるため、公共下水道にかわる高度処理型合併処理浄化槽や集合処理型合併処理浄化槽の設置を推進します。

v) 河川

概ね水田と集落を画する三水川は、自然環境軸として保全・活用を図ります。

vi) 住宅

地震災害に備え、住宅の耐震化を促進するとともに、区内の狭あい道路や行き止まり道路の解消による安全性の向上と、緑化の推進による潤いのある居住環境の形成を図ります。

また、今後増加が予想される空家について、周辺居住環境、防犯の観点から地域との協働により対策を検討します。

■ 都市防災の方針

土砂災害などの災害時の町民の安全確保のため、既存公園等の活用による避難所等の整備・充実を図ります。

また、名鉄廃線敷を利用した避難路の整備や、避難に際して手助けが必要となる高齢者等の避難行動要支援者に対して、集団避難のための集合場所の一時避難場所として、ふれあい広場の活用等を検討します。

既成市街地や集落においては、狭あい道路の解消等による生活道路の安全性と避難路の確保等を図るとともに、空家等の適切な管理による防犯対策を推進します。

その他、保水機能を有する山林や農地等を防災系緑地として保全するとともに、土砂災害警戒区域が点在している北部山沿いは、新たな開発等の抑制を検討します。

■ 都市景観形成の整備方針

区内水田地帯および野古墳群は、貴重な郷土景観として保全を図ります。

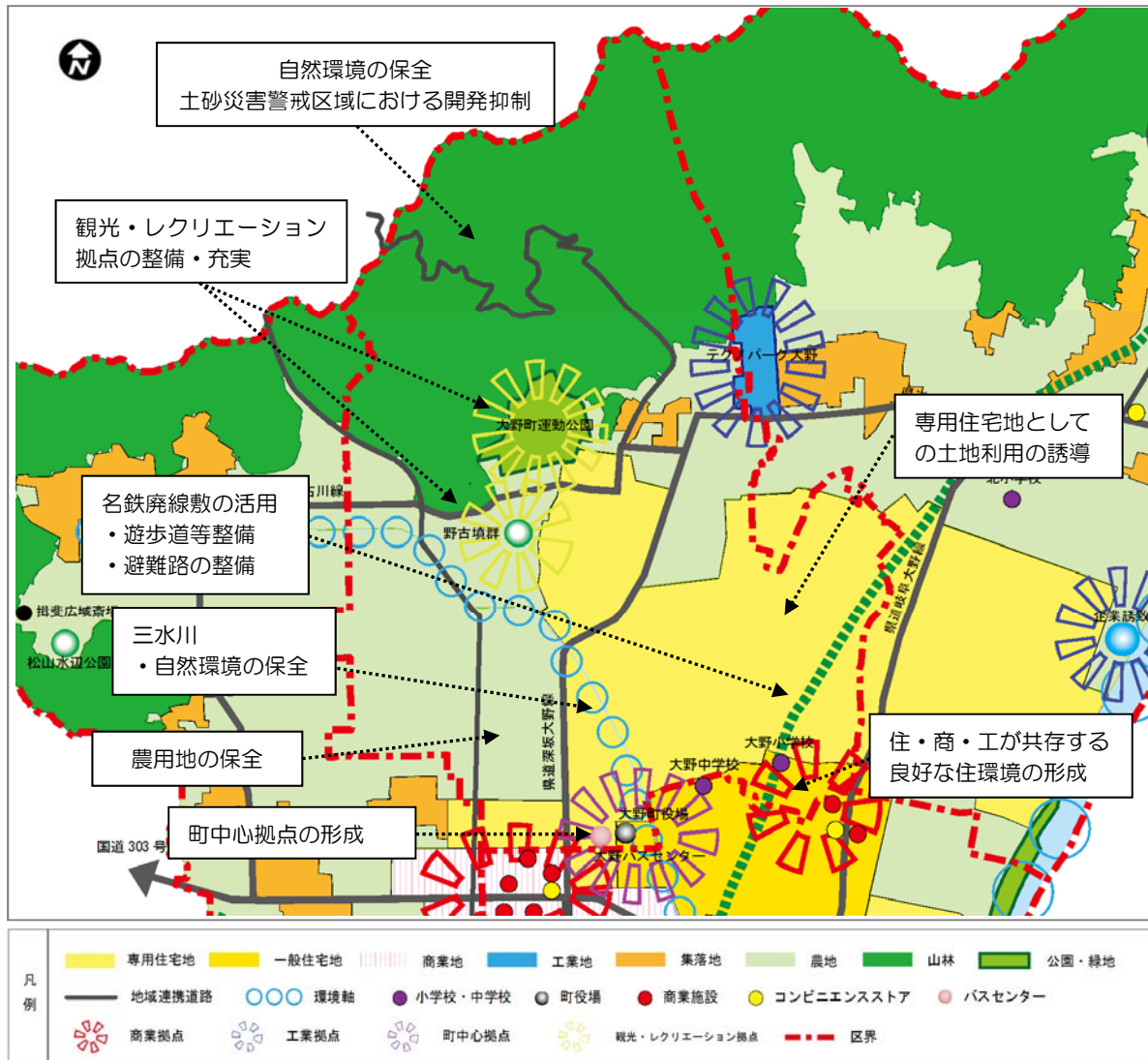


図 3-5 第 2 区地域づくり方針図

その他地域全体での取組・整備方針

区 分	取組・整備方針
専用住宅地 一般住宅地	○ 空家の適切な管理・対策による良好な居住空間の形成 ○ 狭あい道路の解消による良好な居住環境の形成と防災力の向上
道路網	○ 地域連携軸の整備促進と適正な維持管理の推進
公共交通	○ 公共交通網の整備推進によるコンパクトなまちづくりの推進
公園・緑地	○ アダプトシステムの適用と町民との協働による適正な維持管理の推進 ○ 空きスペース等を活用した新たな公園整備の推進 ○ 保全すべき緑地の保全
下水道	○ 公共下水道にかわる高度処理型合併処理浄化槽等の設置推進
住宅	○ 住宅耐震化の促進と緑化の推進による潤いのある居住環境の形成
防災	○ 既存公園等の活用による避難所等の整備・充実、防災系緑地の保全
景観	○ 郷土景観の保全（水田地帯・野古墳群）

4. 大野町第3区

(1) 地域の概況

第3区は、東端を根尾川に接し、区の北部は山林で、その他は平坦地の水田・畑と住宅地・集落等が入り混じった農業地域となっています。

北部の山林地域は、石灰採取地が分布しており、根尾川沿岸には、主に石灰加工等に関連した工場が分散立地していますが、一部ではその跡地利用が必要とされています。

第3区には、県道が3路線通っており、地域の主要公共交通手段であるバス路線はありませんが、デマンドタクシーの停留所が配置されています。

第3区東部を流れる根尾川河川敷は、町民のレクリエーションの場として活用されていますが、洪水により河川堤防が破堤した場合に、上秋地区が浸水するなど、防災面での課題が懸念されています。

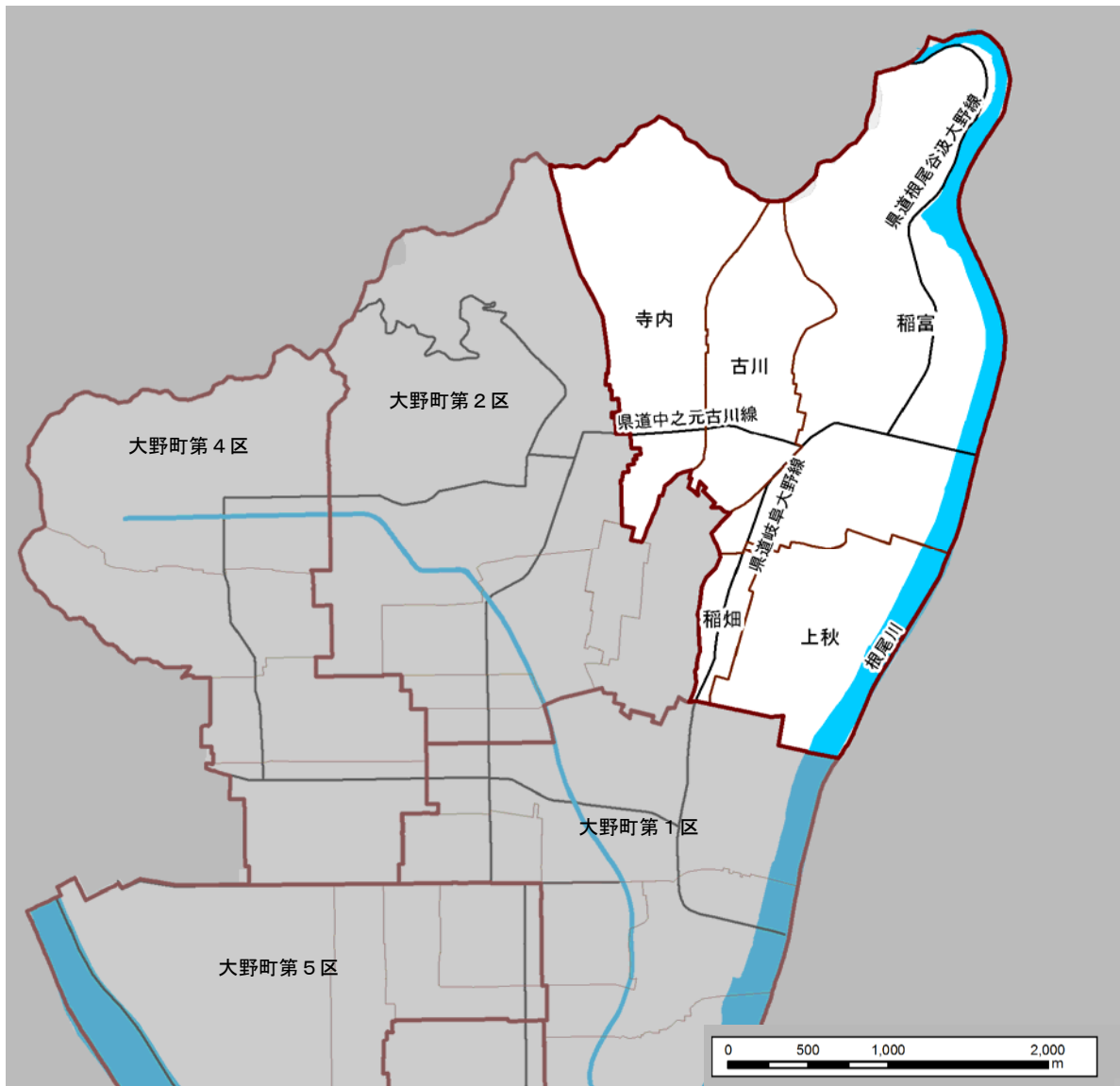


図3-6 大野町 第3区

(2) 地域の特性等

人口・世帯

- 人口は、過去一貫して減少している一方、世帯数は増加傾向となっています。これは、世帯構成人員が減少してきているためで、将来的にもこうした傾向が続くものと予想されています。

土地利用・建物利用状況

<土地利用現況>

- 第3区の土地利用は、農地が約34%、山林が約30%となっており、自然的土地利用が半数以上を占めています。都市的土地利用は、工業用地・住宅用地が、それぞれ約8%となっており、商業用地は0.4%にとどまっています。
- 第3区北部は山林となっており、その他の地域は水田・畑と住宅地・集落等が入り混じった農業地帯となっています。
- 第3区東部の根尾川沿岸には工業地が分散して形成されていますが、これは、北部山林地域の石灰採取地から採取される石灰の加工等に関連した工場となっており、一部ではその跡地利用が必要とされています。

<土地利用規制>

- 北部山林を除き、農業振興地域が指定されており、農地の大部分が農用地区域となっています。
- また、北部山林は、都市計画法に基づく白地地域(用途地域が指定されていない地域)の形態規制により、建ぺい率60%・容積率200%※の規制が定められています。
(※その他の地域は、建ぺい率70%・容積率400%の規制となっています。)

<用途別建物現況>

- 第3区では住居系建物の比率が約74%、工業系が約13%となっており、商業系は約2%にとどまっています。
- 本町の総棟数に占める第3区の総棟数比は約7%であり、建物用途別では住居系比が約17%、工業系比が約24%となっています。
- 地区別では、稲富地区に第3区全体の約36%の建物が立地し、上秋地区に約28%の建物が立地しています。
- 地区別用途別の建物棟数では、住居系建物・工業系建物ともに稲富・上秋地区に多く立地しており、地域内の中心的役割を担っています。

＜公共公益施設＞

- 主な公共公益施設は、北小学校が稲富地区に、東海職業能力開発大学校が古川地区に立地しています。

＜建築年別建物現況＞

- 第3区では新耐震基準以前である昭和56年（1981年）以前に建てられた建物が約54%と、町全体の割合とほぼ同水準となっています。
- 地区別では、稲富地区で60%を超えており、第3区内で最も高い水準となっています。

＜商業施設＞

- 第3区には、主な商業施設（1,000㎡以上）は開設されていませんが、隣接する第1区の商業施設によって、稲畑・上秋地区の一部が徒歩圏域内となっています。
- コンビニエンスストアは県道岐阜大野線と県道根尾谷汲大野線の交差点に1店舗開設されており、古川・稲富・上秋地区の一部が徒歩圏域内となっています。また、隣接する第1区に開設されているコンビニエンスストアによって稲畑・上秋地区の一部が徒歩圏域内となっています。

交通状況

＜道路＞

- 第3区内の幹線道路は、県道3路線で、県道中之元古川線が東西に、県道岐阜大野線、同根尾谷汲大野線が南北に通っています。24時間交通量*は、県道中之元古川線が2,101台、県道岐阜大野線が7,950台、県道根尾谷汲大野線が664台となっています。（※H22年度道路交通センサス）
- 第3区内の市街地や集落内の生活道路は線形が悪く、かつ狭い道路が多くなっています。

＜公共交通＞

- 第3区にはバス路線はありませんが、デマンドタクシーの停留所が配置されています。

都市施設の状況

＜公園・緑地等＞

- 第3区には、上秋地区において隣接する第1区と連続する形で、約4.2haの根尾川リバーサイドパークを有しているほか、稲富・上秋地区にふれあい広場、稲富地区に農村公園が整備されており、総面積は25,855㎡となっています。
- 第3区の公園・緑地等面積は、本町の22.0%であり、人口1人あたりの面積は7.3㎡/人で、町全体の8.5㎡/人、都市公園法による公園整備基準の10㎡/人よりも低い水準となっています。
- 公園の立地は、稲富・上秋地区に集中しており、その他の地区では公園が整備されていない状況となっています。

防災

- 根尾川が氾濫した場合、上秋地区において1 m未満の浸水被害となることが想定されています。また、北部山林地域では土砂災害警戒区域が指定されています。
- 稲富地区の60%以上の建物が新耐震基準以前である昭和56年（1981年）以前に建てられた建物となっています。
- 市街地や集落内の生活道路は線形が悪く、かつ狭い道路が多くなっています。（再掲）

住民アンケート調査結果

- 生活環境や住みやすさについては、「就業の場、就業機会」の充実に関するニーズが高くなっています。
- 公共施設については、「公園や緑地など憩いの場」の整備に関するニーズが高くなっています。
- 交通状況については、「通勤・通学の利便性」、「公共交通機関の利便性」の向上に関するニーズが高くなっています。

（3）まちづくりの課題

第3区の地域特性や全体構想を踏まえ、第3区の課題を以下のとおり整理します。

区 分	まちづくりの課題
人口	○ 人口が減少する中、コミュニティの維持・強化や就労の場の確保等が必要
土地利用	○ 居住環境に悪影響を及ぼす用途の建築物の立地の抑制が必要 ○ 良好な田園環境と郷土景観の保全が必要 ○ 優れた自然環境の保全が必要 ○ 工場跡地等の活用による地域産業の創造と就労の場の確保等が必要
交通	○ 地域連携道路の整備促進と適正な維持管理に基づく利便性の向上が必要 ○ 公共交通ネットワークの整備推進によるコンパクトなまちづくりの推進が必要 ○ 生活道路の狭い部の線形改良等による通勤・通学等の利便性の向上が必要 ○ 新たな工業団地へのアクセス道路の整備が必要
都市施設	○ 公園・緑地の1人あたりの整備水準の向上が必要 ○ 汚水処理人口普及率の向上が必要
防災	○ 地震・浸水・土砂災害対策の強化等、防災まちづくりの推進が必要
その他	○ 空家の適切な管理・対策による良好な居住空間と防犯対策の強化が必要

(4) まちづくりの方針

まちづくりの目標

第3区の地域特性および課題を踏まえ、まちづくりの目標を以下のとおりとします。

将来まちづくり像

「新たな産業が活力を生み出す、住・工・農・緑が共存した安全・安心・快適な地域の創造」



基本目標

1. 良好な田園環境と豊かな自然環境に恵まれた地域づくり
2. 安全で快適な居住環境の充実した地域づくり
3. 新たな産業の導入等による活力ある地域づくり

まちづくりの方針

土地利用の方針

i) 専用住宅地

上秋・稲畑地区の市街地は、必要に応じて、住宅以外の用途の建築物の立地の抑制や地区計画等による計画的な開発誘導について検討するなど、専用住宅地としての土地利用の誘導と狭あい道路の整備推進による良好な居住環境の形成を目指します。また、良好な土地利用が必要なエリアや公図混乱地域等については、土地区画整理事業の手法を用いたまちづくりを検討します。

さらに、農用地区域に指定されている農地は基本的に保全を図りますが、社会情勢等の変化に応じて、専用住宅地としての開発も検討します。

また、空家の適切な管理・対策を推進します。

ii) 工業地

テクノパーク大野と根尾川沿いの工場跡地を利活用した企業誘致拠点の整備を促進することで、新たな産業と雇用の創出を図ります。

iii) 集落地

農地の中に立地する集落地について、必要に応じて、良好な居住環境を形成するために悪影響を及ぼすおそれのある建築物の立地の抑制を検討するとともに、農地内にある計画

的に整備された住宅団地について、良好な居住環境の維持・保全を図ります。

また、狭あい道路の整備推進と空家の適切な管理・対策による良好な居住空間の形成を図ります。

iv) 農地

第3区に分布する農地については、原則無秩序な都市的土地利用を抑制し、農用地として保全を図ります。

v) 山林

北部山林は、優れた自然環境を保全し、緑地の機能を活用した町民の健康と保養、自然に触れ合う場としての土地利用を図ります。

都市施設等の整備方針

i) 道路網

地域連携軸である県道岐阜大野線および県道中之元古川線について、関係機関と協議し、適宜、整備の促進と適正な維持管理を推進します。

ii) 公共交通

大野バスセンターを中心として、地域住民の生活に密着した公共交通網の整備推進と、コンパクトなまちづくりを推進します。

iii) 公園・緑地

自然環境軸として位置付けられている根尾川について、既存の公園を活かしたスポーツ、レクリエーション等の交流公園としての整備・活用を図ります。

また、根尾川リバーサイドパークをはじめ市街地内の既存公園等については、アダプトシステムなどの適用を検討し、町民との協働による適正な維持管理を行うとともに、公園整備計画を策定したうえで、空きスペースを活用した新たな公園整備を推進します。さらに、名鉄廃線敷を利用した遊歩道の整備等を図るとともに、既成市街地や集落の社寺境内の樹林および公共施設緑地については、保全すべき緑地と位置付け、保全を図ります。

iv) 下水道

汚水処理人口普及率を増加させるため、公共下水道にかわる高度処理型合併処理浄化槽や集合処理型合併処理浄化槽の設置を推進します。

v) 河川

第3区東部を流れる根尾川は、自然環境軸として保全・活用を図ります。

vi) 住宅

地震災害に備え、住宅の耐震化を促進するとともに、区内の狭あい道路や行き止まり道路の解消による安全性の向上と、緑化の推進による潤いのある居住環境の形成を図ります。

また、今後増加が予想される空家について、周辺居住環境、防犯の観点から地域との協働により対策を検討します。

■ 都市防災の方針

洪水などの災害時の町民の安全確保のため、根尾川危険箇所の改修について、国、県に対し強く要望するとともに、既存公園等の活用による避難所等の整備・充実を図ります。

また、名鉄廃線敷を利用した避難路の整備や、避難に際して手助けが必要となる高齢者等の避難行動要支援者に対して、集団避難のための集合場所の一時避難場所として、ふれあい広場の活用等を検討します。

既成市街地や集落においては、狭あい道路の解消等による生活道路の安全性と避難路の確保等を図るとともに、空家等の適切な管理による防犯対策を推進します。

その他、保水機能を有する山林や農地等を防災系緑地として保全するとともに、土砂災害警戒区域が点在している北部山沿いは、新たな開発等の抑制を検討します。

■ 都市景観形成の方針

区内水田地帯および根尾川は、貴重な郷土景観として保全を図ります。

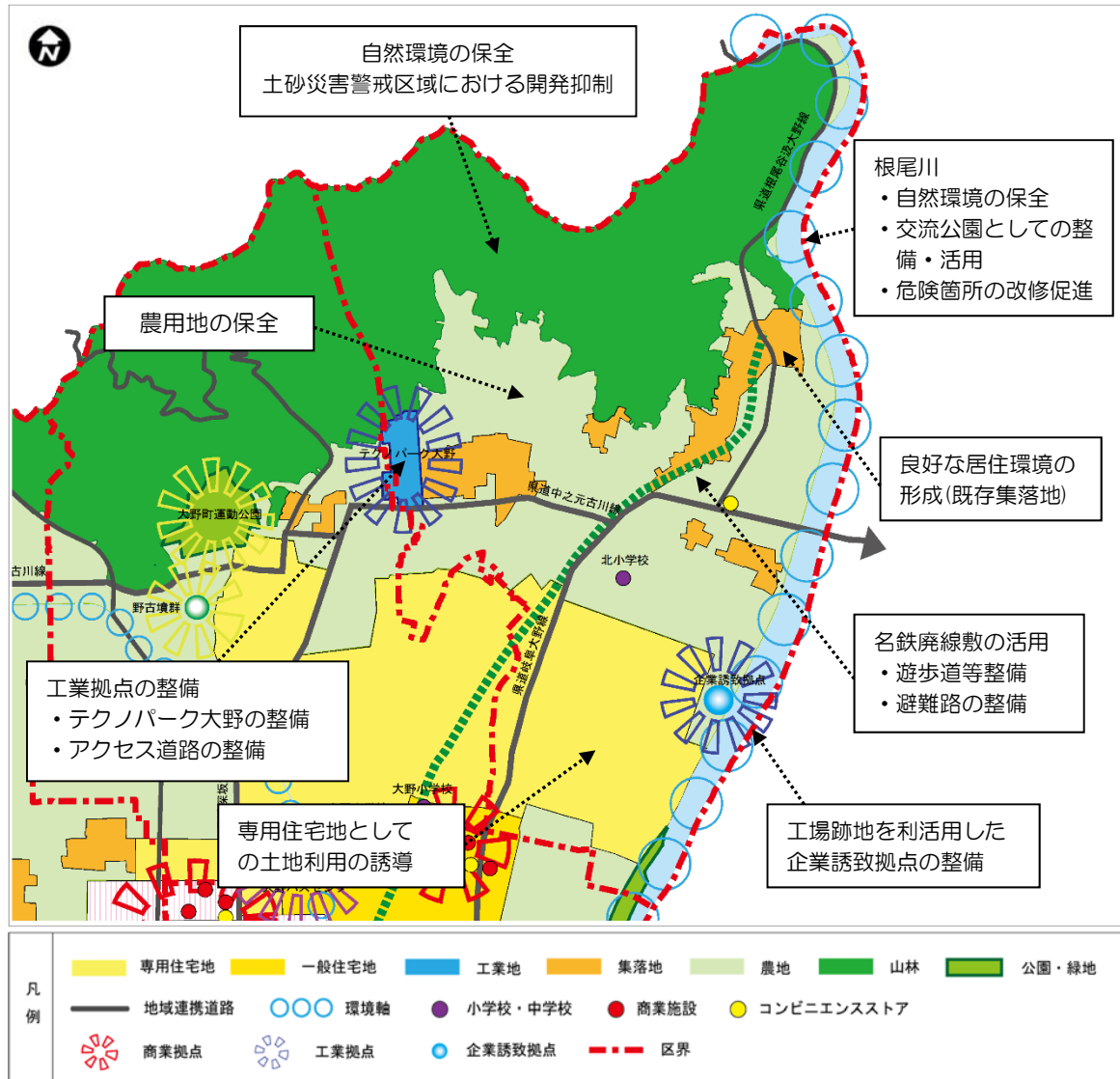


図 3-7 第 3 区地域づくり方針図

その他地域全体での取組・整備方針

区 分	取組・整備方針
専用住宅地 集落地	○ 空家の適切な管理・対策による良好な居住空間の形成 ○ 狭あい道路の解消による良好な居住環境の形成と防災力の向上
道路網	○ 地域連携軸の整備促進と適正な維持管理の推進
公共交通	○ 公共交通網の整備推進によるコンパクトなまちづくりの推進
公園・緑地	○ アダプトシステムの適用と町民との協働による適正な維持管理の推進 ○ 公園整備計画の策定と空きスペース等を活用した新たな公園整備の推進 ○ 保全すべき緑地の保全
下水道	○ 公共下水道にかわる高度処理型合併処理浄化槽等の設置推進
住宅	○ 住宅耐震化の促進と緑化の推進による潤いのある居住環境の形成
防災	○ 既存公園等の活用による避難所等の整備・充実、防災系緑地の保全
景観	○ 郷土景観の保全（水田地帯・根尾川）

5. 大野町第4区

(1) 地域の概況

第4区の北部は、概ね山林と田畑により形成され、南部は住宅地等・田畑・商業・工業用地が入り混じった市街地が一部形成されています。また、北部に位置する牛洞地区を根尾川支流の三水川が東西に横断しています。

第4区の約75%が山林・農地等の自然的土地利用となっており、緑豊かな田園地域を中心に、南部地域には比較的規模の小さい工業用地が点在しています。

第4区には、国道303号と県道中之元古川線、同池田揖斐川大野線の3本の幹線道路が通っており、バス路線は南部の中之元地区を横断しており、中之元地区および隣接する瀬古地区は概ねバス停徒歩圏内となっています。一方、北部に位置する松山・牛洞地区は、バス路線はありませんが、デマンドタクシーの停留所が配置されています。

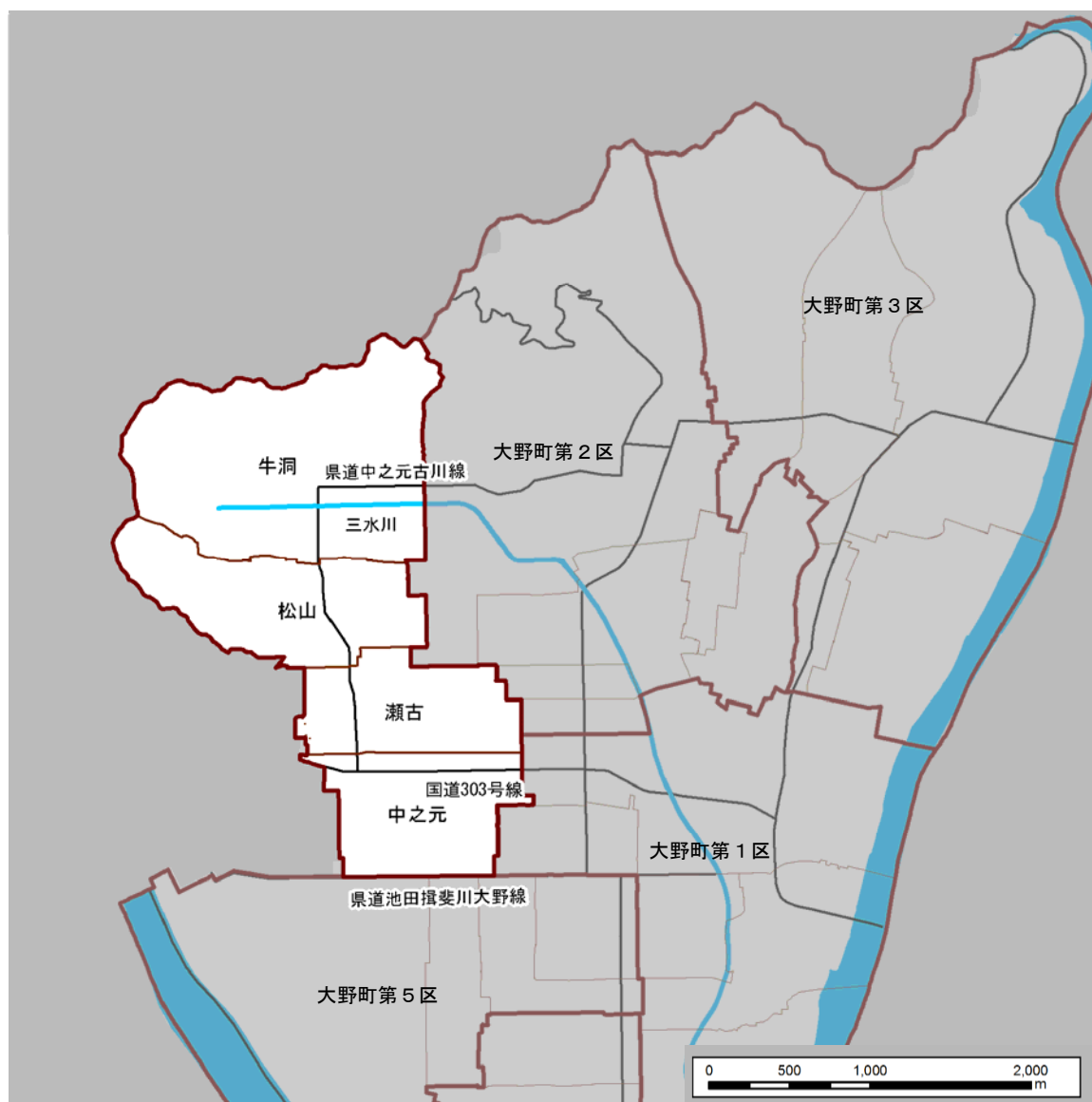


図3-8 大野町 第4区

(2) 地域の特性等

人口・世帯

- 人口は、過去一貫して減少している一方、世帯数は増加傾向となっています。これは、世帯構成人員が減少してきているため、将来的にもこうした傾向が続くものと予想されています。

土地利用・建物利用状況

<土地利用現況>

- 第4区は、自然的土地利用比率の高い地域となっており、山林・田畑を合わせた面積は第4区の約75%を占めており、町の山林・田畑面積全体の約18%となっています。
- 都市的土地利用は町全体の都市的土地利用面積の約25%となっており、住宅用地が約8%と最も多く、工業・商業用地はいずれも1～3%程度の割合となっています。

<土地利用規制>

- 北部山林を除き、農業振興地域が指定されており、地域内水田地帯は概ね農用地区域に指定されています。
- 北部山林は、都市計画法に基づく白地地域(用途地域が指定されていない地域)の形態規制により、建ぺい率60%・容積率200%※の規制が定められています。
(※その他の地域は、建ぺい率70%・容積率400%の規制となっています。)
- 国道303号および県道池田揖斐川大野線沿線は、特定用途制限地域に指定されています。

<用途別建物現況>

- 第4区では住居系建物が約77%、工業系が約9%、商業系が約3%立地しています。
- 本町の総棟数に占める第4区の総棟数比は約11%であり、最も棟数が多いのは中之元地区で、第4区の約36%が立地しています。
- 工業系建物は、瀬古地区に多く立地しており、第4区内の約44%が集積しています。

<公共公益施設>

- 主な公共公益施設は、西小学校が区内中央部に、揖斐広域斎場が松山地区西部に立地しています。

＜建築年別建物現況＞

- 第4区では新耐震基準以前である昭和56年（1981年）以前に建てられた建物が約58%と、町全体の割合と比べて高い水準となっています。
- 地区別では松山地区で70%を超えており、町内で最も高い水準となっています。

＜商業施設＞

- 第4区には、主な商業施設（1,000㎡以上）が開設されておらず、コンビニエンスストアも立地しておりません。しかしながら、南東部に位置する瀬古・中之元地区では、概ね第1区に立地する商業施設やコンビニエンスストアの徒歩圏域でカバーされている状況です。

交通状況

＜道路＞

- 第4区のほぼ中央を県道中之元古川線が南北に通っているほか、瀬古・中之元地区に国道303号および県道池田揖斐川大野線が東西に通っています。
24時間交通量*は、県道中之元古川線が2,101台、国道303号が12,757台、県道池田揖斐川大野線が10,306台となっています。（※H22年度道路交通センサス）
- 第4区内の都市計画道路は、（都）大野揖斐川線（県道池田揖斐川大野線）がありますが、現在のところ未整備の状況となっています。
- その他、市街地や集落内の生活道路は線形が悪く、かつ狭い道路が多くなっています。

＜公共交通＞

- 国道303号を経由する揖斐川町コミュニティバス（1路線）が第4区を通過し、大野町と揖斐川町を結んでいます。
- 南部の瀬古・中之元地区は、バス停からの徒歩圏域に概ねカバーされており、第4区北部はバス路線はありませんが、デマンドタクシーの停留所が配置されています。

都市施設の状況

＜公園・緑地等＞

- 第4区には、約3.5haの敷地を有する松山水辺公園が整備されているほか、松山・瀬古地区にふれあい広場、牛洞地区にやまびこ公園が整備されており、総面積は39,380㎡となっています。
- 第4区の公園・緑地、広場面積は、本町の14.3%を占めており、人口1人あたりの面積は13.9㎡/人で、町全体の8.5㎡/人、都市公園法による公園整備基準の10㎡/人を上回る水準となっています。
- なお、区南部の中之元地区には公園等が整備されていない状況です。

防災

- 第4区内に浸水想定区域は含まれていませんが、北部山間部の広い範囲で土砂災害警戒区域が指定されています。
- 松山地区の70%以上の建物が新耐震基準以前である昭和56年（1981年）以前に建てられた建物となっています。
- 市街地や集落内の生活道路は線形が悪く、かつ狭い道路が多くなっています。（再掲）

住民アンケート調査結果

- 生活環境や住みやすさについて、「就業の場、就業機会」の充実に関するニーズが高くなっています。
- 地域の安全性について、「防犯に対する安全性」の向上に関するニーズが高くなっています。
- 公共施設について、「公園や緑地など憩いの場」の整備、「歴史や伝統、観光資源」の保全・発掘に関するニーズが高くなっています。
- 交通状況について、「通勤・通学の利便性」、「公共交通機関の利便性」の向上に関するニーズが高くなっています。

（3）まちづくりの課題

第4区の地域特性や全体構想を踏まえ、第4区の課題を以下のとおり整理します。

区 分	まちづくりの課題
人口	○ 人口が減少する中、コミュニティの維持・強化や就労の場の確保等が必要
土地利用	○ 居住環境に悪影響を及ぼす用途の建築物の立地の抑制が必要 ○ 第1区と連携した商業の活性化の推進が必要 ○ 良好な田園環境と郷土景観の保全が必要 ○ 優れた自然環境の保全が必要
交通	○ 都市および地域連携道路の整備促進と適正な維持管理に基づく利便性の向上が必要 ○ 公共交通ネットワークの整備推進によるコンパクトなまちづくりの推進が必要 ○ 生活道路の狭い部の線形改良等による通勤・通学等の利便性の向上が必要
都市施設	○ 利用者ニーズに応じた公園・緑地の適正な配置と拡充が必要 ○ 汚水処理人口普及率の向上が必要
防災	○ 地震・土砂災害対策の強化等、防災まちづくりの推進が必要
その他	○ 空家の適切な管理・対策による良好な居住空間と防犯対策の強化が必要

(4) まちづくりの方針

まちづくりの目標

第4区の地域特性および課題を踏まえ、まちづくりの目標を以下のとおりとします。

将来まちづくり像

「豊かな自然環境と水と緑に包まれ安全・安心・快適な地域の創造」



基本目標

1. 良好な田園環境と豊かな自然環境に恵まれた地域づくり
2. 安全で快適な居住環境の充実した地域づくり
3. 憩いとやすらぎをもたらす水と緑あふれる地域づくり

まちづくりの方針

土地利用の方針

i) 商業地

第1区の商業地と連続する地域一体は、本町の『商業拠点』として商業施設の誘導を図り、町の中心商業地の形成と商業の活性化を図ります。

ii) 集落地

農地の中に立地する集落地について、必要に応じて、良好な居住環境を形成するために悪影響を及ぼすおそれのある建築物の立地の抑制を検討するとともに、農地内にある計画的に整備された住宅団地について、良好な居住環境の維持・保全を図ります。

また、狭あい道路の整備推進と空家の適切な管理・対策による良好な居住空間の形成を図ります。

iii) 農地

第4区に広がる農地は、本町の貴重な産業資源として、無秩序な都市的土地利用を抑制し、農用地として保全を図ります。

iv) 山林

北部および北西部の山林は、優れた自然環境を保全し、緑地の機能を活用した町民の健康と保養、自然に触れ合う場としての土地利用を図ります。

都市施設等の整備方針

i) 道路網

周辺都市および町内各地域を結ぶ機能を有する都市連携軸である（都）大野揖斐川線について、関係機関と協議し、早期整備を推進します。また、地域連携軸である国道 303 号、県道中之元古川線について、関係機関と協議し、適宜、整備の促進と適正な維持管理を推進します。

ii) 公共交通

大野バスセンターを中心として、地域住民の生活に密着した公共交通網の整備推進と、コンパクトなまちづくりを推進します。

iii) 公園・緑地

松山水辺公園は、第 4 区の骨格となる公園・緑地として、公園の利用促進を図るとともに、区内既存公園について、アダプトシステムなどの適用を検討し、町民との協働による適正な維持管理を図ります。

さらに、空きスペース等を活用した新たな公園整備と、名鉄廃線敷を利用した遊歩道の整備や各公園をネットワークする散策路の整備を推進するとともに、既成市街地や集落の社寺境内などの樹林および公共施設緑地については、保全すべき緑地と位置付け、保全を図ります。

iv) 下水道

汚水処理人口普及率を増加させるため、公共下水道にかわる高度処理型合併処理浄化槽や集合処理型合併処理浄化槽の設置を推進します。

v) 河川

第 4 区北部を流れる三水川は、自然環境軸として保全・活用を図ります。

vi) 住宅

地震災害に備え、住宅の耐震化を促進するとともに、区内の狭あい道路や行き止まり道路の解消による安全性の向上と、緑化の推進による潤いのある居住環境の形成を図ります。

また、今後増加が予想される空家について、周辺居住環境、防犯の観点から地域との協働により対策を検討します。

vii) その他

揖斐広域斎場について、揖斐広域連合と連携し、適切な維持管理を図ります。

■ 都市防災の方針

牛洞地区は土砂災害警戒区域が集中していることから、開発抑制を図るとともに、土砂災害などの災害時の町民の安全確保のため、既存公園等の活用による避難所等の整備・充実を図ります。

また、名鉄廃線敷を利用した避難路の整備や、避難に際して手助けが必要となる高齢者等の避難行動要支援者に対して、集団避難のための集合場所の一時避難場所として、ふれあい広場の活用等を検討します。

既成市街地や集落においては、狭あい道路の解消等による生活道路の安全性と避難路の確保等を図るとともに、空家等の適切な管理による防犯対策を推進します。

その他、保水機能を有する山林や農地等を防災系緑地として保全するとともに、土砂災害警戒区域が点在している北部および西部山沿いは、新たな開発等の抑制を検討します。

■ 都市景観形成の整備方針

区内水田地帯は、貴重な郷土景観として保全を図ります。

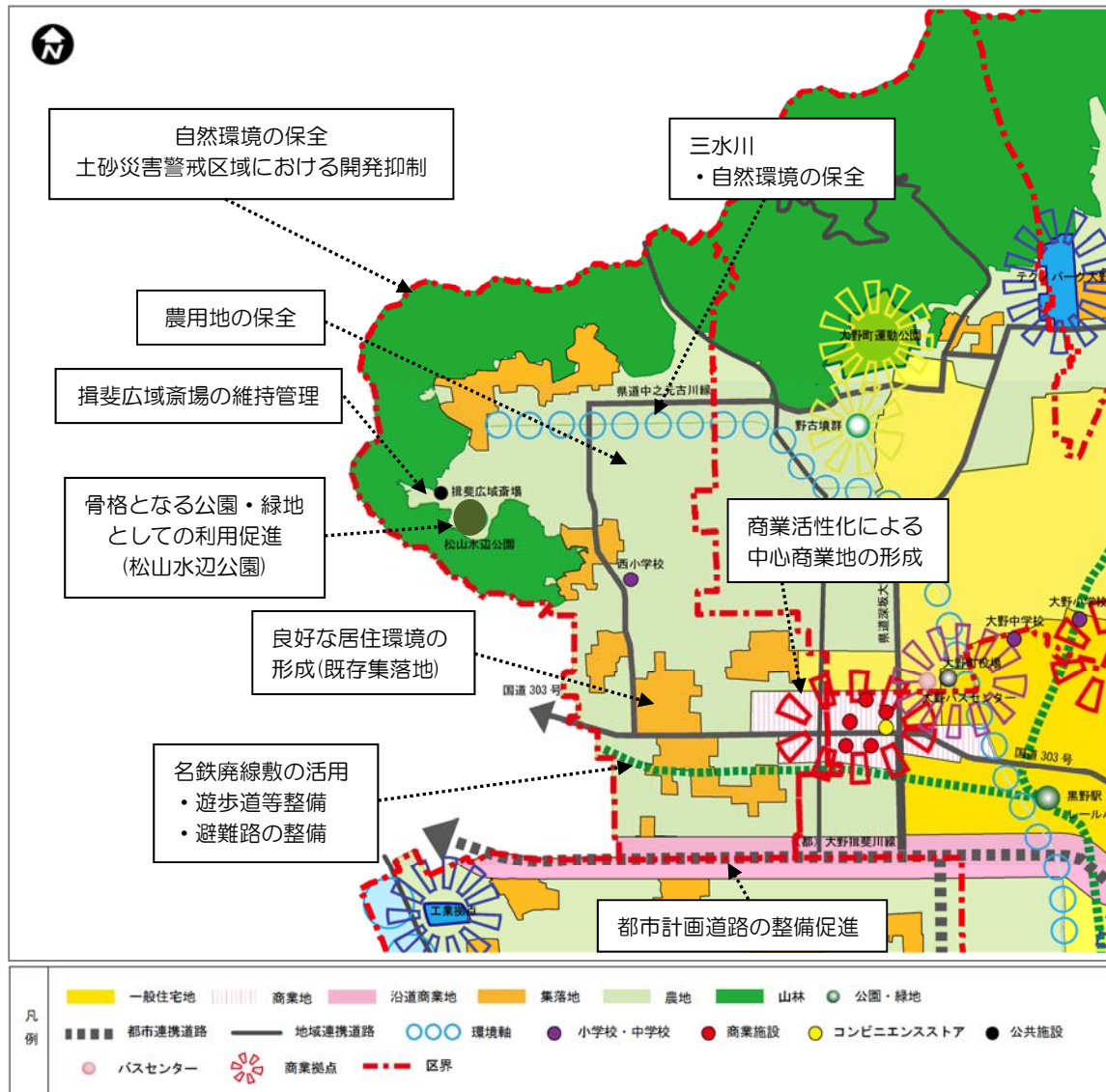


図 3-9 第 4 区地域づくり方針図

その他地域全体での取組・整備方針

区 分	取組・整備方針
集落地	○ 空家の適切な管理・対策による良好な居住空間の形成 ○ 狭あい道路の解消による良好な居住環境の形成と防災力の向上
道路網	○ 地域連携軸の整備促進と適正な維持管理の推進
公共交通	○ 公共交通網の整備推進によるコンパクトなまちづくりの推進
公園・緑地	○ アダプトシステムの適用と町民との協働による適正な維持管理の推進 ○ 空きスペース等を活用した新たな公園整備の推進 ○ 保全すべき緑地の保全
下水道	○ 公共下水道にかわる高度処理型合併処理浄化槽等の設置推進
住宅	○ 住宅耐震化の促進と緑化の推進による潤いのある居住環境の形成
防災	○ 既存公園等の活用による避難所等の整備・充実、防災系緑地の保全
景観	○ 郷土景観の保全（水田地帯）

6. 大野町第5区

(1) 地域の概況

第5区は、住宅地等・田畑が入り混じった集落が分散して分布する平坦な田園地域となっています。

第5区の約64%が農地等の自然的土地利用となっており、緑豊かな田園地域を中心に、区内西部に工業用地が点在しています。

第5区には、県道本庄揖斐川線、県道池田揖斐川大野線および県道岐阜巣南大野線の3本の幹線道路が通っており、バス路線は東部の大い斐・小い斐地区を縦断しており、大い斐、小い斐および隣接する領家地区は概ねバス停徒歩圏内となっています。一方、西部に位置する公郷地区の大部分にバス路線はありませんが、デマンドタクシーの停留所が配置されています。

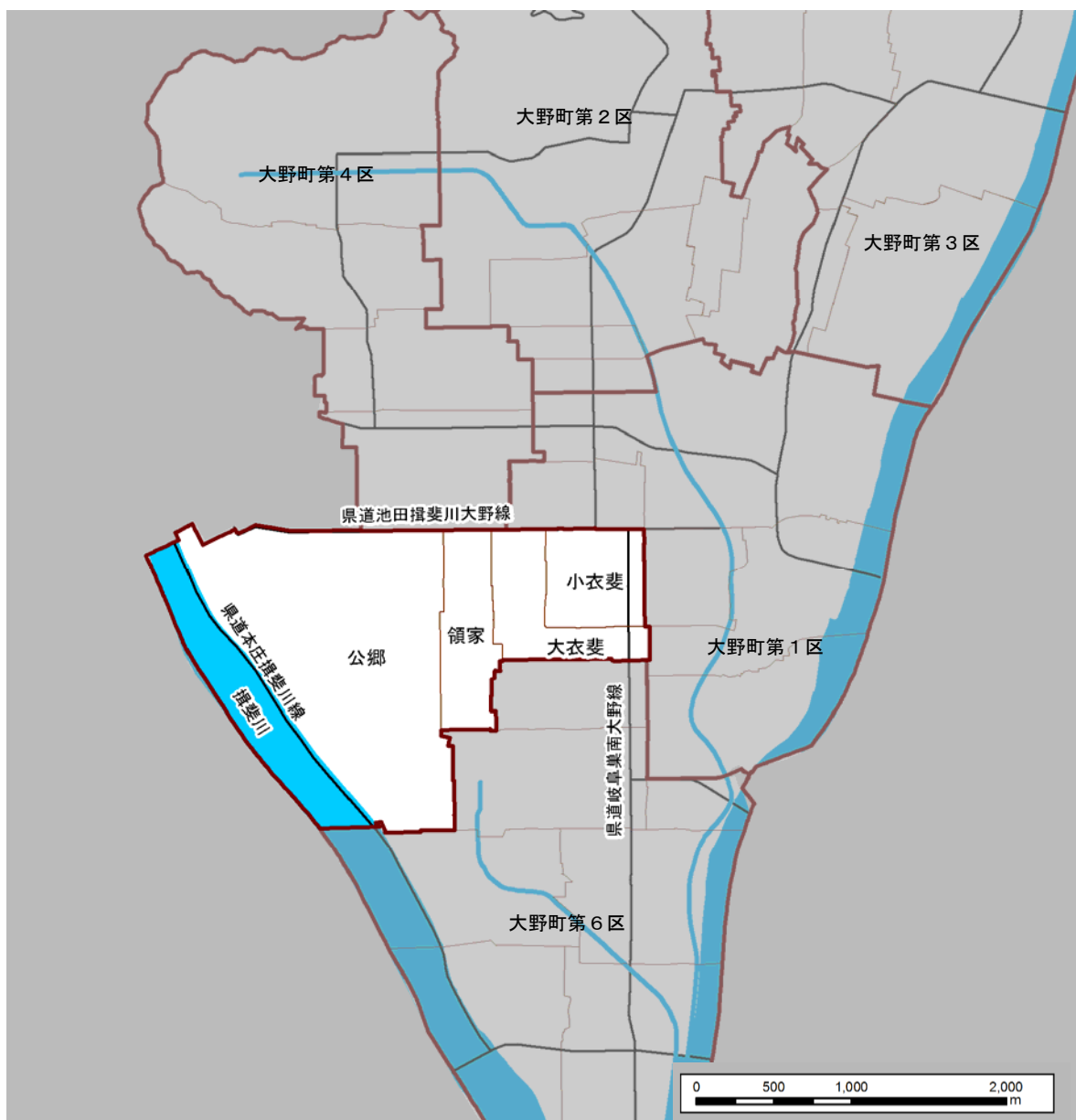


図3-10 大野町 第5区

(2) 地域の特性等



人口・世帯

- 第5区は、平成21年(2009年)からの住宅用地開発許可件数が町内で最も多く、平成21年(2009年)以降、一貫して人口が増加しています。また、人口増加に伴って世帯数も増加していますが、世帯構成人員は減少傾向となっており、核家族化が進行しています。



土地利用・建物利用状況

<土地利用現況>

- 第5区は、自然的土地利用比率の高い地域となっており、田畑面積が約64%を占めています。
- 都市的土地利用は町の都市的土地利用面積全体の約11%となっており、住宅用地が約11%と最も多く、工業用地が約4%、商業用地が約1%となっています。

<土地利用規制>

- 地域内水田地帯は概ね農用地区域に指定されています。
- 第5区内を通る3つの都市計画道路(いずれも未整備)沿道は、いずれも特定用途制限地域に指定されています。
- 第5区は、都市計画法に基づく白地地域(用途地域が指定されていない地域)の形態規制により、建ぺい率70%・容積率400%の規制が定められています。

<用途別建物現況>

- 第5区では住居系建物が約80%、工業系が約7%、商業系が約2%立地しています。
- 本町の総棟数に占める第5区の総棟数比は約10%であり、最も棟数が多いのは公郷地区で、第5区の約73%が立地しています。
- 工業系建物も公郷地区に多く立地しており、第5区内の約74%が集積しています。

<公共公益施設>

- 主な公共公益施設は、中小学校と揖東中学校が公郷地区に立地しています。

<建築年別建物現況>

- 第5区では新耐震基準以前である昭和56年(1981年)以前に建てられた建物が約54%であり、町全体の割合とほぼ同じ水準となっています。
- 地区別では領家地区で60%を超えており、第5区内で最も高い水準となっています。

<商業施設>

- 第5区には、主な商業施設（1,000 m²以上）およびコンビニエンスストアは立地しておらず、小衣斐・領家地区の北端部と公郷・領家地区の南端部が、それぞれ隣接する第1区および第6区に立地する商業施設やコンビニエンスストアの徒歩圏域でカバーされている状況です。

交通状況

<道路>

- 第5区北部を県道池田揖斐川大野線が東西に通っているほか、第5区東部および西部に、それぞれ県道岐阜県南大野線と県道本庄揖斐川線が南北に通っています。24時間交通量[※]は、県道池田揖斐川大野線が10,306台、県道岐阜県南大野線が5,353台、県道本庄揖斐川線が2,099台となっています。（※H22年度道路交通センサス）
- 第5区内の都市計画道路は、（都）大野揖斐川線（県道池田揖斐川大野線）、（都）大垣神戸大野線（県道岐阜県南大野線）、（都）大野池田線の3路線がありますが、現在のところ未整備の状況となっています。
- その他、市街地や集落内の生活道路は線形が悪く、かつ狭い道路が多くなっています。

<公共交通>

- 区内東部において大野町と大垣市を結ぶ民営路線バス1路線が通過しており、小衣斐・大衣斐地区の全部と領家地区の大部分がバス停からの徒歩圏域で網羅されています。
- 第5区西部の公郷地区は、バス路線はありませんが、デマンドタクシーの停留所が配置されています。

都市施設の状況

<公園・緑地等>

- 第5区には、約2.0haの敷地規模を有する大野揖斐川パークが立地しているほか、公郷地区にうぐいす公園、小衣斐地区に条里公園が整備されていますが、領家・大衣斐地区には公園等が整備されていない状況です。

防災

- 第5区には、洪水浸水想定区域および土砂災害警戒区域の指定はありません。
- 公郷・大衣斐地区の50%以上の建物が新耐震基準以前である昭和56年（1981年）以前に建てられた建物となっています。
- 市街地や集落内の生活道路は線形が悪く、かつ狭い道路が多くなっています。（再掲）

住民アンケート調査結果

- 生活環境や住みやすさについては、「就業の場、就業機会」の充実に関するニーズが高くなっています。
- 公共施設については、「スポーツ施設」の整備や「歴史や伝統、観光資源」の保全・発掘に関するニーズが高くなっています。
- 交通状況については、「通勤・通学の利便性」、「公共交通機関の利便性」の向上に関するニーズが高くなっています。

(3) まちづくりの課題

第5区の地域特性や全体構想を踏まえ、第5区の課題を以下のとおり整理します。

区 分	まちづくりの課題
人口	○ 核家族化が進行する中、コミュニティの維持・強化や就労の場の確保等が必要
土地利用	○ 居住環境に悪影響を及ぼす用途の建築物の立地の抑制が必要 ○ 第1区と連携した商業の活性化の推進が必要（沿道サービスエリアの充実） ○ 良好な田園環境と郷土景観の保全が必要 ○ 工場跡地等の活用による地域産業の創造と就労の場の確保等が必要
交通	○ 都市および地域連携道路の整備促進と適正な維持管理に基づく利便性の向上が必要 ○ 公共交通ネットワークの整備推進によるコンパクトなまちづくりの推進が必要 ○ 生活道路の狭あい部の線形改良等による通勤・通学等の利便性の向上が必要
都市施設	○ 利用者ニーズに応じた公園・緑地の適正な配置と拡充が必要 ○ 汚水処理人口普及率の向上が必要
防災	○ 地震対策の強化等、防災まちづくりの推進が必要
その他	○ 空家の適切な管理・対策による良好な居住空間と防犯対策の強化が必要

(4) まちづくりの方針

まちづくりの目標

第5区の地域特性および課題を踏まえ、まちづくりの目標を以下のとおりとします。

将来まちづくり像

「美しい田園環境と、憩い・やすらぎ・活力に満ちた安全・安心・快適な地域の創造」



基本目標

1. 美しい田園環境と憩い・やすらぎに満ちた地域づくり
2. 安全で快適な居住環境の充実した地域づくり
3. 新たな産業の導入等による活力ある地域づくり

まちづくりの方針

土地利用の方針

i) 沿道商業地

(都) 大野揖斐川線の既成市街地に隣接した沿道は、沿道商業地以外での沿道サービス施設の無秩序な立地を抑制するとともに、用途地域の指定等を検討し、沿道商業地としての土地利用を図ります。

ii) 工業地

揖斐川沿いの既存工場立地地区については、工業地としての土地利用を図り、地域産業の創造と就労の場の確保を促進します。

iii) 集落地

農地の中に立地する集落地について、必要に応じて、良好な居住環境を形成するために悪影響を及ぼすおそれのある建築物の立地の抑制を検討するとともに、農地内にある計画的に整備された住宅団地について、良好な居住環境の維持・保全を図ります。

また、狭あい道路の整備推進と空家の適切な管理・対策による良好な居住空間の形成を図ります。

iv) 農地

第5区に広がる農地については、無秩序な都市的土地利用を抑制し、農用地として保全を図ります。

都市施設等の整備方針

i) 道路網

本町と周辺都市および町内各地域を結ぶ機能を有する都市連携軸である（都）大野揖斐川線および（都）大垣神戸大野線、地域連携軸である（都）大野池田線について、関係機関と協議し、早期整備を推進します。

ii) 公共交通

大野バスセンターを中心として、地域住民の生活に密着した公共交通網の整備推進と、コンパクトなまちづくりを推進します。

iii) 公園・緑地

自然環境軸として位置付けられている揖斐川について、既存の公園等を活かしたスポーツ、レクリエーション等の交流公園としての整備・活用を図ります。

また、区内既存公園について、アダプトシステムなどの適用を検討し、町民との協働による適正な維持管理を図るとともに、空きスペース等を活用した新たな公園整備を推進します。

既成市街地や集落の社寺境内などの樹林および公共施設緑地については、保全すべき緑地と位置付け、保全を図ります。

iv) 下水道

汚水処理人口普及率を増加させるため、公共下水道にかわる高度処理型合併処理浄化槽や集合処理型合併処理浄化槽の設置を推進します。

v) 河川

第5区西部を流れる揖斐川は、自然環境軸として保全、活用を図ります。

vi) 住宅

地震災害に備え、住宅の耐震化を促進するとともに、区内の狭あい道路や行き止まり道路の解消による安全性の向上と、緑化の推進による潤いのある居住環境の形成を図ります。

また、今後増加が予想される空家について、周辺居住環境、防犯の観点から地域との協働により対策を検討します。

■ 都市防災の方針

地震災害から町民の安全確保のため、既存公園等の活用による避難所等の整備・充実を図ります。

また、避難に際して手助けが必要となる高齢者等の避難行動要支援者に対して、集団避難のための一時避難場所として、ふれあい広場の活用等を検討します。

既成市街地や集落においては、狭あい道路の解消等による生活道路の安全性と避難路の確保等を図るとともに、空家等の適切な管理による防犯対策を推進します。

その他、保水機能を有する農地等を防災系緑地として保全します。

■ 都市景観形成の整備方針

区内水田地帯および揖斐川は、貴重な郷土景観として保全します。

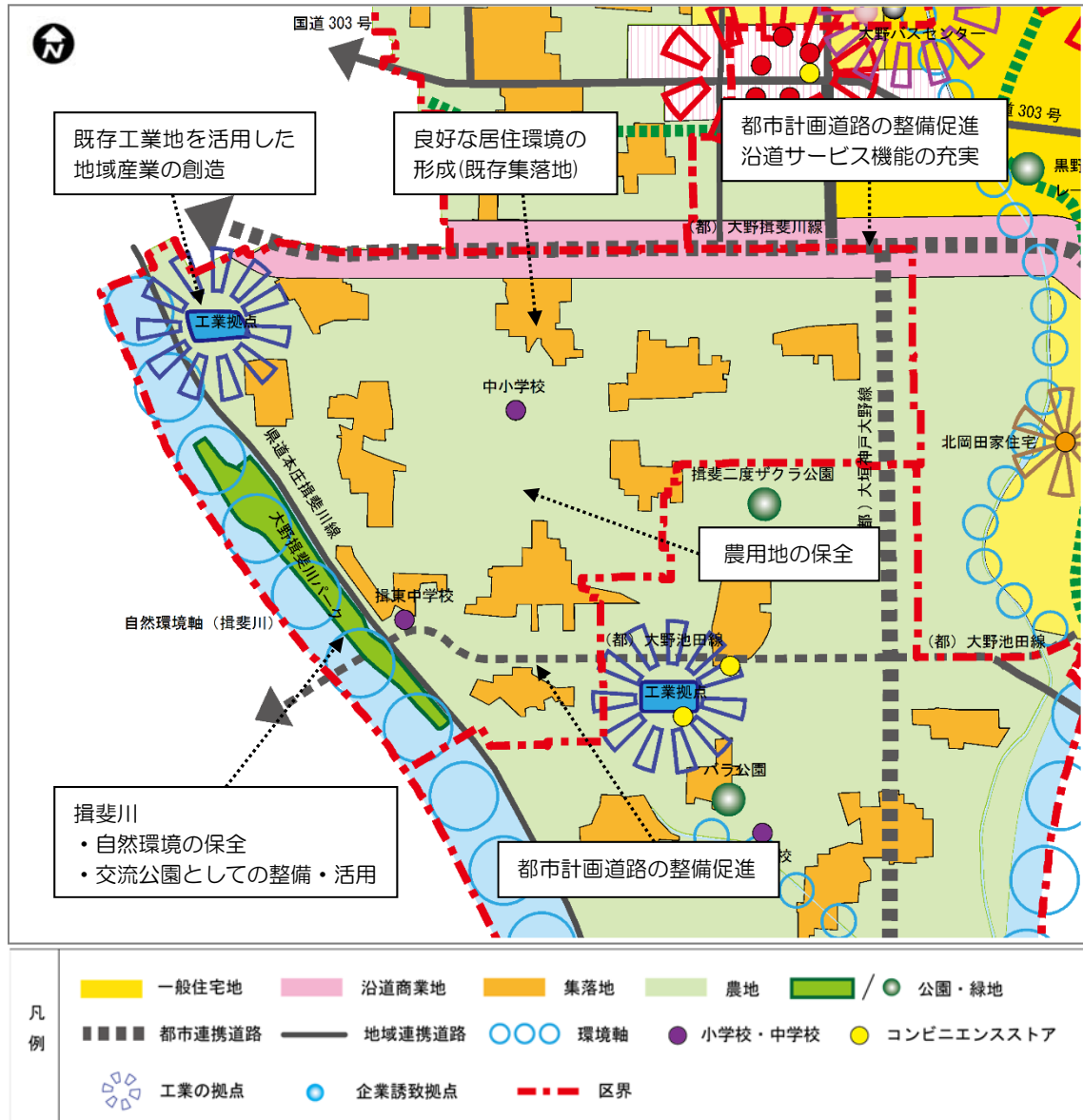


図 3-11 第 5 区地域づくり方針図

その他地域全体での取組・整備方針

区 分	取組・整備方針
集落地	○ 空家の適切な管理等による良好な居住空間の形成 ○ 狭あい道路の解消による良好な居住環境の形成と防災力の向上
道路網	○ 地域連携軸の整備促進と適正な維持管理の推進
公共交通	○ 公共交通網の整備推進によるコンパクトなまちづくりの推進
公園・緑地	○ アダプトシステムの適用と町民との協働による適正な維持管理の推進 ○ 空きスペース等を活用した新たな公園整備の推進 ○ 保全すべき緑地の保全
下水道	○ 公共下水道にかわる高度処理型合併処理浄化槽等の設置推進
住宅	○ 住宅耐震化の促進と緑化の推進による潤いのある居住環境の形成
防災	○ 既存公園等の活用による避難所等の整備・充実、防災系緑地の保全
景観	○ 郷土景観の保全（水田地帯・揖斐川）

7. 大野町第6区

(1) 地域の概況

第6区は町の南端部に位置し、西部は揖斐川、東部は根尾川に接し、田畑と集落地が散散的に分布する平坦な田園地域を形成しています。

第6区の約60%が農地等の自然的土地利用となっており、緑豊かな田園地域を中心に、東西に工業用地が点在しています。

第6区には、県道岐阜県南大野線が南北に、県道岐阜関ヶ原線が東西に通っており、バス路線は区のほぼ中央を縦断しており、下座倉地区を除き、概ねバス停徒歩圏内となっています。

その他、下磯地区南端に東海環状自動車道と（仮称）大野・神戸インターチェンジが計画されており、平成31年（2019年）度に通開予定となっています。

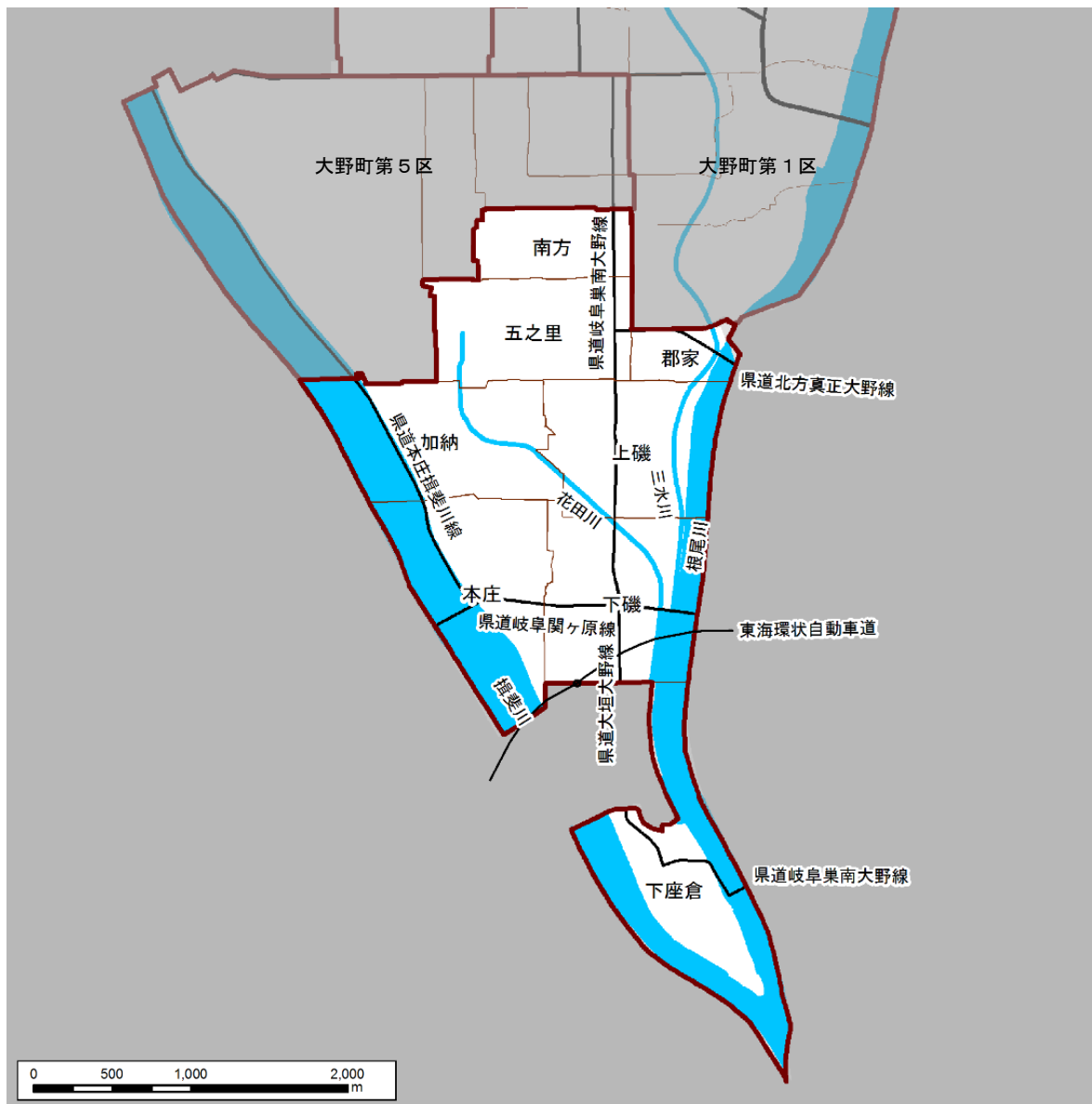


図3-12 大野町 第6区

(2) 地域の特性等



人口・世帯

- 人口は、平成 21 年（2009 年）以降、減少傾向となっていますが、世帯数は一貫して増加傾向となっています。これは、世帯構成人員が減少してきているためで、将来的にもこうした傾向が続くものと予想されています。



土地利用・建物利用状況

<土地利用現況>

- 第 6 区は、自然的土地利用比率の高い地域となっており、田畑面積が約 60%を占めています。
- 都市的土地利用は町の都市的土地利用面積全体の約 17%となっており、道路用地に次いで住宅用地が約 10%と多く、工業用地は約 6%、商業用地は約 1%となっています。

<土地利用規制>

- 地域内水田地帯は概ね農用地区域に指定されています。
- 第 6 区内を通る 3 つの都市計画道路（（都）池田岐阜線は整備済み、（都）大野池田線および（都）大垣神戸大野線は未整備）沿道は、いずれも特定用途制限地域に指定されています。
- 第 6 区は、都市計画法に基づく白地地域（用途地域が指定されていない地域）の形態規制により、建ぺい率 70%・容積率 400%の規制が定められています。

<用途別建物現況>

- 第 6 区では住居系建物が約 73%、工業系が約 13%、商業系が約 3%立地しています。
- 本町の総棟数に占める第 6 区の総棟数比は約 16%であり、最も棟数が多いのは本庄地区で、第 6 区の約 23%が立地しています。
- 工業系建物は本庄地区と五之里地区に多く立地しており、2 地区で区内の約 50%の建物が集積しています。

<公共公益施設>

- 主な公共公益施設は、南小学校が加納地区に、西濃環境整備組合とゆ〜みんぐ屋内温水プールが下座倉地区に立地しています。

<建築年別建物現況>

- 第 6 区では新耐震基準以前である昭和 56 年（1981 年）以前に建てられた建物が約 47%であり、町全体の割合と比較すると低い水準となっています。
- 地区別では南方・下座倉地区で 60%を超えており、第 6 区内で高い水準となっています。

<商業施設>

- 第6区には、主な商業施設（1,000㎡以上）は立地していませんが、コンビニエンスストアが五之里地区に2店舗、下磯地区に1店舗立地しており、五之里・下磯地区の全部と南方・加納・上磯・本庄地区の一部が徒歩圏域でカバーされている状況です。

交通状況

<道路>

- 第6区中央部に県道岐阜関ヶ原線、北部に県道北方真正大野線が東西に通っているほか、東部に県道岐阜県南大野線、西部に県道本庄揖斐川線が南北に通っています。24時間交通量^{*}は、県道岐阜関ヶ原線が15,800台、県道岐阜県南大野線が5,353台、県道北方真正大野線が3,789台、県道本庄揖斐川線が2,099台となっています。（※H22年度道路交通センサス）
- 第6区内の都市計画道路は、（都）池田岐阜線（県道岐阜関ヶ原線）、（都）大垣神戸大野線（県道岐阜県南大野線）、（都）大野池田線および（都）東海環状自動車道とそのインターチェンジ（アクセス道路含む）の4路線となっており、現在のところ（都）池田岐阜線（県道岐阜関ヶ原線）は整備が完了していますが、（都）東海環状自動車道とそのインターチェンジ（アクセス道路含む）は事業中、それ以外の路線は未整備の状況となっています。
- その他、市街地や集落内の生活道路は線形が悪く、かつ狭い道路が多くなっています。

<公共交通>

- 第6区内には、大野町と大垣市を結ぶ民営路線バス3路線が通過しており、南方・五之里地区の全部と、加納・上磯・本庄・下磯地区の大部分がバス停からの徒歩圏域で網羅されています。なお、下座倉地区はバス路線はありませんが、デマンドタクシーの停留所が配置されています。

都市施設の状況

<公園・緑地等>

- 第6区には、南方地区に揖斐二度ザクラ公園、加納地区にバラ公園が整備されており、総面積は14,910㎡となっていますが、児童公園など、町民が身近に利用することができる公園等の整備が少ない状況となっています。

防災

- 根尾川が氾濫した場合、第6区の大部分が1m以上の浸水被害が想定され、特に、下座倉地区では5m以上の浸水被害が想定されています。
- 第6区北部に位置する南方地区と、南部に位置する下座倉地区で60%以上の建物が新耐震基準以前である昭和56年（1981年）以前に建てられた建物となっています。
- 市街地や集落内の生活道路は線形が悪く、かつ狭い道路が多くなっています。（再掲）

住民アンケート調査結果

- 生活環境や住みやすさについては、「就業の場、就業機会」の充実や「買物の利便性」の向上に関するニーズが高くなっています。
- 地域の安全性については、「騒音や悪臭」などの公害対策に関するニーズが高くなっています。
- 公共施設については、「公園や緑地など憩いの場」の整備に関するニーズが高くなっています。
- 交通状況については、「通勤・通学の利便性」、「公共交通機関の利便性」の向上、「歩行者に対する安全性」の確保に関するニーズが高くなっています。

(3) まちづくりの課題

第6区の地域特性や全体構想を踏まえ、第6区の課題を以下のとおり整理します。

区 分	まちづくりの課題
人口	○ 人口が減少する中、コミュニティの維持・強化や就労の場の確保等が必要
土地利用	○ 居住環境に悪影響を及ぼす用途の建築物の立地の抑制が必要 ○ 計画的な土地利用の誘導による良好な新市街地の形成が必要 ○ 町の玄関口にふさわしい情報発信拠点の整備が必要 ○ 良好な田園環境と郷土景観の保全が必要
交通	○ 広域および都市連携道路の整備促進と適正な維持管理に基づく利便性の向上が必要 ○ インターチェンジから町内外拠点を結ぶ道路整備の推進による利便性の向上が必要 ○ 地域連携道路の整備促進と適正な維持管理に基づく利便性の向上が必要 ○ 公共交通ネットワークの整備推進によるコンパクトなまちづくりの推進が必要 ○ 生活道路の狭あい部の線形改良等による通勤・通学等の利便性の向上が必要
都市施設	○ 利用者ニーズに応じた公園・緑地の適正な配置と拡充が必要 ○ 汚水処理人口普及率の向上が必要
防災	○ 地震・浸水対策の強化等、防災まちづくりの推進が必要
その他	○ 空家の適切な管理・対策による良好な居住空間と防犯対策の強化が必要 ○ 揖斐二度ザクラ公園とバラ公園を核とした観光振興が必要

(4) まちづくりの方針

まちづくりの目標

第6区の地域特性および課題を踏まえ、まちづくりの目標を以下のとおりとします。

将来まちづくり像

「町の玄関口として、豊かな自然環境と交流・にぎわいが共存した活力ある地域の創造」



基本目標

1. 豊かな自然環境に恵まれた地域づくり
2. 安全で快適な居住環境の充実した地域づくり
3. インターチェンジの開設による交流・にぎわい・活力が融合した地域づくり

まちづくりの方針

土地利用の方針

i) 新産業地（商業・工業複合拠点）

（仮称）大野・神戸インターチェンジ周辺地域は、インターチェンジの開設にともなう広域自動車交通の利便性の向上を活かし、特定用途制限地域の利活用や用途地域指定等を検討します。また、日常生活サービス機能を有する商業施設や新たな産業や雇用の創出に資する工業施設等の立地誘導を図るため、土地区画整理事業等の実施を図ります。

ii) 交流・情報発信地（交流・情報発信拠点）

（仮称）大野・神戸インターチェンジの開設にともない、（都）池田岐阜線（県道岐阜関ヶ原線）沿道に道の駅を整備し、町の玄関口としての土地利用を図ります。

iii) 沿道商業地

道の駅以外の（都）池田岐阜線（県道岐阜関ヶ原線）沿道は、沿道サービス施設を誘導する沿道商業地と位置付け、計画的な土地利用を図ります。

iv) 工業地

既存工場立地地区については、工業地としての土地利用を図り、地域産業の創造と就労の場の確保を促進します。

v) 集落地

農地の中に立地する集落地について、必要に応じて、良好な居住環境を形成するために悪影響を及ぼすおそれのある建築物の立地の抑制を検討するとともに、農地内にある計画的に整備された住宅団地について、良好な居住環境の維持・保全を図ります。

また、狭あい道路の整備推進と空家の適切な管理・対策による良好な居住空間の形成を図ります。

vi) 農地

第6区に広がる農地については、無秩序な都市的土地利用を抑制し、農用地として保全を図ります。

都市施設等の整備方針

i) 道路網

本町と周辺都市および町内各地域を結ぶ機能を有する都市連携軸である（都）大垣神戸大野線、地域連携軸である（都）大野池田線について、関係機関と協議し、早期整備を推進します。

ii) 公共交通

大野バスセンターを中心として、地域住民の生活に密着した公共交通網の整備推進と、コンパクトなまちづくりを推進します。

また、道の駅において、バス停留所およびバス利用者のための駐輪場を整備し、公共交通乗継機能を拡充します。

iii) 公園・緑地

自然環境軸として位置付けられている根尾川および揖斐川について、既存の公園等を活かしたスポーツ、レクリエーション等の交流公園としての整備・活用を図ります。

また、揖斐二度ザクラ公園とバラ公園は、観光・レクリエーション拠点として、その他の骨格となる公園・緑地とのネットワーク化の推進等を図るとともに、区内既存公園について、アダプトシステムなどの適用を検討し、町民との協働による適正な維持管理を図ります。さらに、空きスペースや道の駅を活用した新たな公園等の整備を推進するとともに、既集落の社寺境内などの樹林および公共施設緑地については、保全すべき緑地と位置付け、保全を図ります。

iv) 下水道

汚水処理人口普及率を増加させるため、公共下水道にかわる高度処理型合併処理浄化槽や集合処理型合併処理浄化槽の設置を推進します。

v) 河川

第6区を流れる揖斐川、根尾川および花田川について、自然環境軸としての保全・活用を図るとともに、揖斐川、根尾川については町民のスポーツ、レクリエーションの場等としての保全、活用を図ります。

vi) 住宅

地震災害に備え、住宅の耐震化を促進するとともに、区内の狭あい道路や行き止まり道路の解消による安全性の向上と、緑化の推進による潤いのある居住環境の形成を図ります。

また、今後増加が予想される空家について、周辺居住環境、防犯の観点から地域との協働により対策を検討します。

都市防災の方針

洪水などの災害時の町民の安全確保のため、根尾川危険箇所の改修について、国、県に対し強く要望するとともに、既存公園等の活用による避難所等の整備・充実を図ります。

また、道の駅と一体となった防災拠点の整備や、避難に際して手助けが必要となる高齢者等の避難行動要支援者に対して、集団避難のための集合場所の一時避難場所として、ふれあい広場の活用等を検討します。

既成市街地や集落においては、狭あい道路の解消等による生活道路の安全性と避難路の確保等を図るとともに、空家等の適切な管理による防犯対策を推進します。

その他、保水機能を有する農地等を防災系緑地として保全を図ります。

都市景観形成の整備方針

揖斐二度ザクラ公園およびその周辺地域、上磯古墳群の一体的な景観保全を図るとともに、区内水田地帯、根尾川、揖斐川、花田川は、貴重な郷土景観として保全します。

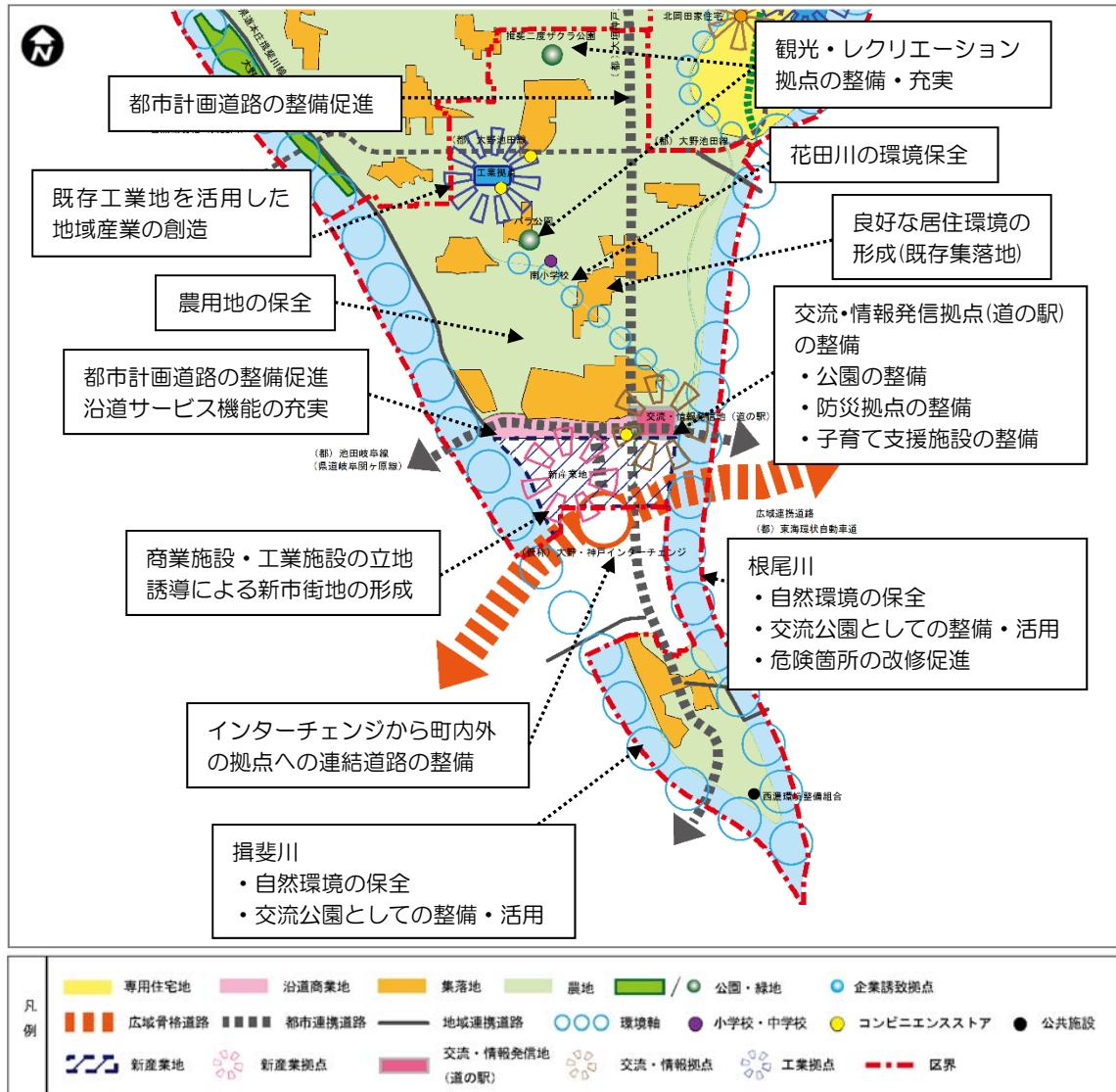


図 3-13 第 6 区地域づくり方針図

その他地域全体での取組・整備方針

区 分	取組・整備方針
集落地	○ 空家の適切な管理・対策による良好な居住空間の形成 ○ 狭あい道路の解消による良好な居住環境の形成と防災力の向上
道路網	○ 地域連携軸の整備促進と適正な維持管理の推進
公共交通	○ 公共交通網の整備推進によるコンパクトなまちづくりの推進
公園・緑地	○ アダプトシステムの適用と町民との協働による適正な維持管理の推進 ○ 空きスペース等を活用した新たな公園整備の推進 ○ 保全すべき緑地の保全
下水道	○ 公共下水道にかわる高度処理型合併処理浄化槽等の設置推進
住宅	○ 住宅耐震化の促進と緑化の推進による潤いのある居住環境の形成
防災	○ 既存公園等の活用による避難所等の整備・充実、防災系緑地の保全
景観	○ 郷土景観の保全(水田地帯・揖斐川・根尾川・花田川・揖斐二度ザクラ公園周辺)

第4章 実現化方策

第4章 実現化方策

1. 実現化に向けた取組・体制

(1) 基本的考え方

本計画は、都市計画の指針として、まちづくりの基本方針を定めたものであり、本計画を基本として、分野別計画等との調整を図りながら、都市づくりにおける各種事業を展開することで、「自然の中に都市機能が調和した住みやすいまち」づくりを推進します。

また、本計画を推進するためには、町民、事業者、行政等が「まちの将来都市像」を共有し、その実現に向けた協働によるまちづくりを推進していくことが重要です。

そのため、本計画は、以下に示す5つの基本的な考え方に基づき、多様な面で活用を図るとともに、社会経済情勢の変化に対応した進行管理と必要に応じた柔軟な見直しを行うことにより、本町が目指すまちの姿を創造していきます。

- ① 長期的な視点に立った戦略的・計画的なまちづくりの推進
- ② 協働によるまちづくりの推進
- ③ 庁内体制の充実
- ④ 国・県・近隣市町および関係機関等との連携強化
- ⑤ 都市計画制度等の各種制度の活用による計画推進

将来都市像の実現

《将来像》
コンパクトな中に、
住・商・工・農・自然
が調和し、活力ある、
住みたくなる、住み続けたくなるまち

目指すまちの姿の実現

《基本理念》
自然の中に 都市機能が調和した
住みやすいまち おおの

（２）都市づくりの推進体制

① 長期的な視点に立った戦略的・計画的なまちづくりの推進

まちづくりには、多大な費用と時間が必要であり、また、多くの町民や関係者の理解と協力が必要となります。

今後、持続的なまちづくりを推進していくためには、限られた財源と人材をいかに活用し、計画的かつ効果的に事業を推進することができるかが重要となります。

また、今後のまちづくりには、新たな施設整備や事業展開を図るだけでなく、これまで整備してきた公共施設等のストックを維持・活用し、いかに効果的な事業投資を行うかということも重要となります。

さらには、民間活力の導入等も踏まえた効果的な事業投資や、事業優先性を見極めた的確な事業施策の推進が重要です。

そのため、整備の必要性や緊急性、住民合意の形成、事業熟度等の様々な視点から検討を行い、多様な方策による財源の確保を図りつつ、長期的な視点に立った戦略的かつ計画的なまちづくりを推進していきます。

② 協働によるまちづくりの推進

町全体の将来像や地域ごとの将来像を実現していくためには、まちづくりの主体となる町民（町民・自治会・NPO等の団体）、事業者（企業）および行政（町・県・国・関係機関等）がまちづくりの将来像や目標を共有し、適切な役割分担のもとに、密接に連携した協働のまちづくりを進めていくことが重要となります。

このため、まちづくりに関する情報の提供や自主的なまちづくり活動への支援、住民参加の推進などの取り組みを推進します。

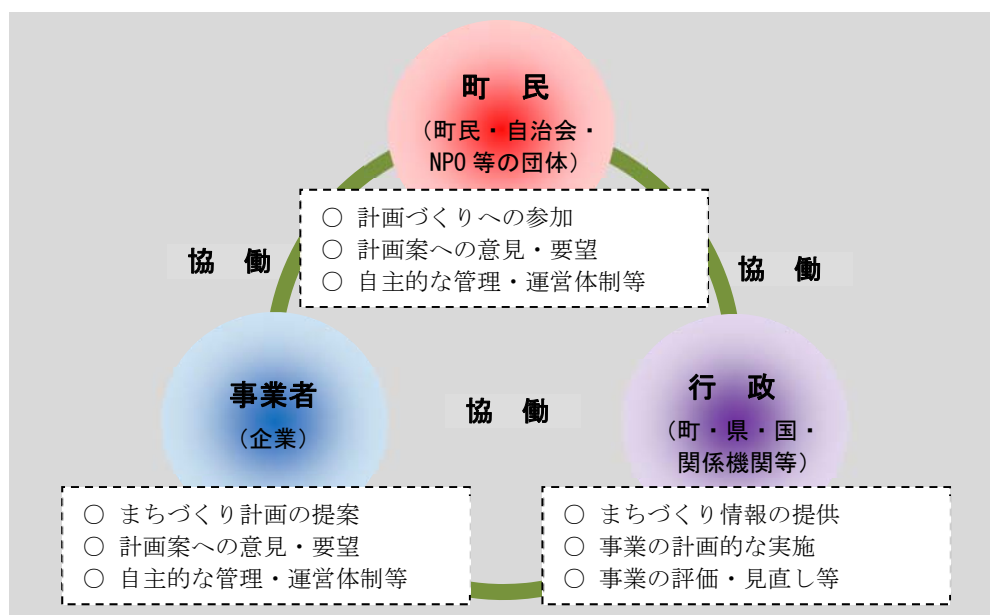


図4-1 協働によるまちづくり推進体制図

③ 庁内体制の充実

＜庁内体制の充実と連携の強化＞

本計画を推進していくためには、ハードとソフトが融合した総合的かつ一体的な施策等の展開が必要であり、庁内の関係各課との連携を図りながら、個々の計画や事業の調整を行いつつ、総合的な観点からまちづくりを進めていくことが必要です。

そのため、関係各課の協議・調整の場となる横断的な検討組織の充実を図るとともに、計画段階から事業実施段階に至るまで、より多くの町民、まちづくり団体および事業者等の意見を反映する体制づくりを推進していきます。

＜庁内まちづくり人材の育成＞

本計画を推進していくためには、まちづくりについての専門的な知識と熱意ある職員の育成が重要であり、まちづくりの研修や地域での実践的なまちづくり活動を通じて、職員の専門性を高めるなど、人材育成に努めます。

④ 国・県・近隣市町および関係機関等との連携強化

道路や河川等の管理者である国や県に対して、早期整備や改修等の働きかけを行っていきます。また、広域的な交通網や施設の適正配置など、広域的なまちづくりや本町所管外のまちづくりを推進していくにあたっては、本計画をもとに、関係機関等との連携・調整を図っていきます。

⑤ 都市計画制度等の各種制度の活用による計画推進

＜関係法令の運用＞

本計画に示した将来像を実現するために、都市計画法をはじめとする関係法令制度について、地域住民との合意形成を図りながら適切に運用していきます。

また、住民主体のまちづくりを進めるにあたり、必要に応じて都市計画法に基づく都市計画提案制度の活用に対する助言・支援や、住民との連携による地区計画の策定等について検討を行います。

＜各種事業手法の活用＞

事業実施の財源確保のために、国や県における補助事業などの各種制度の動向を把握し、適切な活用を推進します。また、施設整備にあたっては、必要に応じてPFI・PPP※などの民間活力の導入等について検討を行います。

※ PFI（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）とは、公共施設等の設計、建設、維持管理および運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るという考え方で、PPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ）とは、公民が連携して公共サービスの提供を行うスキームのことで、PFIはPPPの代表的な手法のひとつとされている。

(3) 各種事業制度および規制・誘導手法等の活用

本計画を推進し、本町が目指すまちを創造するために、今後活用が考えられる主な事業や規制・誘導手法には次のようなものがあります。

表 4-1 今後活用が考えられる事業

分野	主な事業	事業の概要・活用方向
土地利用	土地区画整理事業	道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業（国土交通省）であり、既成市街地の環境改善や新たな市街地形成を目的とした活用が考えられる。
	都市再生整備計画事業	地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを実施し、都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的とする事業（国土交通省）であり、都市の再生に必要な公共公益施設の整備等を重点的に実施すべき区域での活用が考えられる。
都市施設	道路	
	都市計画道路事業	都市施設として都市計画決定した道路（街路）のうち、事業者が事業認可を取得し実施する事業であり、町内の都市計画道路の整備における活用が考えられる。
	住宅	
	空き家再生等推進事業	空家住宅等の集積が居住環境を阻害し、又は地域活性化を阻害している区域において、居住環境の整備改善および地域の活性化に資するために、不良住宅、空家住宅又は空き建築物の除却および空家住宅又は空き建築物の活用を支援する事業（国土交通省）であり、既成市街地や空家住宅等が集積する集落地等での活用が考えられる。
都市防災	住宅・建築物安全ストック形成事業	住宅・建築物ストックの安全性の確保を図るため、建物所有者が実施する住宅・建築物の耐震診断、耐震改修等について、地方公共団体と連携し、財政的支援を行う事業（国土交通省）であり、昭和 56 年以前の建物棟数が多い地域や、防災まちづくりを推進する地域等での活用が考えられる。
	空き家再生等推進事業（再掲）	空家住宅等の集積が居住環境を阻害し、又は地域活性化を阻害している区域において、居住環境の整備改善および地域の活性化に資するために、不良住宅、空家住宅又は空き建築物の除却および空家住宅又は空き建築物の活用を支援する事業（国土交通省）であり、既成市街地や空家住宅等の活用が考えられる。

表 4-2 今後活用が考えられる規制・誘導制度等

分野	主な制度等		活用方向
土地利用	規制・誘導	用途地域の指定	市街地等において、地域の望ましい将来像に適合した土地利用を誘導するため、必要に応じて用途地域の指定を検討する。
		特定用途制限地域の指定	道路沿道等の望ましい市街地環境を誘導するため、必要に応じて特定用途制限地域の拡充等を検討する。
	地区のまちづくり	地区計画	地区の良好な環境形成を図るため、地区内の土地利用や建築物の用途・建て方等の規制、道路や公園等の配置などについて、必要なルールや取り組みを地域住民とともに進める。
	コンパクトなまちづくり	立地適正化計画	住宅・医療福祉・商業等の都市機能を一定の地域に誘導し、生活サービスやコミュニティが持続可能となるコンパクトなまちづくりの実現について検討する。
	農用地等の保全	農業振興地域整備計画	農業振興地域整備計画に基づく農用地区域の指定・見直し等による農地の無秩序な市街化を防止する。
都市施設	公共交通	地域公共交通網形成計画	地域内で必要となる公共交通ネットワークの整備を推進するため、「地域公共交通網形成計画」を策定し、公共交通の運営・運行体系等に関する見直しを図る。
	公園・緑地	公園整備計画	新たな公園整備を行うための整備計画を策定する。
		アダプトシステム	アダプトシステムの適用により、町民との協働による公園の適正な維持管理を推進する。
	住宅	空家等対策計画	良好な住環境の保全を図るため、「空家等対策計画」を策定する。
		屋外広告物条例	屋外広告物法および岐阜県屋外広告物条例に基づく屋外広告物の規制・指導を行うことで、良好な街並み景観の形成を図る。
都市防災	防災まちづくり	空家等対策計画（再掲）	良好な住環境の保全を図るため、「空家等対策計画」を策定する。
都市景観	郷土景観の保全	景観行政団体への移行 景観計画 景観条例	町内外に誇れる良好な郷土景観を町民共有の財産として保全・継承するため、「景観行政団体への移行」を検討するとともに、「景観計画」および「景観条例」の整備を検討する。
		歴史文化基本構想	町の歴史遺産をより良い形で後世に引き継いでいくため、地域に存在する文化財を幅広く捉え、総合的な保存・活用を図ることを目的とした「歴史文化基本構想」の策定を検討する。
		屋外広告物条例（再掲）	屋外広告物法および岐阜県屋外広告物条例に基づく屋外広告物の規制・指導を行うことで、良好な街並み景観の形成を図る。
その他	企業誘致	企業立地促進条例	大野町企業立地促進条例に基づく工場等設置等奨励金、雇用促進奨励金の周知・活用を図ることで、企業誘致拠点への新たな企業の誘致を促進する。

2. 地域別実現化の方策

主な事業や規制・誘導手法のうち、各地域での適用は概ね以下のとおりとなります。

(1) 大野町第1区

表4-3 今後活用が考えられる事業、規制・誘導制度等（第1区）

軸・拠点・エリア等	箇所等	適用事業・制度等
拠点	観光レクリエーション拠点	■ アダプトシステムの適用
	工業拠点	■ 企業立地促進条例
	商業拠点	■ 特定用途制限地域の指定
	商業サブ拠点	■ 地区計画の策定 ■ 屋外広告物条例
	町中心拠点	
	歴史・文化拠点	■ 歴史文化基本構想での位置づけ
軸	自然環境軸	■ 景観行政団体への移行 ■ 景観計画・景観条例
	都市連携軸	■ 都市計画道路事業
	地域連携軸	
エリア	住宅エリア	■ 空家等対策計画、空き家再生等推進事業 ■ 屋外広告物条例 ■ 住宅・建築物安全ストック形成事業
	沿道サービスエリア	■ 特定用途制限地域の指定
	田園環境保全エリア	■ 農業振興地域整備計画 ■ 景観行政団体への移行 ■ 景観計画・景観条例 ■ 屋外広告物条例
ー	その他	■ 公園整備計画 ■ アダプトシステムの適用

(2) 大野町第2区

表4-4 今後活用が考えられる事業、規制・誘導制度等（第2区）

軸・拠点・エリア等	箇所等	適用事業・制度等
拠点	観光レクリエーション拠点	■ アダプトシステムの適用
	野古墳群	■ 歴史文化基本構想での位置づけ ■ 景観行政団体への移行 ■ 景観計画・景観条例 ■ 屋外広告物条例
	町中心拠点	■ 地区計画の策定 ■ 屋外広告物条例
エリア	住宅エリア	■ 空家等対策計画、空き家再生等推進事業
	田園環境保全エリア	■ 屋外広告物条例 ■ 住宅・建築物安全ストック形成事業
ー	その他	■ アダプトシステムの適用

(3) 大野町第3区

表4-5 今後活用が考えられる事業、規制・誘導制度等（第3区）

軸・拠点・エリア等		箇所等	適用事業・制度等
拠点	工業拠点	テクノパーク大野	■ 企業立地促進条例
	企業誘致拠点	根尾川沿い	
軸	自然環境軸	根尾川	■ 景観行政団体への移行 ■ 景観計画・景観条例
エリア	住宅エリア	専用住宅地、一般住宅地	■ 空家等対策計画、空き家再生等推進事業 ■ 屋外広告物条例 ■ 住宅・建築物安全ストック形成事業
	田園環境保全エリア	集落地	
		農地	■ 農業振興地域整備計画 ■ 景観行政団体への移行 ■ 景観計画・景観条例 ■ 屋外広告物条例
ー	その他	公園・緑地	■ 公園整備計画 ■ アダプトシステムの適用

(4) 大野町第4区

表4-6 今後活用が考えられる事業、規制・誘導制度等（第4区）

軸・拠点・エリア等		箇所等	適用事業・制度等
拠点	商業拠点	国道 303 号沿道	■ 特定用途制限地域の指定
軸	都市連携軸	(都)大野揖斐川線	■ 都市計画道路事業
エリア	田園環境保全エリア	集落地	■ 空家等対策計画、空き家再生等推進事業 ■ 屋外広告物条例 ■ 住宅・建築物安全ストック形成事業
		農地	■ 農業振興地域整備計画 ■ 景観行政団体への移行 ■ 景観計画・景観条例 ■ 屋外広告物条例
ー	その他	公園・緑地	■ アダプトシステムの適用

(5) 大野町第5区

表4-7 今後活用が考えられる事業、規制・誘導制度等（第5区）

軸・拠点・エリア等		箇所等	適用事業・制度等
拠点	企業誘致拠点	揖斐川沿い	■ 企業立地促進条例
軸	都市連携軸	(都)大野揖斐川線 (都)大垣神戸大野線	■ 都市計画道路事業
	地域連携軸	(都)大野池田線	
	自然環境軸	揖斐川	■ 景観行政団体への移行 ■ 景観計画・景観条例

軸・拠点・エリア等		箇所等	適用事業・制度等
エリア	沿道サービスエリア	(都)大野揖斐川線沿道	■ 特定用途制限地域の指定
	田園環境保全エリア	集落地	■ 空家等対策計画、空き家再生等推進事業 ■ 屋外広告物条例 ■ 住宅・建築物安全ストック形成事業
		農地	■ 農業振興地域整備計画 ■ 景観行政団体への移行 ■ 景観計画・景観条例 ■ 屋外広告物条例
ー	その他	公園・緑地	■ アダプトシステムの適用

(6) 大野町第6区

表 4-8 今後活用が考えられる事業、規制・誘導制度等（第6区）

軸・拠点・エリア等		箇所等	適用事業・制度等
拠点	交流・情報発信拠点	道の駅	■ 南部地区都市再生整備計画事業
	観光レクリエーション拠点	揖斐二度ザクラ公園 バラ公園	■ アダプトシステムの適用
	企業誘致拠点	工場跡地	■ 企業立地促進条例
軸	都市連携軸	(都)大垣神戸大野線	■ 都市計画道路事業
	地域連携軸	(都)大野池田線	
	自然環境軸	根尾川、揖斐川、花田川	■ 景観計画・景観条例
エリア	沿道サービスエリア	インターチェンジ周辺	■ 特定用途制限地域の指定
	商業・工業複合エリア	インターチェンジ周辺	■ 土地区画整理事業
	田園環境保全エリア	集落地	■ 空家等対策計画、空き家再生等推進事業 ■ 屋外広告物条例 ■ 住宅・建築物安全ストック形成事業
		農地	■ 農業振興地域整備計画 ■ 景観行政団体への移行 ■ 景観計画・景観条例 ■ 屋外広告物条例
ー	その他	公園・緑地	■ アダプトシステムの適用

3. 都市計画マスタープランの進行・管理

(1) 各事業等の進行管理と評価

本都市計画マスタープランに基づくまちづくりを推進していくためには、本都市計画マスタープランにおける各事業等の進捗状況等について、庁内関係各課や関係機関と連携・調整を行うとともに、PDCAサイクルによる計画的かつ適切な進行管理と事業評価を実施していくことが必要です。

また、計画の進行管理については、必要な情報を公開することで、町民の意見を参考とした評価・検証を行うなど、公民協働による取組が必要です。



図4-2 PDCAサイクルのイメージ図

(2) 都市計画マスタープランの見直し

都市計画マスタープランは、概ね20年後のまちの姿を見据えた計画として策定しており、法制度の改正や社会情勢の変化、上位・関連計画の見直し等に柔軟に対応するため、必要に応じて適宜見直しを図ります。

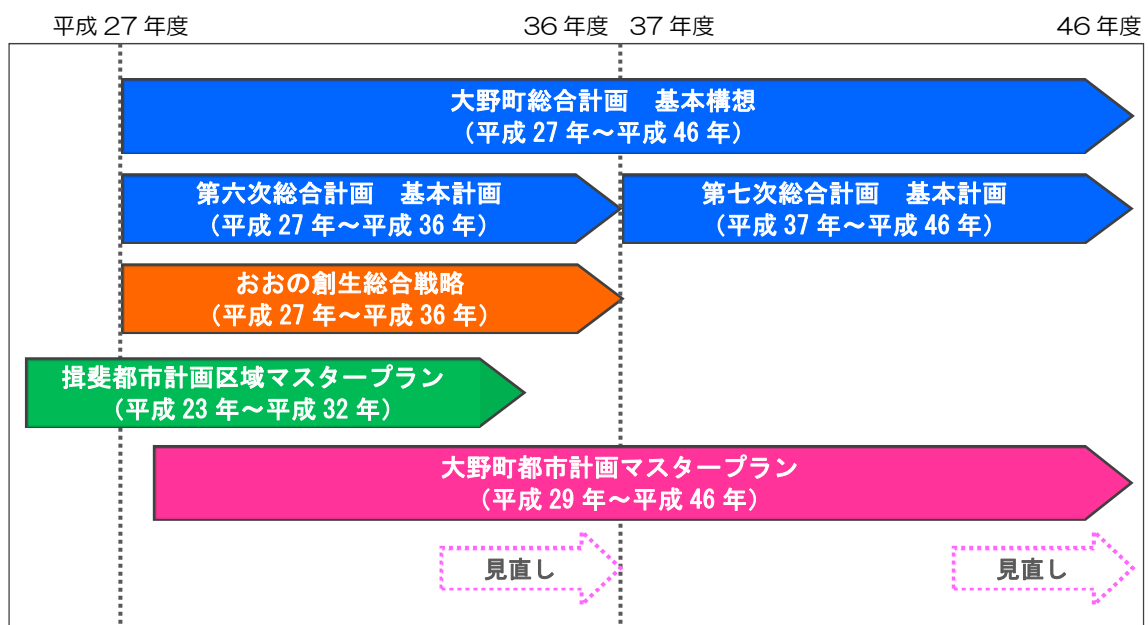


図4-3 各種計画の計画期間と都市計画マスタープランの関係

【参考】
地域別構想の現況整理

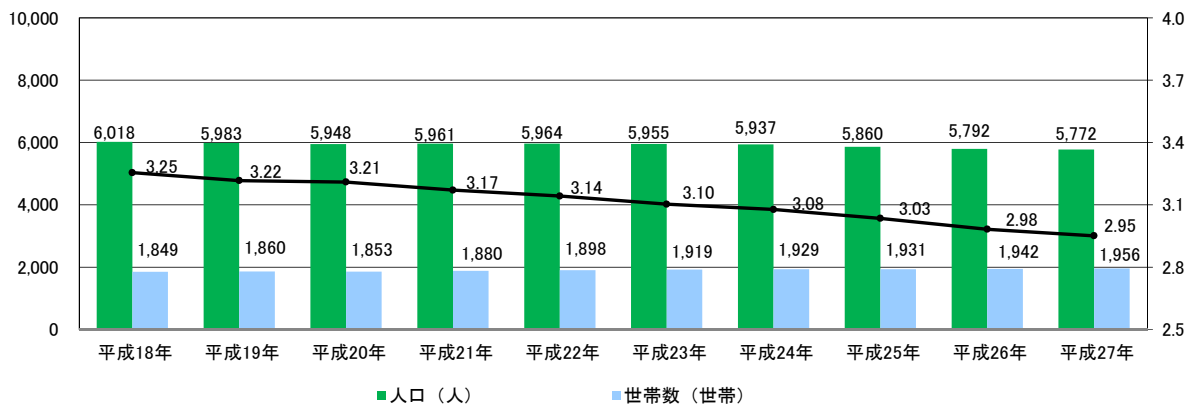
1. 大野町第1区

人口・世帯

第1区の人口は、概ね減少傾向であり、平成27年（2015年）時点で5,772人となっています。

一方、世帯数は一貫して増加傾向であり、平成27年（2015年）時点で1,956世帯となっており、1世帯あたりの人員は2.95人となっています。

本町全体の1世帯あたりの人員は、平成27年（2015年）時点で3.08人となっており、第1区は町全体と比べて1世帯あたりの人員数が少なく、核家族化の水準が高いと言えます。



出典：岐阜県人口動態統計調査（毎年12月1日）

図5-1 人口・世帯の推移

土地利用現況

第1区は、図5-2に示すように区のほぼ中央部を南北に三水川が流れており、三水川の西側は水田が広がり、東側は住宅地、商業・工業地等および畑地が入り混じった土地利用となっています。なお、商業施設は、麻生地区北部および黒野地区北部に集積しており、工業施設は相羽地区に集積している状況です。

土地利用の割合をみると、自然的土地利用と都市的土地利用の割合は、いずれも概ね50%程度となっており、自然的土地利用の中では、農地の占める割合が約42%と最も高く、都市的土地利用の中では、住宅用地の占める割合が17%と最も高くなっています。なお、自然的土地利用と都市的土地利用の割合について町全体と比較すると、自然的土地利用の占める割合は低い水準であり、都市的土地利用の占める割合が高い水準となっており、第1区は町の市街地形成拠点エリアになっている状況がうかがえます。

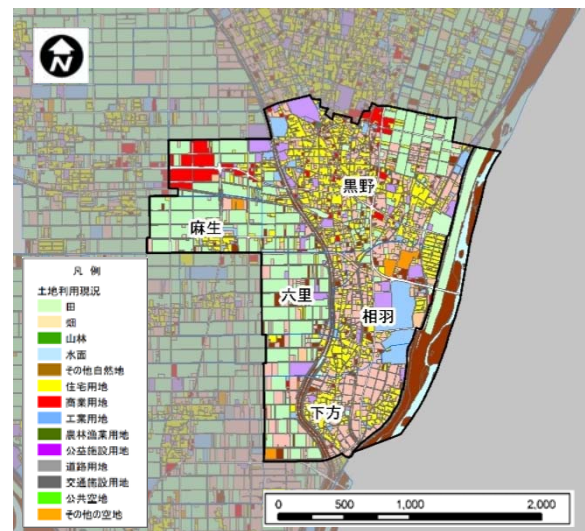


図5-2 土地利用現況図

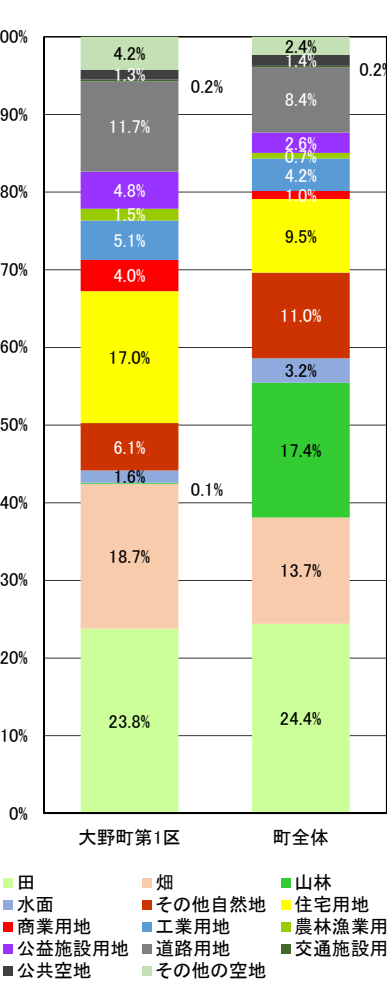


図 5-3 土地利用現況

表 5-1 土地利用現況

区分	種別	大野町第 1 区		町全体	
		面積 (ha)	比率 (%)	面積 (ha)	比率 (%)
自然的土地利用	田	100.05	23.8	834.69	24.4
	畑	78.60	18.7	467.03	13.7
	山林	0.50	0.1	593.13	17.4
	水面	6.69	1.6	107.68	3.2
	その他の自然地	25.64	6.1	376.90	11.0
小計		211.49	50.2	2,379.43	69.6
都市的土地利用	住宅用地	71.49	17.0	324.28	9.5
	商業用地	16.94	4.0	35.07	1.0
	工業用地	21.42	5.1	143.17	4.2
	農林漁業施設用地	6.33	1.5	24.33	0.7
	公益施設用地	20.09	4.8	90.03	2.6
	道路用地	49.04	11.7	287.84	8.4
	交通施設用地	0.94	0.2	5.76	0.2
	公共空地	5.33	1.3	47.50	1.4
	その他の空地	17.85	4.2	80.59	2.4
小計		209.43	49.8	1,038.57	30.4
総計		420.91	100.0	3,418.00	100.0

出典：平成 27 年度（2015 年度）都市計画基礎調査

- ※1) 現在の町の総面積は 3,420ha となっているが、都市計画区域の決定面積はまだ変更されていないため 3,418ha のままとした。
- ※2) 河川敷等、各地域に分類されない土地利用は除いて集計した。

土地利用規制

第 1 区は、全域に農業振興地域が指定されているほか、図 5-4 のとおり三水川右岸は概ね農用地区域となっています。また、主要幹線道路沿道は、東海環状自動車道の（仮称）大野・神戸インターチェンジの整備により新たに立地が懸念される建築物の規制と誘導を行い、良好な住環境の維持・形成を図るため、特定用途制限地域*が指定されています。

※特定用途制限地域

用途地域が定められていない区域（市街化調整区域を除く。）内において、その良好な環境の形成又は保持のため当該地域の特性に応じて合理的な土地利用が行われるよう、制限すべき特定の建築物等の用途の概要を定める地域。

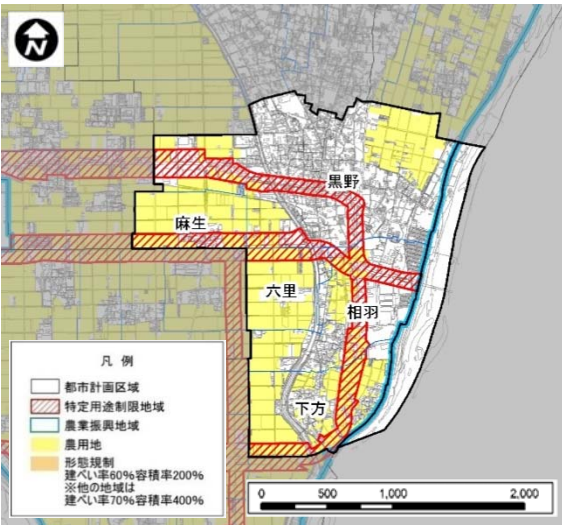


図 5-4 土地利用規制図

用途別建物現況

第1区の用途別建物現況の状況は、住居系建物が76.4%立地し、次いで工業系が7.8%、商業系が6.0%となっています。

町全体の棟数に占める第1区の棟数比は、総棟数22.9%、住居系22.6%、工業系19.2%、商業系44.8%で、町内に占める商業系建物の棟数比が大きくなっており、第1区が本町の商業中心地であることを表しています。

また、黒野地区には第1区の建物の63.9%が立地しており、特に商業系建物は本町の41.0%、第1区の91.4%が立地するなど、黒野地区が町および第1区の中心商業地であることを表しています。

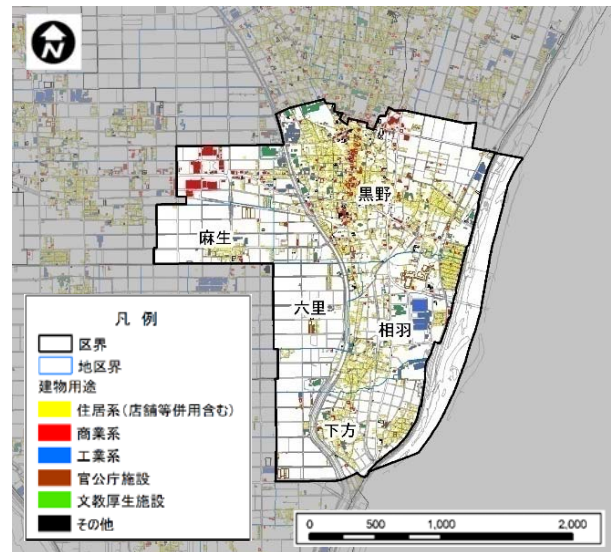


図5-5 用途別建物現況図

表5-2 地区別用途別建物現況

区名	地区名	住居系		商業系		工業系		公共系		その他		合計	
		棟数	比率(%)	棟数	比率(%)	棟数	比率(%)	棟数	比率(%)	棟数	比率(%)	棟数	比率(%)
大野町第1区	下 方	543	78.6	10	1.4	48	6.9	19	2.7	71	10.3	691	100.0
	黒 野	2,972	74.4	342	8.6	335	8.4	202	5.1	146	3.7	3,997	100.0
	相 羽	958	82.8	15	1.3	61	5.3	47	4.1	76	6.6	1,157	100.0
	麻 生	153	78.1	2	1.0	21	10.7	3	1.5	17	8.7	196	100.0
	六 里	151	71.2	5	2.4	21	9.9	15	7.1	20	9.4	212	100.0
	小 計	4,777	76.4	374	6.0	486	7.8	286	4.6	330	5.3	6,253	100.0
町全体		21,093	77.3	835	3.1	2,530	9.3	1,323	4.8	1,502	5.5	27,283	100.0

出典：平成27年度（2015年度）都市計画基礎調査

建築年別建物現況

建築年別建物現況を見ると、第1区では新耐震基準以前である昭和56年（1981年）以前の建物割合が57.7%となっており、町全体の53.7%を4.0%上回っています。

次に、地区別の新耐震基準以前の建物棟数比率をみると、下方地区・相羽地区で60%以上と高い水準となっているほか、黒野地区57.2%、六里地区51.8%、麻生地区50.4%といずれの地区も半数の50%を超える割合となっています。

なお、新耐震基準以前の建物棟数では、黒野地区が1,311棟と、区全体の62.5%を占めています。

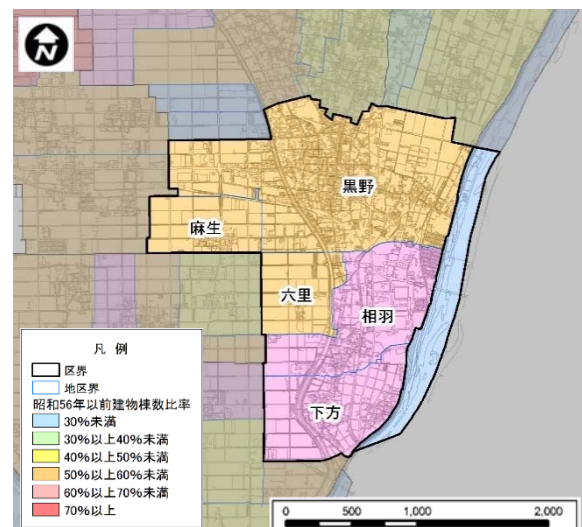


図5-6 昭和56年（1981年）以前建物棟数比率

表 5-3 地区別建築年別建物現況

区名	地区名	S45 年以前		S46 年～ S56 年		S57 年 以降		総計	
		棟数	比率 (%)	棟数	比率 (%)	棟数	比率 (%)	棟数	比率 (%)
大 野 町 第 1 区	下 方	150	36.4	98	23.8	164	39.8	412	100.0
	黒 野	715	31.2	596	26.0	979	42.8	2,290	100.0
	相 羽	124	18.6	279	41.8	265	39.7	668	100.0
	麻 生	43	33.9	21	16.5	63	49.6	127	100.0
	六 里	38	28.1	32	23.7	65	48.1	135	100.0
	小 計	1,070	29.5	1,026	28.2	1,536	42.3	3,632	100.0
町全体		4,541	28.6	3,992	25.1	7,359	46.3	15,892	100.0

※不明な建物を除く

出典：平成 27 年度（2015 年度）都市計画基礎調査

商業施設

第 1 区に立地する商業施設(1,000㎡以上)は、国道303号と県道深坂大野線の交差点西側付近に 5 店舗、黒野地区の県道岐阜大野線沿道に 2 店舗の合計 7 店舗となっていますが、徒歩圏※でカバーできる範囲としては、概ね黒野・麻生地区に限られています。

次に、コンビニエンスストアの立地をみると、黒野地区に 2 店舗、相羽地区に 1 店舗の合計 3 店舗が幹線道路沿道に立地していますが、下方地区の大部分は徒歩圏カバー圏外となっている状況です。

※徒歩圏

「都市構造の評価に関するハンドブック」（平成 26 年（2014 年）8 月国土交通省都市局都市計画課）の「生活サービス施設」に採用された一般的な徒歩圏である半径 800m。

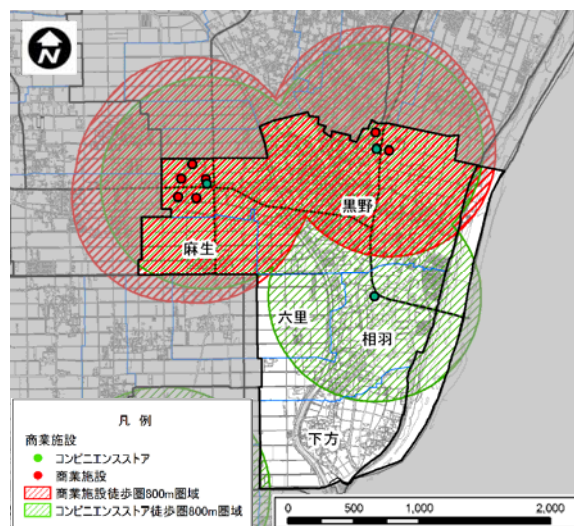


図 5-7 主な商業施設の位置と徒歩圏域図

表 5-4 主な商業施設

区分	施設名	開設年	店舗面積 (㎡)
主 要 な 商 業 施 設	大野ショッピングセンター	1992 年	1,400
	平和堂大野店	1992 年	8,391
	マツオカ大野店	1993 年	1,240
	カネスエ大野店	1993 年	6,219
	ビバホーム大野店	1993 年	3,399
	三洋堂書店大野店	1999 年	2,406
	ゲンキー大野町店	2005 年	2,996
コンビニエンスストア	ローソン揖斐大野店	—	—
	サークル K 揖斐黒野店	—	—
	サークル K 大野黒野店	—	—

出典：全国大型小売店総覧 2015 年版、事業者 HP

道路

第1区内の幹線道路は、国道1路線と県道4路線で構成されており、国道303号と県道池田揖斐川大野線が東西に、県道岐阜大野線と県道深坂大野線、県道北方真正大野線が南北に通っています。

主な道路の日交通量は、国道303号が12,757台、県道岐阜大野線が7,950台、県道深坂大野線が8,738台となっています。

また、都市計画道路は3.4.3大野揖斐川線が東西に、3.5.7大野池田線が南北に計画されていますが現時点ではいずれも未整備となっています。

第1区を通っている幹線道路のうち、3.4.3大野揖斐川線（国道303号、県道池田揖斐川大野線の一部）は本町と周辺都市および町内各地区を結ぶ『都市連携軸』として、国道303号、3.5.7大野池田線、県道岐阜大野線、県道深坂大野線は町内各地区を結ぶ『地域連携軸』として位置付けられ、第1区のみならず、町全体の道路ネットワークの一翼として重要な役割を担っています。

その他、市街地や集落内は狭い道路が多く、線形の改良や道路幅員の拡幅などによる安全性の確保・向上を図ることが課題の一因となっています。

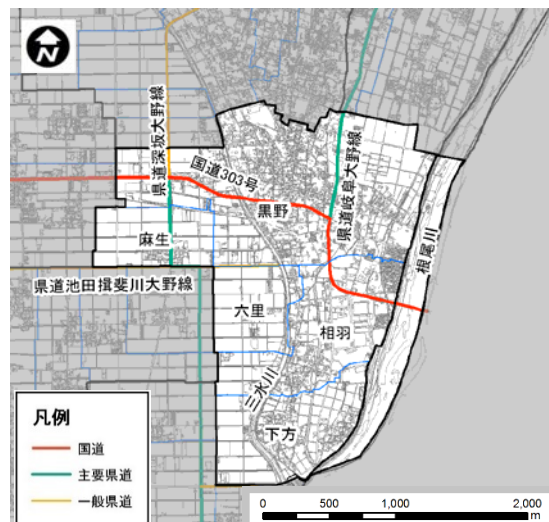


図5-8 主要道路位置図



図5-9 都市計画道路網図

表5-5 大野町第1区の国道・県道

区分	道路名	交通量 (台/日)	混雑 度	起点	終点
国道	国道303号	12,757	1.67	岐阜市	福井県若狭町
県道	県道岐阜大野線	7,950	0.81	岐阜市	大野町
	県道北方真正大野線	3,789	0.47	北方町	大野町
	県道深坂大野線	8,738	1.03	揖斐川町	大野町
	県道池田揖斐川大野線	10,306	0.99	池田町	大野町

表5-6 大野町第1区の都市計画道路

区分	道路名	計画	事業中	整備・概成済
都市計画道路	3.4.3大野揖斐川線	4,140m	1,060m	—
	3.5.7大野池田線	4,490m	—	—

出典：平成27年度（2015年度）都市計画基礎調査

公共交通

本町には、3事業者による5路線のバスが運行されていますが、すべての路線が第1区と第2区との境界部にある大野バスセンターを起点としており、本町と岐阜市、大垣市、瑞穂市、揖斐川町と連絡しています。

第1区内では、大野バスセンターを起終点とする5路線（民営路線バス4路線、揖斐川町コミュニティバス1路線）のすべてが通過し、岐阜市や大垣市、瑞穂市および揖斐川町を結んでいます。

また、バス停からの徒歩圏域 800mの状況を見ると、第1区内は概ね網羅されている状況です。



図 5-10 公共交通（バス路線）網図

公園・緑地等

第1区の公園・緑地、広場は、全部で8箇所、総面積46,245㎡となっており、町全体の公園・緑地、広場面積の約18%を占めていますが、人口1人あたりの整備面積は8.1㎡/人であり、都市公園の人口1人あたりの公園整備基準（10㎡/人）を下回っている状況です。

公園の配置状況は、第1区中央部において根尾川リバーサイドパーク、相羽ふれあい広場、黒野西親水公園などの比較的規模の大きい公園・広場が配置されていますが、区内南部、北部、西部では公園・緑地、広場等が不足している状況です。

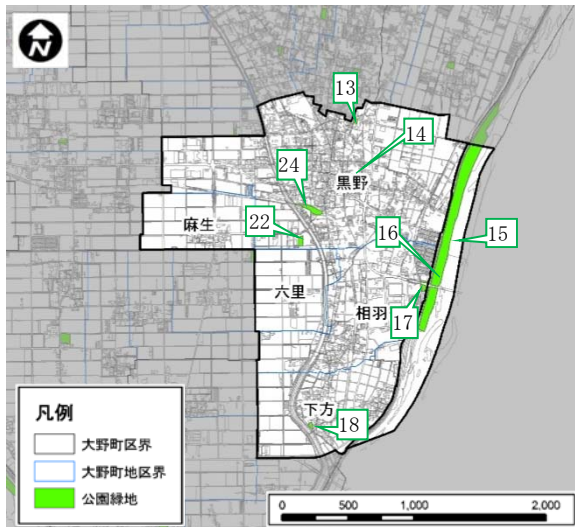


図 5-11 公園・緑地等位置図

表 5-7 公園・緑地等一覧表

番号 (※1)	名称	面積(㎡)	番号 (※1)	名称	面積(㎡)
13	黒野ふれあい広場	850	17	相羽ふれあい広場	2,200
14	黒野広場	260	18	下方住吉灯明台公園	1,130
15	根尾川リバーサイドパーク (※2)	41,500	22	黒野西親水広場	2,500
16	藪川橋西詰公園	480	24	黒野駅レールパーク	7,700
合 計					46,245

※1 番号は全体構想掲載番号

※2 根尾川リバーサイドパークは面積の 3/4 を見込む

出典：大野町ホームページ

防災

ハザードマップによると、根尾川が氾濫した場合、西部の水田地帯を除き、概ね第1区全域が0.5m未満の浸水が予想され、下方地区を中心とした区内南部では1.0m～2.0m未満の浸水が予想されています。

また、既成市街地や集落においては、狭あい道路が多く、災害時の避難路として利活用するためには脆弱な状況となっています。

その他、第1区内には現在8箇所の指定避難所がありますが、麻生・下方地区には確保されていない状況となっています。

表 5-8 大野町第1区指定避難所

番号	名称
2	町民体育館
3	中央公民館
4	町民武道館
6	総合町民センター
7	第1公民館
8	東小学校
10	町民宿泊研修所
11	大野中学校

※番号は全体構想掲載番号 出典：大野町ホームページ

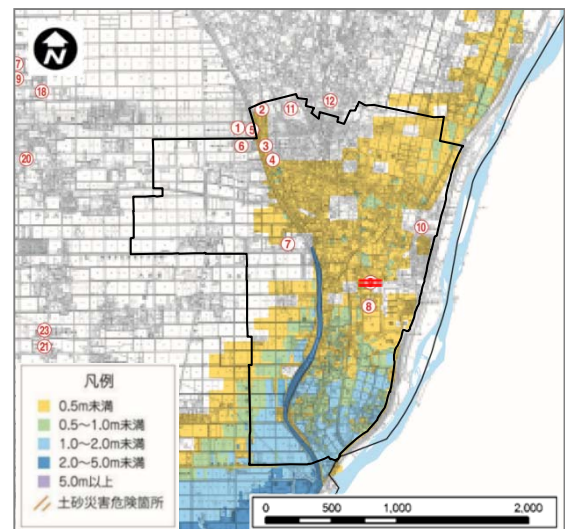
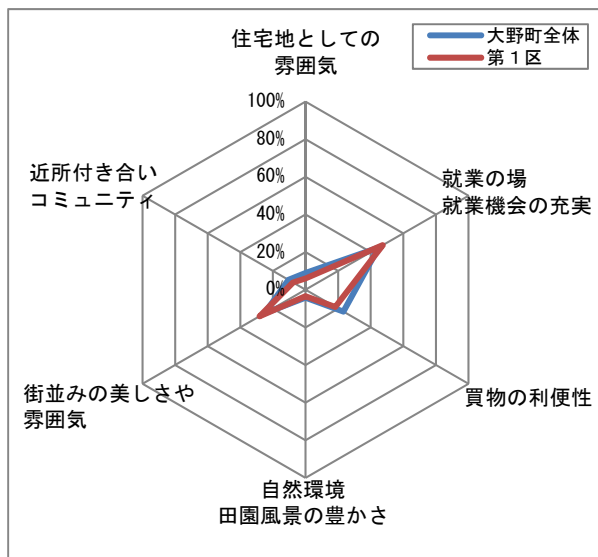


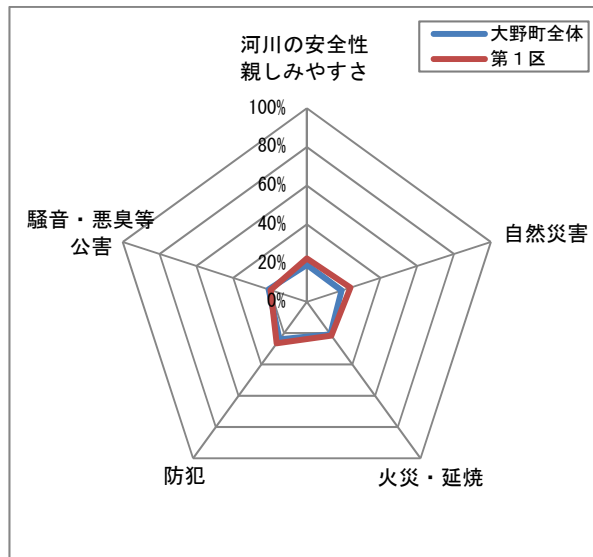
図 5-12 大野町洪水ハザードマップ

住民アンケート調査結果とまちづくりの課題

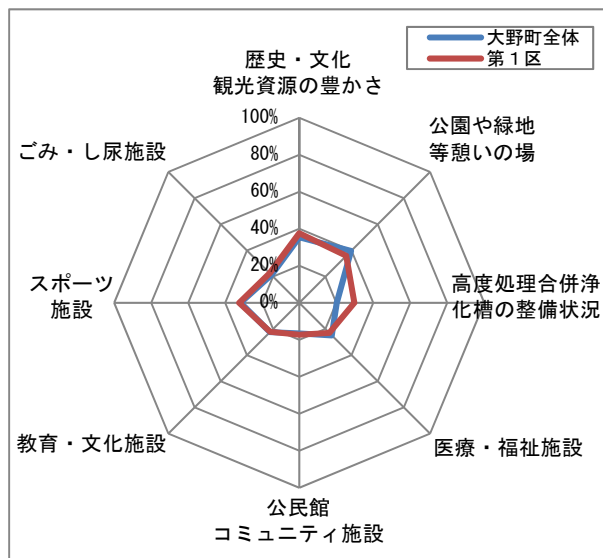
A：生活環境・住みやすさに対する不満度



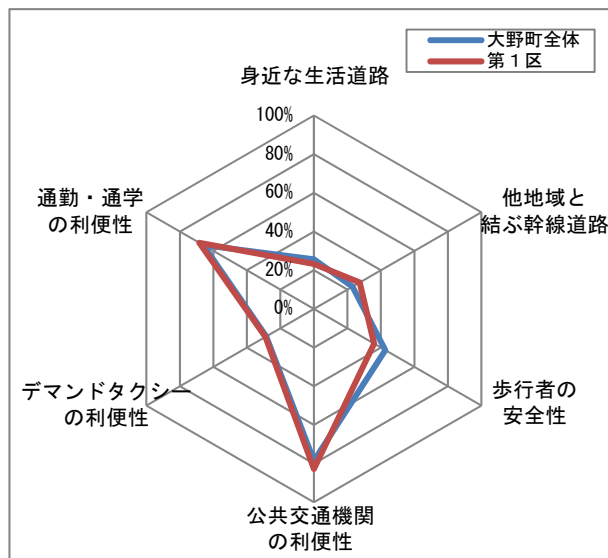
B：地域の安全性に対する不満度



C：公共施設に対する不満度



D：交通状況に対する不満度



生活環境・住みやすさでは、「就業の場、就業機会の充実度」「街並みの美しさや雰囲気」に対して不満と回答された方の割合が高くなっており、公共施設に対しては、「スポーツ施設」「公園や緑地等憩いの場」「歴史・文化、観光資源の豊かさ」に対して不満と回答された方の割合が高くなっています。また、交通状況では、「通勤・通学の利便性」「公共交通機関の利便性」の向上を求められている方の割合が高くなっています。

町全体と比較して、不満と回答された方の割合が比較的高いものは、地域の安全性における「自然災害」「防犯」、公共施設における「高度処理合併浄化槽の整備状況」、交通状況における「他地域と結ぶ幹線道路」の整備となっています。一方、「買物の利便性」や「歩行者の安全性」については、比較的低い割合となっています。

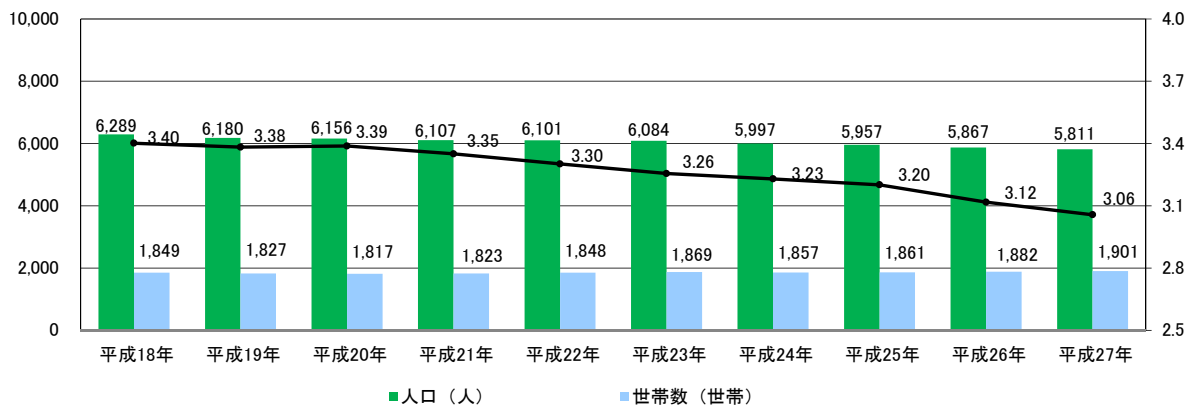
2. 大野町第2区

人口・世帯

第2区の人口は、概ね減少傾向であり、平成27年（2015年）時点で5,811人となっています。

一方、世帯数はほぼ横ばいで推移しており、平成27年（2015年）時点で1,901世帯となっており、1世帯あたりの人員は3.06人となっています。

本町全体の1世帯あたりの人員は、平成27年（2015年）時点で3.08人となっており、第2区の1世帯あたりの人員は、本町全体とほぼ同様の水準となっています。



出典：岐阜県人口動態統計調査（毎年12月1日）

図5-13 人口・世帯の推移

土地利用現況

第2区は図5-14に示すように、北部は山林、西部は水田、東部は住宅地等と畑地が入り混じった市街地となっており、区の南西部に三水川が流れています。

土地利用の割合をみると、自然的土地利用の占める割合が約72%と多く、そのうち山林の占める割合が35.5%、農地の占める割合が32.0%となっています。

また、都市的土地利用では、住宅用地の占める割合が11.4%と最も多く、工業・商業用地はそれぞれ1.6%と0.5%にとどまっています。

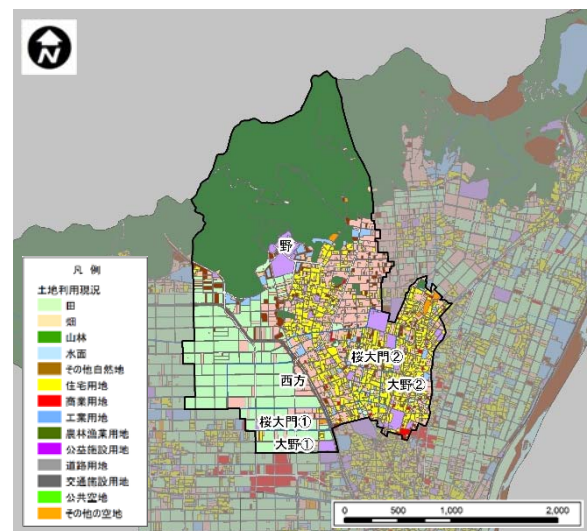


図5-14 土地利用現況図

なお、自然的土地利用と都市的土地利用の割合について町全体と比較すると、自然的土地利用の占める割合が高く、都市的土地利用の占める割合が低くなっており、自然・農・住が融合した緑豊かな居住空間を形成する地域となっています。

その他、野地区の中央部には、国史跡指定である「野古墳群」があります。

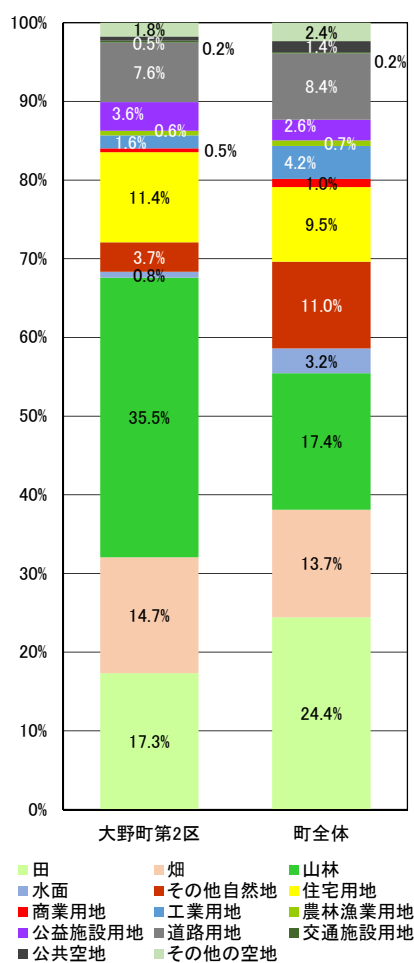


図 5-15 土地利用現況

表 5-9 土地利用現況

区分	種別	大野町第2区		町全体	
		面積 (ha)	比率 (%)	面積 (ha)	比率 (%)
自然的 土地利用	田	105.02	17.3	834.69	24.4
	畑	89.46	14.7	467.03	13.7
	山林	215.49	35.5	593.13	17.4
	水面	4.64	0.8	107.68	3.2
	その他の自然地	22.70	3.7	376.90	11.0
	小計	437.32	72.1	2,379.43	69.6
都市的 土地利用	住宅用地	69.39	11.4	324.28	9.5
	商業用地	3.05	0.5	35.07	1.0
	工業用地	9.89	1.6	143.17	4.2
	農林漁業施設用地	3.57	0.6	24.33	0.7
	公益施設用地	22.08	3.6	90.03	2.6
	道路用地	46.01	7.6	287.84	8.4
	交通施設用地	1.39	0.2	5.76	0.2
	公共空地	3.21	0.5	47.50	1.4
	その他の空地	10.72	1.8	80.59	2.4
	小計	169.31	27.9	1,038.57	30.4
	総計	606.63	100.0	3,418.00	100.0

出典：平成 27 年度（2015 年度）都市計画基礎調査

※1) 現在の町の総面積は 3,420ha となっているが、都市計画区域の決定面積はまだ変更されていないため 3,418ha のままとした。

※2) 河川敷等、各地域に分類されない土地利用は除いて集計した。

土地利用規制

第2区は、北部山林を除いて農業振興地域が指定されており、三水川西部の水田地帯と北東部および野地区南東部が農用地区域に指定されています。

また、都市計画法に基づく白地地域(用途地域が指定されていない地域)の形態規制として、山林部分は建ぺい率 60%・容積率 200%、その他の地域は建ぺい率 70%・容積率 400%の指定がされています。

なお、第2区には特定用途制限地域は指定されていません。

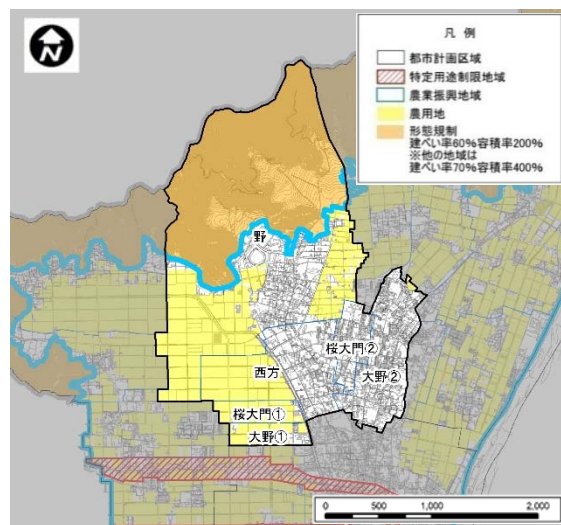


図 5-16 土地利用規制図

用途別建物現況

用途別建物現況の状況を見ると、第2区では住居系建物が83.5%と最も多く、次いで工業系が6.3%、公共系が3.9%となっています。また、本町の建物棟数に占める第2区の建物棟数比は、総棟数比22.2%、住居系比24.0%、工業系比15.2%、商業系比15.0%となっています。

地区別に見ると、最も棟数が多いのは大野②地区で、第2区の約40%が立地しています。大野町役場が立地する大野①地区では公共系建物が約31%、隣接する桜大門①地区ではその他建物が約54%、公共系建物が約15%となっています。

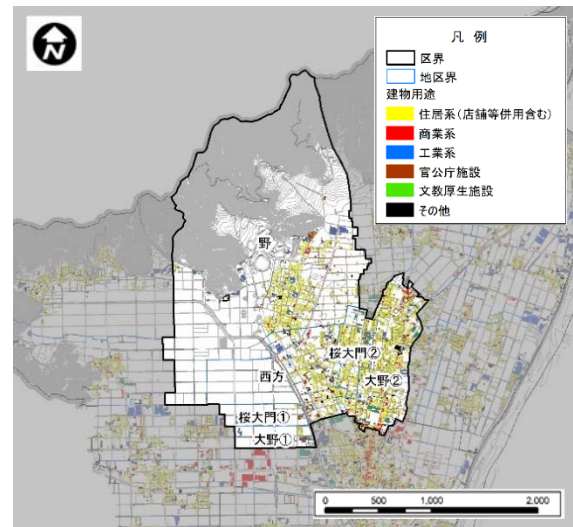


図5-17 用途別建物現況図

表5-10 地区別用途別建物現況

区名	地区名	住居系		商業系		工業系		公共系		その他		合計	
		棟数	比率(%)	棟数	比率(%)	棟数	比率(%)	棟数	比率(%)	棟数	比率(%)	棟数	比率(%)
大野町第2区	桜大門①	7	26.9	1	3.8	0	0.0	4	15.4	14	53.8	26	100.0
	桜大門②	760	90.3	6	0.7	9	1.1	54	6.4	13	1.5	842	100.0
	西方	958	83.3	27	2.3	99	8.6	15	1.3	51	4.4	1,150	100.0
	大野①	29	55.8	1	1.9	5	9.6	16	30.8	1	1.9	52	100.0
	大野②	2,086	85.7	81	3.3	115	4.7	82	3.4	69	2.8	2,433	100.0
	野	1,216	78.2	9	0.6	156	10.0	68	4.4	105	6.8	1,554	100.0
	小計	5,056	83.5	125	2.1	384	6.3	239	3.9	253	4.2	6,057	100.0
町全体		21,093	77.3	835	3.1	2,530	9.3	1,323	4.8	1,502	5.5	27,283	100.0

出典：平成27年度（2015年度）都市計画基礎調査

建築年別建物現況

建築年別建物現況を見ると、第2区では新耐震基準以前である昭和56年（1981年）以前の建物割合が52.3%となっており、町全体の53.7%を若干下回っています。

次に、地区別の新耐震基準以前の建物棟数比率をみると、野地区で60%以上と高い水準となっているほか、西方地区でも50%を超える割合となっています。

なお、新耐震基準以前の建物棟数では、大野②地区が652棟と最も多く、次いで野地区が543棟となっています。

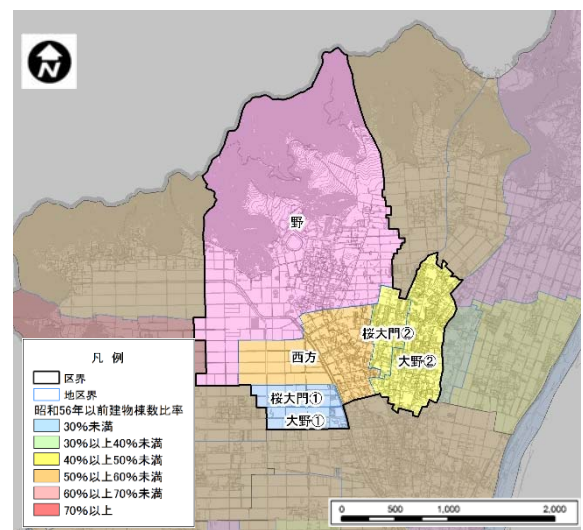


図5-18 昭和56年（1981年）以前建物棟数比率

表 5-11 地区別建築年別建物現況

区名	地区名	S45 年以前		S46 年～ S56 年		S57 年 以降		総計	
		棟数	比率 (%)	棟数	比率 (%)	棟数	比率 (%)	棟数	比率 (%)
大 野 町 第 2 区	桜 大 門 ①	0	0.0	2	20.0	8	80.0	10	100.0
	桜 大 門 ②	78	16.4	153	32.1	245	51.5	476	100.0
	西 方	186	25.8	207	28.8	327	45.4	720	100.0
	大 野 ①	0	0.0	0	0.0	19	100.0	19	100.0
	大 野 ②	268	19.8	384	28.4	699	51.7	1,351	100.0
	野	363	40.3	180	20.0	358	39.7	901	100.0
	小 計	895	25.7	926	26.6	1,656	47.6	3,477	100.0
町全体		4,541	28.6	3,992	25.1	7,359	46.3	15,892	100.0

※不明な建物を除く

出典：平成 27 年度（2015 年度）都市計画基礎調査

商業施設

第 2 区には商業施設（1,000㎡以上）およびコンビニエンスストアは立地していませんが、第 1 区に立地する商業施設およびコンビニエンスストアから大野①・桜大門①地区の全域と、西方・大野②・桜大門②地区の一部が徒歩圏カバー圏域となっています。

なお、野地区は、全域が徒歩圏カバー圏外となっています。

※徒歩圏

「都市構造の評価に関するハンドブック」（平成 26 年（2014 年）8 月国土交通省都市局都市計画課）の「生活サービス施設」に採用された一般的な徒歩圏である半径 800m。

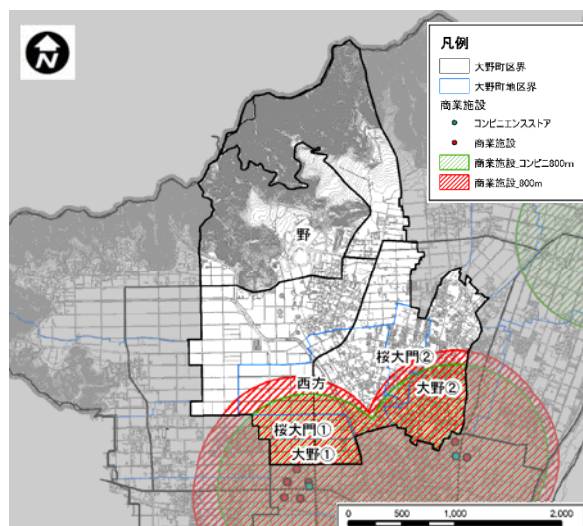


図 5-19 主な商業施設の位置と徒歩圏域図

道路

第 2 区内の幹線道路は、県道 2 路線で構成されており、県道中之元古川線が東西に、県道深坂大野線が南北に通っています。

日交通量は、県道中之元古川線が2,101台、県道深坂大野線が8,738台となっており、県道中之元古川線は国道303号および本巢市方面を連絡しています。

なお、第 2 区内には都市計画道路は通っており、狭あい道路が多く残されています。

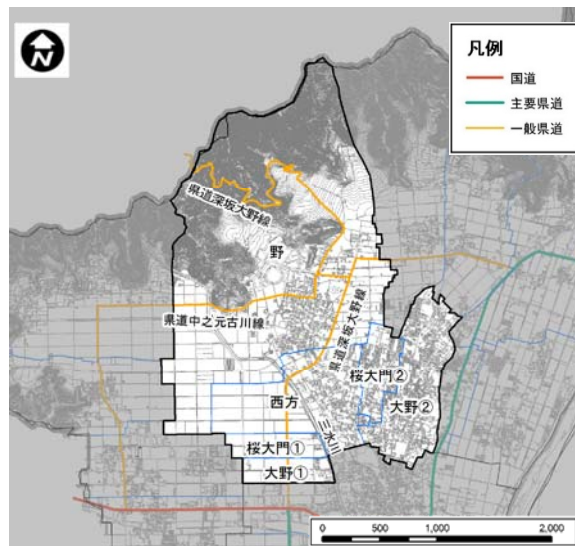


図 5-20 主要道路位置図

表 5-12 大野町第 2 区の県道

区分	道路名	交通量 (台/日)	混雑 度	起点	終点
県道	県道中之元古川線	2,101	0.26	大野町	大野町
	県道深坂大野線	8,738	1.03	揖斐川町	大野町

公共交通

本町には、3 事業者による 5 路線のバスが運行されていますが、すべての路線が第 1 区と第 2 区との境界部にある大野バスセンターを起点としており、本町と岐阜市、大垣市、瑞穂市、揖斐川町と連絡しています。

しかしながら、バス路線はすべて国道 303 号以南に向かうため、バス停からの徒歩圏域 800m の状況を見ると、第 2 区内の南部が一部カバーされていますが、野地区全域と西方・桜大門②・大野②地区の大部分はバス路線がない空白地帯となっています。

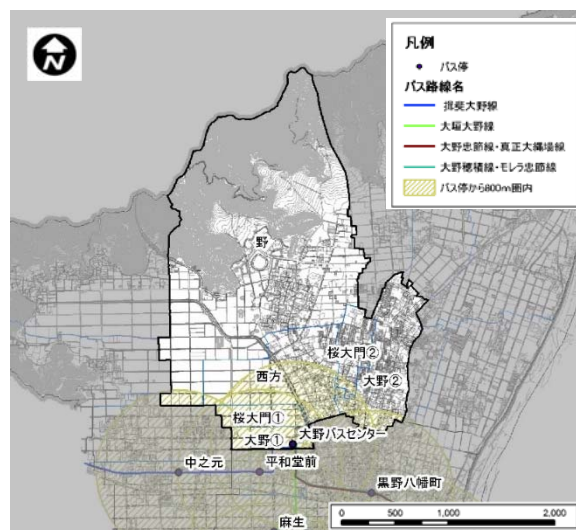


図 5-21 公共交通（バス路線）網図

公園・緑地等

第 2 区の公園・緑地、広場は、全部で 7 箇所、総面積 120,590㎡となっており、町全体の公園・緑地、広場面積の約 47% を占めています。人口 1 人あたりの整備面積は 20.8㎡/人であり、都市公園の人口 1 人あたりの公園整備基準（10㎡/人）を上回っている状況です。

公園の配置状況は、野地区中央部に 113,000㎡の運動公園があるほか、野・桜大門②・大野②・大野①地区にふれあい広場、西方地区に農村公園、野地区に桜台団地公園が配置されています。

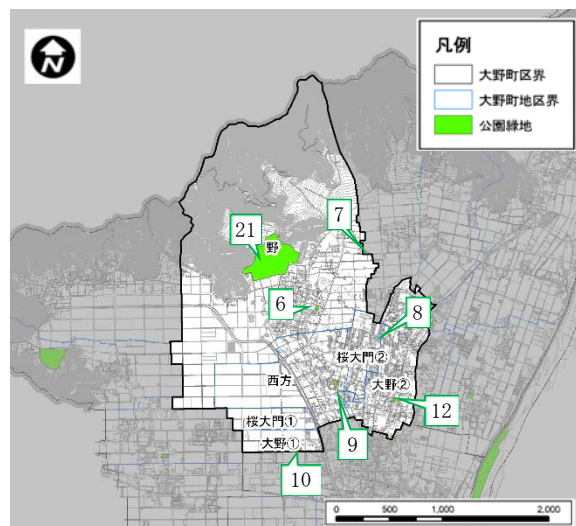


図 5-22 公園・緑地等位置

表 5-13 公園・緑地等一覧

番号	名称	面積(㎡)	番号	名称	面積(㎡)
6	野ふれあい広場	1,130	10	大野バスセンターふれあい広場	2,060
7	桜台団地公園	220	12	大野ふれあい広場	900
8	桜大門ふれあい広場	2,780	21	運動公園	113,000
9	西方農村公園	500	合 計		120,590

※番号は全体構想掲載番号

出典：大野町ホームページ

防災

第2区には洪水浸水想定区域は含まれていませんが、指定避難所は区内南東部に4箇所指定されています。

表 5-14 大野町第2区指定避難所

番号	名称
1	役場
5	福祉センター
12	大野小学校
13	豊木地区農業構造改善センター (第2公民館)

※番号は全体構想掲載番号 出典：大野町ホームページ

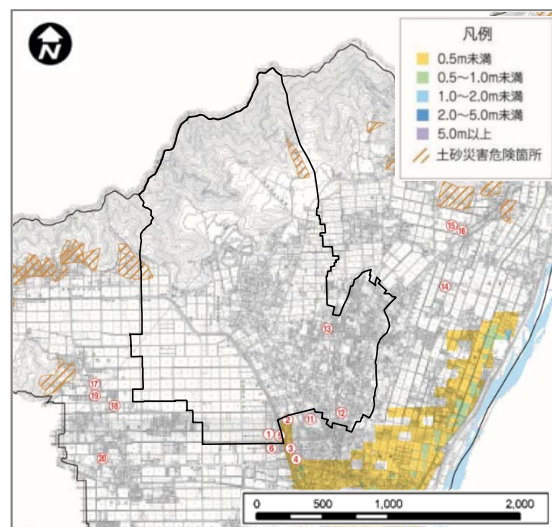


図 5-23 大野町洪水ハザードマップ

区内の北部の山沿いに土砂災害警戒区域（土石流）が指定され、一部、土砂災害特別警戒区域（土石流）も指定されています。また、集落に近い箇所では、土砂災害特別警戒区域（急傾斜）や土砂災害警戒区域（急傾斜）が指定されています。

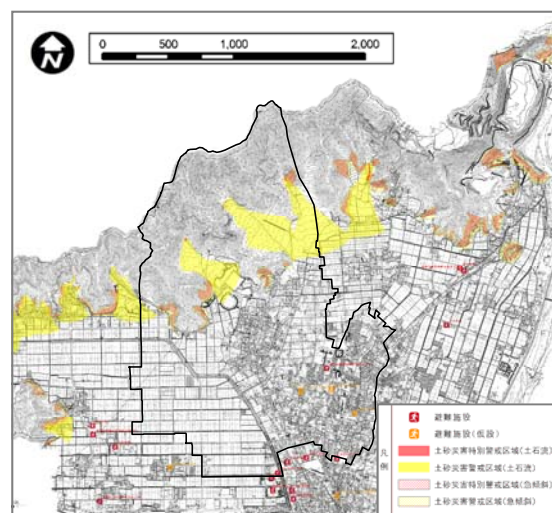
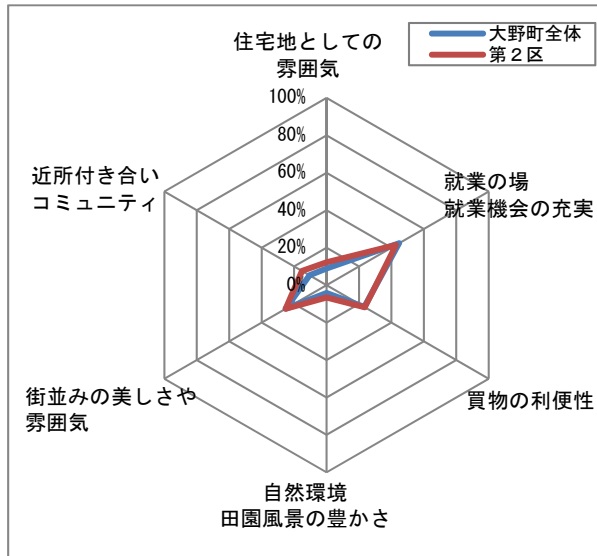


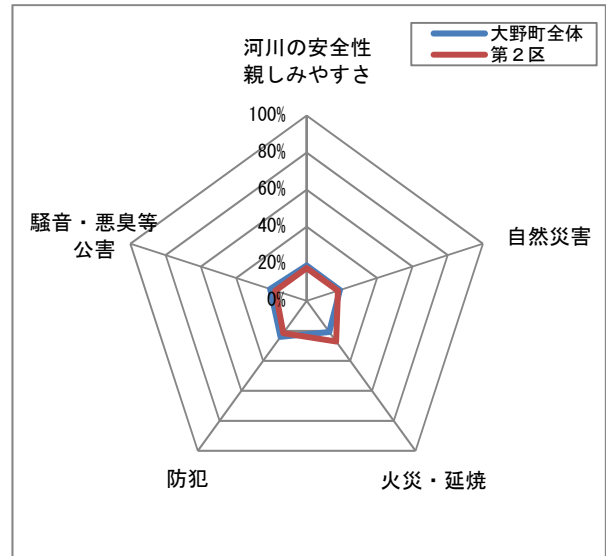
図 5-24 大野町土砂災害ハザードマップ

住民アンケート調査結果とまちづくりの課題

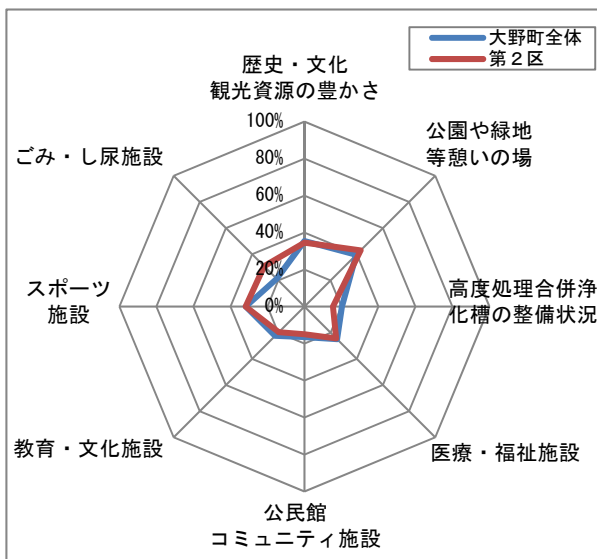
A：生活環境・住みやすさに対する不満度



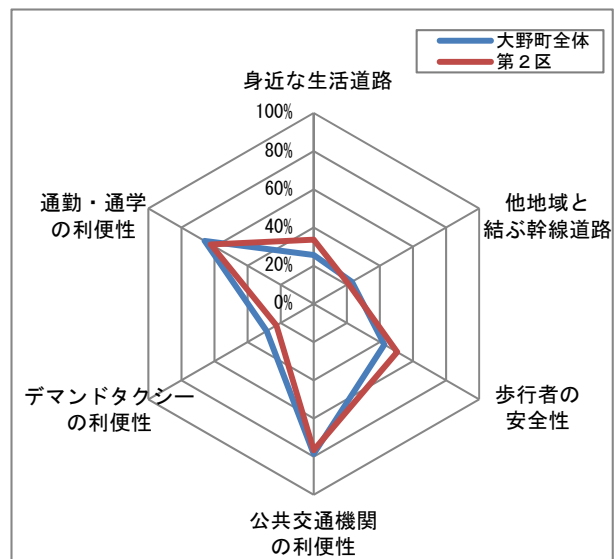
B：地域の安全性に対する不満度



C：公共施設に対する不満度



D：交通状況に対する不満度



生活環境・住みやすさでは、「就業の場、就業機会の充実度」「買物の利便性」「街並みの美しさや雰囲気」に対して不満と回答された方の割合が高くなっており、地域の安全性に対しては、「火災・延焼」に対して不満と回答された方の割合が高くなっています。また、公共施設では、「スポーツ施設」「公園や緑地等憩いの場」「歴史・文化、観光資源の豊かさ」に対して不満と回答された方の割合が高く、交通状況では、「通勤・通学の利便性」「公共交通機関の利便性」の向上と「歩行者の安全性」の確保を求められている方の割合が高くなっています。

町全体と比較して、不満と回答された方の割合が比較的高いものは、地域の安全性における「火災・延焼」、公共施設における「ごみ・し尿処理」、交通状況における「身近な生活道路」の整備および「歩行者の安全性」の確保となっています。

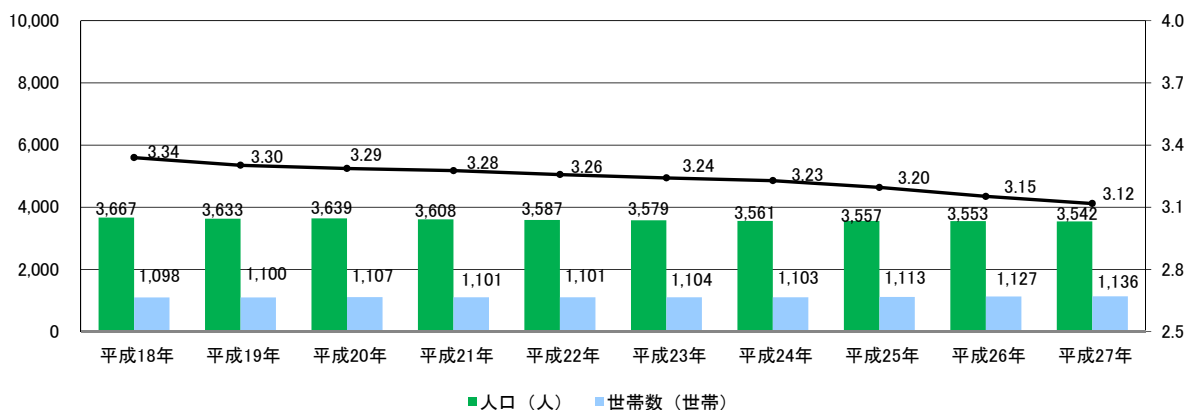
3. 大野町第3区

人口・世帯

第3区の人口は、概ね減少傾向であり、平成27年（2015年）時点で3,542人となっています。

一方、世帯数はほぼ横ばいで推移しており、平成27年（2015年）時点で1,136世帯となっており、1世帯あたりの人員は3.12人となっています。

本町全体の1世帯あたりの人員は、平成27年（2015年）時点で3.08人となっており、第3区は町全体と比べて1世帯あたりの人員数は多いですが、一貫して減少傾向となっています。



出典：岐阜県人口動態統計調査（毎年12月1日）

図5-25 人口・世帯の推移

土地利用現況

第3区は、図5-26に示すように大きく2つの地域に分けられ、北部は山林、中央部は水田、畑地および住宅地等が入り混じった農業地域となっています。

土地利用の割合をみると、自然的土地利用の占める割合が約71%と多く、そのうち農地の占める割合が34.0%、山林の占める割合が30.3%となっています。

また、都市的土地利用では、工業用地の占める割合が8.2%と最も多く、次いで住宅用地が7.9%と多く、商業用地の占める割合は0.4%にとどまっています。

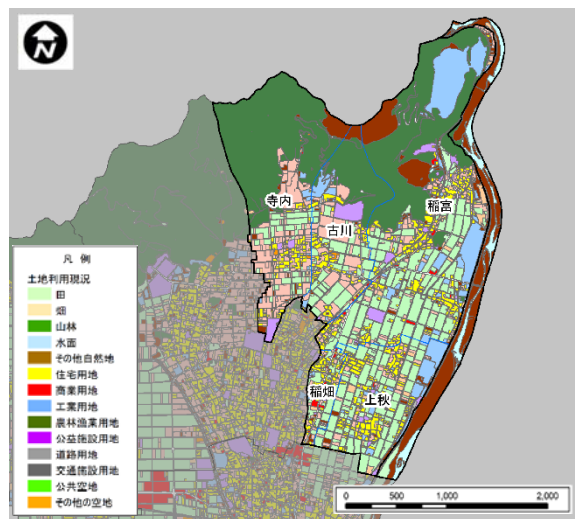


図5-26 土地利用現況図

なお、自然的土地利用と都市的土地利用の割合について町全体と比較すると、自然的土地利用の占める割合が高く、都市的土地利用の占める割合が低くなっており、自然・農・住が融合した緑豊かな居住空間を形成する地域となっています。

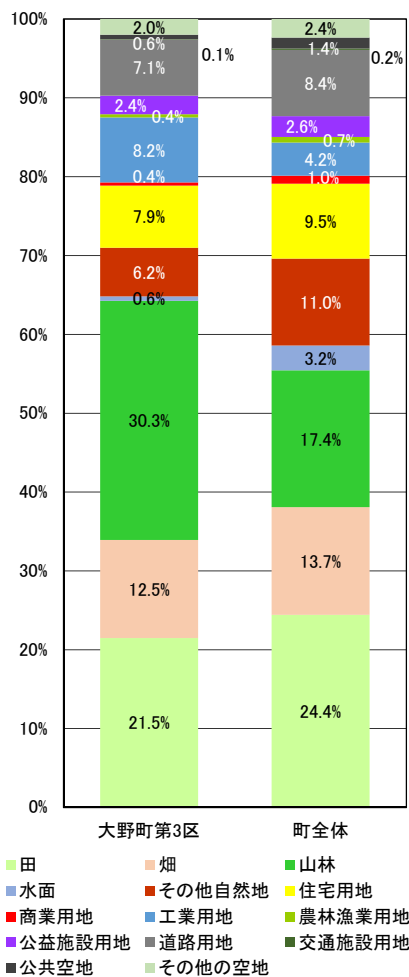


図5-27 土地利用現況

表5-15 土地利用現況

区分	種別	大野町第3区		町全体	
		面積 (ha)	比率 (%)	面積 (ha)	比率 (%)
自然的 土地利用	田	149.68	21.5	834.69	24.4
	畑	86.81	12.5	467.03	13.7
	山林	211.30	30.3	593.13	17.4
	水面	3.99	0.6	107.68	3.2
	その他の自然地	43.10	6.2	376.90	11.0
	小計	494.88	71.0	2,379.43	69.6
都市的 土地利用	住宅用地	54.81	7.9	324.28	9.5
	商業用地	2.91	0.4	35.07	1.0
	工業用地	57.36	8.2	143.17	4.2
	農林漁業施設用地	2.83	0.4	24.33	0.7
	公益施設用地	16.42	2.4	90.03	2.6
	道路用地	49.61	7.1	287.84	8.4
	交通施設用地	0.40	0.1	5.76	0.2
	公共空地	3.87	0.6	47.50	1.4
	その他の空地	13.96	2.0	80.59	2.4
	小計	202.17	29.0	1,038.57	30.4
総計		697.05	100.0	3,418.00	100.0

出典：平成27年度（2015年度）都市計画基礎調査

※1) 現在の町の総面積は3,420haとなっているが、都市計画区域の決定面積はまだ変更されていないため3,418haのままとした。

※2) 河川敷等、各地域に分類されない土地利用は除いて集計した。

土地利用規制

第3区は、北部の山林を除いて農業振興地域が指定されており、図5-28のとおり農地のほとんどが農用地区域に指定されています。

都市計画法に基づく白地地域(用途地域が指定されていない地域)の形態規制が指定されており、山林部分は建ぺい率60%、容積率200%が、その他の地域は建ぺい率70%、容積率400%が設定されています。

なお、第3区には特定用途制限地域は指定されていません。

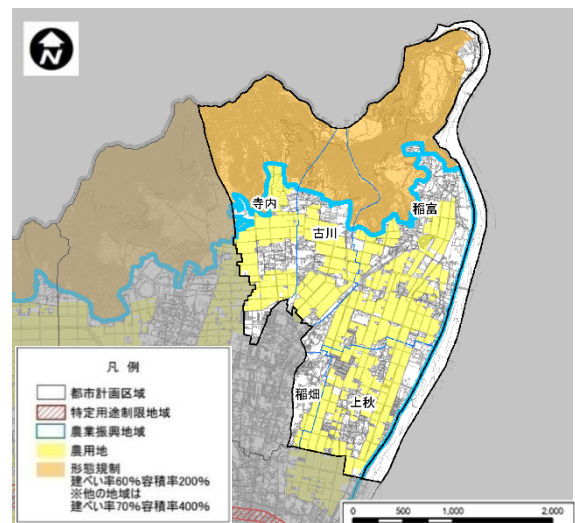


図5-28 土地利用規制図

用途別建物現況

第3区の用途別建物現況の状況は、住居系建物が74.3%と最も多く、次いで工業系が12.5%、公共系が6.1%となっています。

また、本町の建物棟数に占める第3区の建物棟数比は、総棟数比17.6%、住居系比16.9%、工業系比23.7%、商業系比10.4%となっています。

地区別に見ると、最も棟数が多いのは稲富地区で第3区の建物の36.0%が立地しています。特に公共系の建物は第3区の44.2%、工業系の建物は第3区の43.8%が立地するなど、稲富地区が第3区の中心地であることを表しています。

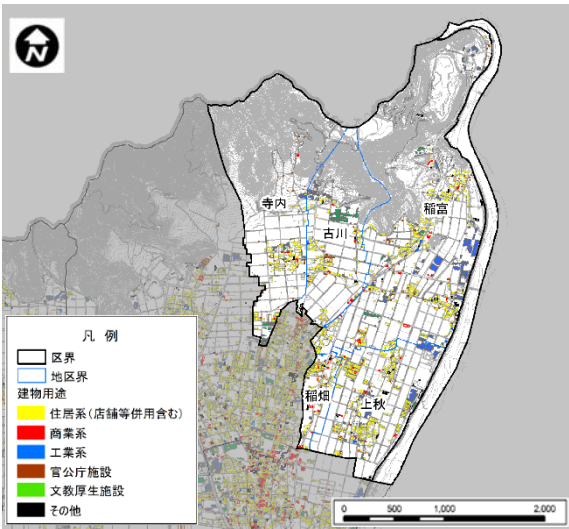


図5-29 用途別建物現況図

表5-16 地区別用途別建物現況

区名	地区名	住居系		商業系		工業系		公共系		その他		合計	
		棟数	比率(%)	棟数	比率(%)	棟数	比率(%)	棟数	比率(%)	棟数	比率(%)	棟数	比率(%)
大野町第3区	稲富	1,204	69.8	29	1.7	263	15.3	130	7.5	98	5.7	1,724	100.0
	古川	439	66.4	19	2.9	108	16.3	54	8.2	41	6.2	661	100.0
	寺内	422	72.6	3	0.5	40	7.0	54	9.3	62	10.7	581	100.0
	上秋	1,082	80.7	13	1.0	162	12.1	49	3.7	35	2.6	1,341	100.0
	稲畑	418	85.3	23	4.7	27	5.5	7	1.4	15	3.1	490	100.0
	小計	3,565	74.3	87	1.8	600	12.5	294	6.1	251	5.2	4,797	100.0
町全体		21,093	77.3	835	3.1	2,530	9.3	1,323	4.8	1,502	5.5	27,283	100.0

出典：平成27年度（2015年度）都市計画基礎調査

建築年別建物現況

建築年別建物現況を見ると、第3区では新耐震基準以前である昭和56年（1981年）以前の建物割合が53.6%となっており、町全体の53.7%を若干下回っています。

次に、地区別の新耐震基準以前の建物棟数比率をみると、稲富地区で60%以上と高い水準となっているほか、古川地区58.5%、寺内地区58.2%といずれも半数の50%を超える割合となっています。

なお、新耐震基準以前の建物棟数では、稲富地区が624棟と、区全体の45.1%を占めています。

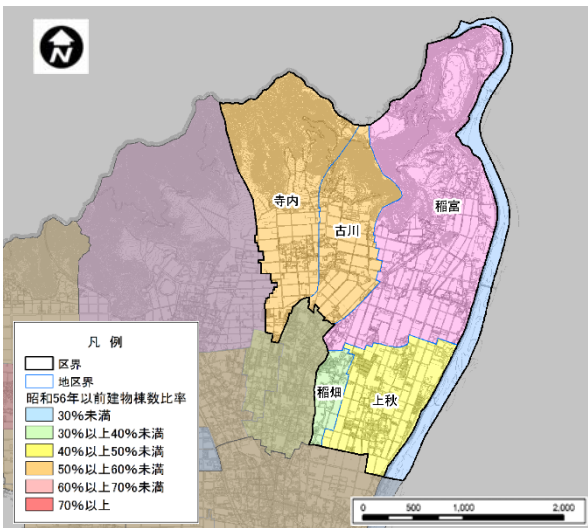


図5-30 昭和56年（1981年）以前建物棟数比率

表 5-17 地区別建築年別建物現況

区名	地区名	S45 年以前		S46 年～ S56 年		S57 年 以降		総計	
		棟数	比率 (%)	棟数	比率 (%)	棟数	比率 (%)	棟数	比率 (%)
大 野 町 第 3 区	稲 富	395	39.0	229	22.6	390	38.5	1,014	100.0
	古 川	89	30.1	84	28.4	123	41.6	296	100.0
	寺 内	102	38.1	54	20.1	112	41.8	268	100.0
	上 秋	150	20.4	192	26.1	394	53.5	736	100.0
	稲 畑	30	11.1	60	22.2	180	66.7	270	100.0
	小 計	766	29.6	619	24.0	1,199	46.4	2,584	100.0
町全体		4,541	28.6	3,992	25.1	7,359	46.3	15,892	100.0

※不明な建物を除く

出典：平成 27 年度（2015 年度）都市計画基礎調査

商業施設

第 3 区には商業施設（1,000㎡以上）は立地していませんが、第 1 区に立地する商業施設から稲畑地区、上秋地区の一部が徒歩圏カバー圏域となっています。

次に、コンビニエンスストアの立地をみると、県道岐阜大野線と県道根尾谷汲大野線の交差点に 1 店舗立地しており、稲富地区の大部分が徒歩圏カバー圏域となっていますが、寺内地区、古川地区、上秋地区の北部等はカバーされていない状況です。

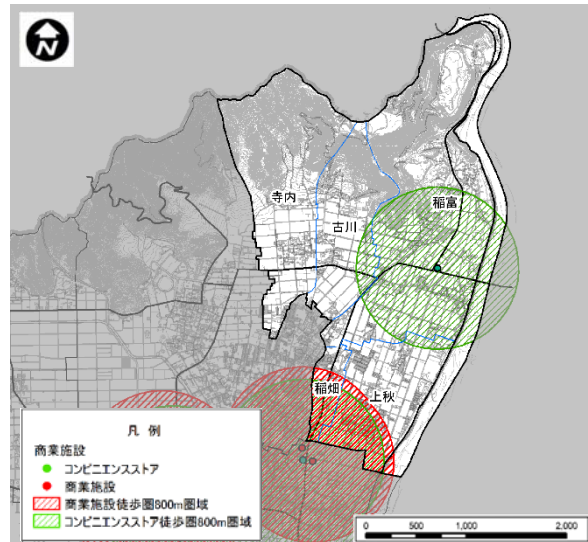


図 5-31 主な商業施設の位置と徒歩圏域図

※徒歩圏

「都市構造の評価に関するハンドブック」（平成 26 年（2014 年）8 月国土交通省都市局都市計画課）の「生活サービス施設」に採用された一般的な徒歩圏である半径 800m。

道路

第 3 区内の幹線道路は、県道 3 路線で構成されています。県道岐阜大野線が本町と岐阜市を連絡しており、第 3 区中央部で県道中之元古川線と県道根尾谷汲大野線が接続し、それぞれ国道 303 号方面や本巣市根尾方面と連絡しています。

主な道路の日交通量は、県道岐阜大野線が 7,950 台、県道中之元古川線が 2,101 台、また、県道根尾谷汲大野線が 664 台となっています。

なお、第 3 区内には都市計画道路は通っておらず、狭あい道路が多く残されています。

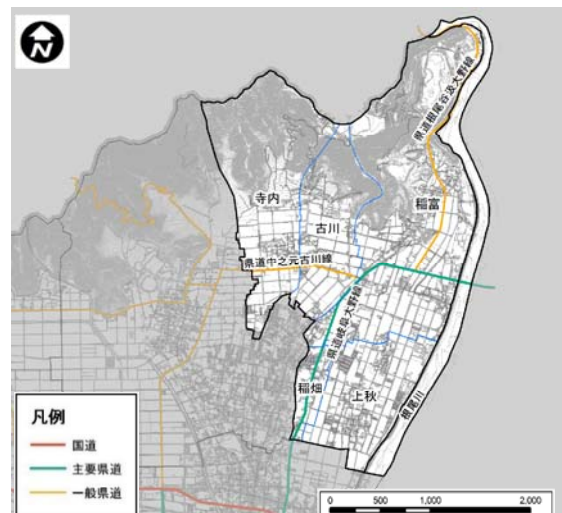


図 5-32 主要道路位置図

表 5-18 大野町第 3 区の国道・県道

区分	道路名	交通量 (台/日)	混雑 度	起点	終点
県道	県道岐阜大野線	7,950	0.81	岐阜市	大野町
	県道根尾谷汲大野線	664	0.09	本巣市根尾	大野町
	県道中之元古川線	2,101	0.26	大野町	大野町

公共交通

本町には、3 事業者による 5 路線のバスが運行されていますが、すべての路線が第 1 区と第 2 区との境界部にある大野バスセンターを起点としており、本町と岐阜市、大垣市、瑞穂市、揖斐川町と連絡しています。

しかしながら、バス路線はすべて国道 303 号以南に向かうため、バス停からの徒歩圏域 800m の状況を見ると、第 3 区内はバス路線がない空白地帯となっています。

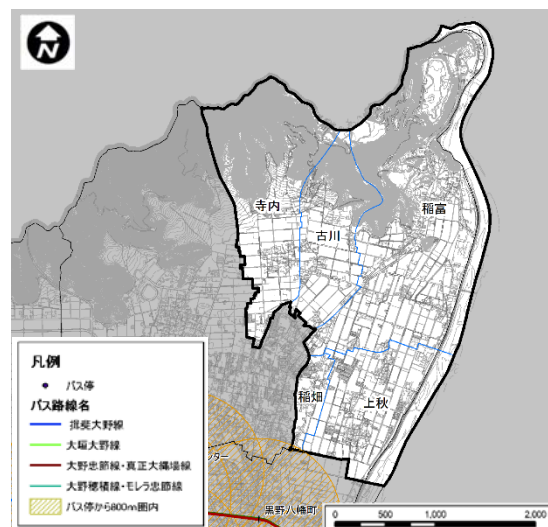


図 5-33 公共交通（バス路線）網図

公園・緑地等

第 3 区の公園・緑地、広場は、全部で 4 箇所、総面積 25,855㎡ となっており、町全体の公園・緑地、広場面積の約 10% を占めていますが、人口 1 人あたりの整備面積は 7.3㎡/人であり、都市公園の人口 1 人あたりの公園整備基準（10㎡/人）を下回っている状況です。

公園の配置状況は、第 3 区南部において根尾川リバーサイドパーク、上秋ふれあい広場が配置され、北部では稲富農村公園、木振ふれあい公園が配置されていますが、第 3 区中央部では公園・緑地、広場等が不足している状況です。

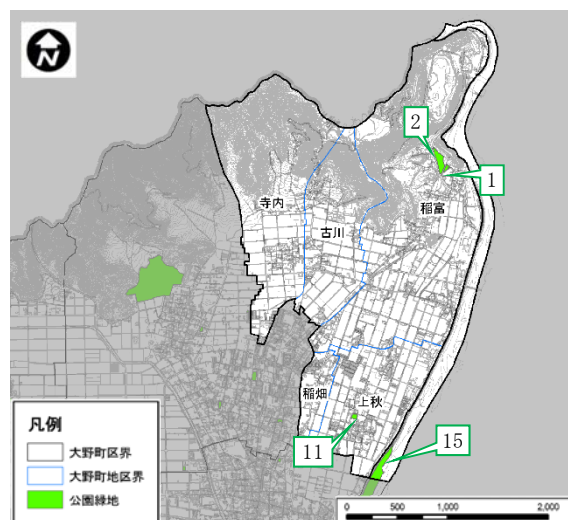


図 5-34 公園・緑地等位置図

表 5-19 公園・緑地等一覧表

番号 (※1)	名称	面積(m ²)	番号 (※1)	名称	面積(m ²)
1	稲富農村公園	980	11	上秋ふれあい広場	2,000
2	木振ふれあい公園	12,500	15	根尾川リバーサイドパーク (※2)	41,500
合 計					25,855

※1 番号は全体構想掲載番号

出典：大野町ホームページ

※2 根尾川リバーサイドパークは面積の 1/4 を見込む

防災

ハザードマップによると、根尾川が氾濫した場合、第3区では南部の上秋地区の一部で1m未満の浸水が想定されています。また、北部では土砂災害危険箇所が8箇所想定されています。

その他、第3区内には現在3箇所の指定避難所がありますが、区内中央部に位置しており、南部の洪水浸水想定箇所の近辺や、北部の土砂災害発生危険箇所近辺には確保されていない状況となっています。

表 5-20 大野町第3区指定避難所

番号	名称
14	北小学校
15	北保育園
16	富秋地区農業構造改善センター (第3公民館)

※番号は全体構想掲載番号 出典：大野町ホームページ

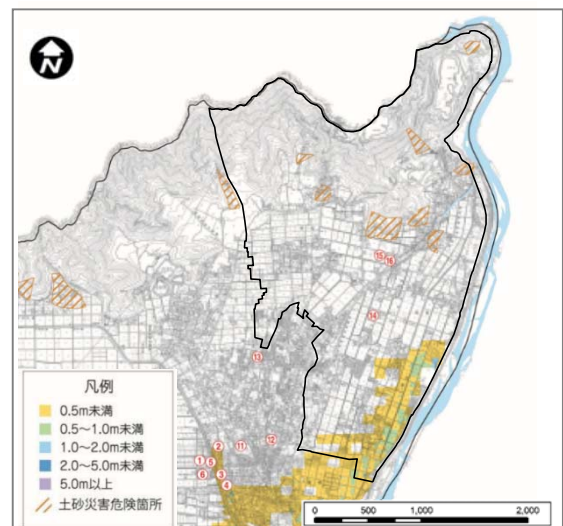


図 5-35 大野町洪水ハザードマップ

区内の北西部の山沿いに土砂災害警戒区域（土石流）が指定され、一部、土砂災害特別警戒区域（土石流）も指定されています。また、区内の北西部の山沿いに、土砂災害特別警戒区域（急傾斜）や土砂災害警戒区域（急傾斜）が指定されています。

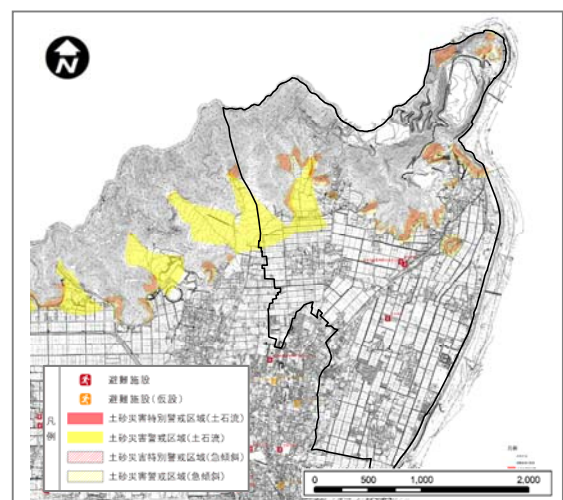
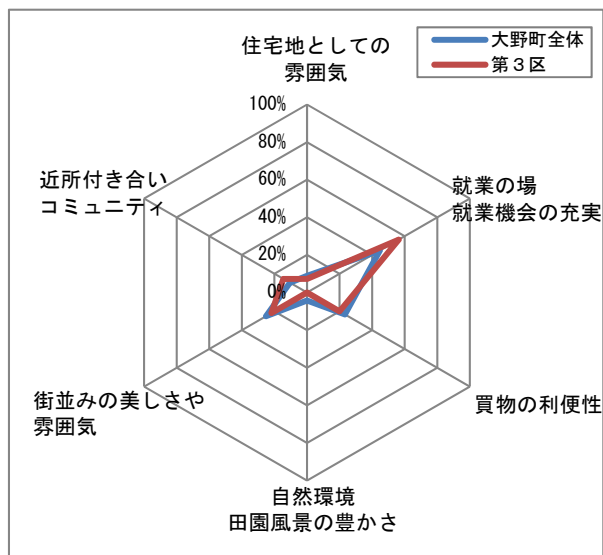


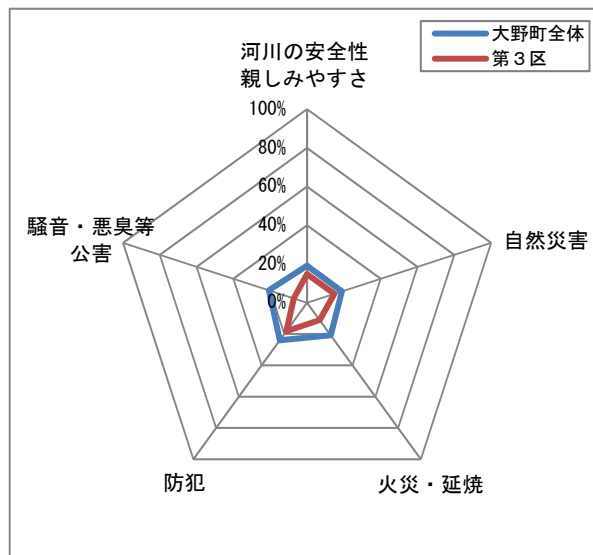
図 5-36 大野町土砂災害ハザードマップ

住民アンケート調査結果とまちづくりの課題

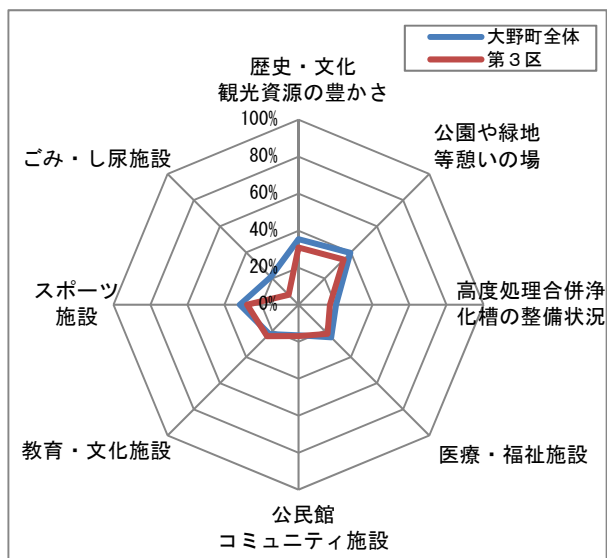
A：生活環境・住みやすさに対する不満度



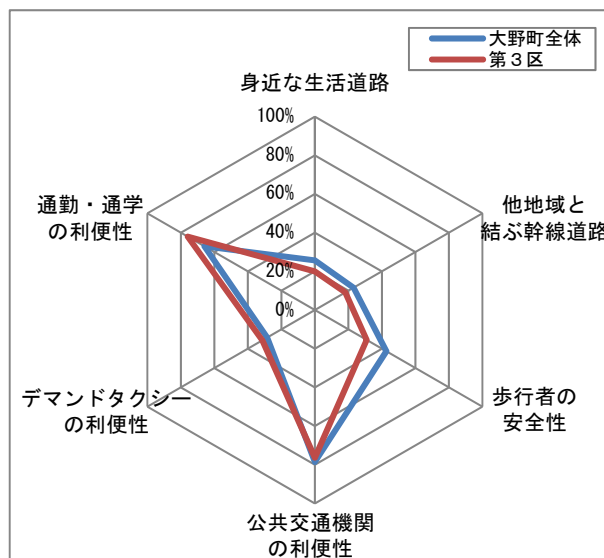
B：地域の安全性に対する不満度



C：公共施設に対する不満度



D：交通状況に対する不満度



生活環境・住みやすさでは、「就業の場、就業機会の充実度」「街並みの美しさや雰囲気」「買物の利便性」に対して不満と回答された方の割合が高くなっており、公共施設に対しては、「スポーツ施設」「公園や緑地等憩いの場」「歴史・文化、観光資源の豊かさ」に対して不満と回答された方の割合が高くなっています。また、交通状況では、「通勤・通学の利便性」「公共交通機関の利便性」の向上を求められている方の割合が高くなっています。

町全体と比較して、不満と回答された方の割合が比較的高いものは、生活環境における「就業」、公共施設における「教育・文化施設」、交通状況における「通勤・通学の利便性」の向上となっています。一方、「自然環境」や「公害」、「ごみ・し尿施設」や「歩行者の安全性」については、比較的低い割合となっています。

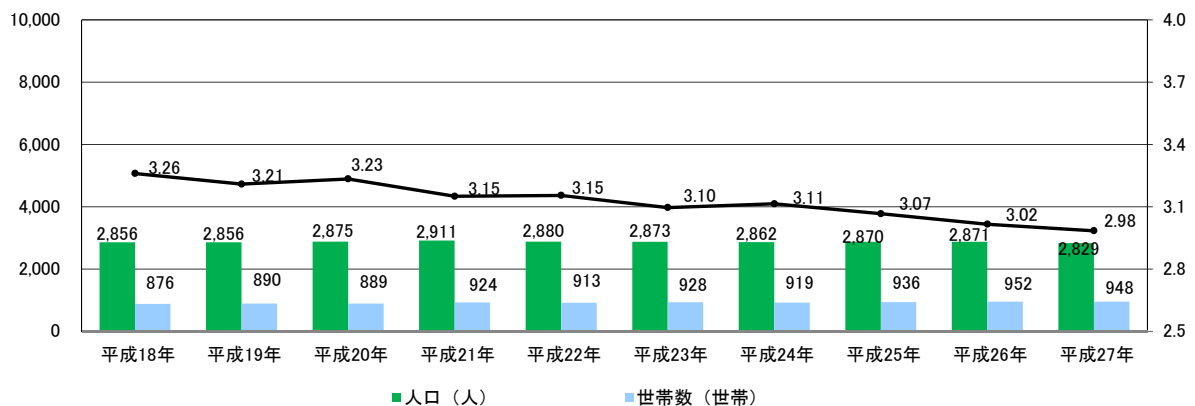
4. 大野町第4区

人口・世帯

第4区の人口は、増減を繰り返しながらほぼ横ばいで推移しており、平成27年（2015年）時点で2,829人となっています。

世帯数もほぼ横ばいで推移しており、平成27年（2015年）時点で948世帯となっており、1世帯あたりの人員は2.98人となっています。

本町全体の1世帯あたりの人員は、平成27年（2015年）時点で3.08人となっており、第4区は町全体と比べて1世帯あたりの人員数が少なく、核家族化の水準が高いと言えます。



出典：岐阜県人口動態統計調査（毎年12月1日）

図5-37 人口・世帯の推移

土地利用現況

第4区は、図5-38に示すように大きく2つの地域に分けられます。北部および北西部は山林と、山林の麓に集落を形成した農業地域、南部は水田・畑と住宅地等が入り混じった農業地域となっています。

土地利用の割合をみると、自然的土地利用の占める割合が75.2%と多く、そのうち農地の占める割合が32.2%、山林の占める割合が32.3%となっています。

また、都市的土地利用では、住宅用地の占める割合が8.4%と最も多くなっています。

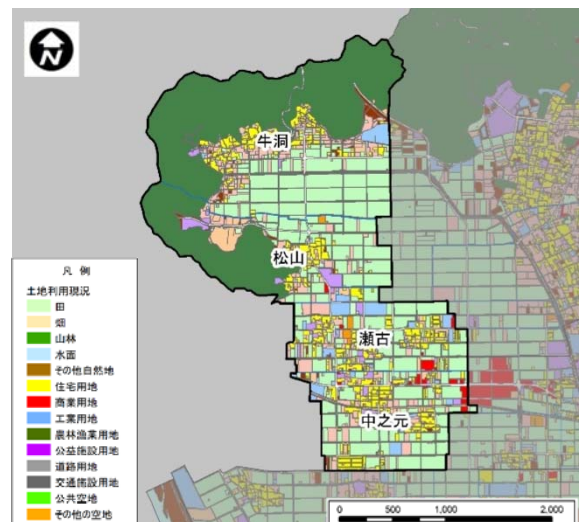


図5-38 土地利用現況図

なお、自然的土地利用と都市的土地利用の割合について町全体と比較すると、自然的土地利用の占める割合が高く、都市的土地利用の占める割合が低くなっており、自然・農・住が融合した緑豊かな居住空間を形成する地域となっています。

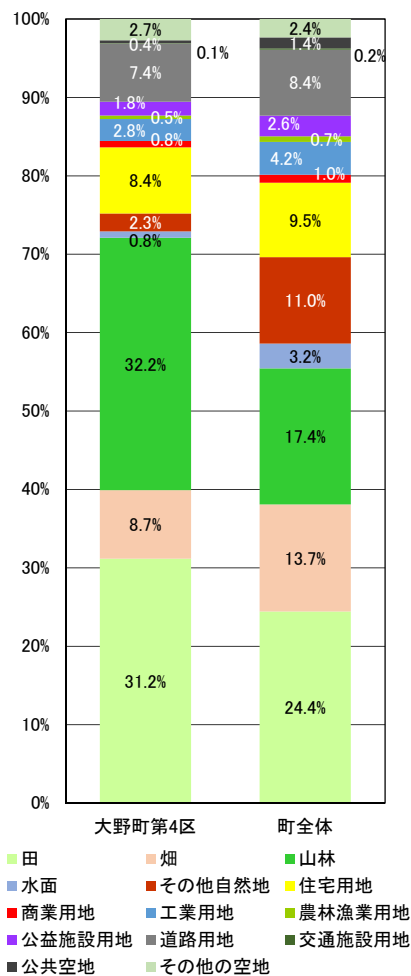


図 5-39 土地利用現況

表 5-21 土地利用現況

区分	種別	大野町第 4 区		町全体	
		面積 (ha)	比率 (%)	面積 (ha)	比率 (%)
自然的土地利用	田	147.16	31.2	834.69	24.4
	畑	41.25	8.7	467.03	13.7
	山林	152.08	32.2	593.13	17.4
	水面	3.83	0.8	107.68	3.2
	その他の自然地	10.85	2.3	376.90	11.0
小計		355.18	75.2	2,379.43	69.6
都市的土地利用	住宅用地	39.77	8.4	324.28	9.5
	商業用地	3.86	0.8	35.07	1.0
	工業用地	13.19	2.8	143.17	4.2
	農林漁業施設用地	2.13	0.5	24.33	0.7
	公益施設用地	8.29	1.8	90.03	2.6
	道路用地	35.12	7.4	287.84	8.4
	交通施設用地	0.24	0.1	5.76	0.2
	公共空地	1.70	0.4	47.50	1.4
	その他の空地	12.81	2.7	80.59	2.4
小計		117.12	24.8	1,038.57	30.4
総計		472.30	100.0	3,418.00	100.0

出典：平成 27 年度（2015 年度）都市計画基礎調査

※1) 現在の町の総面積は 3,420ha となっているが、都市計画区域の決定面積はまだ変更されていないため 3,418ha のままとした。

※2) 河川敷等、各地域に分類されない土地利用は除いて集計した。

土地利用規制

第 4 区は、北部および北西部の山林を除いて農業振興地域が指定されており、図 5-40 のとおり、農地のほとんどが農用地区域に指定されています。

また、都市計画法に基づく白地地域(用途地域が指定されていない地域)の形態規制が指定されており、山林部分は建ぺい率 60%、容積率 200%、その他の地域は建ぺい率 70%、容積率 400%となっています。

なお、主要幹線道路沿道は、東海環状自動車道の(仮称)大野・神戸インターチェンジの整備により新たに立地が懸念される建築物の規制と誘導を行い、良好な住環境の維持・形成を図るため、特定用途制限地域※が指定されています。

※特定用途制限地域

用途地域が定められていない区域（市街化調整区域を除く。）内において、その良好な環境の形成又は保持のため当該地域の特性に応じて合理的な土地利用が行われるよう、制限すべき特定の建築物等の用途の概要を定める地域。

参考-26

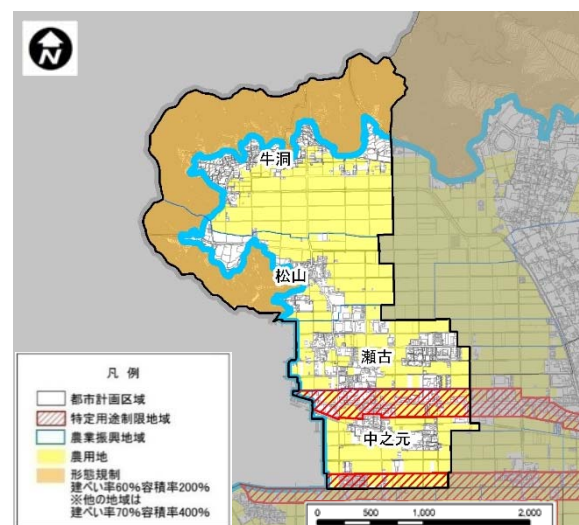


図 5-40 土地利用規制図

用途別建物現況

第4区の用途別建物現況の状況は、住居系建物が78.1%と最も多く、次いで工業系が9.5%、公共系が5.8%となっています。

また、本町の建物棟数に占める第4区の建物棟数比は、総棟数比10.9%、公共系比13.1%、工業系比11.1%、住居系比11.0%となっています。

地区別に見ると、最も棟数が多いのは中之元地区で第4区の建物の35.6%が立地しています。特に商業系の建物は第4区の66.2%が立地しており、中之元地区が第4区の商業中心地であることを表しています。

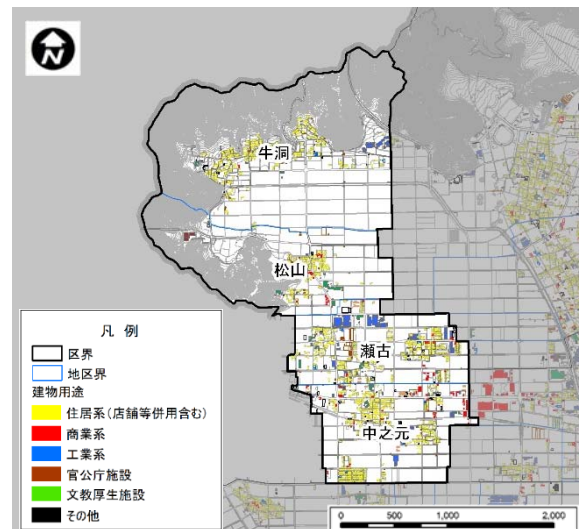


図5-41 用途別建物現況図

表5-22 地区別用途別建物現況

区名	地区名	住居系		商業系		工業系		公共系		その他		合計	
		棟数	比率(%)	棟数	比率(%)	棟数	比率(%)	棟数	比率(%)	棟数	比率(%)	棟数	比率(%)
大野町第4区	牛洞	525	79.8	2	0.3	63	9.6	24	3.6	44	6.7	658	100.0
	松山	285	74.2	8	2.1	12	3.1	57	14.8	22	5.7	384	100.0
	瀬古	660	75.6	14	1.6	124	14.2	42	4.8	33	3.8	873	100.0
	中之元	853	80.6	47	4.4	83	7.8	50	4.7	25	2.4	1,058	100.0
	小計	2,323	78.1	71	2.4	282	9.5	173	5.8	124	4.2	2,973	100.0
町全体		21,093	77.3	835	3.1	2,530	9.3	1,323	4.8	1,502	5.5	27,283	100.0

出典：平成27年度（2015年度）都市計画基礎調査

建築年別建物現況

建築年別建物現況を見ると、第4区では新耐震基準以前である昭和56年（1981年）以前の建物割合が57.6%となっており、町全体の53.7%を上回っています。

次に、地区別の新耐震基準以前の建物棟数比率をみると、松山地区で70%以上と高い水準となっているほか、牛洞地区59.0%、中之元地区56.8%、瀬古地区51.5%といずれの地区も半数の50%を超える割合となっています。

なお、新耐震基準以前の建物棟数では、中之元地区が351棟と、区全体の32.7%を占めています。

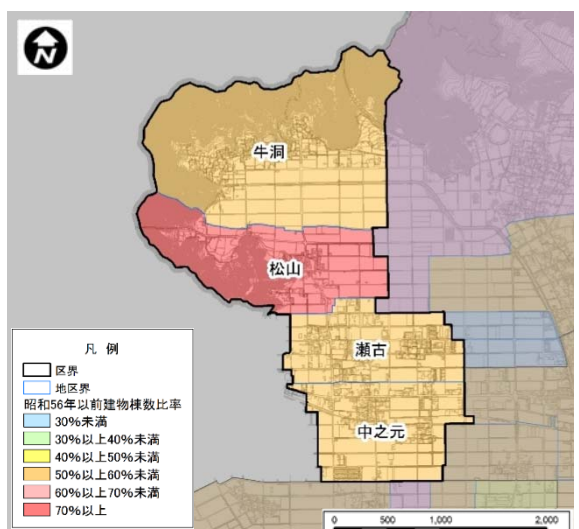


図5-42 昭和56年（1981年）以前建物棟数比率

表 5-23 地区別建築年別建物現況

区名	地区名	S45 年以前		S46 年～ S56 年		S57 年 以降		総計	
		棟数	比率 (%)	棟数	比率 (%)	棟数	比率 (%)	棟数	比率 (%)
大 野 町 区 第 4 区	牛 洞	152	34.9	105	24.1	179	41.1	436	100.0
	松 山	115	48.7	55	23.3	66	28.0	236	100.0
	瀬 古	117	20.4	178	31.1	278	48.5	573	100.0
	中 之 元	149	24.1	202	32.7	266	43.1	617	100.0
	小 計	533	28.6	540	29.0	789	42.4	1,862	100.0
町全体		4,541	28.6	3,992	25.1	7,359	46.3	15,892	100.0

※不明な建物を除く

出典：平成 27 年度（2015 年度）都市計画基礎調査

商業施設

第 4 区には商業施設（1,000㎡以上）およびコンビニエンスストアは立地していませんが、第 1 区に立地する商業施設から瀬古地区、中之元地区の一部が徒歩圏カバー圏域となっています。

なお、松山地区および牛洞地区は、全域が徒歩圏カバー圏外となっています。

※徒歩圏

「都市構造の評価に関するハンドブック」（平成 26 年（2014 年）8 月国土交通省都市局都市計画課）の「生活サービス施設」に採用された一般的な徒歩圏である半径 800m。

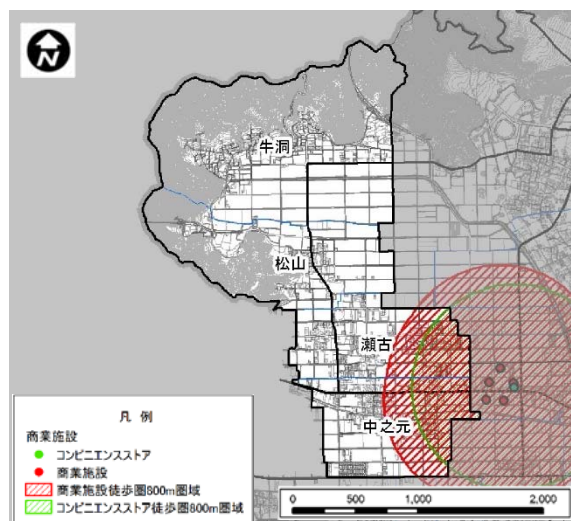


図 5-43 主な商業施設の位置と徒歩圏域図

道路

第 4 区内の幹線道路は、国道 1 路線、県道 2 路線で構成されており、国道 303 号と県道池田揖斐川大野線が東西に、県道中之元古川線が南北に通っています。

主な道路の日交通量は、国道 303 号が 12,567 台、県道池田揖斐川大野線が 10,306 台、県道中之元古川線が 2,101 台となっています。

また、都市計画道路は 3.4.3 大野揖斐川線が東西に計画されていますが現時点では未整備となっています。

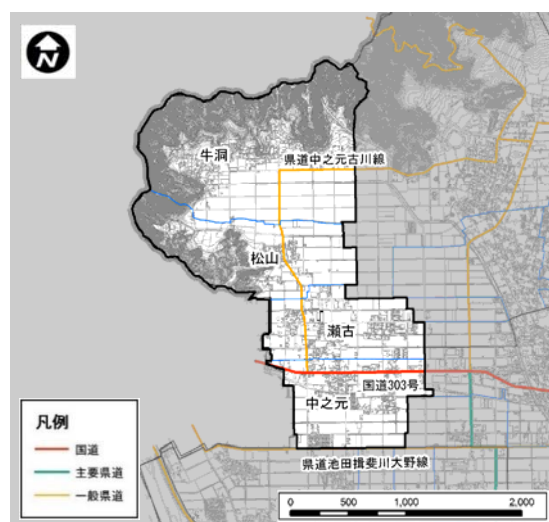


図 5-44 主要道路位置図

第4区内を通っている幹線道路のうち、3.4.3 大野揖斐川線（県道池田揖斐川大野線）は本町と周辺都市および町内各地域を結ぶ『都市連携軸』として、国道303号は町内各地域を結ぶ『地域連携軸』として位置付けられ、第4区のみならず、町全体の道路ネットワークの一翼として重要な役割を担っています。

その他、市街地や集落内は狭い道路が多く、線形の改良や道路幅員の拡幅などによる安全性の確保・向上を図ることが課題の一因となっています。

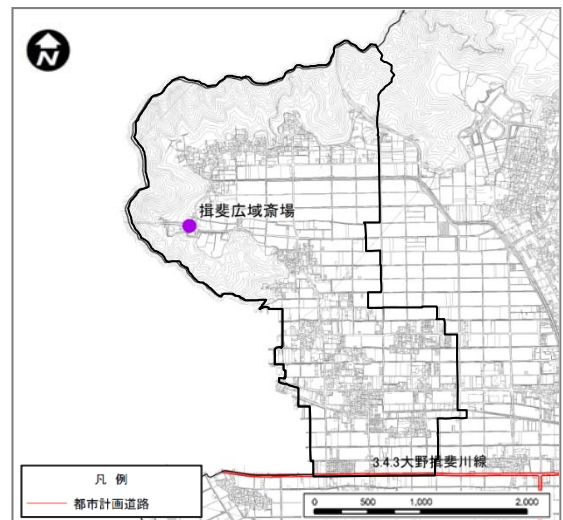


図5-45 都市計画道路網図

表5-24 大野町第4区の国道・県道

区分	道路名	交通量 (台/日)	混雑 度	起点	終点
国道	国道303号	12,757	0.97	岐阜市	福井県若狭町
県道	県道中之元古川線	2,101	0.26	大野町	大野町
	県道池田揖斐川大野線	10,306	0.99	池田町	大野町

表5-25 大野町第4区の都市計画道路

区分	道路名	計画	事業中	整備・概成済
都市計画道路	3.4.3 大野揖斐川線	4,140m	—	—

出典：平成27年度（2015年度）都市計画基礎調査

公共交通

本町には、3事業者による5路線のバスが運行されていますが、すべての路線が第1区と第2区との境界部にある大野バスセンターを起点としており、本町と岐阜市、大垣市、瑞穂市、揖斐川町と連絡しています。

第4区内では、大野バスセンターを起終点とする揖斐川町コミュニティバス1路線が通過し、本町と揖斐川町を結んでいます。

バス停からの徒歩圏域800mの状況を見ると、第4区内の南部が一部カバーされていますが、牛洞地区全域と松山地区の大部分はバス路線がない空白地帯となっています。

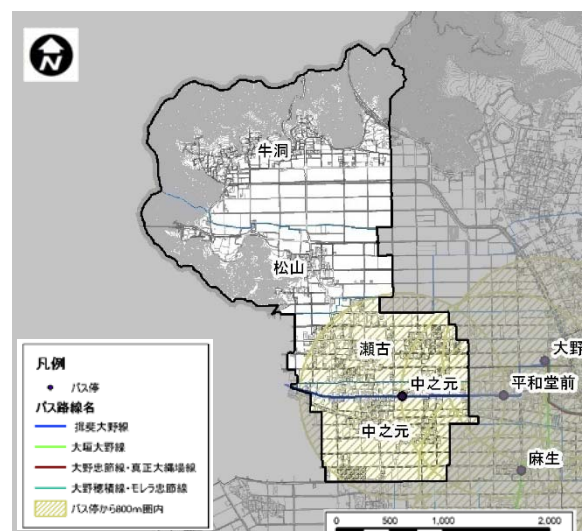


図5-46 公共交通（バス路線）網図

公園・緑地等

第4区の公園・緑地、広場は、全部で4箇所、総面積39,380㎡となっており、町全体の公園・緑地、広場面積の約14%を占めており、人口1人あたりの整備面積は13.9㎡/人であり、都市公園の人口1人あたりの公園整備基準（10㎡/人）を上回っています。

公園の配置状況は、第4区南部で瀬古ふれあい広場、中央部で松山水辺公園、松山ふれあい広場、北部でやまびこ公園が配置されていますが、面積規模では北部で少ない状況となっています。

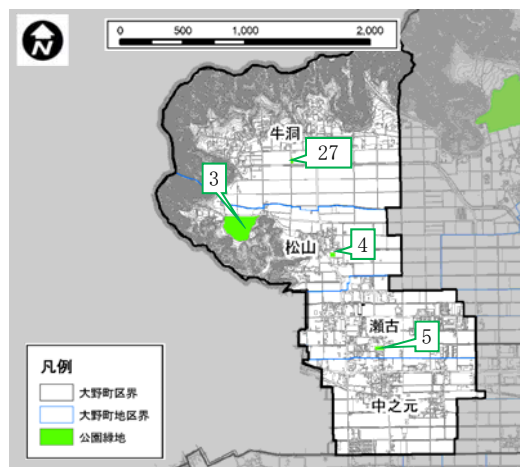


図5-47 公園・緑地等位置図

表5-26 公園・緑地等一覧表

番号	名称	面積(㎡)	番号	名称	面積(㎡)
3	松山水辺公園	34,700	5	瀬古ふれあい広場	1,700
4	松山ふれあい広場	2,180	27	やまびこ公園	800
合 計					39,380

※番号は全体構想掲載番号

出典：大野町ホームページ

防災

第4区には浸水想定区域は含まれていませんが、指定避難所は区内中央部および南部に4箇所指定されています。

表5-27 大野町第4区指定避難所

番号	名称
17	西小学校
18	西保育園
19	西郡地区農村集落多目的施設 (第4公民館)
20	揖斐郡消防組合防災センター

※番号は全体構想掲載番号 出典：大野町ホームページ

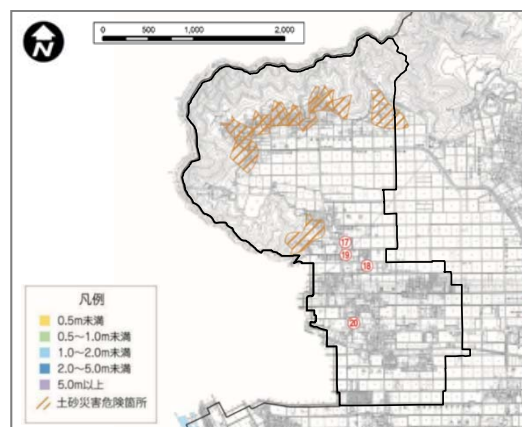


図5-48 大野町洪水ハザードマップ

北部の山間部の広い範囲に土砂災害警戒区域（土石流）が指定されているほか、一部箇所では、土砂災害特別警戒区域（土石流）に指定されています。なお、第4区では浸水が想定されている地区はありません。

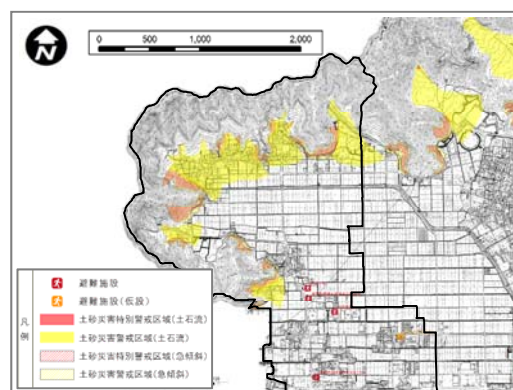
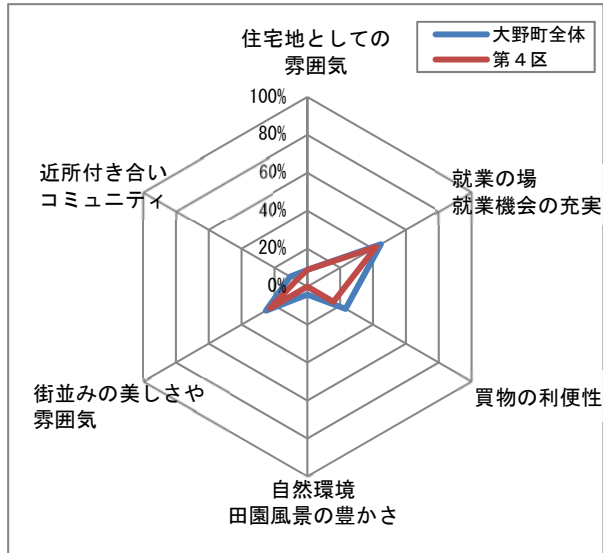


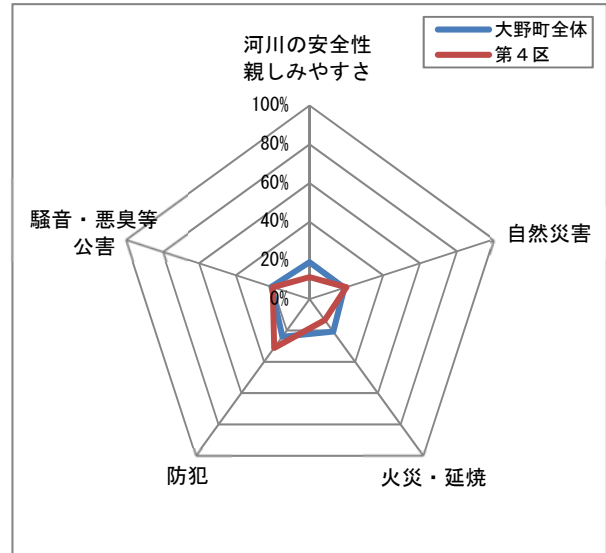
図5-49 大野町土砂災害ハザードマップ

住民アンケート調査結果とまちづくりの課題

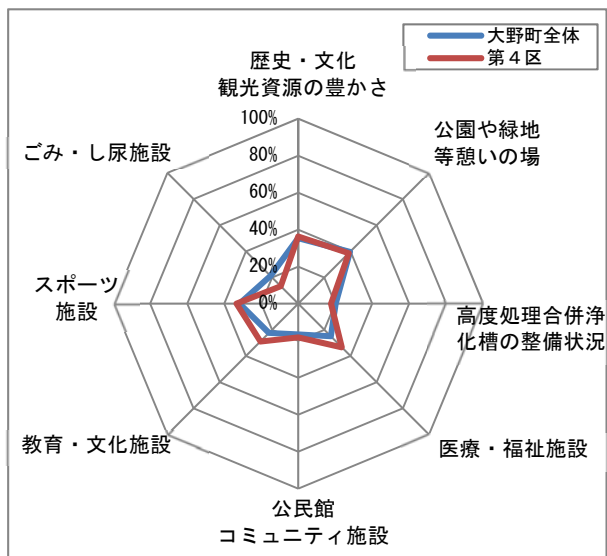
A：生活環境・住みやすさに対する不満度



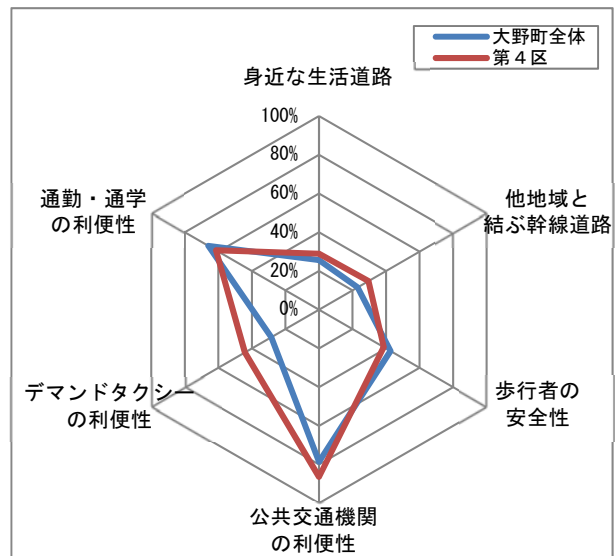
B：地域の安全性に対する不満度



C：公共施設に対する不満度



D：交通状況に対する不満度



生活環境・住みやすさでは、「就業の場、就業機会の充実度」「街並みの美しさや雰囲気」に対して不満と回答された方の割合が高くなっており、地域の安全性では「防犯」に対して不満と回答された方の割合が高くなっています。また、公共施設に対しては、「スポーツ施設」「公園や緑地等憩いの場」「歴史・文化、観光資源の豊かさ」「医療・福祉施設」に対して不満と回答された方の割合が高くなっており、交通状況では、「通勤・通学の利便性」「公共交通機関の利便性」の向上を求められている方の割合が高くなっています。

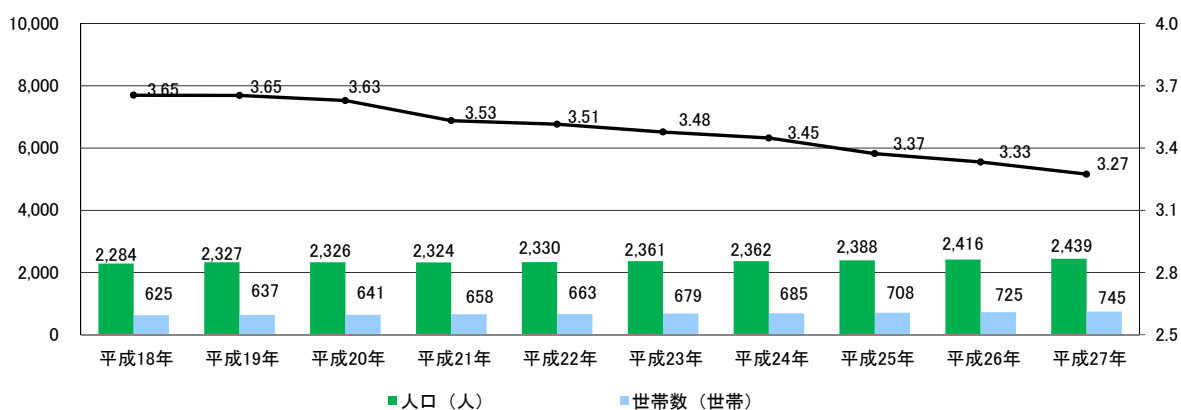
町全体と比較して、不満と回答された方の割合が比較的高いものは、安全性における「防犯」、公共施設における「教育・文化施設」「医療・福祉施設」、交通状況における「他地域と結ぶ幹線道路」「デマンドタクシーの利便性」の向上となっています。一方、「自然環境」や「買物の利便性」、「河川の安全性」「火災・延焼」や「ごみ・し尿施設」については、比較的低い割合となっています。

5. 大野町第5区

人口・世帯

第5区の人口は、概ね増加傾向であり、平成27年（2015年）時点で2,439人となっています。世帯数も、一貫して増加傾向であり、平成27年（2015年）時点で745世帯となっており、1世帯あたりの人員は3.27人となっています。

本町全体の1世帯あたりの人員は、平成27年（2015年）時点で3.08人となっており、第5区は町全体と比べて1世帯あたりの人員数が多いですが、一貫して減少傾向が続いています。



出典：岐阜県人口動態統計調査（毎年12月1日）

図5-50 人口・世帯の推移

土地利用現況

第5区は、図5-51に示すように集落の周辺に水田や畑が分布する農業地域となっています。また、工業施設は小衣斐地区北部および公郷地区の揖斐川沿いに集積している状況です。

土地利用の割合をみると、自然的土地利用の占める割合が68.1%と多く、そのうち田の割合が50.2%と半分以上を占め、畑の占める割合が13.3%となっています。

また、都市的土地利用では、住宅用地の占める割合が10.6%と最も多くなっています。

なお、土地利用の割合を町全体と比較すると、山林の占める割合が僅かとなっている一方、田の占める割合が倍以上高く、平坦な田園空間を形成する地域となっています。

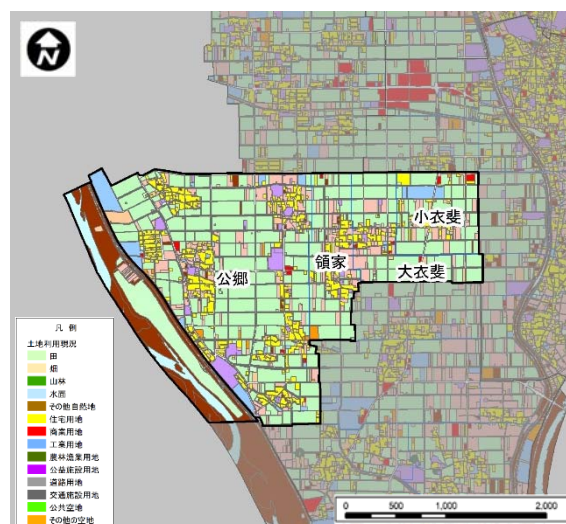
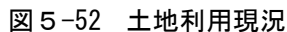


図5-51 土地利用現況図

区分	種別	大野町第5区		町全体	
		面積 (ha)	比率 (%)	面積 (ha)	比率 (%)
自 然 的 土地利用	田	177.81	50.2	834.69	24.4
	畑	47.21	13.3	467.03	13.7
	山林	0.09	0.0	593.13	17.4
	水面	4.17	1.2	107.68	3.2
	その他の自然地	11.82	3.3	376.90	11.0
	小計	241.11	68.1	2,379.43	69.6
都 市 的 土地利用	住宅用地	37.63	10.6	324.28	9.5
	商業用地	1.82	0.5	35.07	1.0
	工業用地	13.06	3.7	143.17	4.2
	農林漁業施設用地	3.90	1.1	24.33	0.7
	公益施設用地	10.47	3.0	90.03	2.6
	道路用地	35.96	10.2	287.84	8.4
	交通施設用地	0.00	0.0	5.76	0.2
	公共空地	2.01	0.6	47.50	1.4
	その他の空地	8.32	2.3	80.59	2.4
	小計	113.15	31.9	1,038.57	30.4
	総計	354.26	100.0	3,418.00	100.0

※1) 現在の町の総面積は 3,420ha となっているが、都市計画区域の決定面積はまだ変更されていないため 3,418ha のままとした。

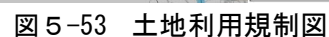
※2) 河川敷等、各地域に分類されない土地利用は除いて集計した。



第5区は、全域に農業振興地域が指定されており、
図5-53のとおり農地のほとんどが農用地区域とな
っています。

また、都市計画道路沿道は、東海環状自動車道の（仮称）大野・神戸インターチェンジの整備により新たに立地が懸念される建築物の規制と誘導を行い、良好な住環境の維持・形成を図るため、特定用途制限地域※が指定されています。

用途地域が定められていない区域（市街化調整区域を除く。）内において、その良好な環境の形成又は保持のため当該地域の特性に応じて合理的な土地利用が行われるよう、制約すべき特定の建築物等の用途の概要を定める地域。



用途別建物現況

第5区の用途別建物現況の状況は、住居系建物が77.9%と最も多く、次いで工業系は6.8%、公共系は5.6%となっています。

また、本町の建物棟数に占める第5区の建物棟数比は、総棟数比10.3%、住居系比10.4%、工業系比7.6%、商業系比7.2%となっています。

地区別に見ると、最も棟数が多いのは公郷地区で第5区の建物の73.3%が立地しています。特に公共系の建物は第5区の75.5%が立地するとともに、住居系の建物は74.7%、工業系の建物は74.0%が立地しています。

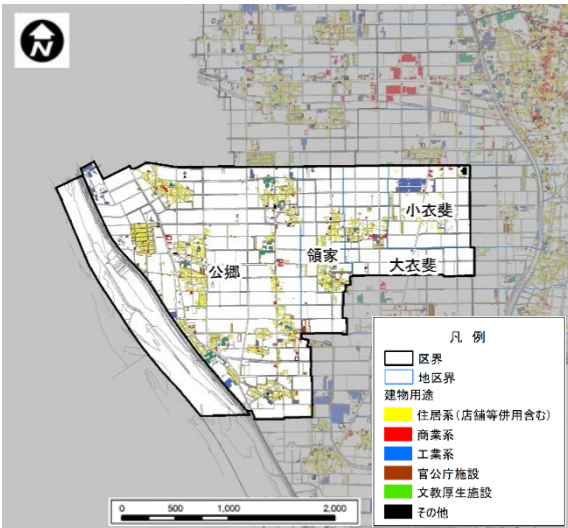


図5-54 用途別建物現況図

表5-29 地区別用途別建物現況

区名	地区名	住居系		商業系		工業系		公共系		その他		合計	
		棟数	比率(%)	棟数	比率(%)	棟数	比率(%)	棟数	比率(%)	棟数	比率(%)	棟数	比率(%)
大野町 第5区	公郷	1,641	79.5	32	1.5	142	6.9	120	5.8	130	6.3	2,065	100.0
	小衣斐	169	69.8	15	6.2	34	14.0	9	3.7	15	6.2	242	100.0
	大い斐	148	76.3	8	4.1	15	7.7	11	5.7	12	6.2	194	100.0
	領家	239	75.2	5	1.6	1	0.3	19	6.0	54	17.0	318	100.0
	小計	2,197	77.9	60	2.1	192	6.8	159	5.6	211	7.5	2,819	100.0
町全体		21,093	77.3	835	3.1	2,530	9.3	1,323	4.8	1,502	5.5	27,283	100.0

出典：平成27年度（2015年度）都市計画基礎調査

建築年別建物現況

建築年別建物現況を見ると、第5区では新耐震基準以前である昭和56年（1981年）以前の建物割合が54.1%となっており、町全体の53.7%を上回っています。

次に、地区別の新耐震基準以前の建物棟数比率をみると、領家地区で60%以上と高い水準となっているほか、公郷地区54.2%、大い斐地区51.3%といずれも半数の50%を超える割合となっています。

なお、新耐震基準以前の建物棟数では、公郷地区が722棟と、区全体の74.3%を占めています。

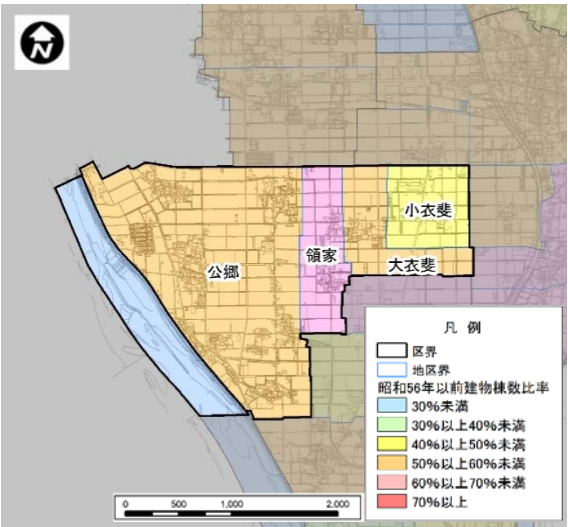


図5-55 昭和56年（1981年）以前建物棟数比率

表 5-30 地区別建築年別建物現況

区名	地区名	S45 年以前		S46 年～ S56 年		S57 年 以降		総計	
		棟数	比率 (%)	棟数	比率 (%)	棟数	比率 (%)	棟数	比率 (%)
大 野 町 区 第 5 区	公 郷	432	32.4	290	21.8	610	45.8	1,332	100.0
	小 衣 斐	43	30.1	21	14.7	79	55.2	143	100.0
	大 衣 斐	38	32.5	22	18.8	57	48.7	117	100.0
	領 家	89	43.4	37	18.0	79	38.5	205	100.0
	小 計	602	33.5	370	20.6	825	45.9	1,797	100.0
町全体		4,541	28.6	3,992	25.1	7,359	46.3	15,892	100.0

※不明な建物を除く

出典：平成 27 年度（2015 年度）都市計画基礎調査

商業施設

第 5 区には商業施設（1,000㎡以上）およびコンビニエンスストアは立地していませんが、第 1 区に立地する商業施設から小衣斐地区、大衣斐地区および領家地区の一部が徒歩圏カバー圏域となっています。

また、第 6 区に立地するコンビニエンスストアからは、領家地区および公郷地区の一部が徒歩圏カバー圏域となっています。

※徒歩圏

「都市構造の評価に関するハンドブック」（平成 26 年（2014 年）8 月国土交通省都市局都市計画課）の「生活サービス施設」に採用された一般的な徒歩圏である半径 800m。

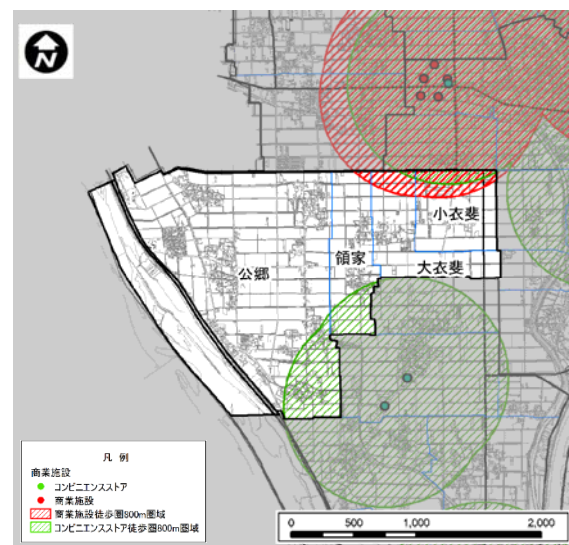


図 5-56 主な商業施設の位置と徒歩圏域図

道路

第 5 区内の幹線道路は、県道 3 路線で構成されており、県道池田揖斐川大野線が東西に、県道岐阜県南大野線および県道本庄揖斐川線が南北に通っています。

主な道路の日交通量は、県道池田揖斐川大野線が 10,306 台、県道岐阜県南大野線が 5,353 台、県道本庄揖斐川線が 2,099 台となっています。

また、都市計画道路は 3.4.3 大野揖斐川線および 3.5.7 大野池田線が東西に、3.4.8 大垣神戸大野線が南北に計画されていますが現時点では未整備となっています。

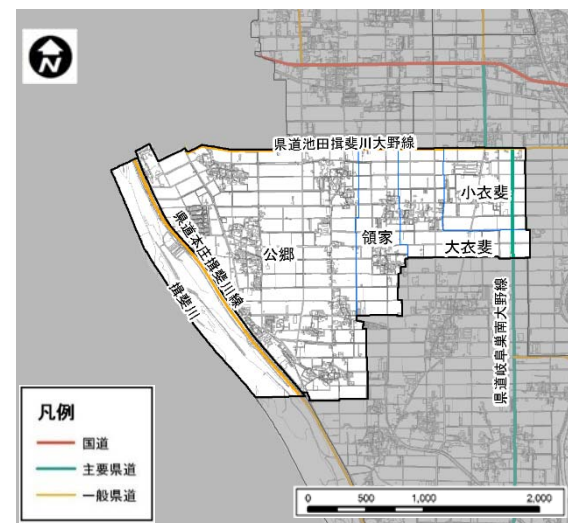


図 5-57 主要道路位置図

第5区内を通っている幹線道路のうち、3.4.3 大野揖斐川線（県道池田揖斐川大野線）および 3.4.8 大垣神戸大野線（県道岐阜巣南大野線）は、本町と周辺都市および町内各地域を結ぶ『都市連携軸』として、3.5.7 大野池田線は町内各地域を結ぶ『地域連携軸』として位置付けられ、第5区のみならず、町全体の道路ネットワークの一翼として重要な役割を担っています。

その他、市街地や集落内は狭あい道路が多く、線形の改良や道路幅員の拡幅などによる安全性の確保・向上を図ることが課題の一因となっています。

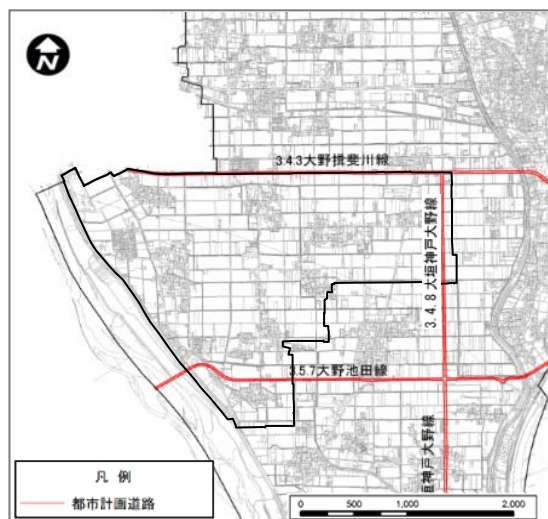


図5-58 都市計画道路網図

表5-31 大野町第5区の国道・県道

区分	道路名	交通量 (台/日)	混雑 度	起点	終点
県道	県道岐阜巣南大野線	5,353	0.44	瑞穂市	大野町
	県道本庄揖斐川線	2,099	1.87	大野町	揖斐川町
	県道池田揖斐川大野線	10,306	0.99	池田町	大野町

表5-32 大野町第5区の都市計画道路

区分	道路名	計画	事業中	整備・概成済
都市計画道路	3.4.3 大野揖斐川線	4,140m	—	—
	3.5.7 大野池田線	4,490m	—	—
	3.4.8 大垣神戸大野線	4,980m	—	—

出典：平成27年度（2015年度）都市計画基礎調査

公共交通

本町には、3事業者による5路線のバスが運行されていますが、すべての路線が第1区と第2区との境界部にある大野バスセンターを起点としており、本町と岐阜市、大垣市、瑞穂市、揖斐川町と連絡しています。

第5区内では、大野バスセンターを起終点とする民営路線バス1路線が通過し、本町と大垣市を結んでいます。

バス停からの徒歩圏域 800mでは、第5区内の東部が概ねカバーされていますが、領家地区の一部と公郷地区の大部分が空白地帯となっています。

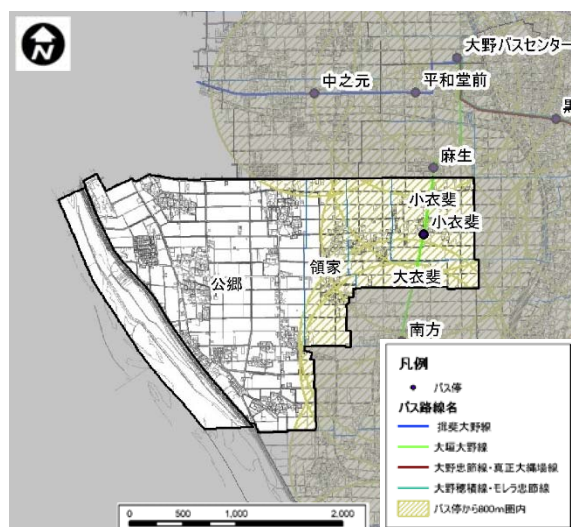


図5-59 公共交通（バス路線）網図

公園・緑地等

第5区の公園・緑地、広場は、全部で3箇所、総面積28,545㎡となっており、町全体の公園・緑地、広場面積の約11%を占めています。人口1人あたりの整備面積は10.1㎡/人であり、都市公園の人口1人あたりの公園整備基準（10㎡/人）を上回っています。

なお、公園の配置状況は、区内東部には条里公園、中央部にはうぐいす公園、西部には大野揖斐川パークが配置されています。

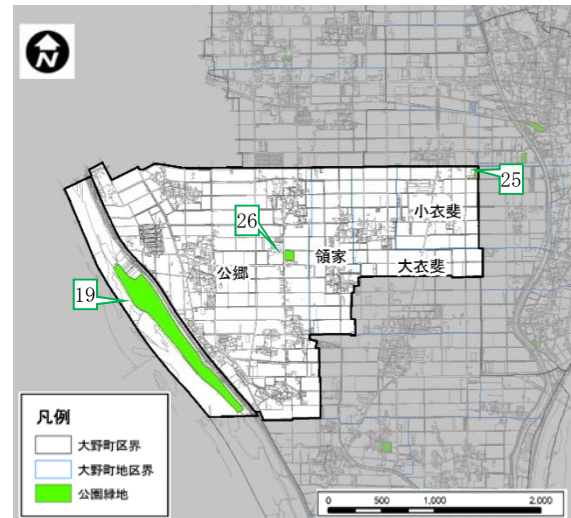


図5-60 公園・緑地等位置図

表5-33 公園・緑地等一覧表

番号	名称	面積(㎡)	番号	名称	面積(㎡)
19	大野揖斐川パーク	20,300	26	うぐいす公園	4,995
25	条里公園	3,250	合 計		28,545

※番号は全体構想掲載番号

出典：大野町ホームページ

防災

ハザードマップによると、根尾川が氾濫した場合、大い斐の一部で0.5m未満の浸水が想定されている以外、第5区の大半では浸水はありません。

その他、第5区内には現在3箇所の指定避難所があり、区内中央部および西部に位置しており、東部の洪水浸水想定区域近辺には確保されていない状況となっています。

表5-34 大野町第5区指定避難所

番号	名称
21	中小学校
22	揖東中学校
23	鶯地区農村集落多目的施設 (第5公民館)

※番号は全体構想掲載番号 出典：大野町ホームページ

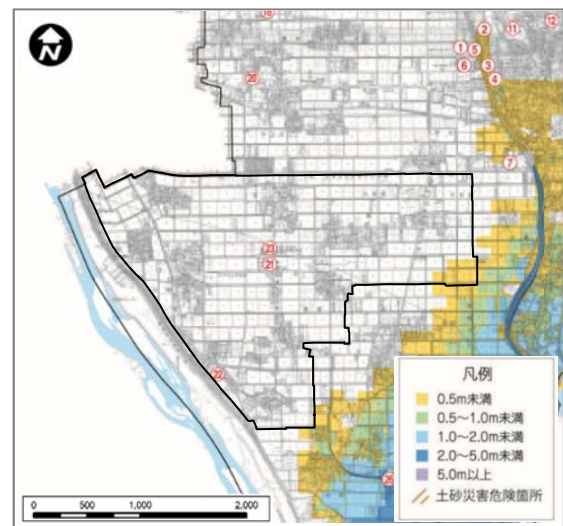
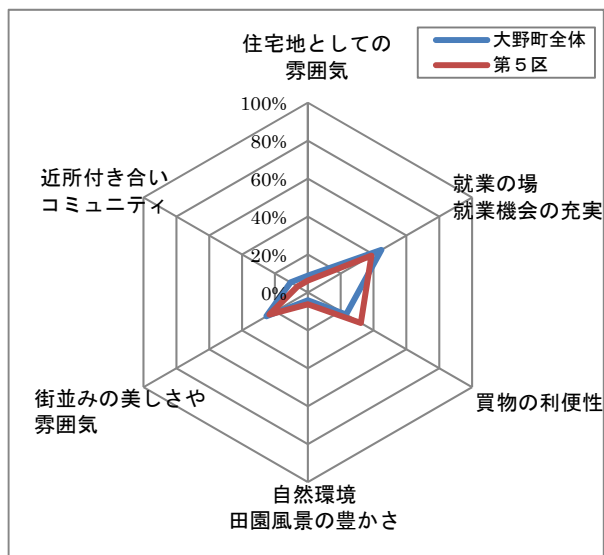


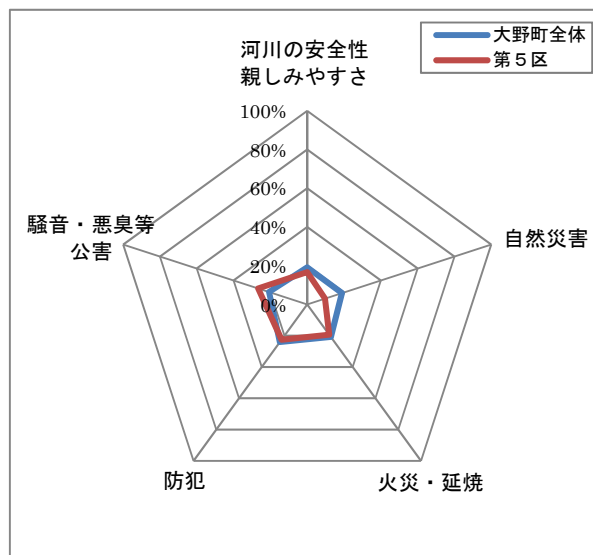
図5-61 大野町洪水ハザードマップ

住民アンケート調査結果とまちづくりの課題

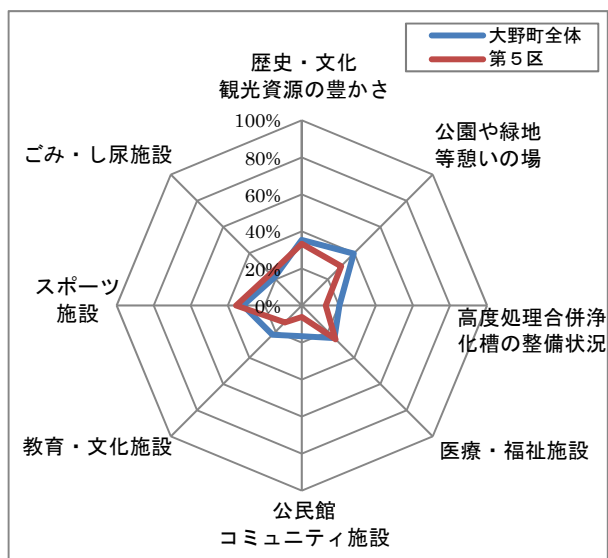
A：生活環境・住みやすさに対する不満度



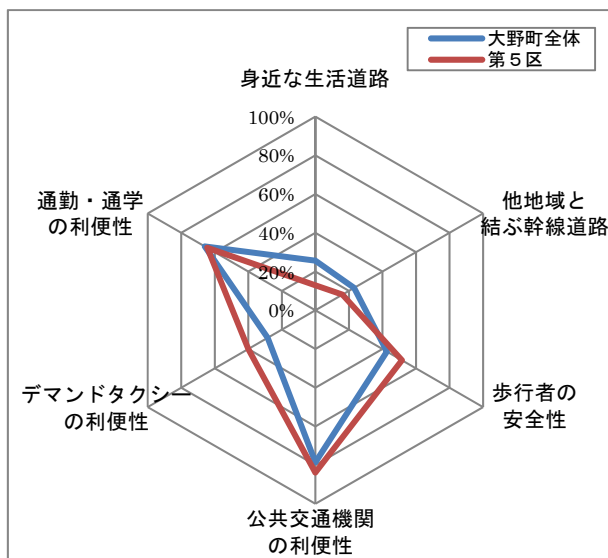
B：地域の安全性に対する不満度



C：公共施設に対する不満度



D：交通状況に対する不満度



生活環境・住みやすさでは、「就業の場、就業機会の充実度」「街並みの美しさや雰囲気」「買物の利便性」に対して不満と回答された方の割合が高くなっており、公共施設に対しては、「スポーツ施設」「歴史・文化、観光資源の豊かさ」「医療・福祉施設」に対して不満と回答された方の割合が高くなっています。また、交通状況では「通勤・通学の利便性」「公共交通機関の利便性」の向上を求められている方の割合が高くなっています。

町全体と比較して、不満と回答された方の割合が比較的高いものは「買物の利便性」、「公害」、「歩行者の安全性」や「デマンドタクシーの利便性」の向上となっています。一方、「自然災害」や「公園・緑地」、「教育・文化施設」「公民館」や「生活道路」については、比較的低い割合となっています。

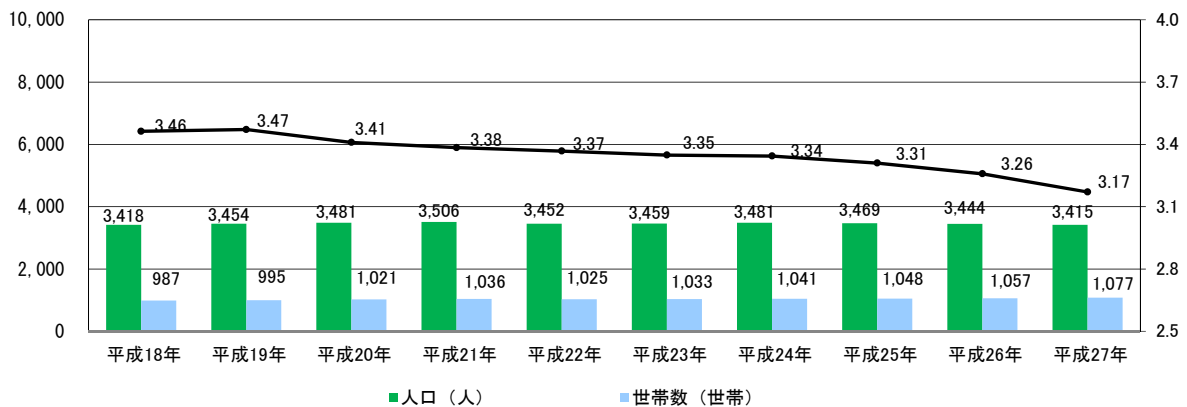
6. 大野町第6区

人口・世帯

第6区の人口は、ほぼ横ばいで推移しており、平成27年（2015年）時点で3,415人となっています。

世帯数は、概ね増加傾向であり、平成27年（2015年）時点で1,077世帯となっており、1世帯あたりの人員は3.17人となっています。

本町全体の1世帯あたりの人員は、平成27年（2015年）時点で3.08人となっており、第6区は町全体と比べて1世帯あたりの人員は多いですが、一貫して減少傾向となっています。



出典：岐阜県人口動態統計調査（毎年12月1日）

図5-62 人口・世帯の推移

土地利用現況

第6区は、図5-63に示すように水田・畑と住宅地等が入り混じった農業地域となっています。また、工業施設は区内の北部に分散して立地している状況です。

土地利用の割合をみると、自然的土地利用の占める割合が63.6%と多く、そのうち田の占める割合が31.6%、畑の占める割合が24.3%となっています。

また、都市的土地利用では、道路用地の占める割合が10.8%と最も多く、住宅用地は10.4%となっています。

なお、土地利用の割合について町全体と比較すると、山林の占める割合が僅かとなっている一方、農地の占める割合が高くなっており、平坦な田園空間を形成する地域となっています。

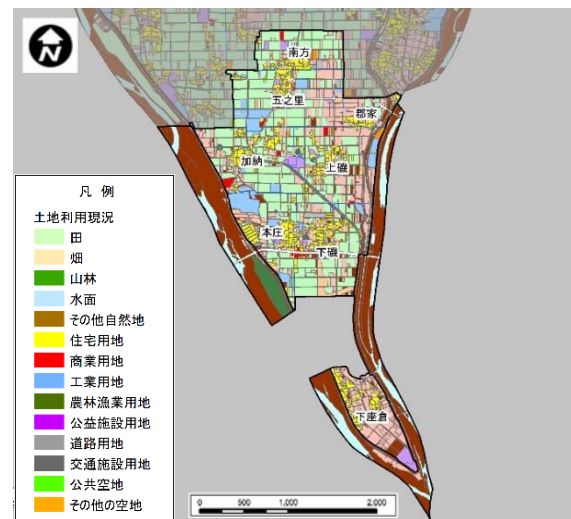


図5-63 土地利用現況図

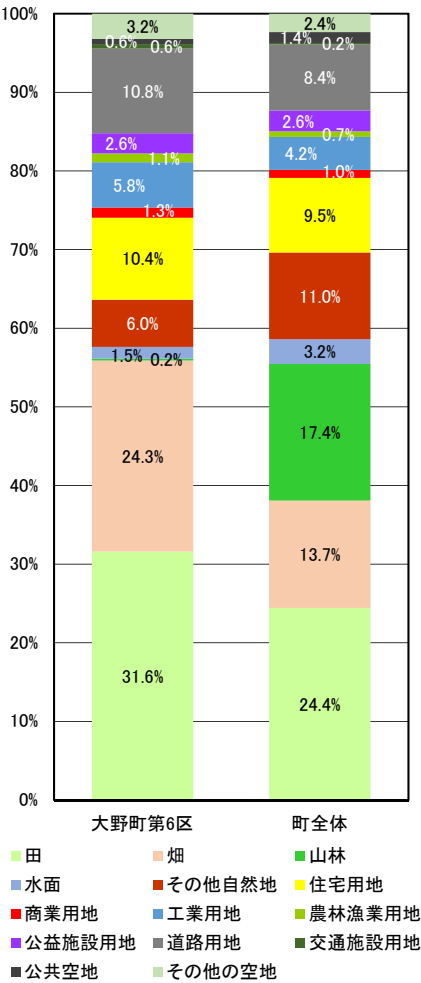


図 5-64 土地利用現況

表 5-35 土地利用現況

区分	種別	大野町第 6 区		町全体	
		面積 (ha)	比率 (%)	面積 (ha)	比率 (%)
自然的 土地利用	田	153.69	31.6	834.69	24.4
	畑	118.16	24.3	467.03	13.7
	山林	1.15	0.2	593.13	17.4
	水面	7.25	1.5	107.68	3.2
	その他の自然地	29.27	6.0	376.90	11.0
	小計	309.53	63.6	2,379.43	69.6
都市的 土地利用	住宅用地	50.69	10.4	324.28	9.5
	商業用地	6.29	1.3	35.07	1.0
	工業用地	28.00	5.8	143.17	4.2
	農林漁業施設用地	5.51	1.1	24.33	0.7
	公益施設用地	12.45	2.6	90.03	2.6
	道路用地	52.40	10.8	287.84	8.4
	交通施設用地	2.78	0.6	5.76	0.2
	公共空地	3.15	0.6	47.50	1.4
	その他の空地	15.71	3.2	80.59	2.4
	小計	176.97	36.4	1,038.57	30.4
総計		486.50	100.0	3,418.00	100.0

出典：平成 27 年度（2015 年度）都市計画基礎調査

- ※1) 現在の町の総面積は 3,420ha となっているが、都市計画区域の決定面積はまだ変更されていないため 3,418ha のままとした。
- ※2) 河川敷等、各地域に分類されない土地利用は除いて集計した。

土地利用規制

第 6 区は、全域に農業振興地域が指定されており、図 5-65 のとおり農地のほとんどが農用地区域となっています。

また、都市計画道路沿道は、東海環状自動車道の（仮称）大野・神戸インターチェンジの整備により新たに立地が懸念される建築物の規制と誘導を行い、良好な住環境の維持・形成を図るため、特定用途制限地域※が指定されています。

※特定用途制限地域

用途地域が定められていない区域（市街化調整区域を除く。）内において、その良好な環境の形成又は保持のため当該地域の特性に応じて合理的な土地利用が行われるよう、制限すべき特定の建築物等の用途の概要を定める地域。



図 5-65 土地利用規制図

用途別建物現況

第6区の用途別建物現況の状況は、住居系建物が72.6%と最も多く、次いで工業系は13.1%、公共系は3.9%となっています。

また、本町の建物棟数に占める第6区の建物棟数比は、総棟数比16.0%、住居系比15.1%、工業系比22.7%、商業系比14.1%となっています。

地区別に見ると、最も棟数が多いのは本庄地区で第6区の建物の22.7%が立地しています。次いで加納地区の16.0%、下磯地区の14.6%と各地区に分散して立地しています。

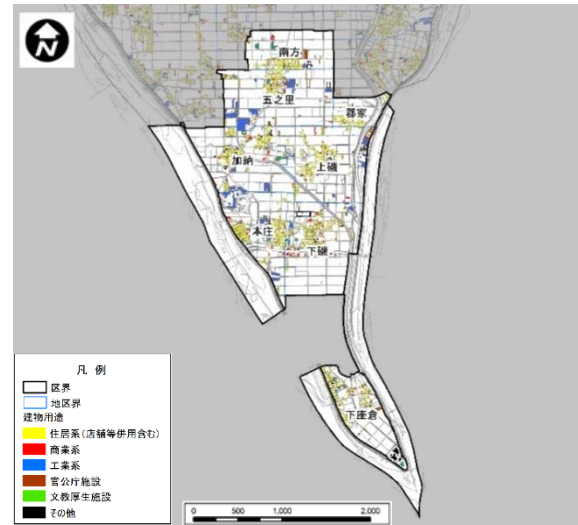


図5-66 用途別建物現況図

表5-36 地区別用途別建物現況

区名	地区名	住居系		商業系		工業系		公共系		その他		合計	
		棟数	比率(%)	棟数	比率(%)	棟数	比率(%)	棟数	比率(%)	棟数	比率(%)	棟数	比率(%)
大野町第6区	下磯	481	75.5	31	4.9	63	9.9	23	3.6	39	6.1	637	100.0
	下座倉	339	71.5	2	0.4	27	5.7	18	3.8	88	18.6	474	100.0
	加納	507	72.2	16	2.3	96	13.7	40	5.7	43	6.1	702	100.0
	郡家	140	87.0	0	0.0	1	0.6	8	5.0	12	7.5	161	100.0
	五之里	302	59.0	23	4.5	145	28.3	17	3.3	25	4.9	512	100.0
	上磯	453	74.5	16	2.6	74	12.2	17	2.8	48	7.9	608	100.0
	南方	201	71.0	9	3.2	19	6.7	12	4.2	42	14.8	283	100.0
	本庄	752	75.7	21	2.1	149	15.0	37	3.6	35	3.5	994	100.0
小計		3,175	72.6	118	2.7	574	13.1	172	3.9	332	7.6	4,371	100.0
町全体		21,093	77.3	835	3.1	2,530	9.3	1,323	4.8	1,502	5.5	27,283	100.0

出典：平成27年度（2015年度）都市計画基礎調査

建築年別建物現況

建築年別建物現況を見ると、第6区では新耐震基準以前である昭和56年（1981年）以前の建物割合が46.7%となっており、町全体の53.7%を下回っています。

次に、地区別の新耐震基準以前の建物棟数比率をみると、南方地区および下座倉地区で60%以上と高い水準となっているほか、郡家地区57.0%、加納地区54.8%といずれも半数の50%を超える割合となっています。

なお、新耐震基準以前の建物棟数では、加納地区が226棟と、区全体の19.1%を占めています。

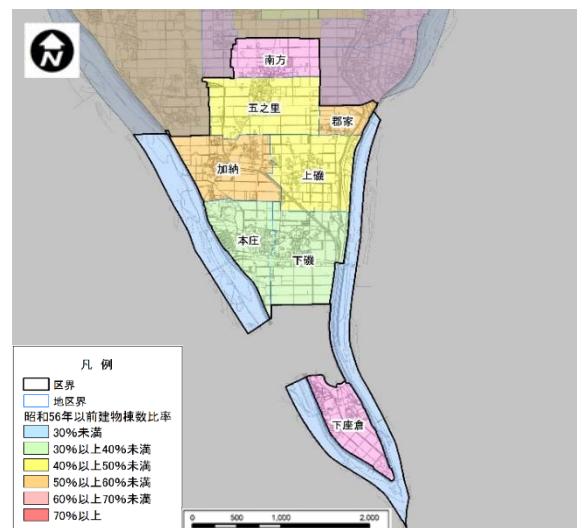


図5-67 昭和56年（1981年）以前建物棟数比率図

表 5-37 地区別建築年別建物現況

区名	地区名	S45 年以前		S46 年～ S56 年		S57 年 以降		総計	
		棟数	比率 (%)	棟数	比率 (%)	棟数	比率 (%)	棟数	比率 (%)
大 野 町 区 第 6 区	下 磯	77	20.4	58	15.4	242	64.2	377	100.0
	下 座 倉	87	32.3	79	29.4	103	38.3	269	100.0
	加 納	146	35.4	80	19.4	186	45.1	412	100.0
	郡 家	46	43.0	15	14.0	46	43.0	107	100.0
	五 之 里	67	22.7	57	19.3	171	58.0	295	100.0
	上 磯	78	20.2	106	27.5	202	52.3	386	100.0
	南 方	74	44.8	30	18.2	61	37.0	165	100.0
	本 庄	100	18.9	86	16.3	343	64.8	529	100.0
	小 計	675	26.6	511	20.1	1,354	53.3	2,540	100.0
町全体		4,541	28.6	3,992	25.1	7,359	46.3	15,892	100.0

※不明な建物を除く

出典：平成 27 年度（2015 年度）都市計画基礎調査

商業施設

第 6 区には商業施設（1,000㎡以上）は立地しておりませんが、コンビニエンスストアは、県道岐阜県南大野線と県道岐阜関ヶ原線の交差点に店舗が立地している他、五之里地区に 2 店舗立地しており、下座倉地区を除く第 6 区のほぼ全域が徒歩圏 800m でカバーされています

※徒歩圏

「都市構造の評価に関するハンドブック」（平成 26 年（2014 年）8 月国土交通省都市局都市計画課）の「生活サービス施設」に採用された一般的な徒歩圏である半径 800m。

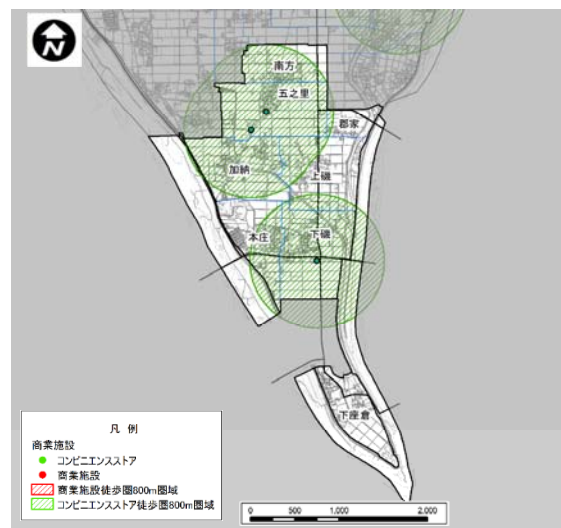


図 5-68 主な商業施設の位置と徒歩圏域図

道路

第 6 区内の幹線道路は県道 3 路線で構成されており、県道岐阜関ヶ原線が東西に、県道岐阜県南大野線および県道本庄揖斐川線が南北に通っています。主な道路の日交通量は、県道岐阜関ヶ原線が 15,800 台、県道岐阜県南大野線が 5,353 台、県道本庄揖斐川線が 2,099 台となっています。

また、第 6 区内には、都市計画道路が 4 路線計画決定されており、東海環状自動車道は事業中に、3.3.1 池田岐阜線は整備済みとなっています。その他、3.5.7 大野池田線が東西に、3.4.8 大垣神戸

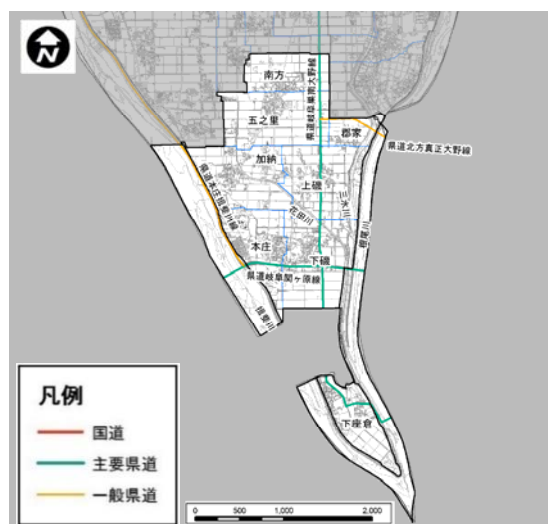


図 5-69 主要道路位置図

大野線が南北に計画されていますが現時点では未整備となっています。

第6区内を通っている幹線道路のうち、東海環状自動車道は『広域幹線道路』として、3.3.1 池田岐阜線および3.4.8 大垣神戸大野線（県道岐阜県南大野線）は、本町と周辺都市および町内各地域を結ぶ『都市連携軸』として、3.5.7 大野池田線は町内各地域を結ぶ『地域連携軸』として位置付けられ、第6区のみならず、町全体の道路ネットワークの一翼として重要な役割を担っています。



図5-70 都市計画道路網図

表5-38 大野町第6区の国道・県道

区分	道路名	交通量 (台/日)	混雑 度	起点	終点
県道	県道岐阜関ヶ原線	15,800	1.07	岐阜市	関ヶ原町
	県道岐阜県南大野線	5,353	0.44	瑞穂市	大野町
	県道本庄揖斐川線	2,099	1.87	大野町	揖斐川町

表5-39 大野町第6区の都市計画道路

区分	道路名	計画	事業中	整備・概成済
都市計画道路	3.3.1 池田岐阜線	1,720m	—	1,720m
	3.5.7 大野池田線	4,490m	—	—
	3.4.8 大垣神戸大野線	4,980m	—	—
	1.3.1 東海環状自動車道	500m	500m	—

出典：平成27年度（2015年度）都市計画基礎調査

公共交通

本町には、3事業者による5路線のバスが運行されていますが、すべての路線が第1区と第2区との境界部にある大野バスセンターを起点としており、本町と岐阜市、大垣市、瑞穂市、揖斐川町と連絡しています。

第6区内では、大野バスセンターを起終点とする民営路線バス3路線が通過し、本町と岐阜市や大垣市を結んでいます。

バス停からの徒歩圏域 800mでは、第6区内の北部は概ねカバーされていますが、下座倉地区は空白地帯となっています。

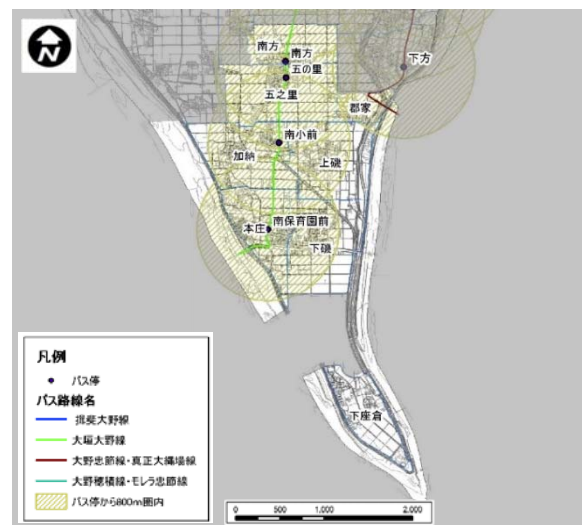


図5-71 公共交通（バス路線）網図

公園・緑地等

第6区の公園・緑地、広場は、全部で2箇所、総面積14,910㎡となっており、町全体の公園・緑地、広場面積の約6%を占めています。人口1人あたりの整備面積は4.4㎡/人であり、都市公園の人口1人あたりの公園整備基準(10㎡/人)を下回っています。

公園の配置状況は、第6区北部に揖斐二度ザクラ公園、中央部にバラ公園が配置されていますが、南部では公園・緑地、広場等が不足している状況です。

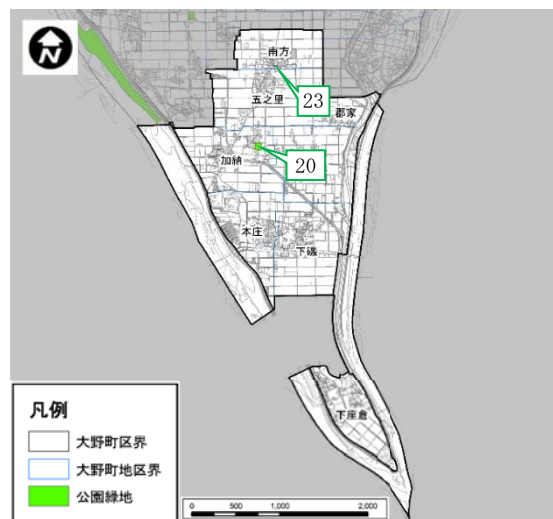


図5-72 公園・緑地等位置図

表5-40 公園・緑地等一覧表

番号	名称	面積(㎡)	番号	名称	面積(㎡)
20	バラ公園	9,610	23	揖斐二度ザクラ公園	5,300
合 計					14,910

※番号は全体構想掲載番号

出典：大野町ホームページ

防災

ハザードマップによると、根尾川が氾濫した場合、大半の地区で1m以上の浸水が想定され、下磯地区の一部と下座倉地区では5m以上の浸水が想定されています。

その他、区内には現在5箇所の指定避難所があり、区内中央部および南部位置しており、北部の洪水浸水想定区域近辺には確保されていない状況となっています。

表5-41 大野町第6区指定避難所

番号	名称
24	南小学校
25	南保育園
26	川合地区農村集落多目的施設（第6公民館）
27	下座倉公民館
28	西濃環境整備組合

※番号は全体構想掲載番号 出典：大野町ホームページ

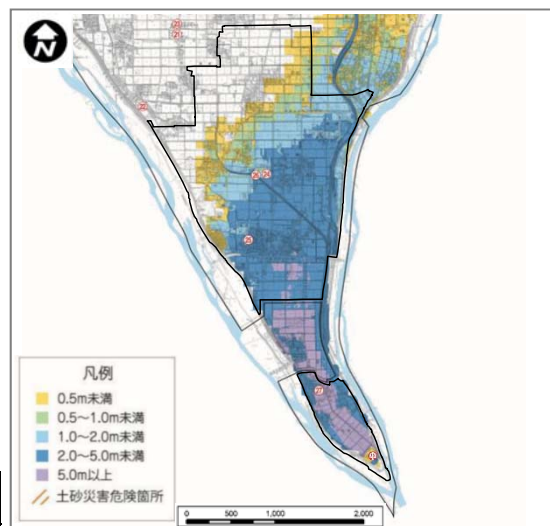
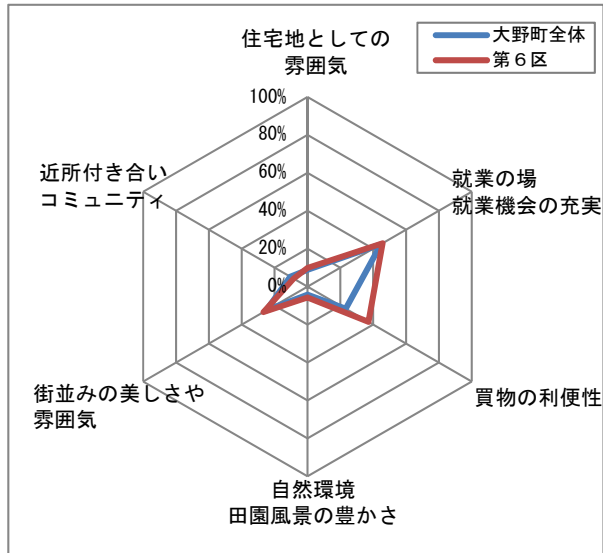


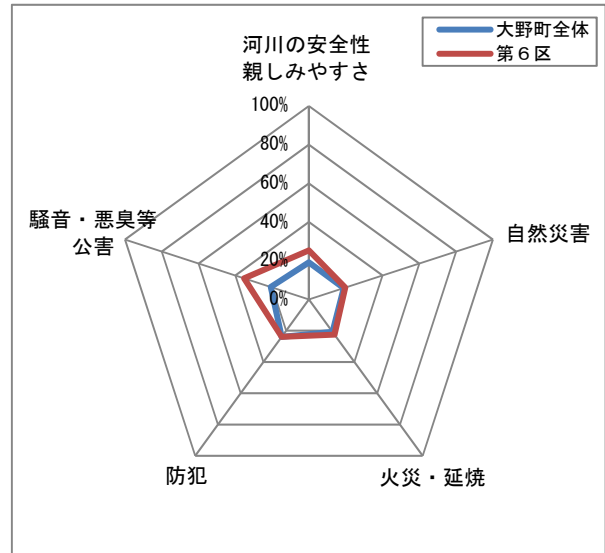
図5-73 大野町洪水ハザードマップ

住民アンケート調査結果とまちづくりの課題

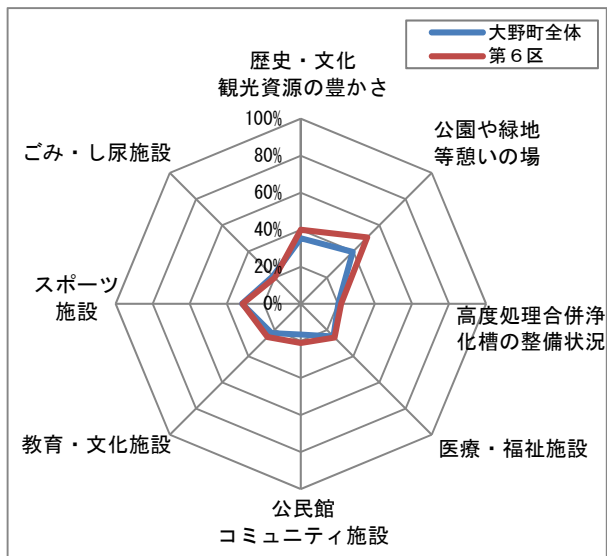
A：生活環境・住みやすさに対する不満度



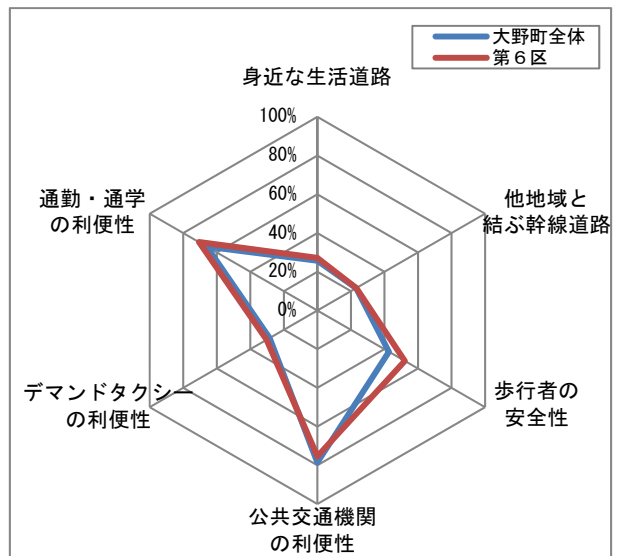
B：地域の安全性に対する不満度



C：公共施設に対する不満度



D：交通状況に対する不満度



生活環境・住みやすさでは、「就業の場、就業機会の充実度」「街並みの美しさや雰囲気」「買物の利便性」に対して不満と回答された方の割合が高くなっており、地域の安全性では「騒音・悪臭等公害」に対して不満と回答された方の割合が高くなっています。また、公共施設では、「公園や緑地等憩いの場」「歴史・文化、観光資源の豊かさ」に対して不満と回答された方の割合が高くなっており、交通状況では「通勤・通学の利便性」「公共交通機関の利便性」の向上を求められている方の割合が高くなっています。

町全体と比較して、不満と回答された方の割合が比較的高いものは「公園や緑地等憩いの場」や「騒音・悪臭等公害」、「買物の利便性」や「歩行者の安全性」の向上となっています。

卷 末 資 料

1 用語の解説

	用 語	概 説
あ	アクセス	接近、進入する意味。ある目的地への交通手段などのこという。
	アダプトシステム	住民や地元企業が「里親」として一定区画の道路や河川、公園等を自らの養子（アダプト）とみなし、定期的清掃活動などを行う仕組みのこと。
	エコタウン	廃棄物の排出抑制・減量、省エネルギーや資源の有効利用などをまちづくりの主眼に置く計画等に用いられる呼称。
か	急傾斜地危険箇所	がけの斜面角度 30 度以上、かつ高さが 5m 以上のがけ地のうち、崩壊の恐れがあるとして法律により知事が指定した区域。
	狭あい道路	幅員がせまく、自動車の通行に支障を来す道路。
	橋梁長寿命化計画	重要なインフラの一つである橋梁は、昭和の高度成長時代に多くが建設され、老朽化が進んでいるため、橋梁の状態を把握し、予防的な補修等を進めることで、橋梁の長寿命化を図るとともに、費用の縮減と予算の平準化を達成することを目的に策定する計画。
	クリーン農業	自然環境に優しいクリーン農業技術を導入し、農薬や化学肥料の使用を必要最小限にとどめて、より安全で高品質な農産物づくりを目指す農業のこと。
	経営耕地面積	農家が経営する耕地（田、畑、樹園地の計）の面積をいう。経営耕地は自己所有地と借入耕地に区分される。
	合計特殊出生率	出生率計算の際の分母の人口数を、出産可能年齢（15～49 歳）の女性に限定し、年齢ごとの出生率を足し合わせ、一人の女性が生涯、何人の子供を産むのかを推計したもの。
	交流人口	外部からある地域に何らかの目的（観光、通勤・通学、ショッピング、レジャー、スポーツ、アミューズメントなど幅広い訪問動機）で訪れる人口のこと。
	交通結節点	駅前広場が整備されバスやタクシーが乗り入れる駅や、空港、港、インターチェンジなど複数あるいは異種の交通手段の接続が行われる場所。交通機関・手段の接続機能のほか、都市機能の誘導・集積を促進させ拠点地区を形成する「拠点形成機能」や都市の顔を形成する「ランドマーク機能」を担う。
	高度処理型合併浄化槽	合併処理浄化槽のうち、普通より性能が良い（放流水 BOD：10mg/リットル以下、窒素：10mg/リットル以下、浮遊物質：10mg/リットル以下）機能を有するもの。
さ	コンパクト	小型でまとまっているさま、無駄を省いて小さくまとめているさま、簡潔であること。
	サイン	目印・表示・標識などをいうが、特に、不特定多数の利用者を対象として公的機関が設置し、日常社会生活の中で主として行動の指標となる情報を伝えるものとして、公的サインがある。

	用 語	概 説
	市街地開発事業	地方公共団体などが、一定の地域について、総合的な計画に基づき、公共施設、宅地や建築物の整備を一体的に行う、面的な市街地の開発。土地地区画整理事業、市街地再開発事業などが該当。
	市街化区域	都市計画区域のうち、「既に市街地が形成されている区域」と、「概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図る区域」。用途地域などを定め、秩序ある市街地形成を図るとともに、市街化を促進する都市施設を定め、市街地開発事業などによって整備、開発を積極的に進めるべき区域とされる。
	市街化調整区域	都市計画区域のうち、「市街化を抑制すべき区域」。市街化調整区域内では、原則として、農林漁業用の建物等を除き開発行為は許可されず、また用途地域を定めないこととされ、市街化を促進する都市施設も定めないものとされている。
	住宅ストック	ある一時点におけるすべての住宅の数。対になる言葉としては「フロー」があり、これはある一定期間に供給される住宅の量のこと。
	条里制	古代の土地地区画制度。六町（約654メートル）四方の区画を里と呼び、里を東西に連ねたものを条と呼ぶ。里をさらに一町四方に区画したものを坪と呼ぶ。
	白地地域	都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域。
	人口集中地区（DID）	一定の基準により都市的地域を定めたものであり、国勢調査の調査区を基本単位として、①原則として人口密度が40人/ha以上、②それらに隣接した地域の人口が5,000人以上となる地域
	スプロール	市街地が無計画に郊外へ拡大し、無秩序な市街地を形成すること。道路や下水道等の都市施設が整備されないまま低質な市街地が形成され、防災上、環境上の問題を生ずるのみでなく、市街地環境を改善するにあたって公共投資の非効率化を招くなど、社会的、経済的な困難を生ずることが弊害として挙げられる。
	生産年齢人口	15歳から64歳までの人口のこと。
	線引き	都市計画区域を、計画的に市街化を図る市街化区域と、市街化を抑制する市街化調整区域に分けること。都市計画法では「市街化区域及び市街化調整区域との区分（あるいは「区域区分」）」と称している。
	ゾーン	区域や地域の意。あるまとまった領域のことという。
た	地区計画	都市計画法に定められた制度のひとつで、地区の特性にふさわしい良好な都市環境の維持・形成を図るために、必要な事項を定める制度。ある地区が目指す将来像を示したり、生活道路の配置や建築物の建て方のルールなどを定める。住民等の意見を反映して、その地区独自のきめ細かなまちづくりルールを定めることができる。
	調整池	短時間の集中的な降雨などにより、増水しつつある河川への洪水流出量を抑制するための施設。

	用 語	概 説
	低炭素社会	二酸化炭素の排出が少ない社会。
	堤防護岸	潮位の上昇や高い波が陸上に侵入してこないように、土をもりあげて、コンクリートなどで覆った構造物の総称をいう。護岸は、土をもりあげずに高さを変えないように海岸線をコンクリートなどで覆った構造物をいう。
	デマンドタクシー	乗客の希望時間帯、乗車場所などの要望（デマンド）に、安価な料金で応える交通サービスの一種。
	特定用途制限地域	都市計画法に基づく地域地区の一つで、用途地域が定められていない地域（市街化調整区域を除く）において、良好な環境の形成・保持の観点から、望ましくない用途の建築物などの建築を制限する地域。
	都市計画基礎調査	都市計画法第 6 条により、都市計画区域について概ね 5 年ごとに実施する調査。都市計画区域内における人口規模、産業分類別就業人口の規模、市街地の面積、土地利用、交通量等、現況及び将来の見通しについて調査する。
	都市計画道路	都市の骨格を形成し、安心して安全な市民生活と機能的な都市活動を確保する、都市交通における最も基幹的な都市施設として都市計画法に基づいて計画決定された道路。
	都市計画公園	都市計画区域内において、都市計画法 11 条の都市施設として都市計画決定された公園。公園の種別としては、街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園、広域公園、特殊公園があるが、公園の機能に応じた規模の適正化を図るため、公園種別に応じた規模を基準として定める。公園、緑地、広場、墓園その他の公共空地に関する都市計画は、面積が 10ha 以上については広域的見地から決定すべき都市施設又は根幹的都市施設として都道府県知事が、その他については区市町村が定める。
	都市計画区域	都市計画法とその関連法令の適用を受けるべき土地の区域。具体的には、自然的及び社会的条件並びに人口、土地利用、交通量等の現況及び推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域について都道府県が指定する。
	都市計画法	都市計画の内容およびその決定手続き、開発許可制・建築制限などの都市計画制限、都市計画事業の認可・施行などについて定めた法律。
	土砂災害警戒区域	急傾斜地の崩壊、土石流、地すべり等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域。
	土砂災害特別警戒区域	急傾斜の崩壊に伴う土石等の移動等により建築物に作用する力の大きさが、通常の建築物が土石等の移動に対して住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある崩壊を生ずることなく耐えることのできる力を上回る区域。
	土石流危険渓流	土石流が発生する恐れがあると認められた川や沢をいう。

	用 語	概 説
	土地区画整理事業	都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るために行われる土地の区画形質の変更や公共施設の整備を図る事業。土地区画整理事業の基本的な仕組みは、土地の所有者が道路、公園など公共施設用地を生み出すために土地の一部を提供（減歩）し、宅地の形を整えて交付（換地）するものである。
な	南海トラフ	四国の南の海底にある水深 4,000m 級の深い溝（トラフ）のこと。非常に活発で大規模な地震発生帯である。
	年少人口	0 歳から 14 歳までの人口のこと。
	農業振興地域	農業振興地域の整備に関する法律（農振法）に基づき、優良農地の確保を中心とした総合的かつ計画的な農業の振興を目指すための制度を適用する区域。この法律に基づき、農用地利用計画や、農業生産基盤の整備や近代化の計画、農村環境の整備の計画等を定める。
	農地転用	田畑などの農地を宅地などの農地以外の目的に使用するために土地利用を変更すること。
	農用地区域	農振法に基づき、農業振興地域内において今後相当長期にわたり農業上の利用を確保すべき土地として、市町村が農業振興地域整備計画で用途（農地、採草放牧地等）を定めて設定する区域。
は	バリアフリー	障がい者や高齢者が行う諸活動に不便な障壁（バリアー）を取り除くこと。例えば、階段の代わりに緩やかなスロープをつけたり、道路の段差をなくしたりすること。
	フレーム	枠組みのこと。広義では、都市計画をはじめ、行政の施策や民間の事業計画を定めるうえでの基本的な枠組みを意味する。また、都市計画における狭義の「フレーム」とは、人口や世帯構成、産業生産額の規模、市街地や建築物の床面積などの規模等、都市計画を定めるうえでの基本的大枠となる数値目標のことをいう。
	ポケットパーク	道路沿道の公共用地を活用してつくった小公園。
ま	木育	木材のよさやその利用の意義を学ぶ教育。木材や森林との関わりあいから、知育、徳育、体育の 3 つの側面を効果的に育むものとされる。
や	優良農地	集団的に存在している農地、農業に対する公共投資の対象となった農地、農業生産性の高い農地など良好な営農条件を備えている農地のこと。
	用途地域	都市計画法及び建築基準法に定められ、主として市街化区域内において住居、商業、工業など市街地の枠としての土地利用を定めるもので、第一種低層住居専用地域をはじめ 12 種類がある。用途地域制度が目的としているのは、適切な土地利用計画に基づく建築物の規制、誘導であり、用途混在や建築物の過密化を防止することにより、適正かつ合理的な土地利用を実現していく。都市計画決定権者は市町村であり、都道府県はその決定に対して同意を行う。

	用 語	概 説
	用途純化	地域の特性に応じて、住宅、業務、商業、工業の各施設の混在を抑制し、適切な都市環境の実現を図ること。
ら	ランドマーク	視覚的にある特定地域の景観を特徴づける目印のこと。特徴的な建築物や構造物など都市のシンボルとして位置づけられる目印。
	老年人口	人口の高齢化を示す指標の 1 つで、総人口に占める老年人口(65 歳以上人口)の割合。
	6 次産業化	農業や水産業などの第一次産業が食品加工・流通・販売にも業務展開している経営形態を表す。

2 策定経過

平成	月日	議会	審議会等	庁内組織	県関係機関	町民参加等	概要
28年	3月8日	●					町議会説明（全体構想）
	3月					●	町民アンケート
	9月6日	●					町議会説明（策定基本スキーム）
	10月7日				●		県事前調整（現況・全体構想）
	10月29日					●	公聴会（参加者24名）
	11月9日				●		県事前調整（現況・全体構想）
	12月6日	●					町議会説明（策定基本スキーム）
	12月13日				●		県事前調整（地域別構想・実現化方策）
	12月14日			●			庁内合同会議
29年	1月5日				●		県事前調整（地域別構想・実現化方策）
	1月17日			●			庁内合同会議
	1月24日				●		県事前調整（素案）
	1月25日			●			庁内意見聴取
	3月1日	●					町議会説明（マスタープラン概要）
	3月27日～ 4月10日					●	パブリックコメント募集 （意見提出者2名2件）
	3月30日～ 4月24日				●		県事前調整 （県関係各課意見聴取）
	5月2日				●		県事前調整への回答提出
	5月9日			●			庁内意見聴取
	5月22日			●			県から事前調整終了の通知
	6月7日			●			庁内意見再聴取
	6月30日				●		県事前調整後の修正提出
	8月23日		●				町都市計画審議会へ諮問
	8月29日		●				町都市計画審議会から答申
	9月5日		●				揖斐都市計画協議会報告
	9月6日	●					町議会報告（マスタープラン策定）
	9月15日					●	計画策定

3 大野町都市計画審議会

(1) 審議会条例

○大野町都市計画審議会条例

平成12年3月17日

条例第25号

(設置)

第1条 都市計画行政の円滑な運営を図るため、大野町都市計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 本町が定める都市計画に関すること。
- (2) 都市計画について本町が提出する意見に関すること。
- (3) その他町長が都市計画上必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、次に掲げる者のうちから、町長が任命する委任をもって組織する。

- (1) 識見を有する者 4人以内
 - (2) 町議会の議員 4人以内
 - (3) 関係行政機関若しくは県の職員又は住民 2人以内
- 2 前項第1号につき任命される委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任することができる。

(臨時委員)

第4条 審議会に特別の事項を審議させるため、必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

- 2 臨時委員は、町長が任命する。
- 3 臨時委員は、当該特別の事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、会長は、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(議事)

第6条 審議会は、委員及び議案に関係のある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

- 2 審議会の議事は、出席した委員及び議案に関係ある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(幹事)

第7条 審議会に、審議会の庶務を処理するための幹事若干人を置く。

2 幹事は、町職員のうちから町長が任命する。

3 幹事は、会長を命をうけ、会務を処理する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、建設課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年条例第1号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成24年条例第24号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成27年条例第1号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年条例第22号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(2) 審議会委員名簿

区 分	氏 名	所属・役職名	備考
識見を有する者	松浦 正幸	大野町広報委員	会長
識見を有する者	馬淵 和三	大野町商工同友会	
識見を有する者	長沼 恵子	大野町商工会女性部代表	
識見を有する者	佐々木 洋	いび川農業協同組合理事	
町議会議員	永井 啓介	大野町議会議員	
町議会議員	山川 満	大野町議会議員	
町議会議員	小森 小百合	大野町議会議員	
町議会議員	宇野 等	大野町議会議員	
関係行政機関	坂口 達也	揖斐土木事務所長	
関係行政機関	内藤 典夫	揖斐警察署長	

順不同

4 諮問書・答申書

(1) 諮問書

諮 問 書

大建都第369号

平成29年8月23日

大野町都市計画審議会会長 様

大野町長 宇佐美 晃三



大野町都市計画マスタープランの策定について（諮問）

大野町のまちの将来像やまちづくりの方針およびその実現のための方策を示し、今後の都市計画の指針とするための大野町都市計画マスタープランの策定にあたり、大野町都市計画審議会条例第2条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

(2) 答申書

答 申 書

平成29年8月29日

大野町長 宇佐美 晃三 様

大野町都市計画審議
会長 松浦 正幸



大野町都市計画マスタープランの策定について（答申）

平成29年8月23日付け大建都第369号で諮問のありました大野町都市計画マスタープランの策定については、慎重に審議した結果、原案を適当であると認めましたので、答申します。

ただし、大野町都市計画審議会として下記事項に配慮するよう意見を添えます。

記

- 1 大野町都市計画マスタープラン並びに大野町第六次総合計画等の上位・関連計画における施策の進捗度や取組状況を把握し、着実な計画の推進を図るよう努めること。
- 2 インターチェンジ周辺のまちづくりにあたっては、近隣市町や関係機関と十分に調整し、計画的な土地利用を図ること。
- 3 社会情勢の変化に対応した進行管理と、必要に応じて計画の見直しを行うこと。